



Regional Studies

地域研究

2015年9月

No. **16**

沖縄大学地域研究所



目 次

Contents

〈共同研究班成果報告〉

- 下村 英視・鈴木 陽子・嘉数 睦：「病む」ことにおける人間の存在論的位相
—沖縄大学地域研究所共同研究班「沖縄愛楽園入所者に見る病むこと存在論的研究」— 1
SHIMOMURA Hidemi, SUZUKI Youko, KAKAZU Mutsumi, On an ontological 'status' of
human being in the problem of 'Hansen's disease'.

〈論文〉

- 小西 吉呂・外間 淳也：沖縄県における性暴力の現状と課題 —刑法的視点を中心に— 23
KONISHI Yoshiro, HOKAMA Jyunya, Current Status and Problems of Sex Crimes in Okinawa
—Focusing on the Viewpoint of Criminal Law—

- 横 山 正 見：沖縄大学における聴覚障がい学生支援の軌跡と展望
～聴覚障がい学生のライフストーリーインタビューを中心に～ 47
YOKOYAMA Masami, The history and prospects about support systems for deaf or
hard of hearing students in Okinawa University.
— Focus on life history interview with deaf or hard of hearing students. —

〈研究ノート〉

- 黒 沼 善 博：地下ダムの源流と島嶼圏での展開 81
KURONUMA Yoshihiro, The Origin of Underground Dam and Construction Examples in Islands.

- 高 良 幸 哉：沖縄県における児童ポルノ規制 103
TAKARA Kouya, The Regulation of the Child Pornography in Okinawa

- 岡 本 常 雄：認可地縁団体が所有する不動産の登記の特例の制度の創設について 117
OKAMOTO Tsuneo, Make an exception of a rule about NINKA-CHIENDANTAI
(A Group of people living in the same area which was authorized by mayor)
register it's own immovables

- 仲宗根 京 子：経営破綻下における事業譲渡についての一考察
—旧琉球バスの営業譲渡を契機として— 141
NAKASONE Kyoko, An Analysis on the Business Transfer under Bankruptcy with
an Opportunity of Case Study on Business Transfer of Ryukyu-bus

- 横 山 正 見：沖縄県内高等教育機関における障がい学生支援の現状と課題
—聴覚障がい学生支援を中心として— 149
YOKOYAMA Masami, The situation and issues about support systems for students
with disabilities who enroll institutions of higher education in Okinawa prefecture.
—Focusing on support systems for deaf or hard of hearing students.—

- 小 川 竹 一：日本と中国の農地権利システムの変貌 165
OGAWA Takekazu, Transformation of Farmer's Land Rights System in Japan and in China

- 仲 地 清：国際連合と沖縄の関係—「人権」「先住民」「自己決定権」の視点から 179
NAKACHI Kiyoshi, United Nations-Okinawa Relations: From viewpoints of
Human Rights, Indigenous People and Self-Determination

〈調査報告〉

- 盛口 満・三輪 大介：魚毒植物を中心とした池間島における植物利用の記録 191
MORIGUCHI Mitsuru, MIWA Daisuke, Report of fish poison plants and other useful plants
at Ikema

〈判例研究〉

- 牧 洋一郎：第二次馬毛島入会権確認訴訟判決の検討
—第一審判決と控訴審判決（判例集等未登載）について— 207
MAKI Yoichiro, Examination of the second Mageshima Island common suit of confirmation
judgment
—About first trial judgment and appeal court judgment (casebooks non-registration) —

「病む」ことにおける人間の存在論的位相

—沖繩大学地域研究所共同研究班「沖繩愛楽園入所者に見る病むことの存在論的研究」—

下村 英視ⁱ・鈴木 陽子ⁱⁱ・嘉数 睦ⁱⁱⁱ

On an ontological ‘status’ of human being in the problem of ‘Hansen’s disease’.

SHIMOMURA Hidemi, SUZUKI Youko, KAKAZU Mutsumi

キーワード：ハンセン病、語ること、家族、戸籍、血縁

Keywords：Hansen’s disease, narrative, family, family register, blood relationship.

目次および執筆分担

1. 存在論的研究の視座：下村
 - 1) 方法と目的
 - 2) 表象的世界
 - 3) 存在論的位相
2. 戦後沖繩の戸籍整備と愛楽園入所者：鈴木
 - 1) 繋がりの中の人の生死と戸籍
 - 2) 沖繩戦後の戸籍整備
 - 3) 戸籍をめぐる非公式な事態
3. 開かれた「共育」の展望：嘉数
 - 1) 「共育」の概念
 - 2) 「幼い私は誰にも聞けずにいた」こと
 - 3) 病の体験とぬぐいきれない記憶の共有
 - 4) 「共感」から「共育」へ

ⁱ 沖繩大学人文学部福祉文化学科教授

ⁱⁱ 沖繩大学地域研究所特別研究員、神奈川県立相模田名高等学校教諭

ⁱⁱⁱ 沖繩大学地域研究所特別研究員、元沖繩県立沖繩盲学校長

1. 存在論的研究の視座（下村）

1) 方法と目的

本稿は、沖縄大学地域研究所共同研究班「沖縄愛楽園入所者に見る病むことの存在論的研究」によって行われた調査研究の成果報告である。最初に、ここで用いられている「存在論的研究」という表現は、多くの人にとって聴きなれないものであろうから、このように題された本研究の特徴を、明らかにしておく。

療養所入所者からの聴き取り調査による『証言集』は、沖縄愛楽園、宮古南静園ともに、既の上梓されている。しかし、それらは、一律に定められている調査項目に従ってなされた聴き取り調査をもとに編集されたものである。言い換えれば、「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」（1998年提訴、2001年結審、熊本地裁）以降、ハンセン病問題が重大な人権侵害を伴うものとして語られるようになった時期に、その被害を克明に記すことを主要な目的にしたものであった。それは、未来を生きる人たちが同じ過ちを繰り返さないための重要な研究である。

これに対して、本研究は、上記の研究の趣旨に賛同しつつも、その目的と方法を異にする。本研究の方法は、当事者の主体性を軸に展開する。本稿の2と3で提示される考察が明らかにするように、ハンセン病者にもたらされた差別と偏見の中を生きた人々の人生の真実を、語り手と聴き手がともに探し求める営みとなる。「隔離」の中をどのように生きたのか、苦難の中にあってもなおかつ彼らの人生を支えたものはなんであったのかを尋ねながら、彼らの心の奥底にしまいこまれた真実の言葉を手繰り寄せようとする。

これらの言葉は「隔離された生」の実相を描くが、この時、隔離の原因となった「病」に焦点が当てられていることから、おのずと病を生きる人間存在の様相が明示されることになる。このようにして、本研究は、愛楽園を生きた人々を対象とした特殊（個別）研究によって、人間の存在論的な身分を理解するための普遍的な地平を開こうとするものである。

中心概念をなすのは、人間の「存在の様相」もしくは人間の「存在論的身分」である。これらの概念をめぐって人間理解のための議論を辿るためには、人々の生が織りなされるのは、私達が目に見える仕方ではたらきかけている「物理的世界」ではなく、「表象的世界」と呼ばれるものであること、そして、後者の世界こそが人間にとって直接的であること、以上を理解していただくための考察を欠かすわけにはいかない。

2) 表象的世界

近代科学の発展以前には、日常的な自然現象（風、降雨、昼夜や季節の変化、潮位の変化等）をはじめ天変地異と呼ばれるような大きな変化（台風、地震）の背後に、霊的な存在もしくは様々な神々が考えられ、それらによって現象が説明されてきた。そこへ近代科学は、法則性による説明を持ち込み、客観性と普遍性を価値のあることとした。その結果、前者の説明は、そのほとんどを後者の説明に譲ることになった。

もっとも、近代科学を信奉する今日の日本においても、地鎮祭をはじめ様々な宗教的儀式

は行われ続けているから、呪術的、靈的、宗教的な説明は決して無意味だとみなされているわけではない。すると、その意味は何だろう、と問えば、答えは明瞭である。人は、この世界の住人として、世界に適応して生きていかなければならず、そのためには、安心して生きて行けるための「説明」が求められているからだ、と答えることができる。

人は、分からないことの前では不安なのだ。だから、事柄の理由、変化の理由を知ることによって、安心を得る。知ることによって現実の世界に適応して生きることができてきた経験は、人に安心をもたらす。もちろん、場合によっては、思うようにならないこともある。この時には、あきらめなければならない。そう、あきらめるとは、あきらかに見ることなのだ。

このように、科学と宗教とは、探究方法において異なることは誰もが認めるところだが、その目的はともに、目の前に生起する物理的世界を説明してもらうことによって安心を得るということなのだ。

確かに、私たちは、現実の物理的世界の中に生きているが、しかし、直接的には、この物理的世界を覆い尽くし、それを意味づけている世界の中なのだ。変化の背後に神の意志がはたらいていると説明する宗教的世界、繰り返えされる変化の背後に法則性があると説明し、次の変化を予測し説明してくれる物理学の世界、それらは説明の仕方は異なるものの、等しく、目の前の現象に説明を与えてくれる意味の世界なのである。この中で人は現実の世界に適応し、安心して生きる。

そして、この意味の世界が、表象的世界と呼ばれるものである。この表象的世界について、もう少し説明を加える。

動物同様人間も、現実の物理的世界に住んでいる。生物として、環境に生存する多くの命あるものの生命を摂取して、人間は生きている。しかし、衣食住という生活にきわめて密接な事柄についてさえも、何をどう食べるか(工夫の継承が民族や地域の伝統的料理となった)、何をどう纏うか(寒さや暑さから身を守る工夫の延長上に、美を競う服飾文化がある)、どこにどのように住むか(それぞれの民族や地域によって工夫された多様な住まいは、風土に即した生活しやすさの知恵の集積である)というように、他の動物たちには見られない創意工夫があり、これが伝承された時、文化と呼ばれる。それらは、環境にはたらきかけ、環境をつくりかえて生きている人間の特徴をととてもよく表している。そして、これらを成立させているのが、表象的世界なのである。

人間は、現実の物理的世界からこの表象的世界を分離屹立させた。現実の物理的世界を覆い尽くすような仕方で、表象的世界＝自分が理解している世界を張り巡らし、この世界の中で、可能性を考え、それを実現するための工夫をする。可能性を考えることができる世界を手に入れたことが、人間の偉大さをつくったとも言える。そして、ここで注意しておかなければならないことは、可能性が自由に思い描かれる世界とは、非現実の世界だということである。

だから、私たちの日常生活の中で失敗や間違いが起こるのも、表象的世界でとらえていた

ことが現実にそぐわない場合に、そうなるのである。そして、ありもしないことを意図的に語れば、それは嘘を言うということだ。嘘を言えるという点においても、人間は、他の動物たちとは決定的に異なったものとなったとも言える。

このようにして、表象的世界は、文化創出の基盤であると同時に、虚偽、欺瞞、殺戮といった数多くの悲惨の温床ともなった。歴史を緋けば、自衛という正義のために行われなかった戦争はない。豊かさを実現しようとしなかったところに、環境汚染はなかったし、病気の治癒を目指さなかったところに、薬害はない。すべては、表象的世界の中で「よさ」の実現を目指して考えられ、そのアイデアが現実の物理的世界の中で実行されたことによって、生じたことだった。

ハンセン病問題もまた、同様であった。ハンセン病で苦しむ人のいない社会の到来を望み、これを実現するための行動を人々はとった。患者の「隔離」である。明らかな悪であれば、人はそれをしない。よいことがあると考えるから、人間はそれをするのだ。

3) 存在論的位相

表象的世界に生きる人間は、病気を克服するための工夫を重ねた。これが、医療の文化を形づくった。しかし、人々の間に生じた病気に対する偏見もまた文化的な事象であり、ひとつの文化である医学がこれを払拭するには、それなりの時間と努力が必要だった。病む人々は、それら文化の中を生きざるを得なかった。見られたように、いずれも表象的世界の中の出来事である。そして、人は、この世界の中で、その生の形をなし、存在の様相をとる。それに価値評価が加わるとき、それは位相となる。人は、そのような存在論的身分を負って生きる。

2で鈴木は、病者と戸籍の問題を扱う。名指すとは、何かを指し示すことである。記載するとは、その何かについて述べることである。もちろんその何かが私の自由な創作であることもあり、その場合、名指され記載された何かが現実に存在しないこともある。見られたように、表象的世界の中で、人は存在しないものについて語るができるからだ。しかし、「戸籍」には、名指される者の現実的な存在が記載されなければならない。それは、固有名を与えることによってその存在者の存在を疑いのないものとして名指す行為である。

20世紀日本においてハンセン病を発病した人々の中には、名指されることなく放置された人々がいた。それは、健康者の社会が、それらの人々を存在しないものとして扱ったということであり、仮に食事や住まいに便宜を払ったとしても、共に生きることをあきらめなければならないこととして、病者に受け入れさせ、また自分も受け入れたということである。

その結果、病む人々は、療養所に入ってから、本名を名乗ることはなかった。療養所という人為的な空間の中に身を置く自分と同じ病を抱えた人々との関係の中でだけ、仮の名前を呼び合って生きることになった。そこで名指された人々は、病者としての自分の存在を日常として生きることになる。私たちの社会は、病む人々にそのような存在者としての位相を与えたのである。

存在論的研究が目指すところは、そのような存在の構造を生み出す人間の思考の特徴を明らかにし、ここに生じる困難と悲慘（差別、抑圧）を克服するための基礎理論を紡ぎだすことである。

3で嘉数は、「語る」ことを通して、人が出会い、つながることを説く。人といえども生物としては、個人が生み出す表象的世界の存在以前から、つながりあっている。そのような面はもちろんある。しかし、ここで重要なことは、表象的世界の住人である私が、与えられた命が営まれる時空において出会う人々と、その人生に触れるという仕方であらうことである。人生に触れるとは、その人が積み重ねてきた意味に触れ、その意味を受け止めて生き始めることである。

嘉数がとりあげた作文の筆者は、祖父母とかかわり、その中でどうしてもかかわらざるを得なかったとしか言いようのない「血縁のないおじ、おば」との関係性を生きてきた。この関係性に込められていた意味——何かあると感じながらも、それでいて見過ごされてきた意味——を見いだすことにおいて、その筆者は、自らのアイデンティティを同時に発見している。それは、関係性の再発見に促されながら、自らの人生をある方向に向けて歩みだすことによって得られる自己のアイデンティティであり、他者と自己の存在の発見である。

関係性の中に生きる人間の存在論的理解は、このような仕方であらう。

2. 戦後沖縄の戸籍整備と愛楽園入所者（鈴木）

1) 繋がりの中の人の生死と戸籍

本節はハンセン病罹患者や療養所入所者の戸籍をめぐる状況に焦点を当て、ハンセン病罹患者の人と繋がる関係性が公的にどのようにされていたかを、年金受給という公的制度の事態と、療養所で暮らす子どもたちの非公式な渡航をめぐる事態から明らかにしていくものである。

沖縄戦によって戸籍の大半を焼失した沖縄では、戦後、申請によって新たに戸籍が作り直された。作成される戸籍は人が繋がりの中で生まれ、生きていることを前提に作られ、出生、婚姻等人との関係性を公的に証明する。戸籍は死者を、死者として公的に存在する者として証明し、逆に戸籍の無い人は生きていても公的には存在しない者とする。戸籍において、人は生きているときも死んだ後も存在する。そして戸籍は生まれて死んでいく人の存在を公式に証明する。

一方、日常生活において、人は繋がる人について語ることを止めることで、その繋がりの中で生きることを止める。人は語ってはならない者になることで、「そもそもそこにいなかった人」になる。言い換えれば、生死を含む人としての存在が無い人となる。ハンセン病療養所、沖縄愛楽園¹で暮らす入所者の多くが身内の中で語られない者になり、入所者自身も身内や身内が暮らす集落の中で語られないように配慮してきた。そして時間とともに、「そもそも、そこにいなかった者にされた人」から「意識化されない人」になることも少なくなかつ

た。戸籍が焼失した沖縄では、ハンセン病罹患者の少なくない人が、公式にも非公式にも身内の中で存在しない者になった。

戦後沖縄の戸籍作成は、ハンセン病療養所沖縄愛楽園においても、年金受給、資格取得等の申請書類に戸籍による身分証明が必要となり、「戸籍の問題」として現れた。これは園外の人々が戸籍を必要とする状況と同じであるが、愛楽園で戸籍の問題として現れる事柄は、ハンセン病罹患者の身内との関係の表れである。その中で、愛楽園入所者ひとり一人の戸籍整備は、年金の受給によって生活を良くすることを目指して入所者自治会によって取り組まれた。

戦後における愛楽園の運営に、入所者自治会の力は欠かせない。1944年の十・十空襲とその後の爆撃で灰塵に帰した愛楽園の復興は、入所者自治会が担ってきた。物資すべてが欠乏し、900名を超える入所者に園長を含めて医師2名しかいない園の運営は、入所者が担う以外になく、土木建築の請負、予算増額の要請等々も直接行うようになった²。その状況は、1957年に沖縄に派遣された本土療養所に勤務する医師の目には、園の運営を入所者自治会から「園に取り戻さねばならない」と報告書に書かねばならない状況に映った³。

この入所者自治会の訴えは、直接、琉球政府厚生局や新聞社に送られることも少なくなく、自治会が発信する言葉は、家族や集落の中で存在しないかのようにされてきたハンセン病罹患者が、人間として生きていくことを求める具体的な取り組みとして現れるようになった。一方で、この自治会の公式な活動の背後には、公式には語られない入所者たちの事態がある。戸籍をめぐっても公にされない事態が存在するが、多くは語られてこなかった。本節は、入所者自治会の公式な取り組みの背後にある、入所者たちの非公式ともいえる事柄をすくい上げ、存在しないことにされてきた人々の存在を浮かび上がらせる試みでもある。

なお、沖縄の米軍統治下時代の呼び方として「沖縄」、沖縄に対するものとしての沖縄県外については「日本」の名称を使用する。

2) 沖縄戦後の戸籍整備

(1) 申告による戸籍再編作業

沖縄戦時から米軍によって行われた住民の収容は、家族が離散した状態でバラバラに収容されたため、その対応策として戸籍係による住民把握が求められた⁴。また、地上戦が行われた沖縄では、一部の市町村を除いて戸籍が焼失したが、配給のために人数把握が必要となったことから、1946年9月19日、沖縄民政府によって「臨時戸籍事務取扱要綱」が出された。この臨時戸籍は当事者が申請し、「戸籍ハ市町村ノ区域内ニ現住スル者ニ付戸主ヲ本トシテ一戸毎ニ之ヲ編製ス但シ戸主現住セザル者ニ付テハ世帯主ヲ本トシテ一世帯毎ニ世帯表を編製ス」(第二条)と定めた。また、この臨時戸籍は配給受け取り台帳作成を目的としていたため、現に居住している人のみしか登録できず、戸籍簿、世帯簿の外に傷病者等の養護入院者名簿が作成された⁵。従って、ハンセン病療養所に入所している者は臨時戸籍である戸籍簿、世帯簿には掲載されないことになった。また、1946年2月8日に出された米国海軍政

府指令第115号が「癩患者と判明した全部の者を、現在復旧中の屋我地島癩療養所に隔離するように指示する」としていることから、ハンセン病に罹患している者は療養所以外に現住しないことになり、制度上、臨時戸籍に載らない者になった。

沖縄での本格的な戸籍整備作業は「戦傷病者戦没者遺族等援護法⁶」が沖縄にも適用されることになったことから進められた。戦傷病者戦没者遺族年金を得るためには、出生、婚姻関係を証明する戸籍謄本の添付が義務付けられたが、臨時戸籍では正式な戸籍謄本、抄本を発行できず、死亡者との関係を表す戸籍の整備が急がれた。1953年11月16日に制定された戸籍整備法の対象は、現に居住している者ではなく、戸籍が滅失した当時、沖縄に本籍があった者全てとされた。戸籍の再製は戦争によって一家全滅した家、子ども一人残された場合も親族に申し出の義務を負わせ、本人や親族が、集落ごとに配置された戸籍整備員に戸籍編製の申し出を提出し、本籍地の市町村長に報告する手続きによって行われた⁷。

(2) 愛楽園をめぐる戸籍整備

この戸籍整備法では療養所に入所している人も対象になり、親族に届け出の義務があった。愛楽園入所者たちの間でも戸籍申告は大きな話題となり、また、苦悩は深刻なものとなった。戸籍申告締切間際に、何とか戸籍申告をしないですますことはできないかと話し込む入所者たちの様子が、入所者自治会機関誌『愛楽⁸』に掲載された。そこには当時の入所者が語る戸籍の状況と家族に対する心配が書かれている。

彼らの多くは戦後9年間も本籍地の仮戸籍から除外されているとの事で、戦災により役場の戸籍簿が焼失してしまったので、彼らも戦争で死亡或は行方不明になったことにされてしまい、各々の家人によって既に処理され、今では周囲は勿論、親戚の者からさえも、全く忘れられているとの事であった。

(中略)・・・邪魔くさい者共はこの際死んだ事にしておいた方が却って家の対面上都合いいし、隠せるものなら、あくまで隠そうとの気持ちがあったであろう。とにかく我々が心配している以上に故郷では苦しんでいる筈だから、今、我々がこの申告で名前を出す事は、自分が愛楽園にいるのを公表するようなもので、ますます迷惑をかけるばかりだ⁹。(傍点筆者)

入所者たちの多くは、ハンセン病を患った自分のために、家族が親族や集落などから排除される経験をしてきた。家族を守るために自分を存在しないものにしてきた人が多い。戸籍整備は入所者にとって、自分がハンセン病を患った者であり、愛楽園で暮らしていることを明らかにするものとして現れた。入所者たちの苦悩は自分の存在が消されたことに対する苦悩ではなく、ハンセン病を患った自分の存在が明るみに出ること、身内が再び苦しむであろうことに対する苦悩である。

親族の中で入所者たちは語ってはならない者にされ、入所者自身も音信を断ち、存在しな

い者として対応することが多かった。親族にとって、現住する者のみを申告する臨時戸籍（引用文では「仮戸籍」）では、ハンセン病を患った身内を申告しないですますことできたが、戸籍整備法では死亡者を含めて沖縄に本籍を有する者を全て申告しなければならない。親族の中には、存在しないかのようにしてきた愛楽園入所者たちの存在を知らない者もいる。戦争で亡くなったことにされている入所者もいる。戸籍整備は、親族に対して、存在しないことにされてきた愛楽園入所者を生きている者として現前させた。前出の随筆では、申告締切が迫って長年音信不通だった家族から手紙が舞い込んだり、面会に来たりすることが記される。そして、「用件は戸籍に関してであり、面会ではどうしたら隠しおおせるかと、因果を含めることにあったのだろう」と記す。

この時の戸籍申告がどのような状況だったかは、1968年に入所者自治会が行った戸籍の有無の調査で明らかになる。この自治会の調査は、戸籍がないために1967年に制定された老齢福祉年金の受給が遅れたり、死亡手続きが取れなかったりする例があること、また、1968年から始まる身体障害者福祉年金の受給に備えて行われた。1968年、自治会は全入所者に戸籍の有無を各自の家族か役所に問い合わせ、不明の場合は自治会に知らせよう呼びかけた¹⁰。この結果、700名余りの入所者のうち数十名が無籍者になっていることが明らかになった¹¹。自治会の年金申請事務の担当者は「僚友たちの戸籍上の問題が余りに問題含みの多いのに驚愕もし途方にくれ」と『愛楽』に記し、家族が申告した名前や生年月日が異なっていたり、愛楽園で生きていることを知っていながら申告漏れをしたり死亡したと申告していることを明らかにした。「戸籍上にも偏見の問題が含まれていることに憤りを覚えている」と記すとともに、「いまだに戸籍を申請しようとしぬ療友がいる」ことも述べている¹²。ハンセン病を患った人を親族に存在しないように動く身内と、あくまでも身内に配慮して自分を存在しない者とする入所者がいた。

既に述べたように、ハンセン病を患った人を存在しないかのようにすることは、戸籍の編製とは関係なく行われてきた。愛楽園が開園する以前、ハンセン病を患い家の裏座に籠る経験をした人は、同じ家の裏座で過ごしながら「家族の中で、親や兄弟のなかで、自分の名前が語られることがなくなった。僕は存在しないことになった¹³」と語る。また、愛楽園に入所した直後に亡くなった兄がいたことを聞かされた妹は、兄が家を離れ、離れ島の隔離小屋で過ごしていたことも知らなかったことを「兄がいたことも、兄が亡くなったことも何も知らずに過ごしてきた¹⁴」と語る。人々はハンセン病を患うことをあってはならないこととし、語らないことでハンセン病患者が存在しないかのように振舞ってきた¹⁵。戸籍に存在しないことにするのは、その振る舞いを公的な場でも行ったことを意味する。その中で、入所者自治会が中心になって戸籍を獲得することは、自らも家族の中で存在しない者として振舞ってきた入所者自身が、自らの存在を明らかにしたことになる。

入所者にとって戸籍の問題は、年金受給という公的な制度に対応する必要性から入所者自治会の公式の課題になり、対応した。一方で、ハンセン病を患った、死亡した人々の戸籍の

有無、真偽は戸籍整備の問題にならないことが多い。しかし、戸籍が公的に身分（人との関係性）を証明するものであれば、死者の戸籍が申告がされない事態はその子どもへと引き継がれ、子どもの戸籍の問題となることが少なくない。愛楽園における子どもの戸籍の事態は沖縄から日本への渡航時に問題となって現れた。1972年の「復帰」まで、沖縄と日本の往来には渡航証明書を必要とした。また、ハンセン病罹患者の日本入国は禁じられ、乗船下船時には検疫が行われた。しかし、1950年代以降、子どもたちは中学校卒業後を考え、日本の療養所に転園する人も出てきた。次にこの非公式の場面での戸籍をめぐる事態について明らかにしていく。

3) 戸籍をめぐる非公式な事態

(1) 渡航と出入国管理令

戦後、沖縄と他地域との往来が制限されるなか、1946年、琉球列島の外にいる約2万4千人の沖縄の人の引き上げが行われ¹⁶、1948年、琉球列島から日本への帰還が行われた¹⁷。その間に愛楽園に勤務する日本出身者も引き上げた。ハンセン病罹患者については1946年12月、台湾の療養所楽泉院から17人が愛楽園に引き上げてきたのをきっかけに、1947年、日本の療養所に入所する沖縄・奄美出身者218人がマッカーサーに訴えて愛楽園に引き揚げてきた。また、1948年には日本出身者が鹿児島敬愛園に引き上げて行った。

その後、1949年、沖縄居住者の日本入国を限定的に認め¹⁸、1952年には、「日本国内への琉球人の自由入国を許可する旨の日本政府の政策発表に伴い」、沖縄から日本への自由渡航が認められた。1954年からは沖縄から日本に自由に渡航できるようになるが、米国民政府副長官の渡航許可を必要とし、「日本旅行証明書」を必要とした。実際には、その手続きを取らず「闇船」と言われる漁船を頼み与論島まで行き、鹿児島まで渡ることも珍しくなかった。

1954年、沖縄から日本への自由渡航が認められたのに伴って琉球列島出入管理令が制定された。この琉球列島出入管理令では琉球列島に上陸することを拒否できるものに琉球政府癩予防法又は伝染病予防法の適用を受ける者を筆頭あげた。同様に、1951年10月4日に制定された日本の出入国管理令も伝染病予防法又は癩予防法の適用を受ける患者を上陸できない者の筆頭に挙げている。

入所者の状況を見ると、生まれ育った集落から、何も言わずに遠く離れた愛楽園に来て、愛楽園では同郷の人と出会う。面会に来る人の口から自分がハンセン病を患い愛楽園にいたことが伝えられるかもしれない。自分を知る人を避けるために、沖縄から遠く離れることが求められた¹⁹。さらに、日本の療養所からの引揚者や日本の療養所に残る沖縄出身者からは、沖縄戦で灰塵に帰し、米軍の統治下におかれた沖縄の愛楽園より恵まれている日本の療養所の状況が伝えられた。愛楽園からも「闇船」で日本に向う人がいる一方で²⁰、那覇に出てパスポート（日本渡航証明書）を手に入れ、予防接種を受けて日本に渡航する入所者がいた。しかし、愛楽園入所者が園外に出ることは、一時的な許可を除いて制度上は認められず、園外に出たことが分かれば「逃走」として懲罰の対象になった。しかし、物資すべてにわたっ

て不足している中では、園外で入手する物を前提に愛楽園での生活は成り立っていた。「闇船」での渡航は密航となり、パスポートを手にしてもハンセン病罹患者であることが判明すれば乗船や日本上陸は拒否される。どちらにしても愛楽園からの「逃走」である。米軍統治下の沖縄の愛楽園から日本の療養所に入所するには、隔離政策の癩予防法と出入国管理令が立ちふさがった。

(2) 愛楽園で暮らす子どもたち

愛楽園で暮らす子どもたちも1950年代に入ると回復して退所するようになり、それまでの入所者とは違う将来を描くことが可能になった。それまでは、園内の学校を卒業すると、少年少女舎から乙女寮、青年寮に移って園内作業の中心となって働き、間もなく園内で結婚するのが療養所内での一般的な過ごし方だった²¹が、子どもたちは回復して退所することが前提となった。入所する大人たちは、退所して一般社会で暮らすであろう子どもたちが、社会で生きていく学力、技術を身につけるように配慮した²²。「これからは男も女も関係ない時代が来る」と口癖のように言っていた男性は、日本から教材を取り寄せて、世話をする少女に勉強をさせた²³。在籍中に回復して地元の学校に復学し、高校に進学する子どもも出てくるようになり²⁴、日本では1955年長島愛生園に岡山県立邑久高等学校新良田教室が設立され、らい予防法下のハンセン病療養所に入所する子どもたちも高校進学が可能になった。

しかし、1964年までは米軍統治下の沖縄の療養所からは新良田教室に入学することはできず、新良田教室に進学する場合には、一旦、日本の療養所に入所してから受験しなければならなかった。そのため、中学2～3年生から中学卒業後の間に、日本の療養所に転園する子どもたちが現れた²⁵。これは制度としては公式に認められたものではない。隔離政策下、療養所の外に出るには許可が必要であり、ハンセン病罹患者の入国を認めない出入国管理令の下では日本への渡航は不可能である。愛楽園から日本の療養所への転園は、日本の療養所に暮らす沖縄出身者を窓口として受け入れ態勢を整えることと、密かに日本渡航証明と日本での身分証明を手に入れ、乗船前、下船前の検疫でハンセン病罹患を発覚されないようにすることが必要だった。これは愛楽園からの逃走の試みであり、日本の療養所に入所できれば、愛楽園の記録には「逃走」による退所と記録された²⁶。沖縄から日本の療養所への「転園」は、日本の療養所では園と自治会間での黙認事項であり、子どもたちはハンセン病罹患者ではない者として日本に渡り、「転園」先の療養所でハンセン病であると診断を受け、入所した²⁷。

愛楽園で暮らす子どもたちの、公式には認められない渡航と高校進学は、少年少女舎の寮父母（入所者）と自治会によって段取りが整えられ実行に移されたが、渡航証明は公式に取得されねばならなかった。子どもたちは家族に日本に渡航し高校進学をしないと、渡航証明を得ることを家族に依頼する。家族に頼ることが困難であれば、子ども自身で戸籍関係の書類を取らねばならない。その過程で自分の戸籍の所在が不明であることやハンセン病に罹患した親の戸籍がないことが判明することもあった²⁸。

(3) 戸籍を探す

愛楽園からの退所者である金城幸子は1957年に澄井中学校を卒業した。新良田教室進学を目指し、渡航証明申請の準備をする中で、自分の戸籍の所在が不明であることが判明した。幸子の実の両親はハンセン病を患い、1935年、鹿児島県の敬愛園に入所後、子どもを産むために敬愛園を出る。二人の子どもが誕生し、沖縄に戻って母の両親に子どもを育ててくれるよう懇願するが断られ、親子4人で台湾に行く。やがて母は台湾の療養所楽泉院に一人入所し、幸子と兄は沖縄に戻される。母は楽泉院で亡くなるが、軽症だった父は入所することなく、後に台湾から糸満に戻る。

幸子は自分の戸籍を、育ての母親の戸籍と一緒にあるものと思ったが、そこには自分の名前は無い。実の父の戸籍にあるかと糸満に住む父を訪ねるが、幸子は戸籍に入れていないと言われる²⁹。幸子の誕生日も1941年生まれというが曖昧である。それでは実の母のところにあるのかと、母の実家のある名護市を訪ねるが、そこで母の戸籍がないことが判明する。前述した1954年戸籍整備法に基づいて申告された戸籍に、ハンセン病を患った母は申告されなかった。また、自分の名前が母の一番下の弟と同じ誕生日で記載されていることが分かる³⁰。実の父には1941年生まれと言われたが、戸籍上は1930年8月1日生まれになっている。澄井校では育ての母の姓、安里幸子を名乗るが、戸籍上の名前は金城幸子である。幸子は家庭裁判所に申請して戸籍を直すには時間がかかりすぎると、実際の年齢より10歳多い渡航証明書を手に日本に向かって乗船した³¹。

(4) 繋がりを作る子どもたちへの入所者の配慮

何年も経ってから、自分の生まれ場所を訪ねて回る幸子に、愛楽園に入所する二人が「自分の息子と同じ日に熊本の回春病院³²で生まれた。息子の誕生日は昭和16年11月10日だ」「産婆をしていた私が、回春病院で幸子を取り上げた」と話す。自分がいつどこで生まれたかを知った幸子は、このエピソードを著書『ハンセン病だった私は幸せ』（金城幸子2007）の中に記す。しかし、この本を読んだ入所者から、幸子は「お前が生まれたのは本妙寺だ。生まれたばかりのお前を見ている」と告げられる。この入所者は敬愛園が1935年に設立される以前に、沖縄から熊本の回春病院に入所し、その後、敬愛園に移る。また、大阪、岡山に行った後、物乞いするハンセン病罹患者家族も暮らす本妙寺部落で暮らしていた。その後は熊本恵楓園、敬愛園と療養所で暮らす。幸子の父とも懇意にしていた。彼は幸子に「回春病院はイギリスのリデルさん、ライトさんが院長をしていて、男女を厳しく分けていた。結婚をしたいと思います人は皆、回春病院を出て敬愛園なんかに行ったんだ。敬愛園でも子どもは生まさん。産みたいと思った人は本妙寺に出て生んだ」と話す。さらに「回春病院は立派なきれいな宗教病院で、お前が生まれた場所を本妙寺ではなく回春病院だと言うのは、お前は立派なところで生まれたんだ、ということにする、お前への配慮だ」と話しを続けた。入所者たちの配慮は自分の親族に対する配慮だけではなく、ハンセン病に罹患した親から誕生した子どもたちや、退所して家に帰ることを前提に入所してくる子どもたちにも向けられた。

入所者の大人たちの多くは親族に迷惑がかからないようにと、生まれ故郷との関係を断つ配慮をしてきたが、愛楽園内に設立された澄井小中学校に転入してくる子どもたちも、名前を変え、前在籍校名も伏せられるなど、愛楽園への入所が生まれ故郷に分からないように配慮されることが少なくなかった³³。1957年に澄井校に着任した比嘉良行は、当時の子どもたちの状況を「転校手続きなしで来て、いつ来たのか、どこから来たのか、名前も分からなかった」という。比嘉の着任当時は指導要録が整備されていない状況でもあり、前在籍校に何も言わず、転校の手続きをせずに愛楽園に入所し澄井校に通学している子どももいた。彼らは退所し地元の学校に復学する時にも転校の手続きを必要としない³⁴。転入、転出の手続きは継続する同一人物であることを表す手続きだが、同一人物であると分かることを望まない子どもたちでもある。入所している子どもたちの身分証明が求められるのは、進学のために渡航する時のほかにはない。

(5) ハンセン病罹患者の存在

前述したように、年金受給をきっかけに、入所者は戸籍を作成することによって自分たちが生きていることを明らかにした。家族も自分自身も、親族にはハンセン病罹患者が存在しないかのように振舞ってきたが、再編された戸籍は継続的な親族の繋がりを公に明らかにする証明である。一方で、自治会が中心になって取り組んだ戸籍獲得の運動では、亡くなったハンセン病罹患者の戸籍の有無や、入所する子どもの戸籍の状況について検討された様子はない³⁵。そこからは繋がりをない事にしようとする、そこに繋がる人々への配慮がうかがえる。戸籍は継続する一人の人間が持つ、親族という人との関係性を明らかにするが、亡くなったハンセン病罹患者の存在を無いことにすることは、その人に繋がる人との関係性がないことになる。前出の幸子の母の戸籍がないということは、母の存在が公には無いということだけでなく、母に繋がる親族の関係性がなくなるということである。幸子の、ハンセン病を患った母との関係が公には存在しないということになる³⁶。

これは単なる戸籍の有無の問題ではない。戸籍の問題は、ハンセン病罹患者が置かれてきた状況の一つの表れである。ハンセン病罹患者の事柄は語られないことが多く、存在しないかのようにされ続けてきた。確かに、戦後の沖縄において戸籍の有無の問題は、「珍しくない」問題である。地上戦を経験した沖縄では戦後の混乱期まで、多くの命が失われ、一部の離島を除いて戸籍も焼失し、人が、人と繋がって生まれ、生きてきたことを公的に表す身分証明が滅失した。1953年に始まった本格的な戸籍整備は、無籍者を作らないようにと行われたが、沖縄に現住しない人を含めた戸籍の再編を完全に行う事は困難だった。受験時や資格取得時に戸籍関係資料を求められ、そこで戸籍がないことが発覚した、との話も聞く。また、亡くなった人を戸籍に載せなかったとの話も聞く。

療養所で暮らしてきた人は、身内から手紙を出すな、親が亡くなっても帰ってくるなど言われ、「戦争で死んだ事になっている」と言われた人もいる。入所者たちは家族から存在を表に出さないことが求められた。また、入所者自身も家族に迷惑をかけないようにと、存在

しない者として生きてきた人が少なくない。入所者の「無籍者」としての状況は、地上戦を経験した沖縄の、療養所で暮らす人々の状況である。そして存在しない者とされてきた死者の「無籍者」としての状態は、繋がる子どもの戸籍の問題として引き継がれた。

入所者の戸籍獲得に自治会は大きな力を発揮した。本節では戸籍の状況に絞って自治会の公式な取り組みと入所者の非公式な動きについて論じてきたが、米軍統治下におかれた沖縄の愛楽園において、入所者自治会は園の運営にも大きくかかわらざるを得なかった。そのなかで、入所者自治会はハンセン病罹患者が人間らしく生きていくこと求めて声を上げ、公式に取り組んできた。戸籍獲得の取り組みは入所者の公民権運動ともいえる。一方で、子どもたちの渡航時に見られたように、戸籍をめぐる表に出されない非公式な事柄があった。自治会の取り組みに、表立っては禁止されている入所者の非公式な活動が影響を与えている³⁷。

米軍統治下の沖縄で、愛楽園の入所者たちは自分たちの力で生き抜いてきた。それは非公式な活動だったが、愛楽園は、他の療養所において、園の規定を「公式」といい、入所者の主体的な行動を「非公式」ということとは異なる状況にある³⁸。愛楽園復興の主体となったのは入所者自治会であり、自治会を維持してきたのが「非公式」な活動で生き抜いてきた入所者である。その非公式な活動は園外で暮らす身内のためにも行われた。また、復興の実働として働いた少なくない人が退所していった。これらのことから、今後、沖縄の療養所の非公式な活動と入所者組織の変遷を明らかにすることが求められているといえる。

3. 開かれた「共育」の模索（嘉数）

1) 「共育」の概念

これまで、宮古南静園小中学校（ハンセン病療養所内の学校）で行われた教育実践と作文から、子ども達が病気と向き合い、家族との思いをつなげ、回復者として療養所を出て行く様子を取り上げ、「開かれた共育への模索」として報告した³⁹。ハンセン病児の学校の歴史の中で子どもと教師のふれあいと悩み、希望が浮かび上がるなかで、家族と離れ、療養所で生活した子どもの成長に重要なことは、共に生きる（共育的關係）という一つの関係の在り方にある⁴⁰。という視点を得た。また、『ハンセン病だった私は幸せ（2007年）』の著者、金城幸子さん孫娘、金城光彩さんの「ハンセン病だった祖母は幸せ」の作文（2009年第29回全国中学生人権コンテスト沖縄県大会最優秀賞および中央大会にて奨励賞を受賞）をもとに、中学生の視点からハンセン病回復者の家族について「開かれた共育への模索～ハンセン病回復者の家族～」にまとめた⁴¹。「ハンセン病で良かったという祖母の気持ちが伝わる。」「家族にハンセン病と公表できない人がいることも認め、そのままでもいいという祖母の考えが受け入れられる。」や「とりわけ家族に囲まれた時の祖母はとても幸せそうです。」の文章には、祖母の生き方に共感し、ハンセン病についてオープンに話す祖母を大事に思い、その人生に学ぼうとする気持ちがあった。孫が祖母の人生に触れ、その意味を受け止め、ともに生きることを伝えたかったのである。幸子さんは、自らの体験からハンセン病の家族の絆にはもろ

さがあると話したが、金城家には、共に生きる絆が見えた。祖母として、ハンセン病から生きてきたことを伝える決意が家族の絆を強くしたと作文から伺えた。

今回取り上げるのは、沖縄県立普天間高校2年屋良朝音さん提供の弁論原稿「じゃんけんのゲーとゴールデンウィーク」である。屋良さんは、「じゃんけんのゲーとゴールデンウィーク」で、第64回九州高校弁論大会福岡大会（主催・九州高校文化連盟など）で優秀賞を受賞した⁴²。弁論原稿から、入所者、社会復帰者やその家族への有形無形の圧力となつて今なお、残っているハンセン病に対する偏見と向き合う心情を追い、高校生が捉えたハンセン病体験者と共に生きる意味を取り上げる。

2) 「幼い私は誰にも聞けずにいる」こと

前回取り上げた金城光彩さんは、生活を共にしていた祖母のハンセン病体験を直接聞き、ハンセン病について両親とも語り合う家族の中にいた。屋良朝音さんは、異なっていた。朝音さんの「じゃんけんのゲーとゴールデンウィーク」は、次の文章で始まる。

もう何年になるだろう。物心ついた時には、ゴールデンウィークは、本島北部の屋我地島に住んでいるおじとおばに会いに行っている気がする。おじ、おばと言っても、正式には全く血縁関係はない。祖父母の友人だ。国立療養所沖縄愛楽園、そこに二人は住んでいる。

朝音さんの両親は、ゴールデンウィークを利用して「正式には全く血縁関係はない。祖父母の友人」である「屋我地島（愛楽園）」に住むおじとおばの元に子ども達を毎年、連れて行った。何年も続けていた家族全員での訪問がこの年、初めて朝音さんと姉妹だけになったという。その訪問で朝音さんは、「すべての「なぜ」の答えを知ることができた。」と書いている。

私が毎年会いに行っているおじとおばは、顔はいたって普通なのだが、手の指が第二関節から曲がっており、ずっとじゃんけんのゲーを出している状態だ。なぜ指の形が変なのか、なぜ愛楽園に住んでいるのか、昔何が起こっていたのか。幼い私は誰にも聞けずにいる。だが、今年のゴールデンウィークにすべての「なぜ」の答えを知ることができた。

朝音さんが高校生になるまで、誰にも聞けずにいる「なぜ指の形が変なのか」「なぜ愛楽園に住んでいるのか」「昔何が起こっていたのか」の3点は、子どもなりの疑問とも言えるが、ハンセン病について社会（大人）も以外に知らないことでもある。

- (1) 真っ先に気になったことは、「顔はいたって普通なのに、なぜ指の形が変なのか」である。人の容姿、外見は、真っ先に目にとまるものである。「顔は普通、手が普通でない」と感じた朝音さんは手の状態を「じゃんけんのゲーを出している状態」と表現している。「じゃんけんのゲー」の表現からすると、4、5歳ごろには気になっていたと推察する。愛楽園で同じような大人と出会ったとも考えられるが、朝音さんは

「顔は普通」のおじさんおばさんの手が「じゃんけんのグーを出している手」であることの不思議さを口にすることがなかった。「聞いてはいけないこと」と幼いながら判断したのであろうか。この思い込みに似た判断が、有形無形の圧力となり、ハンセン病に対する偏見と変わるのではないか。

- (2) 朝音さんは、おじとおばが住んでいる場所について知りたいことがいくつかあった。「おじさんとおばさんの住んでいる所」とは、家族で園内の宿泊所を利用し、広い芝生で思い切り遊ぶ「ゴールデンウィークを家族と過ごす楽しい場所」であった。しかし、両親が言うおじさん達が住んでいる「屋我地島の家」は普通の家と違うと感じていた。その場所を「愛楽園」と言うことは耳にしていた。ところが、朝音さんは、直接おばやおじに違いを整理して聞くことができなかった。ある年、姉がゴールデンウィークに愛楽園に行ったと学校に提出するノートに書いた時、「おばあちゃんが嫌がるから書かないで」とお母さんが姉に言ったことがあった。この一場面の記憶が朝音さんにとって「愛楽園」が、家族にも口にしてはいけない、聞いてもいけないタブーな言葉になったとも推察する。おそらく、誰にもゴールデンウィークには愛楽園に行ったと言うこともなく、愛楽園について深く知る機会もないまま高校生になったと思われる。
- (3) 年齢を重ねるに従って、外見的なことばかりでなく「昔何が起こっていたのか。」が気になってきたのだろう。祖父母の友人という愛楽園のおじ、おばと両親の話に興味を持ったに違いない。愛楽園のおじやおばと両親が語らう時、聞き耳を立てたとも想像する。家では見せない両親の一面を感じたのであろうか。

子ども時代を振り返れば、急に大人の会話が途切れたり、そらしたりする場面に出会った経験があった。その経験は、子ども心に、その場面での話は聞かなかったことにするか、大人には問い返してはいけない話題として心にしまい込むことになった。朝音さんにもそのような体験があったのだろうか。朝音さんにとって、愛楽園に行く度に「なんだろう」と気になる事が増えてきた。毎年、愛楽園を訪れる家族だからこそ、いまさら聞けないことになったのだろう。朝音さんにとって愛楽園にまつわる「聞いてはいけないこと」は、聞かなくても過ごせたかもしれない。しかし、口の出した時、閉じ込めていた事は「伝えたい」ことになった。その壁を取り払った出来事から、わかり合うこと、入所者が語る意味について考える。

3) 病の体験とぬぐいきれない記憶の共有

なぜ指の形が変なのか、なぜ愛楽園に住んでいるのか、昔何が起こっていたのか。朝音さんが「誰にも聞けずにいた愛楽園にまつわるなぜ」をぶつけ、応えたのが、「屋我地島に住んでいる血縁関係ないおじとおば」であった。おじさんは4年前に亡くなり、話をしてくれたのはおばさんである。作文には、おばさんの話から指の形がハンセン病の進行で変形したことや愛楽園が「ハンセン病患者が強制的に連れてこられ、隔離生活を余儀なくされた場所」と記されている。次の文章は、おばさんが話してくれたなかで、朝音さんにとってすべての「な

ぜ」に繋がったことである。この話は、祖母や両親から聞いたことがないことであったことが語尾からわかる。

授かった命を守ろうと、船の出航直前に、祖父と祖父の友人のおじが船から祖母を逃がしたらしい。それから約50年後に、国がハンセン病を不治の病とし隔離していた事実を「誤った行為」だと認めた。あの、船での別れ以来、ずっと会っていなかった祖母とおじとおばは、50年ぶりの再会を果たした。祖母は耐えられずに泣いたらしい。

父からは「祖父母の友人」と紹介されていたが、「私が生きていることは奇跡だと思った。」と朝音さんが表現するほど、おじとおばは祖父母と父に深く関わっていたのである。この出来事から両親が「屋我地島に住んでいる祖父母の友人」宅を毎年訪問するそのわけを朝音さんは知ることになる。

朝音さんは小学生の頃見た映画の悲しい記憶と重ね、おばや祖母のハンセン病患者体験を感じ取った。それは、また、父のこれまでの思いを、想像することでもあった。

小学生の頃、父に連れられてハンセン病に関する映画を見たことを覚えている。小学生にして強い衝撃を受けた。その映画の内容はこうだ。ある子持ちの母がハンセン病だと診断され、隔離生活を強いられた。子どもも幼い頃は、母を恋しがり「母さん、母さん」と泣き叫びながら施設に会いに来ていたのだが、だんだんと成長していくにつれて実の母を罵るようになっていく。その女性の家は殺菌され、近所の人たちはその一家を差別の目で見る。見ているだけで胸が痛んだ。実の娘に差別される母親の気持ち、母が不治の病だと知った娘の気持ち。人々から差別される一家の気持ち。考えただけでも胸が苦しくなった。おばの話聞いた後と小学生の頃に映画を見た直後は、まさしく同じ気持ちだった。

両親は「昔、何が起こっていたのか」詳しく語らなかった。また、朝音さんは聞くことができなかった。おばは、なぜと聞いてくる朝音さんとその姉妹を自分の孫と思って語ったのであろう。おばの話は映画のシーンと重なって朝音さんに具体的に迫ってきたという。その実感を「おばの話聞いた後と小学生の頃に映画を見た直後は、まさしく同じ気持ちだった。」と記している。そして、祖父母やおじやおばのつらい気持ちは高校生になった今だからわかると、その思いを記している。

人が「人」として扱われていなかったのだ。そんな暗い過去の体験者が、おじとおばであり、私の祖父母でもある。祖母は妊娠が許されない中で祖父と出会い、恋をし、私の父を身籠もってしまったのだ。祖父も祖母もハンセン病患者として屋我地島への隔離が決定していた。

この文章の後に続くのが、前出の「授かった命を守ろうと、船の出航直前に、祖父と祖父の友人のおじが船から祖母を逃がしたらしい。」の文章である。そして、次の文章に続いていく。

祖父は、屋我地島に連れて行かれて数年後に亡くなっていたそうだ。もし、あの時船から逃げることができなかつたら、父もいないわけで、もちろん私もいない。そう考えると、今こうして私が生きていることは奇跡だと思った。

初めて聞くハンセン病患者の歴史は、おばや祖父母が語れなかった人生であったことを知った。それは、「衝撃を受けた体験」であったが、朝音さんの知りたいことでもあった。朝音さんは、おばの心情をくみ取ろうとしていた。

話してくれたおばは、どんな気持ちだっただろうか。また、四年前になくなったおじは、どんな気持ちだったろうか。もし、ハンセン病にかかっていなければ。強制的に施設につれて行かれなかつたら。普通に青春時代を過ぎて好きな人と結婚して子どもだっていたら。今ぐらいの歳なら孫もいたに違いない。(略)

「らい予防法」の廃止は平成8年。それから18年たった現在でも、ハンセン病患者に対する差別や偏見が全くなくなったとは言い難い。何よりも人生の大切な時間を奪われた患者達の真つ暗な過去は、これからも患者達の心を苦しめる。

もし、私が祖父母やおじ、おばの立場なら、ハンセン病にかかった自分自身を憎み、私を差別するこの世の中全てを憎むだろう。今、想像しただけでも悔しさや悲しみがあふれてくるのに、当事者だったらさらに辛いはずだ。

「もし、ハンセン病にかかっていなければ」「もし、私が祖父母やおじ、おばの立場なら」と語られるひとつひとつを理解しようと必死な様子が伝わる。朝音さんのなかにおばにつらい記憶を呼び起こすことになったと思う一方、おばには「なぜ」と素直に口に出せたことが不思議に感じたであろう。そして、おばに正面から受け止められたという思いを感じたのである。結びの文章から安堵感とも言える穏やかな感情に浸りながら、おばの話を知っている朝音さんを想像する。以下が、結びの文章である。

だから、祖父母やおじ、おばはもちろん差別や偏見を乗り越えたすべての人、今も乗り越えようと生きる全ての人を尊敬する。その病であるが故の差別、どこの出身であるかによる差別。私たちの身の回りでも差別は存在する。だが、生きとし生ける者に格差はない。私たちは命の平等のもとに希望を持てるのではないだろうか。だから、私の命と同じように、それぞれ多くの奇跡によって繋がった他の輝く命を大切にしていきたい。私自身の命

の輝きを他の輝きと共鳴させる在り方を、私は模索し続ける。来年のゴールデンウィークも「愛樂園」にでかけるつもりだ。

朝音さんは、今でも「ハンセン病患者に対する差別や偏見が全くなかったとは言い難い」と捉えている。そして辛い過去の記憶が、「これからも患者達の心を苦しめる。」とも思っている。おばの話聞いた後、深い感動があり、その存在をいとおしむような気持ちで辛い思いの他者との関係を見つめ寄り添いたいとする思いがあった。語らいの記憶は、朝音さんの日々の出来事の中で思い出され、時には祖母の気持ちになり、ある時は映画で見た実の母を罵る娘の立場になり、心を揺さぶったに違いない。「だから」から続く言葉にその軌跡を見る思いがする。最後の「私自身の命の輝きを他の輝きと共鳴させる在り方を私は模索し続ける。」には、柔らかな決意と言いたい朝音さんの穏やかな優しさが感じられた。なによりも、疑問が解け、わかり合えた感動が伝わることと同時に、朝音さんと同じ思いに浸ることができるのは不思議である。この共感の感覚が、朝音さんとおばの間にもあって、伝えたい思いになったのである。

4) 「共感」から「共育」へ

(1) 体験者の語りの意味

作文を書いた2014年は、朝音さんの姉が運転免許を取ったこともあって、初めて姉妹だけでの愛樂園訪問になったという。両親抜きで姉妹とおばとの語り合う機会になったことで、両親に聞けなかったことが話題になったと思われる。この話題は、祖母、両親にとって辛くて口にできない、また、隠したいとも思うことでもあったのであろう。しかし、おばの体験談によって明らかになった。そして、朝音さんの胸を覆ってきた「なぜ」の答えは、愛樂園で過ごす意味づけになった。その日の体験は、心に刻まれた。ゴールデンウィークの宿題であった作文が、学校外にも伝わり、共感が広がった。両親にとって、朝音さんが弁論で県代表となることによって、ハンセン病回復者の家族としてカミングアウトすることになり、背中を押してもらったと話していた。この両親の元で育った朝音さんであったから、できたことでもある。一方、毎年、愛樂園に家族で行く屋良さん一家にしても、「愛樂園」「ハンセン病」等にまつわる差別的な言動を感じ、両親はその現実から朝音さんらを守っていたことに気づく。今回、入所者、社会復帰者そして、ハンセン病回復者の家族が、その厳しさを抱えたとしても、当事者自身が、語ることで家族のつながりを強くすることができる朝音さんの体験から得た。あらためて、病の体験には、本人だけでなく家族に常に「なぜ」という葛藤や不安をもたらすこと。そして、葛藤や不安を共感する人の存在と正確な情報を共有することで、病に向かう日常生活を整えまた、病の体験から学び活かす力が出てくることに気づかされた。なによりも、朝音さんの作文から聞く側は、ハンセン病経験者が何を伝えたいのか知ってほしいその思いに近づくように聞き取ることを知った。家族関係の修復とそれを阻む差別感を連鎖させないためには、差別や偏見を乗り越えたハンセン病体験者自身が、若者

の感性と柔軟な思考力に期待して語り続けていくことであると確信できた。

(2) 他者と共に生きる体験を活かす

これまでも多くのハンセン病者の体験の中から「病があっても人として生きる」のメッセージを受け取ることができた人は多い。朝音さんは、「正式には全く血縁関係はないおじとおば」の体験によって「私たちの身の回りでも差別は存在する。だが、生きとし生ける者に格差はない。」「私の命と同じように、それぞれ多くの奇跡によって繋がった他の輝く命を大切にしていきたい。」と思うようになった。この朝音さんの実感には、年齢差、血縁関係を越えた他者（差別を受けた人、病にあるもの、命のあるもの）と共に生きる意思が見える。特に他者の辛い体験に共感し、自らの考え方や体験の意味づけをもつことは、自己の存在と家族の絆を深める力になったと言える。そして、「共育的關係」ともいえるこの実感こそ、病気の子どもを育てる基本、治療、教育の基本にしたいと考える。屋良一家の事例から、病の体験には、本人だけでなく家族に常に「なぜ」という葛藤や不安をもたらすこと、葛藤や不安を共感する人の存在と正確な情報を共有することで、家族が病に向かう日常生活を整える事ができること、病の体験から学び活かす力が出てくることがわかった。なによりも、病気の子どもにとって、病気を治すことと人として成長し、尊重される対象であるという見方が大切であるとハンセン病の歴史から学んだ事を活かしたい。

註

- 1 沖縄島のハンセン病療養所は青木恵哉をリーダーとしてハンセン病患者自身の手によって創設され、1938年に国頭愛楽園として開園した。
- 2 『共愛会規約』『1952年以降54.7迄公文書綴り』（沖縄愛楽園自治会所蔵）
- 3 琉球政府厚生局医務課『ハンセン氏病関係報告書集1957年-1963年』1963年
- 4 沖縄県文化振興会公文書館管理部資料編集室『沖縄諮詢会記録』沖縄県教育委員会
- 5 日本政府は米軍統治下の沖縄で作成される戸籍は日本の戸籍としての効力はないものとして、1948年9月24日沖縄の戸籍を日本法の下で管理するために福岡市に沖縄関係戸籍事務所を置き、ここで作成される戸籍が日本で効力のある戸籍とされた。10月1日より本籍が沖縄にある内地に在住する者の戸籍を扱うことになった。奥山恭子2006年「戦後沖縄の法体制と戸籍の変遷（1）」『横浜国際社会科学研究』第13巻第3号p352
- 6 サンフランシスコ条約の署名が行われた2日後の、1952年4月30日に日本で制定され、1953年4月から沖縄にも適用された。
- 7 久貝良順1990年「戦後沖縄における法体系の整備—登記簿・戸籍簿を含めて—」『沖大法学』9号pp110-118
- 8 『愛楽』は1954年に創刊された入所者自治会の機関誌であり、入所者たちの小説、随筆、短歌、俳句、琉歌などが応募された。その作品は園外の選者に講評され、『愛楽』に掲載された。
- 9 1954年「戸籍申告あれこれ」『愛楽』沖縄愛楽園vol1 No1

- 10 1970年「ハンセン氏病にまつわる戸籍の問題」『愛楽』沖縄愛楽園vol34pp15-17
- 11 沖縄愛楽園自治会『一九六八年公文書控綴』沖縄愛楽園自治会所蔵
- 12 1970年「二年生庶務部長日記より」『愛楽』沖縄愛楽園vol35pp53-56
- 13 2013年聞き取りより。
- 14 2012年聞き取りより。
- 15 離島における存在しない者となっていくハンセン病罹患者の状況については、鈴木2015年『病むことと排除—沖縄のハンセン病者のあり方から—』第2章2節1項を参照。
- 16 沖縄米国海軍軍政本部指令第109号二万四千沖縄人復帰計画案
- 17 琉球列島米国軍政府本部指令第29号日本帰還
- 18 琉球列島米国軍政本部指令23号で「止むを得ない事由がある場合」若しくは「琉球列島又は占領軍に裨益がある場合」に、琉球列島日本間の旅行を認め、琉球人の日本入国並に旅行に関する手続き及び規定を定めた。この日本への渡航には出航前にコレラ、腸チフス、発疹チフス、天然痘の検疫並びに免疫を受けた証明書の所持が義務付けられた。
- 19 2013年12月鹿児島敬愛園での聞き取りより。
- 20 2015年1月退所者からの聞き取りより。
- 21 2013年、2014年、2015年、入所者及び退所者の聞き取りより。
- 22 澄井小中学校設立当初から自治会が中心になって、退所後に備えて木工技術や洋裁技術を身に着ける場を設け、教員にも子どもの教育に熱心に取り組むことを要求した。『1952年以降54.7迄公文書綴り』『1957年度評議員議事録』共に愛楽園自治会所蔵。
- 23 2013年退所者金城幸子さんからの聞き取りより。
- 24 澄井小中学校に勤務した比嘉が1966年に作成した「在籍状況調査」から、澄井中学校に在籍した子どもの高校進学状況が明らかになる。また、残されている指導要録から、卒業間近に転出した生徒がいることが分かる。この場合、学歴に澄井中学校卒業の履歴は残らない。しかし、1959年1960年、回復して澄井中学校から地元の中学校に復学した子どもが、愛楽園入所を理由に高校入学を拒否された。
- 25 前掲、在籍状況調査より。
- 26 前出、比嘉の聞き取りより。
- 27 愛楽園から鹿児島敬愛園へ転園するまでの状況は、伊波敏男1997年『花に逢はん』日本放送出版協会に詳しく書かれている。また、澄井小中学校に勤務した比嘉は、進学を控えた子どものハンセン病発症の相談を受けてもいる。ハンセン病の診断を受けておらず、愛楽園に入所していない場合は、日本に渡航後、療養所で診断を受けて入所し、新良田教室を受験することが可能である。この場合は隔離政策である「らい予防法」にも「出入国管理令」にも抵触しない。
- 28 澄井中学校に在籍する生徒の親は、戦前に日本から沖縄に来たが、戦後手続きを取らなかったため日本からの「密航者」とされた。その親から出生した生徒は「生まれた時から密航者だ」と言われた。この生徒は日本国籍者として日本に渡航し新良田教室に進学することができたが、

- 日本国籍者であるハンセン病罹患者であるため、沖縄が「復帰」するまで親が暮す沖縄に帰ることができなかった。
- 29 幸子の兄は父親の兄の子どもとして戸籍に入れられていた。
- 30 後に、祖父がハンセン病を患ったが故に戸籍に入れられない母を思い、幸子を戸籍に入れる配慮をしたと知る。
- 31 その後、幸子は鹿児島敬愛園を経て新良田教室に進学する。夏休みに帰省証明をもらって沖縄に戻ったときに、幸子は澄井中学校に勤務する比嘉の力を借りて実年齢とされる戸籍を取得する。比嘉は米軍統治下の沖縄から新良田教室進学のために渡航する子どもたちの戸籍確認のために奔走し、渡航証明を得るために力を貸していくが、この行為は、1964年に沖縄からの受験が認められるまでは、隔離政策である予防法に抵触する逃走幫助になった。
- 32 来日したイギリス人宣教師ハンナ・リデルによって、1895年、熊本にハンセン病患者のための病院、回春病院が設立された。この病院運営の資金は日本の政財界からも寄附を得ている。
- 33 子どもたちへの配慮については鈴木2015年『病むことと排除—沖縄のハンセン病患者のあり方から—』第4章7節を参照。
- 34 指導要録が整備されるとともに、転入転出の手続きも取られるようになるが、在籍校に黙って愛楽園に入所し、転入することも見られた。
- 35 ハンセン病罹患者の子どもを両親等の子どもとしている例がある。沖縄県ハンセン病証言集編集総務局2007年『沖縄県ハンセン病証言集沖縄愛楽園編』
- 36 幸子は今も母親を追う。2014年9月、幸子は母が最期を迎えた台湾の樂泉院を訪れ、母のことを訪ねて回り、母の存在を求めて納骨台帳に記される名前を調べる。
- 37 一方、園側から入所者自治会に求められた事柄の一つが入所者の統制であったことは否定できない。入所者の語りや、自治会である「共愛会」に入所者による「巡視」や「懲罰委員会」が設置されていることから明らかである。しかし非公式な生産活動の多くが、園外で暮らす子どもの養育費や身内の生活費を得るなどの金銭を得るために行われ、そして、「非公式」なものとして行われる園内外での活動が、養鶏組合や漁業組合などのように組合を作り、自治会の組織下に入ることで「公式」の活動にもなった。
- 38 桑畑洋一郎は沖縄戦直後の愛楽園内の非公式な活動としては、「戦果あげ」を入所者の主体的な創造性から描き、有蘭真代は東北新生園における強制される患者作業に対して、非公式な生産活動を生の豊饒化を目指す日常的な生活の仲間集団の実践とする。そして、天田城介は、熊本恵楓園（九州療養所）の療養所内組織の活動を当事者の抵抗の表出とする。共に入所者の主体的なあり方をその生活の多様性から描こうとしている。
- 39 加藤彰彦、石田友里、小笠原快、嘉数千賀子、嘉数睦、横山正見2012年9月「沖縄の子どもにおける共育的関係構築への考察」『地域研究No.10』pp93-96
- 40 同上p110
- 41 加藤彰彦、嘉数千賀子、嘉数睦、横山正見2013年9月「沖縄の子ども生活環境形成に関する考察」

『地域研究No.12』 pp123-125

- 42 2014年11月19日付け沖縄タイムス記事。弁論原稿は掲載されてなかったが、『元ハンセン病患者の身内がかつて墮胎させられそうになり、みんなでかくまったと今年のゴールデンウィーク期間中に聞き、衝撃を受けた体験を発表した。「じゃんけんのグー」は、毎年通っている愛楽園の入所者の指が病気で曲がって「グー」のようになっていることから付けた。ハンセン病のことを知ってもらうきっかけになれば』という屋良朝音さんのコメントがあった。

沖縄県における性暴力の現状と課題

— 刑法的視点を中心に —

小西 吉呂ⁱ・外間 淳也ⁱⁱ

Current Status and Problems of Sex Crimes in Okinawa — Focusing on the Viewpoint of Criminal Law —

KONISHI Yoshiro, HOKAMA Jyunya

要 旨

本稿は、性犯罪・性暴力に対して主に刑法的視点から、その現状と課題を検討するものである。従来の刑法学にあつては、性犯罪被害者の議論が必ずしも活発に行われてきたわけではないが、近年の犯罪情勢や性犯罪に関する社会認識の広がり等を背景に、その重要性は高まっている。筆者らは、性犯罪・性暴力の被害が「先鋭化」する沖縄の実態に焦点を合わせつつ、被害者や市民の安心・安全に寄与しうる刑法の構築に努めた。

要 約

わが国の刑法典が成立及び公布並びに施行してから優に100年が経過し、中には昨今の犯罪情勢からはかけ離れ、時代遅れと揶揄されている規定が存在することは否定出来ない事実である。中でも、性犯罪規定に対する批判は、最も痛烈なものの一つであろう。2014年10月末以降、継続的に開かれている性犯罪の罰則に関する検討会では、性犯罪被害者の救済という視点を中心として、法定刑の引上げ、性犯罪規定における構成要件の改正、親告罪規定の撤廃に関する議論がなされた。筆者らは、性犯罪規定の在り方に関して、性暴力被害の深刻な沖縄県の実態に即した形での主張を試みた。

性犯罪規定改正の議論にあつては、法定刑の引上げがその中心となるきらいがあるが、問題の本質はその構成要件の在り方にあるという認識から、親密圏における性暴力被害者の実態をも可能な限り考察した。その結果、新たに「不同意わいせつ罪」といった暴行・脅迫を構成要件に含めない性犯罪の創設の可否や強姦罪における男女間の差違の撤廃を中心に主張している。

性犯罪の罰則に関する議論において重要なのは、純粹にこの種の犯罪がもたらす法益侵害の重大性と向き合うことであると考えられる。しかしながら、新たな性犯罪被害を生まないという視点からは、加害者の性格や人間性に焦点を当てた再犯防止策の構築が重要な鍵となる。被害者と加害者の両方

ⁱ 沖縄大学法経学部教授

ⁱⁱ 沖縄大学法経学部非常勤講師

に配慮した刑法・刑事政策を考える際の一つの端緒として、筆者らは、ソーシャルインクルージョンからその示唆を得ようとした。今後もあらゆる角度から、慎重な検討を要する課題であるとする。

キーワード：沖縄 刑法 性暴力 性犯罪 DV

1. はじめに

沖縄県の性暴力の実態等について多くの議論が交わされてきた中であって、刑法的視点からのものは必ずしも多くはない。しかし、性犯罪を罰する最大の制裁が刑法の強制わいせつ罪と強姦罪並びにその周辺規定であることは、誰しもが認めるところであろう。要するに、国家として、性犯罪の定義やそれに対する刑罰を定め、これを実行する根源的な拠り所は刑法に存在するということである。

筆者らは刑法を研究対象とする中で、加害者に対する厳罰や被害者の保護を感情的に主張するだけでは問題の解決にはつながらないことをかねてより痛感している。今回この点に着目し、刑法的な視点を幅広く取り入れながら、性暴力にどのような対応が必要かについて、沖縄県の現状を踏まえつつ、考察を加えることとした。以下、さらに具体的な論点を提示する。わが国の刑法典が公布・施行されて以来、優に100年が経過しているが、中には昨今の犯罪情勢からはかけ離れ、時代遅れと揶揄されている規定が存在することは否定出来ない事実であろう。とりわけ、性犯罪に関する規定については、国連の各種人権委員会からの勧告や従来刑事司法の蚊帳の外に置かれていた犯罪被害者の参加制度等を通じて、その改正を迫る声は決して小さくない¹。また、裁判員裁判を通じて一般の市民が性犯罪のもたらす被害の深刻性を認識し、被害者への支援が喫緊の課題として社会的に広まりつつあることも、看過することのできない要因である。さらには、本稿において筆者らが特に訴えたい理論刑法学からも「強かん罪は解釈適用よりも、改正を考えねばならない」²と主張されるに至っている。

以上のような近時の状況を背景に、2014年10月31日、松島みどり前法務大臣の指示を受け、性犯罪の罰則に関する検討会が開催され、以降、同会は2015年8月6日までに全12回を重ね、その取りまとめを公表するに至っている。委員の顔ぶれは、刑法学者や法曹三者といった法律の専門家が中心となっているものの、聴き取りのために招聘されたのは被害者の支援団体はもちろんのこと、加害者の治療を行っている医師・カウンセラー等といった学際性に富んだものになっており、性犯罪理解の多様性、ひいてはその対策の困難さを端的に示していると思われる³。

本稿では、上記の検討会において示された検討課題をも視野に入れつつ、筆者らが在住する沖縄県における「性犯罪（さらには性暴力）」⁴被害者支援の実態を把握し、性犯罪規定を実態に即したものとするためにはいかなる理論的基礎が必要なのかについて検討を加えたい。

沖縄県では、米兵による性暴力事件が後を絶たない。終戦直後の1946年から米兵による性

暴力をリボンに記録し続けてきたジェーンさんは、最初の1年分だけで約28メートルになったという。1946年6月29日南風原で芋ほり中の23歳女性を米兵5人が強姦、同年7月26日北谷で洗濯をしていた34歳女性を米兵が強姦殺人等々、「70分書いたら、リボンが基地を全部囲うでしょうね」と語っている⁵。また親密な関係者間で起こるDVの件数も2014年には過去最高を記録する等、性犯罪や性被害の問題が先鋭化して現れる地域である⁶。さらに、この春（2015年2月2日）からワンストップ支援センターも始動し、この問題に関して、とりわけ被害者救済の視点からの取組みも始まり、強化されつつある。このように、筆者らは性犯罪について他府県よりも深刻さが際立つこの地において、この問題に正面から取り組む必要性を痛感している。そこで、筆者らの専門分野である刑法や刑事政策の分野から最初の歩みを始めたい。

その際、最も大きな論点の一つとなるのが、性犯罪の中で大きな割合を占める親密圏にある顔見知り間での性犯罪である。この論点については、規定の新設も主張される中、この分野で先進的なアメリカでさえ手を焼いている問題であり⁷、被害者保護・支援の目的に照らして、特に慎重な検討を要する部分であると思われる。すなわち、性犯罪規定について各州で抜本的な改革が達成されたと評されるアメリカにおいても、「問題は親密圏ないし顔見知りの者による、武器を持たないで行われる強姦であり、付随的な傷害を負わない類型である。…こうした類型では、刑事司法がうまく機能して来なかったとの評価が行われている」⁸のである。したがって、この問題の深刻さは、とりわけDV等の被害が全国平均を大きく上回る沖縄県においてこそ無視できない問題であると言えよう⁹。

なお、筆者らは、性犯罪を個人の性的な自由を侵害する重大な犯罪と位置づけていることをここで強調しておく。歴史的にみれば、あるいは現在の社会的認識においても、性犯罪は主として女性が被害者であることを念頭に置いたものであるが、女性であれ男性であれ、自身の性的自由を侵害されるのが耐え難い苦痛であることは想像に難しくない。後述するように、男性の性暴力被害の実態も女性に比べればその数は少ないとはいえ、それは確かに認められるのである。したがって、性犯罪の罰則に関する議論において重要なことは、純粋にこの種の犯罪がもたらす法益侵害の重大性に向き合うことである。性的自由を人間の根本的な価値として捉えるならば、被害者の性別等を問わない形で性犯罪規定を改正しようとする流れは必然であり、かつ必要なことと思われるのである。

2. 刑法における性犯罪規定の問題点

(1) 概説

わが国の刑法典における性犯罪の規定が、欧米各国のそれと比べて数十年も遅れているという趣旨の批判がなされてから既に久しい歳月が流れているが、改めてその問題の輪郭をここで示しておきたい。その際、前述の性犯罪の罰則に関する検討会で示された検討課題は、わが国の性犯罪規定の問題点を鋭く指摘しているので、それらを引用・列記する。

- ①性犯罪の法定刑の見直し
- ②強姦罪の主体等の拡大
- ③性交類似行為に関する構成要件の創設
- ④強姦罪等における暴行・脅迫要件の緩和
- ⑤地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設
- ⑥いわゆる性交同意年齢の引上げ
- ⑦配偶者間における強姦罪の成否
- ⑧性犯罪を非親告罪とする可否
- ⑨性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止
- ⑩刑法における性犯罪に関する条文の位置

以上から明らかなように、生物学的な価値もさることながら、「性」というわれわれにとって根源的価値に関わる問題であるだけに、賛否分かれるところである。また、これらの論点に、わが国の性犯罪規定の前近代性が内包されているといえることができるであろう¹⁰。

さて、これらのうち、検討すべき問題点を本稿との関係で取捨選択するならば、すなわち、後述する沖縄県における性暴力被害の実態との関連からは、①②③④⑤⑦が検討を要するということになる。以下、適宜、各々の論点に触れていく。

(2) 法定刑の引上げ及び暴行・脅迫要件に関する諸課題

まず、性犯罪規定の問題点として、法定刑及び強姦罪における主体等を中心に検討する。刑法(典)における性犯罪規定(176～181条)に目を通してみると、その法定刑は、強制わいせつ罪(176条)及び準強制わいせつ罪(178条1項)が6月以上10年以下の有期懲役、強姦罪(177条)及び準強姦罪(178条2項)が3年以上の有期懲役、集団強姦等の罪(178条の2)が4年以上の有期懲役である。また、それぞれの結果的加重犯として、強制わいせつ等致死傷罪においては、それぞれ上限として無期の懲役を科すことが可能となっている。現行の法定刑は、「2004年の刑法等の一部を改正する法律」によりそれまでの刑よりも重くなったものであるが¹¹、被害者等の当事者や一般市民等の第三者からすれば、まだまだ軽いと批判がある。たとえば自身が性犯罪被害者でもある小林氏は、「被害者は加害者の逆恨みを恐れており、刑の長さは安心につながる」¹²ということを訴え、厳罰化を主張する一人である。これは、性犯罪に限らず、犯罪の被害者が加害者に対して抱く感情としては至極正当なものであり、われわれ第三者が決して推し量ることのできない勇気をもって自らの体験を語った訴えであり、傾聴に値する。また、性犯罪の罰則に関する検討会においても、たとえば藤岡教授が「性暴力被害は、被害者にとって『それまでの自分は死んでしまった』、その後の長く続く後遺症によって、『あの時本当に死んでいればよかった』というふうにおっしゃる、そういう文字通り『魂の殺人』といわれるような犯罪だということだ」¹³と述べているように、確かに強盗罪の法定刑(5年以上の有期懲役)との比較においては、性犯罪に対する法定刑が軽きに失するという批判も説得力がある。

また、判例・学説上、強制わいせつ罪及び強姦罪における「暴行・脅迫」の意義は、「被害者の意思に反してわいせつ行為を行うに足りる程度のものであることを要する」¹⁴とされている。ただし、強制わいせつ罪においては、被害者の一瞬の隙をついてわいせつ行為を実行に移すことも可能であることから、強姦罪におけるそれよりも緩やかな解釈が認められつつある。たとえば、大谷教授は、「隙を見て相手方の任意性を侵害する形態でわいせつな行為をすれば本罪を構成する」¹⁵として、暴行自体がわいせつ行為になる場合にも本罪を構成すべきと説いている¹⁶。

しかし、暴行・脅迫という構成要素の問題は、それが性犯罪の実態に必ずしも付随して生じる行為ではないことにある。故に、暴行・脅迫を要する被害者の抵抗が存在しないのであるから、そこには同意があったものとして推認されてしまうのである。しかしながら、親密圏での性暴力事件においては、とりわけ上の問題が深刻であるということは早くから指摘されている。

(3) 保護法益及び親密圏での性関係

以上において、刑法解釈論上の性犯罪を取り巻く議論の中核とも言える問題点を素描してみたが、ここからは刑法における性犯罪規定が予定している法益侵害とは何か、すなわち刑法により保護される法益とは何かについての検討を要すると思われる。より重い刑罰を科そうとするのであれば、より深刻な違法行為による法益の侵害がそこに存在していなくてはならないのはもとより、保護法益をどのような手段で侵害した場合に処罰に値するのかについても、熟考しないわけにはいかないのである。

強制わいせつ罪等の性犯罪規定が予定する法益侵害は、通説的理解に従えば、それは、個人の「性的自由」である¹⁷。ここでの本質は、「性的自由」の概念にどのような内容を持たせるのかといった問題提起にあるが¹⁸、この点については、森川教授の主張が傾聴に値する。教授は「…いわゆる性的自己決定の自由とは『意思の自由』の性的な選択権であるよりも、むしろ憲法13条の『個人の尊厳』のような、より根源的な価値を指すと考えられている。それは少なくとも刑法学において『生命』『身体』に次ぐ『自由』の法益よりも価値の高いもの、意味合いの深いものであるとされている」¹⁹として、刑法の性犯罪規定の保護法益に個人の意思の自由よりも高次の価値を付与すべきことを示唆し、「…その侵害客体は、同意殺人において生命の価値がそうであるように、被害者の同意論でその処分を説明できるようなものではなく、むしろ個人の意のままにならないという点に、かえって尊さのある価値であると考えられる」²⁰と説く。ここでは、逮捕監禁罪におけるような自らの身体的移動を志向する積極的な「自由」とは一線を画した消極的自由、すなわち、自己の意に反した性行為を強制されないという意味においての「自由」が措定され、故に、自己の性的自由を自らの意思に基づいて行使あるいは放棄する自由は含まれていないと解されている²¹。

この主張の妥当性は、たとえば、抵抗を困難にする程度の暴行・脅迫が加えられているにもかかわらずなおも客体の不同意がそこに存在しないと思われるような場合（自ら積極的に

加害行為を受容している場合等)、あるいは不同意であるにもかかわらずあたかもそこに客体の同意が客観的に認められるような場合(不同意があったことの実事認定が困難な場合等)であっても、刑法が有効に作用することになる点に認められる。すなわち、客観的にみて本人の同意如何に関わらずそこに人間の尊厳を侵害するに足る行為があれば、違法性を具備すると解することができるのである。無論、行為者の主観的要素についても、強制わいせつ罪は傾向犯か否かについて争いがあるが、森川教授の理解に従えば、問題とならないと思われる。たとえば、復讐目的で被害者の衣服を剥ぎとり、写真撮影を行った事例(最1小判昭和45年1月29日刑集24巻1号1頁・判時583号88頁)について、「刑法176条前段のいわゆる強制わいせつ罪が成立するためには、その行為が犯人の性欲を刺戟興奮させまたは満足させるという性的意図のもとに行われることを要し、婦女を脅迫し裸にして撮影する行為であっても、これが専らその婦女に報復し、または、これを侮辱し、虐待する目的に出たときは、強要罪その他の罪を構成するのは格別、強制わいせつ罪は成立しないというべきである」とする判例が存在するが、そこに人間の尊厳を蹂躪する侵害性が客観的に認められるのであれば、行為者の主観的要素を考慮する必要はない。現に、判例・通説においては、強制わいせつ罪を傾向犯と解さない見解が有力である。

しかしながら、逆に、違法性を具備しない性交渉とはどのようなものかが問われ得る点に、この主張の課題があると言えよう。この点は、性産業に従事する者は自身の性的自由の放棄しているのか否か、またはそれを法的に許容することができるのか否かの文脈に近づけることによって、より具体性を帯びてくる²²。ともあれ、法的に許容される性行為とはどのようなものなのかという点については、実際上は被害者の告訴がなければ検察官は公訴権を行使できないところ、その行為が密接に個人の内面に関わることだけに、強制わいせつ罪等を非親告罪とすべきか否かについても、やはり慎重な検討が求められよう²³。

保護法益に関する議論に付随して、性的自由を人間の尊厳に根ざした概念であると規定した場合には、強姦罪における主体及び客体を男性と女性に限定する根拠も揺らぐのではないかと指摘することができる。欧米各国と同様に、性暴力概念を人に対する不当な性的行為ないしは性的侵入行為と広く解することが、上述の意味における「性的自由」理解からは妥当であると言えるのではないであろうか。また、主体及び客体の性別が限定されないとすれば、「強姦」という文言及びその手段の如何を問われることとなるであろう。アメリカでは、わが国の強姦に当たるレイプ(rape)の文言を規定上削除し、「性的挿入」(sexual penetration)の語を用いるのが一般的であると言われている²⁴。これには、身体の一部または物体を他人の性器及び口、肛門への侵入が含まれており、射精は必要とされておらず、わずかの侵入であっても本罪を構成するとされている。

ともあれ、わが国の性犯罪規定の改正を視野に置くとき、上記の保護法益に関する考察が有益であると思われる。思うにわが国の性犯罪規定の問題の本質は、法定刑の軽重にあるのではなく、性犯罪の実態と性犯罪規定が想定している行為との乖離にあるのではないであら

うか。なぜならば、刑法176条強制わいせつ罪以下の性犯罪に関する法定刑については、確かに強盗罪等と比較すれば軽いという現状を否定できないまでも、個人的法益に対する罪としては、既に重い部類に入ると言える（202条同意殺人においてもその法定刑は6月以上7年以下の有期懲役である）。しかしながら、被害者及び国民の加害者に対する処罰感情は厳しさを増すばかりであるのは何故か。そこには、刑罰の軽重の問題以上に、性暴力という行為の実態を刑法が適切に捉えられていないという深刻な問題が横たわっているからではないであろうか。このことは、以下において触れる沖縄県の性被害あるいは性暴力の実態から、より鮮明に浮かび上がると指摘することができる。

3. 沖縄県における性犯罪被害者支援の実態

(1) 沖縄における性暴力・性被害の現状

沖縄県は、米兵による性暴力事件が後を絶たず、また親密な関係者間で起こるDV²⁵の件数も全国平均を上回り、性犯罪や性被害の問題が先鋭化して現れることを既に述べた。ここでは、その実態の把握を試みる。

歴史を遡れば、米軍占領下時代の沖縄における在沖米兵の沖縄県民に対する性暴力はもとより²⁶、本土復帰から現在に至るまで、この種の事件は、過剰な基地負担に起因するあらゆる問題等に対する怒りや早期県外移設への強い希望等も相俟って、常に高い関心が払われてきた。この点については、憲法学やジェンダー論、その他様々な分野から既に多くの論考が提出されている。そこで常々指摘されるのは、軍隊という組織の構造的性差別²⁷である。確かに、対象の破壊を如何に効率的に遂行するかに重点をおかれた訓練、その中で培われかつ求められる暴力性と女性蔑視の思考、それがわずかのフェンスを隔てただけの日常生活の場へ放たれたとき、どのような事態が引き起こされるのか想像に難くない²⁸。住宅地の中心に基地が置かれている沖縄県においては、この種の性暴力はむしろ必然的に生じるものとして認識しなければならないであろうが、異常と言わざるを得ない。

ただあえて付言すれば、本稿における筆者らの関心は、性暴力を軍隊組織の構造や基地問題に付随するものとして論じられる特殊事例として扱うよりも（沖縄県においてはこの特殊事例が特殊ではないところに問題があると指摘できようが）、われわれの日常生活の中でのごく身近な問題として、より一般化して議論されるべきではないかというところにある。

この点に関して、筆者らが県内大学及び短期大学に在籍する学生1,106人を対象に性被害に関する調査を行っており、有効回答を得られた1,072人中、女性の被害経験が801人中569人（71.0%）、男性の被害経験者が271人中65人（24.0%）であったことを報告したことは²⁹、事態の深刻さを浮き彫りにしたものと思われる。このことは、地元新聞2紙が報じたことからそれが窺われる（図1参照）³⁰。

また、「デートDV被害経験を問う15項目について、何らかの被害行為を『一度でも受けたことがある』と答えた者は272人中、101人（37.1%；女性55人、男性46人）であった」³¹

とする本学の学生を対象に行った西村愛里氏の調査結果の報告は、注目に値する。西村氏の調査では、全回答者272人中、「嫌がっているのに、避妊に協力しない」が13人（4.8%）、「嫌がっているのに、性的行為を強要される」が17人（6.2%）であったと報告されている³²。さらに、行政機関が公表した資料に目を向けると、2001年1月24日に那覇市が県内で初めてDVの実態調査を実施した結果、20歳以上65歳未満の那覇市民から無作為に男女1,500人を抽出し、得られた有効回答634人（女性484人）のうち、女性の約半数にのぼる223人がDV被害を経験していることを明らかにしている。加えて、沖縄県子供生活福祉部の報告書を見ると、「平成25年度に、県内6ヶ所の配偶者暴力相談支援センター（女性相談所、北部福祉保健所、中部福祉保健所、南部福祉保健所、宮古福祉保健所、八重山福祉保健所）で受けたDVに関する相談件数は3,787件」³⁴であり、前年度よりも増加していることがわかっている³⁵。

このようなDV被害の深刻度を背景に、DV自体は直ちに性暴力を意味するものではないにしても、性暴力被害を惹起する可能性の高い行為としてこれを位置付けるのであれば、性暴力に対する刑法及び刑事政策的観点からの考察を試みる本稿においては、県内の現状を見過ぎて済ませられることではない。というのは、親密圏での性暴力の場合には、刑法の性犯罪規定の問題点が如実に浮かび上がってくるからである。

このことを示すために、今少しDVの特に性暴力に焦点を当てて、被害の実態把握を試みていきたい。それは、親密圏での性暴力の場合、暴行・脅迫を用いない場合も多いことが早くから指摘されていることを筆者らが問題意識として抱えているからにはほかならない。また、この指摘は、暴行・脅迫が存在しないからといって、性暴力が存在しないことにはならないとの認識の発露であると解することができ、事実、相手方の抵抗を抑圧する程度の暴行・脅迫がなければ現行の性犯罪規定の構成要件上、可罰性あるいは当罰性を具備しないというだけのことである。したがって、近年増々その問題性と適切な対策の必要性が指摘されている（性暴力を含む）DV行為に、性犯罪規定における暴行・脅迫要件の再考を促す動機が存在しているように思われるのであるが、その時、われわれは、被害者の主観というものをいかに把握すれば良いかを慎重に判断すべきであろう。これは、前述の法定刑や保護法益論、さらには非親告罪化を巡るわが国の性犯罪規定の改正を検討する際にも、最も重要な要素となると考えられる。



図1（琉球新報2000年11月18日）

たとえば、名古屋市が市内の高校生及び大学生を対象に実施したデートDVに関する意識調査では、殴る蹴る等の行為を暴力と考える者は全体の約9割に上ったが、性的な行為の強要が約8割、避妊の拒否が約5割というように、これらの行為を暴力として認識する者の割合が下がっていることを明らかにしたものがある³⁶。この名古屋市の調査と関連して、先の筆者らの調査においても、性被害経験者延べ634人中、捜査機関へ通報したのはわずか33人であり、性被害者が捜査機関へ通報しなかったのは、「大したことではないと思ったから」の理由が圧倒的に多いことが興味深い結果として表れている³⁷。このことから、沖縄県警における配偶者暴力事案の相談数³⁸は、2014年では715件であったものの、被害の多くが潜在化しているという従来からの指摘が現在でも妥当であると言える。

また、筆者らの実施した調査に用いた調査票に寄せられた自由記述欄の中には、性暴力被害について「こういった事柄は程度の問題であり、本人がどう受けとるかにもよると思う。たとえば私の場合は、幼少の頃から太っていたので、体をさわられたりするのはしょっちゅうだったし、なれっこになっていた。そういったモノまでを含めて『性被害』などとカウントするのはいかがかと思うのである。」³⁹や「性被害というと、なんかこわいってかんじがしますが、私が小中のころは、胸やおしりをさわったり、だきついたりする男の子はいっぱいいて、それがむしろはやっていました。だから、別にその時はとても傷つくほどいやとは思わなかったの、それは性被害とはいわないのでしょうか。」⁴⁰という記述がみられるが、性被害を刑法的視点から考察しようとするとき、上で指摘したように被害者の主観をどこに位置づけるのかという難問が浮かび上がってくる。

表1 通報しなかった理由⁴¹

内 容	人 数
恥ずかしかったから	178
恐ろしかったから	387
通報しても仕方がないと思ったから	65
自分が責められると思ったから	596
大したことではないと思ったから	78
自分の不利益になると思ったから	139
自分にも悪いところがあると思ったから	178
その他	146

上の「表1 通報しなかった理由」で「大したことではないと思ったから」というように、本人に被害の認識のない場合、性暴力行為自体は存在しているのにも関わらず、直ちに刑法上の問題とすることには躊躇を覚える。なぜならば、そこには暴行・脅迫を要する程度の抵抗がそもそも存在しない、あるいは被害者自身にその認識が欠けているため、従来の保護法益に関する見解からは法益侵害無しと結論付けることも可能である。しかしながら、「いじめ」問題と同様に、本人が拒否ないし拒絶していなければ看過できるのかが問題となり得るが、この点については、先述の性犯罪規定における保護法益の議論が想起されるところであろう。

さらに、DVの問題に対して、家庭内ないし親密圏の問題であることや、捜査機関への通報が極端に少ないという調査結果からも、刑法という国家権力の積極的介入にそぐわないのではないかとの指摘もあり得るが、以下において触れるわが国の現状は、これを個人の問題として看過することの危うさをわれわれに懸念させる。

貧困問題への強い関心が向けられている近時において、沖縄のそれは全国的に見てもより深刻であり、新聞記事等を見ても文字通り枚挙に暇がない状態である⁴²。その中でも、長年にわたって地元紙の記者として活躍している黒島氏は、「沖縄では貧困とかかわりのない取材テーマを見つけるのが困難だと思えるほどあらゆる問題の背景に貧困があった。そしてその当事者の多くは女性だった」⁴³として、女性の貧困問題に言及している。同氏によれば、まず、多重債務の語から連想される人物像が、実情と社会認識との間に大きな開きがあることを述べる。しかし、その実態とは、多重債務に苦しみ相談窓口を訪れる者の多くが女性であるということであった。注目すべきは、その背景には「家庭内暴力（DV）や離婚後養育費を払わない夫、仕事をしない夫や父親など、存在としても経済的にも男性不在の家庭があった」⁴⁴と分析がなされていることである。

以上からは、DVないし親密圏にある者からの性暴力・被害といった一見すると個人的な問題が、「貧困」といった社会的問題へと発展していることが推測され、また、親の貧困は子に引き継がれる。「負の連鎖」と呼ばれ、昨今その対策が急がれるところであるが、『ワンストップ支援センター』設立シンポジウム」の第3回目にカウンセラーである松本昌治氏から、性産業に関わっている児童について「こうした子どもたちはシングルマザーの子が多く、母親が一緒になった男から性被害を受けたり、小学生の時からひどく殴られたりという例もある」⁴⁵と述べられており、性暴力・被害と貧困との相関関係を窺わせる。また、家庭内の不和は、子どもに疎外感を植え付け、深夜徘徊等の不良行為へと逃避させる一因となり⁴⁶、やはりその中で、「ナンパされた（車内に引っ張り込まれそうになった）を含む」や「レイプされた」といった危険な出来事を経験するのである⁴⁷。

思うに、刑法や刑事政策を社会的利益の保護・促進に資するためのシステムの一部として位置付け得るのであれば、この問題に介入する理由もそこにあると言えるのではないであろうか。しかしながら、性暴力ないし性犯罪を個人的法益に対する侵害と捉える通説的視点からは、おのずと限界が見えてくる。他方で、性的自由を個人には還元し尽くせない利益と捉えることも困難が避けられないと思われる。

理論刑法学は、上記の困難からは逃れられない中であって、以下において述べる性犯罪被害者に対する支援は、性犯罪被害者に対する実際のケアという刑法学の範疇を超える問題に対する取組みとして多大の意義を有するものと認識しなければならないであろう。

(2) 性暴力被害者に対する支援の現状

性犯罪の規定は、法定刑の引き上げや集団強姦罪規定の創設等の改正を行いつつも、暴行脅迫を手段として行われることが要件であったり、強姦罪に関しては女性のみが客体であっ

たりと、その基本的な姿は刑法典が成立・公布された当時のままである。ただし、性犯罪被害者支援分野に関しては徐々にその範囲を広げており、さらなる拡充が期待される。現在その動向が注目されるものの一例として、ワンストップ支援センターの設けが挙げられよう。これは、内閣府が第二次犯罪被害者等基本計画の策定にあたり、関係団体からの聞き取りを行い、開設・運営のための手引を作成して地方自治体や医療機関及び民間団体等へ配布しつつ準備を進めてきたものである。全国的なワンストップ支援センター設立の、より詳しい経緯については、内閣府犯罪被害者等施策推進室の作成した手引き⁴⁸が発表されているので、ここでは沖縄県ワンストップ支援センターの実態把握に重点を置く。当初、沖縄県うるま市の県立中部病院がその拠点として目され、24時間365日の支援体制を期待されていた。特に性行為を伴った被害の場合、避妊薬の効果

が大きい72時間以内が急性期とされており、したがって相談窓口は産婦人科を有する総合病院内に常設することが必須条件であるとされていたところであった。病院拠点型のメリットとしては、先に挙げた避妊治療に加えて、性感染症の予防や治療、被害者の同意を得た上での証拠の採取といった産婦人科医療を被害直後に受けることができる等がある。しかし、中部病院ではスペースの確保が現状では困難なことから、病院拠点型のワンストップ支援センターの設置は見送られることとなり⁴⁹、落胆の色は拭えない。

この現状について、さよウィメンズ・メンタルクリニックの竹下小夜子院長は「性暴力被害者のための新たなワンストップ支援センター設置は『病院拠点型』だからこそ、重要な意味を持つ」⁵⁰ことを強調し、病院内設置にこだわらないのであれば、既存の県内3つある組織団体(沖縄県警、公益法人被害者支援ゆいセンター、強姦救援センター沖縄「REICO」)が行っている支援体制の強化、たとえば相談支援員の人員確保や24時間365日の支援体制の確立等に、公費を充てるべきであったことを指摘している(図2)。また、支援センターを利用することで発生する費用についても課題がある。たとえば、支援センターへ架電した際の通話料は、発信者

2014年12月9日 沖縄県は性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置について、病院拠点型を理想としながらも現状では困難として、当面県外拠点型センターを設置し、協力医療機関との連携によりワンストップ支援を実現する方針だと報じられている。内閣府の三つのモデル案の一つとして、病院外センターを拠点に、産婦人科を有する総合病院内に常設することが必須条件であるとされている。取りあげた病院外拠点型センター設置へと方針を転換したと報じられた。しかし病院外を拠点とし、協力医療機関との連携によりワンストップ支援を実現する方針だと報じられている。



竹下 小夜子

論壇

**性暴力被害者の支援センター
病院内設置を切実要望**

民間支援団体強姦救援センターが24時間365日対応できるように追加補助を要する一方で、公益法人被害者支援ゆいセンターやおひよこ会と投入する機軸が少なくない。沖縄(REICO)も、受診や法律相談が必要で被害者にとってスタッフが付き添いで通院し、診察代や診断書代を公費で負担している。公益法人被害者支援ゆいセンターやおひよこ会と投入する機軸が少なくない。民間支援団体強姦救援センターが24時間365日対応できるように追加補助を要する一方で、公益法人被害者支援ゆいセンターやおひよこ会と投入する機軸が少なくない。

な意味を持つことである。警には、被害者が証拠を望んでも、捜査機関から聞き取り下げの要圧がかかる事例が幾つか認められ、さらに犯罪被害者が支援を求めるとのハードルが高くなる。しかし、1000人の被害者のデータを、警察に被害届を提出したのは被害者全体の7%にすぎず、12月11日に県の強姦や性感染症予防処置センターで、被害者全体の4%が相談を受けた。さらに、裁判所の司法判断が客観証拠重視となっていること、強姦被害で証人も「メンタルクリニック院長」

図2 (琉球新報2014年12月9日)

の自己負担となっていることが挙げられる。よって、通話料を懸念して相談に対して消極的になることも考えられるのではないだろうか。特に経済的に自立していない若年層に対する配慮からも、決して過小評価できない問題であると思われる⁵¹。

いずれにしても、沖縄県ワンストップ支援センターについては、今後の課題を踏まえつつ、早期の病院拠点型実現へと取り組むべきであるといえることができる⁵²。

4. 考察

(1) 法定刑の引上げ

以上のように、沖縄県内においては、刑法典における性犯罪規定の問題点が実態として如実に浮かび上がってくるのがわかる。以下においては、先述の性犯罪の罰則に関する検討会で示された論点①性犯罪の法定刑の見直し、②強姦罪の主体等の拡大、③性交類似行為に関する構成要件の創設、④強姦罪等における暴行・脅迫要件の緩和、⑤地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設、⑦配偶者間における強姦罪の成立について、沖縄県の現状を踏まえつつ考察を加えていく。

まず、①性犯罪の法定刑の見直しについては、そもそも被害者らからの加害者に対する処罰感情とその高まりは、法定刑の軽さに尽きる問題なのかという疑問がある。確かに、強盗罪と比較した場合には軽く、性犯罪規定の保護法益を「人間の尊厳」と解するのであれば、「当面は、強姦罪と強盗罪の下限をそろえる程度が適当」⁵³であると思われる。

しかし、より本質的な問題は、現行の強制わいせつ罪及び強姦罪等の規定からは性犯罪及び性暴力の実態を捉えることができないところにあることが考えられる。これについては、④強姦等における暴行・脅迫要件の緩和や⑤地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設及び⑦配偶者間における強姦罪の成立についての議論と併せて検討される必要がある。すなわち、性犯罪及び性暴力の実態においては、必ずしも通り魔的な加害者から被害を受けるだけでなく、配偶者や親族、交際相手等のいわゆる顔見知りからの被害が多数を占めるため、暴行・脅迫の手段が典型的に行使されているわけではないことや、ややもすれば被害者自身がそれを認識していないということである。過去の筆者らの調査において、レイプを通報しなかった理由として『元彼だから』、『知り合いだから』⁵⁴との回答がわずかながら見られることからこれを裏付けることができる（次頁の表「その他」を参照）。

(2) 暴行・脅迫要件

親密圏における性暴力は、加害者側との関係を壊したくないと願う被害者の心理や性暴力に対する両者の認識の問題もあり、なかなか表面化してこない。それだけに、取り返しのつかない段階になるまで刑法が対応できないとすれば、時代遅れのそしりを免れることはできないと思われる。これは、たとえば、性暴力についてその被害者の主観面に焦点を当てた場合、「周囲から見れば、性被害を受けているとみられる場合でも、本人があまり気にしていないケースもありうる」⁵⁵として、幼少期の異性からの身体への過度な接触を本人が過小評

価しているケースを筆者らは過去の調査で確認している。これは、何も性的に未熟な児童に限った話ではなく、時にはレイプであったとしても、同様のことを指摘できる（次頁の表2を見ると「大したことではないと思ったから」が6人となっている）。

このように、配偶者やパートナーからの性暴力を過小評価する傾向にあることは、性犯罪規定の保護法益について検討を加える際にも重要となる事実である。名古屋市で高校生と大学生を対象に実施されたデートDVの意識調査からは、性的暴力の一つである「⑩避妊しないこと」を性暴力と感じる者の割合が48.7%となり、「暴力と感じる」者が殴る蹴るといった行為を性暴力と感じる者の割合と比べると、30%以上減ることは注目に値する。性的暴力が「強かん（男性が強制的に女性に性交を行う）」のみと理解されており、互いの意思尊重しない、相手が望まない性行為は全て性的暴力であるという考え方についてはまだ十分に共有されていないと言える。このことから、DVに関する啓発活動の必要性を指摘できよう。

表2 レイプ被害者が通報しなかった理由⁵⁶

内 容	人 数
恥ずかしかったから	3
恐ろしかったから	7
通報しても仕方がないと思ったから	8
自分が責められると思ったから	5
大したことではないと思ったから	6
自分の不利益になると思ったから	6
自分にも悪いところがあると思ったから	8
その他	2

しかしながら、暴行・脅迫の要件を現行の強制わいせつ罪及び強姦罪等から緩和または削除することが、妥当であるとの結論には至らない。これは、同意の有無の問題に関わる要素であり、かつ刑の加重事情として考慮されるべきであると考えからである。すなわち、被害者が性行為について同意していないことを身体的に明らかに示したにもかかわらず、それを困難にする程度の暴行・脅迫を用いて性行為を実行したのであれば、より重い刑罰をもって処罰すべきであろう。また、準強制わいせつや準強姦罪が客体の心身喪失や抗拒不能を要件としていることも、同様に解すれば足りる⁵⁷。しかし、この要件が存在する限り、実態の性暴力被害は刑法上の議論とはならないというところに、批判の核心が存在する。とすれば、森川教授が改正案として示された不同意わいせつ罪「13歳以上の人に対し、同意なくわいせつな行為をした者は、2年以下の懲役に処する。13歳未満の児童に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする」⁵⁸のような守備範囲の広い規定を設け、処罰範囲の拡大を図ることも選択肢の一つとして有効であると思われる。

(3) 親密圏での性犯罪規定の創設

上述のように性犯罪の処罰範囲の拡大を図るとしても、被害者と加害者間の（婚姻関係を含む）地位や関係性に着目した規定を新たに創設する必要性が、直ちに導き出せるわけでは

ない。なぜならば、現行の規定上、婚姻関係の事実が犯罪成立の阻却事由と規定されているわけでないという形式的な理由はもとより、判例・学説上も婚姻関係の事実をもって性犯罪の成立を拒む理由とは解されていないからである。また、先の検討会において、佐伯教授からは「夫婦間で性交を継続的に拒否して、夫婦関係が破綻すれば、それは離婚原因になるということにすぎず、夫婦であるからと言って性行為を要求する権利、まして暴行、脅迫を用いて性行為を要求する権利などというものはないのであって、昔の見解というのは民法の夫婦関係、権利関係、夫婦間の権利関係に関する誤解に基づいたものではないかと、したがって現在採ることはできないと考えて」⁵⁹いるとして、夫婦間での強姦罪成立をあえて規定することには難色を示されている。同検討会においては、井田教授も「一定の場合には家庭にも入らざるを得ない、あるいは、一定の場合に親密圏の中にも入っていかざるを得ないということ自体は、法律家の中にこれを否定する人はいないと思うのです。ですから、そのこと自体を幾ら明記しても意味がないのです。大事なことはどういう場合に入っていっていいのか、入っていくべきなのか、そして、それをどういうふうに要件化するか」⁶⁰との見解を示されているが、妥当であると思われる。むしろ、あらゆる関係性において性犯罪や性暴力が起り得ると考えるのであれば、関係性に着目した規定創設の意義は見当たらない。のみならず、同性婚が法制化していないわが国の現状を鑑みると、性暴力の当事者全体に無用の誤解を与えかねないと思われるのである。

(4) 強姦罪の主体等の拡大及び性交類似行為に関する規定の創設

次に、②強姦罪の客体等の拡大については、これを否定する理由はないと言わなければならない。米軍占領下時代、「女性はもちろん、男性も子供も住民全員が性被害におびえていた」⁶¹という体験談は、性暴力の対象が女性に限定されないことをわれわれに示しているが、このことは、アメリカ国防省が明らかにした（推計）18,900人という性犯罪被害者の内、男性が10,400人（女性8,500人）であることから裏付けることができる⁶²。また、県内の大学及び短期大学の学生を対象とした筆者らの調査及び本学の学生を対象にしたデートDVに関する調査からも男子学生の性暴力被害者が少なからず存在することが明らかにされている。これは、先述の性犯罪規定の保護法益をいかに捉えるのかという議論に関わる問題であると思われるが、性的自由を人間の尊厳という根本的な価値であると理解する場合には、強姦罪等における主体と客体の固定化は望ましい在り方ではないと言えるのではないであろうか。このことから、③性交類似行為の構成要件の創設についても異議は見当たらないと言える。問題は、規定上どのように構成要件を設けるかであるが、諸外国の立法を参考とすべきであるということに対して、異論はないのではないと思われる。諸外国の性交類似行為処罰例として、たとえば、ドイツ刑法は、身体への挿入と結びつけられる（強姦）類似の性的行為を被害者に対して行い、若しくは被害者に自己に対して行わせたときには、2年以上の自由刑に処する旨の規定を置いており（177条2項）、その典型例としては、口腔や肛門への性器の強制的挿入が該当するとされている。われわれも、これらが性交類似行為として処罰されるべ

きであると考え、さらに、クニニリングス、口淫、膣・尿道・陰茎・直腸又は肛門への異物挿入等も、検討すべき性交類似行為であると考え。

5. おわりに

今回、性犯罪について、その源流が（1807年の）刑法における諸規定に存在することを確認しつつ、その基本原則や歴史的経過等を踏まえ、現実問題や現代的課題と整合した解釈等を模索した。また、今日、刑法という源流からDV法やストーカー禁止法その他の特別刑法が枝葉のようにして広がり、加害者の処罰重視から被害者の保護を尊重する視点へと刑事司法は大きな転換を示し、被害者や市民の安心・安全に大きく寄与できるまでに大きく成長した。今後は、その方向性をさらに前進させていくことが、筆者ら刑法学者に課せられた使命であると考え。要するに、刑法解釈という理論面を極めるとともに、刑法の実践面にも目配りを怠らないことが肝要である。この点に触れて、本稿の結びとしたい。

この種の性犯罪を事後的に処罰する刑法は本稿で詳しく触れてきたように、徐々にではあるが整備され、また近い将来改正が行われるであろう。それは被害者保護の視点からの当然の帰結と言うべきものである。しかし、他方において、性犯罪を予防し被害そのものを未然に防止するには、事後的な被害者保護の視点のみならず、加害者の性格や人間性に焦点を合わせた加害者の再犯防止策の実施が大きな鍵となる。加えて、筆者らは再犯問題に大きな関心を寄せつつ、最近いくつかのささやかな論考をまとめたところでもあり⁶³、これらを本稿の問題意識と結び付けて実際の成果を得ることを願うものである。

性犯罪者処遇の実際面に目を向けると、2004年に奈良市で発生した幼児に対する性犯罪事件が社会に大きな衝撃を与え、性犯罪に対する関心が急速な広がりを見せた。法務省もこれに機敏に対応し、2005年には法務省矯正局及び保護局合同による「性犯罪者処遇プログラム」研究会が発足され、2006年以降、指定された矯正施設（19庁）及び全国の保護観察所において導入・実施されている。性犯罪者処遇プログラム策定以前においても、同様の取組みが実施されていなかったわけではないが、それらは各矯正施設や保護観察所独自のものであったところ、統一的・標準的な処遇プログラムが策定されたことには大きな意義があろう⁶⁴。また、2012年には、同プログラムの受講者と非受講者との比較を行い、一定の効果が認められたことを発表している⁶⁵。

ところで、筆者らは先の論考において刑務所出所者等の就労支援等に焦点を当て、再犯防止に関する取組みの重要性を指摘した。そこから刑罰論と刑事政策論との架橋という課題が浮かび上がってきたわけであるが、本稿の対象である性犯罪者においては、この課題がより鮮明なるものとする。このことは、前述の法定刑引き上げの議論において主張される被害者らの処罰感情を想起すれば、想像に難くない。しかし、単なる刑罰の引上げが後の再犯防止の取組みを阻害する要因となりかねないことを思えば、性犯罪者処遇プログラムや更生保護の諸施策といった、近年活発に議論されている刑務所出所者等の地域内処遇のさらなる充

実は、わが国の喫緊の課題であると言えよう。つまり、性犯罪者に関しては、再犯問題に対していかに有効な手立てを講じることができるかが、大きな鍵となるのである。

この再犯問題について検討する際一つの有効な手がかりとなる概念として、ソーシャルインクルージョンが注目を集めつつある⁶⁶。これは、刑務所出所者や障害者、社会から孤立している者を地域の一員として受け入れようとするもので、「社会的に弱い立場にある人たちを排除することなく、社会に存在する構成員として共存・共同し、社会参画する機会をつくっていく具現化・行動化の概念」⁶⁷と定義される。

イタリアをはじめ、フランスやドイツ、イギリス等といったヨーロッパ諸国で拡大を見せているこのソーシャルインクルージョンという理念の一つの実践として、ソーシャルファームを挙げることができる。これは1970年代に北イタリアのトリエステの精神病院で始まった、就労の場を作ることによってソーシャルインクルージョンの実現を目指そうとする試みであり、わが国では一般的となっている対象者の就労までの更生保護施設等中間施設的なものを含め、一生の職場となるものや経営状況によっては一般企業にまで成長するもの等、環境、農業・酪農、サービス業等の工場作業場・販売店等、様々な分野に及んでいる。

他方で、性犯罪被害者に至っては、被害を通報せず「暗数化」し、近年になってようやくワンストップ支援センター等で、被害者との関係性が築けるようになったばかりである。まず、カミングアウトした被害者自らの存在を周囲が是認することが大前提であり、その先に支援の輪が広がっていくであろうとき、ソーシャルインクルージョンの概念やソーシャルファームの実践が意味を持つものと思われる。

すなわち、ソーシャルインクルージョンに基づく取組みが刑務所出所者や障害者等の社会復帰の一環としてだけでなく、病気や子育てに追われている者等、様々な理由から社会参加や就労の機会を得ることが困難な人々をも含めてその対象を拡大していることは特筆すべきであろう⁶⁸。本論の中で性暴力被害者と貧困問題について触れたが、同様に、この取組みの有効性を期待したい。というのも、刑務所出所者等のもとより、「DV被害者等社会的排除を受けている人に就労の場を提供」することによって、イタリアをはじめフランスやドイツ、イギリス等のヨーロッパ諸国において一定の地位を獲得していることに注視すれば、ソーシャルインクルージョンの対象として、広く犯罪被害のために通常の社会生活に困難を来した者（犯罪被害者等）も含まれると解することができるところに、大きな意義が認められるからである⁶⁹。

一般に犯罪には加害者と被害者が表裏の関係として存在し、その両者に目配りしたバランスのある刑法や刑事政策が求められる。性犯罪はまさにその典型的な事例であり、適正な加害者処罰が実行されることによって、被害者の感情も癒される。この点、詳述したように、現行刑法の刑はバランスを欠いたもので、改正の検討が必要であろう。また、性犯罪者には再犯者問題が付いて回り、この点での矯正教育の充実と徹底が課題である点も論じた通りである。加えて、被害者に対する支援の輪をいかに広げていくかも大きな課題であり、その細

やかな見通しをソーシャルインクルージョンから得ようとしたものである。今後も、こうした様々な視点からの総合的な思索を継続したいと考える。

追記

脱稿後、「性犯罪規定の罰則に関する検討会における取りまとめ報告書」が公表された（法務省HP：URL http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00090.html）。そこで、本稿で扱った論点に関する要旨とこれに対する筆者らの見解等を追記させていただく。

①性犯罪の法定刑の見直し

法定刑の見直しについては、強姦罪及び強姦致死傷罪の法定刑の下限を引き上げるとする意見が多数であった。その根拠として、「法定刑の下限が3年では低すぎる。『魂の殺人』とも言われるように被害が非常に長期間続く、場合によってはほとんど一生続くという強姦被害の特殊性も考えると、最低でも5年に引き上げるべきである」（30頁）が挙げられていた。本論でも強盗罪の下限と足並みをそろえるのが現状では妥当である旨の見解を示したが、それは強盗罪の下限以上に強姦罪の下限を引き上げることを無条件に肯定する趣旨ではないことをここで指摘しておく。性犯罪の法定刑に関する議論においては、必ずと言っていいほど「魂の殺人」という表現が見られるが、強姦罪を生命に対する法益侵害と同一視することにも賛同しかねる。「性犯罪の場合、被害者と加害者の間で認識が異なるいわゆるコミュニケーション・ギャップによる事件があり、懲役2年以下の刑が科せられている例があるのはそのような事案ではないかと思われる」（29頁）として、下限の引上げには消極的な見解も示されているように、過度の引上げは控えるべきであろう。

②強姦罪の主体等の拡大

強姦罪の主体等の拡大については、ジェンダーニュートラルの視点から、「強姦罪の保護法益である性的自由は、男女いずれにも共通するものであるから、被害者を女性に限定する理由はなく、性差をなくすべきである」（13頁）、「男性に対する性交の強制が強制わいせつ罪として軽く評価されてしまっていることには問題があり、性差をなくすべきではないか」（13頁）、「男性、女性だけでなく、様々な性指向等があることを考えると、性差を明記しなくてもよいのではないか」（14頁）との見解が挙げられ、行為者及び被害者の性別を固定するべきではないという意見が多数であった。本稿の立場からも、上記の主張に対する異論はほとんどないと言える。要するに、具体的個人の性的自由を侵害したか否か、その侵害の度合いの軽重を直視しなければならないのだと考える。

③性交類似行為に関する構成要件の創設

性交類似行為については、「肛門性交を姦淫行為と同等に取り扱うことに積極的に反対する意見はなく、口淫についても、これに積極的に反対する意見は少なかった。これに対し、手指や異物の膣・肛門等への挿入については、姦淫行為と同等に取り扱うべきであるとする意見もあったものの、これに反対する意見が多数であった」（16頁）とあるように、従来の

強姦行為を中心に性交類似行為の外延を定めるべきとする見解が有力であった。強姦罪と強制わいせつ罪を画する議論であるだけに、今後の法制審議会等でさらに激しい議論が予想される。また、挿入「させる」行為についても、これを性交類似行為とすることに肯定的な意見が多く、また、本論で挙げたドイツの立法例を見ても、これを性交類似行為としない理由はないように思われる。

④強姦罪等における暴行・脅迫要件の緩和

暴行・脅迫要件については、「判例・実務は、被害者の意思に反する性交であったかどうかを、行われた暴行・脅迫を状況証拠として用いつつ認定しているのだと考えられ、被害者の意思に反することが間違いなく確信できるという事例についてのみ強姦罪を成立させようとしている。そうであるとする、暴行・脅迫要件を一般的に撤廃することは、被害者の意思に反することを間違いなく確信することができないような事例を強姦として処罰することを意味することになり、疑わしきは被告人の不利益にという原則を妥当させることにほかならず、そのようなことは認めるべきではない」（19頁）として、この要件の撤廃あるいは緩和に消極的な見解が多数であった。しかしながら、性暴力の実態が必ずしも暴行・脅迫を伴っていないことを考慮すれば、これを処罰するための新たな規定（不同意の性行に係る罪）を設けるのか、あるいは一概に準強制わいせつ・準強姦罪として処理するのか、さらに議論を重ねる必要があると考える。

⑤地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設

地位・関係性を利用した性行為に関する規定の創設については、「被害者支援の立場からは、障害者、親子、教師、雇用者、加害者に逆らったら自分の将来が阻害されるであろうと認められるような指導・被指導の関係など、感情や行動が特に制限される関係については、暴行・脅迫要件が通常の強姦よりも緩和された要件で認められるようにしてもらいたい」（22頁）や「実父ないし養父から、幼少期から継続的に性的虐待を受け、当初は被害者に被害を受けているという自覚がない状況で、継続的に性的虐待を繰り返され、姦淫行為もなされるというような場合、どの段階においても明確な暴行・脅迫が認められず、強姦罪として問擬することが難しい事案がある。このような事例について、確かに準強姦罪で立件することもあるが、必ずしも抗拒不能を立証できない場合もあり、児童福祉法違反として対応するしかないケースもある」（22頁）として、新たな規定の創設に肯定的な見解が多数であった。しかしながら、われわれの社会があらゆる関係性において構築されていることを考慮すれば、暴行・脅迫要件を緩和させる地位・関係性と緩和させない地位・関係性を区別して前者を規定することは可能であるのかとの疑問がある。むしろ、個々の事例において、個別具体的に考慮することが適切と考える。

⑥配偶者間における強姦罪の成否

配偶者間の強姦罪の成否については、本稿で示した見解のほか、検察及び警察の捜査機関から、「検察事務において、配偶者間で強姦罪が成立しないという考えは採られていない。

実際の起訴例が少ないのは、配偶者間の場合、加害者側から、配偶者があるので同意があったとの主張がされやすく、その場合に夫婦関係が破綻していれば同意のないことが立証しやすいが、そうでない場合には立証が難しいということによる。その立証の難しさは、明文の規定を置いてもかわらない」（11頁）や「警察においても、配偶者間であろうとなかろうと、現行の刑法の要件を満たしていれば、強姦罪が成立するという考えがとられており、実際に検挙した事例もある。結果的に検挙に至ることが少ないのは、立証の困難性によるもの」（11頁）といった見解が挙げられており、やはり、明文の規定を置く根拠が乏しかったと言えるが、地位・関係性を利用した性的行為に関しては個別の規定を創設すべきとされていることから、両者の整合性が問われるのではないかと考える。

引用・参考資料

- 1 滝沢誠「被害者参加制度について」刑法雑誌第54巻第2号167—182頁。犯罪被害者が刑事手続きに参加することの利益や関心については、「①損害回復を実現するため刑事訴訟上の認定結果を知りたいという関心、②公判手続きにおいて、被告人がいかなる態度で訴訟を受けているのか、被告人が自白あるいは弁解しているかどうか、その内容がいかなるものか等を知りたいという関心、③法定パーの中に入り、公判心理に参加してその推移を見守りたいという関心、被告人の自白あるいは弁解が被害者の立場からして真実でないと考えられる場合に、法定において反論をしたいという関心、さらには、⑤加害者に対する強い感情をダイレクトに被告事件に反映させたいという関心（169頁）とされている。」
- 2 森川恭剛「性暴力の罪の行為と類型」琉大法学第90号（2013）5頁。また、島岡まな「性犯罪の重罰化—真の問題はどこにあるのか？」法学セミナー「特集現代刑法改正の検証」（2015）772号39頁は、「日本の現行刑法典における性犯罪規定は、ジェンダー平等、被害者の人権尊重という観点から非常に問題が多く、国際的に見てもかなり遅れた内容」であるとして、2004年の改正を不十分とし、構成要件の見直しを主張している。
- 3 法務省「性犯罪の罰則に関する検討会」法務省HP
(URL http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00090.html, 最終確認2015年8月4日)
- 4 本稿では、性暴力と性犯罪の語を次のように区別して使用する。性暴力の語は、性犯罪を含むより広義の行為を指す場合に使用し、性犯罪の語は、刑法典において強制わいせつ罪及び強姦罪等に該当する行為を指す場合に使用する。
- 5 「米兵性暴力リボンの訴え」沖縄タイムス2015年4月30日。
- 6 「DV相談最多715件」琉球新報2015年6月2日、「DV・ストーカー相談 沖縄859件で過去最多」沖縄タイムス2015年6月3日。新報とタイムスとで相談件数が異なる扱いをしているが、これは新報がDVのみの件数を記載しているのに対して、タイムスがDVとストーカーの合計数を記載しているためである。
- 7 齊藤豊治「アメリカにおける性刑法の改革」大阪商業大学論集第5巻第1号通号151・152合併

- 号 (2009) 189-204頁、「米女子大生、4人に1人は性的暴行の被害」ウォール・ストリート・ジャーナル日本版2015年9月22日 (2015年9月23日確認)。
- 8 同上203頁。反面、面識のない者からの被害については、規定の改正によりかなりの改善が見られたと評価されている。
 - 9 「県内人権侵犯増506件—多い家族間の暴行、虐待—」琉球新報2015年3月15日。同記事によると、「沖縄県の特徴として家族間の暴行・虐待が全国に比べて多いという。14年は173件と13年の208件から減少したものの、全体の34.19%を占め、全国平均の19.03%を大きく上回った」。この173件の中には、性的虐待も含まれていると考えられる。
 - 10 性犯罪の罰則に関する検討会第4回「性犯罪の罰則の在り方に関する論点整理(案)」2014年12月24日。
 - 11 性犯罪以外の刑法典に定める罪についても、2005年の逮捕監禁および未成年者略取・誘拐罪の法定刑の上限の引上げや、翌年の公務執行妨害罪等及び窃盗罪への罰金刑新設、業務上過失致死傷罪・重過失致死傷罪の罰金額の引上が挙げられる。
 - 12 「性犯罪の厳罰化、被害者や専門家はどうか見つめる」朝日新聞DIGITAL2014年11月1日 (2015年4月30日確認)。
 - 13 性犯罪の罰則に関する検討会第2回「議事録」20頁 (藤岡淳子) 2014年11月22年。
 - 14 代表的な判例として、最判昭24年5月10日刑集3巻6号711頁。また、松宮孝明『刑法講義各論(第3版)』成文堂 (2012) 110頁参照。
 - 15 大谷實『刑法講義各論新版第4版』成文堂 (2014) 119頁。
 - 16 この点については、反対の学説も展開されている。たとえば、西田典之『刑法各論第5版』弘文堂 (2010) 89頁は、「わいせつ行為における同意の有無の認定は微妙であり、相手の意思に反した否かを判断するために、犯行を著しく困難にする程度のものであることが必要なのであるから、単に相手の意思に反していればよいとするのでは問題の解決にならないように思われる」としている。
 - 17 山中敬一『刑法各論第2版』成文堂 (2009) 144頁以下及び松宮前掲注 (14) 108頁以下参照。
 - 18 他にも、「性的行為を受任させる点では自由の侵害とも言えるが、同時に性的嫌悪・羞恥感情を生じさせることによって正常な性感情を害する点を含む」とする見解も存在する。この点につき、大谷前掲注 (15) 116頁以下参照。
 - 19 森川前掲注 (2) 65頁。
 - 20 同上66頁。続けて、「ともかく、いかに軽視されてきたにせよ、それは現代において『性的権利』『性的人権』と法的に捉え返すことのできる価値で (67-68頁)」あり、「『性』は刑法学において『自由』から区別される法益であると考えられる (68頁)」としている。
 - 21 同上63頁。
 - 22 江口聡「性・人格・自己決定—セックスワークは性的自由の放棄か—」京都女子大学現代社会研究13号 (2010) 5-20頁。論文の中で、江口教授は、善い性行為の義務化及びその規制、売買

- 春はすべて本人の意思決定の結果ではないという主張、社会的効用の見地からの性産業の規制及び個人の自己決定権の否定、性産業に従事することにより被る個人の心理的害悪の危惧、のいずれかを根拠とし性産業を規制しなければならないと主張しているが、いずれも議論の余地を大いに残していると説いている（18-19頁）。
- 23 森川前掲注（2）105頁。森川教授の示された改定試案が興味深い。176条を不同意わいせつ罪とし、「13歳以上の人に対し、同意なくわいせつな行為をした者は、2年以下の懲役に処する。13歳未満の児童に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする」として、現行の強制わいせつ罪を置き換えている。そして、強制わいせつ罪及び強姦罪等は、177条性暴力罪として規定されているのである。
- 24 齊藤前掲注（7）193頁。
- 25 DVの定義については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項「この法律において『配偶者からの暴力』とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において『身体に対する暴力等』と総称する。）をいい」に従う。また、デートDVという場合には、関係を配偶者に限らない場合に使用することとする。
- 26 「沖縄戦から続く性暴力」沖縄タイムス（2012年10月21日）。
- 27 親川志奈子「女性兵士の3割性被害」沖縄タイムス（2012年10月30日）19面。
- 28 真尾悦子「敗戦記念日に思う<上>—傷跡—」琉球新報1981年8月13日。米兵による強姦被害に遭った女性の体験談を記した記事である。「『男に押されて（倒されて）解らんはずはない、と思われるでしょうが、ほんとに、まるきり覚えとらんのですよ』と、性暴力被害の実態が生々しく伝わってくる。
- 29 小西吉呂「性被害経験と心の健康—3尺度の結果を通して—」地域研究所年報第15号（2001）48頁。
- 30 「女子大生7割が性被害／沖大教授調査—男子学生も4人に1人『公的ケア急務—』」沖縄タイムス（2000年11月12日）朝刊25面。
- 31 西村愛里「大学生のデートDVの実態（1）—沖縄大学学生へのアンケート調査における被害・加害の実態—」地域研究12号（2013）59頁。DVを「暴力は加害者と被害者が支配／被支配の関係になっている。とりわけ深刻なのは親密な関係の間で起こる暴力行為である」と定義しているが、妥当であると思われる。
- 32 同上61頁。
- 33 「女性の半数DV被害」琉球新報2001年1月25日。
- 34 沖縄県子ども生活福祉部「平成26年度沖縄県男女共同参画の状況について」（2015）30頁。
- 35 ちなみに、内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力に関するデータ」（2014年7月22日）1頁を見て見ると、相談支援センターの相談受理実績は、2013年では99,961件と前年（2012年）

の89,490件を大きく上回っている。その他、警察への相談件数も同様に上昇していることが分かる。

- 36 名古屋市男女共同参画推進センター（つながれっとNAGOYA）『デートDVに関する調査報告書』（2009）6頁。詳細は次の通りである。「本調査における高校生・大学生の回答総数は4,630人で、うち女性60.5%（2,802人）、男性39.1%（1,811人）である。高校生と大学生別に見ると、高校生78.2%（3,623人）、大学生21.1%（976人）である。まず「①殴ったり、けったりすること」という身体的暴力については90.1%が暴力だと認識している。次に割合が高いのは「⑨無理やり性的な行為をすること」で82.4%である。一方、性的暴力の一つである「⑩避妊しないこと」では48.7%となり、「暴力と感ずる」者が⑨と比べると30%以上減ることは注目に値する。性的暴力が「強かん（男性が強制的に女性に性交を行う）」のみと理解されており、互いの意志を尊重しない、相手が望まない性行為は全て性的暴力であるという考え方についてはまだ十分に共有されていないといえる」。
- 37 小西吉呂ほか「大学生の性被害に関する調査報告—警察への通報および求められる援助の分析を中心に—」心の健康15巻2号66頁以下。
- 38 沖縄県警察HP参照（2015年4月26日確認）。
URL: <http://www.police.pref.okinawa.jp/>
- 39 小西吉呂「性被害調査をめぐる諸問題—質問紙調査に寄せられた自由記述をもとに—」沖縄大学法経学部紀要創刊号（2001）44頁。
- 40 小西同上44頁。
- 41 同上（表3）66頁。
- 42 「沖縄の貧困『構造的』沖国大でセミナー、識者が問題検証」琉球新報2014年2月23日、「県内雇用ミスマッチ顕著 正社員希望76%に求人28%」琉球新報2015年1月3日、「引きこもりに理解を 貧困、就職難が要因 那覇で交流会」琉球新報2015年2月22日。
- 43 黒島美奈子「沖縄の貧困＝女性の貧困」けし風76号（2012年9）8頁。
- 44 同上9頁。黒島氏は、多重債務に関する取材を進めていく中で、借金返済と子どものミルク代のために売春をしていた女性や出産を繰り返すごとに借金が増えていった女性らに遭遇したという。
- 45 宮城公子「ワンストップ支援センター設立へ—第三回シンポジウムの報告」けし風79号（2013年7月）。
- 46 小西吉呂・圓田浩二「沖縄県における少年の深夜はいかいをめぐる諸問題—聞き取り調査をもとに—」沖縄大学法経学部紀要8号（2007）27-37頁。
- 47 同上29頁。それでも深夜徘徊をやめられないところに、原因の根深さが垣間見られる。
- 48 内閣府犯罪被害者施策等推進室「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設立の手引～地域における性犯罪・性暴力被害者支援の一層の拡充のために～」（2012年3月）。
http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/shien_tebiki/index.html。

- 49 「拠点は中部病院 ワンストップ支援センター」琉球新報2014年2月7日。
- 50 竹下小夜子「性暴力被害者の支援センター病院内設置を切実要望」琉球新報2014年12月9日。
- 51 宮城前掲注(45) 48-49頁をみると、さよウィメンズ・メンタルクリニック竹下小夜子院長から、2012年度に沖縄強姦救済センター（REICO）実施している電話相談では、「加害者の9割が顔見知り、家族による犯行が約1・5割」であるとの発言が載せられている。このことから、たとえば児童が携帯電話からワンストップ支援センターへ架電することにより多額の通話料を発生させ、周囲からの指摘を恐れて同センターへの相談を躊躇うという状況も懸念される。
- 52 県内ワンストップ支援センターの実績は、「性暴力ワンストップ支援相談、4カ月112件」琉球新報2015年6月5日、「性被害相談26人112件」沖縄タイムス2015年6月5日が報じている。
- 53 島岡前掲注(2) 42頁。
- 54 小西ほか前掲注(37) 69頁。
- 55 小西前掲注(29) 50頁や小西前掲注(39) 44頁。
- 56 小西前掲注(37) (表4) 66頁
- 57 柑本美和「強姦罪と準強姦罪」女性犯罪研究会編『性犯罪・被害—性犯罪規定の見直しに向けて—』尚学社(2014) 156頁。
- 58 森川前掲注(2) 105頁。
- 59 性犯罪の罰則に関する検討会第5回「議事録」3頁(佐伯仁志)2015年1月29日。井田教授や小木曾教授も、同様の立場を示されている。
- 60 同上5頁。
- 61 前掲注(26)。
- 62 「米軍性犯罪1万8900人被害」沖縄タイムス(2015年5月6日)。
- 63 小西吉呂・外間淳也「医療観察法に関する一考察—沖縄県の事例にも触れて—」沖縄大学法経学部紀要15号19-34頁、同「医療観察法における通院医療について」沖縄大学法経学部紀要17号(2012) 25-33頁、同「医療観察法施行を巡る現状と課題—法施行10年を迎えるにあたって—」沖縄大学法経学部紀要22号(2014) 15-25頁、同「刑罰論と社会福祉の連携に関する一研究—刑務所出所者等の就労支援に関する取組みを中心に」沖縄大学法経学部紀要23号1-13頁。
- 64 藤本哲也『性犯罪研究』中央大学出版部(2008) 1頁。性犯罪者処遇プログラム以前の取組みとしては、川越少年刑務所のグループワーク主体の性問題群に対する処遇や奈良少年刑務所での異性問題グループに対するロールレタリングを駆使した処遇、さらには大阪保護観察所の保護観察官による直接処遇事例等が挙げられる。
- 65 法務省矯正局成人矯正課『刑事施策における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析研究報告書』(2012) <http://www.moj.go.jp/content/000105287.pdf>。同報告書では、プログラム受講群(1,198人)の再犯率が21.9%であったのに対して、非受講群(949人)のそれは29.6%だったとしている。
- 66 炭谷茂「ソーシャルファームの理論と実践～ソーシャルインクルージョンを具体化するために

～」罪と罰52巻2号(2015)11頁。ソーシャルファーム設立の背景として、中島裕司「ソーシャルファームという1つの可能性～ドイツ・フランスの実際を視察して～」罪と罰52巻2号(2015)21-32頁は、「労働市場において不利な立場にある人々の一生涯を支援するのに必要な福祉的経費に比べ、彼らが安定した職を得て再び社会に包摂されることを使命としたソーシャル・ファームに投資しビジネスとして成功させた方が、彼らが再び社会に包摂されて自立するだけでなく、彼らを福祉的支援の受給者から納税者に変えることで、将来的に国家経費の節減につながるという考え方」(21-22頁)があることに触れている。

67 上野容子「ソーシャルファームに取り組む意味」罪と罰52巻2号(2015)33頁。

68 同上33頁。

69 炭谷前掲注(66)13頁。

沖縄大学における聴覚障がい学生支援の軌跡と展望 ～聴覚障がい学生のライフヒストリーインタビューを中心に～

横山正見*

The history and prospects about support systems for deaf or hard of hearing students in Okinawa University. —Focus on life history interview with deaf or hard of hearing students.—

YOKOYAMA Masami

要旨

沖縄大学の聴覚障がい学生支援について、アンケート調査と聴覚障がい学生へのライフヒストリーインタビュー¹を中心に考察した。約10年間で講義等公的空間での情報保障は整備されつつあるが、私的空間でのコミュニケーションには課題があり、組織や場所の整備等新たな取り組みの必要性が明らかになった。

要約

沖縄大学が聴覚障がい学生支援に取り組み始めて約10年が経つ。その歴史を振り返ると1980年代の風疹による聴覚障がい学生の在籍期、2000年代の組織的な取り組みの開始期、2010年代の取り組みの定着と発展期に区分できる。聴覚障がい学生の多くは「支援体制が充実していること」を基準に進学を決めており、法制度の整備や聴覚障がい学生数の推移も合わせて考えると、今後も継続して在籍することが予想される。

聴覚障がい学生は、支援体制が整いつつある中で人間関係を構築し自己肯定感を養い、大学での経験が卒業後の仕事にも影響を与えていることが分かった。しかし、私的空間でのコミュニケーションには課題が見出された。講義など公的空間での情報保障が進んだ結果明らかになった新たな課題といえよう。

今後の展望として組織と場所の創設の必要性が見出される。人や情報の集約、コミュニケーションモデルの提示、理解啓発、通訳制度の充実、学内外の連携、聴覚障がい学生のエンパワメント等の機能が求められる。新たな取り組みの幕開けである。

キーワード：聴覚障がい学生支援、聴覚障がい学生、ライフヒストリーインタビュー、私的空間でのコミュニケーション

* 沖縄大学地域研究所特別研究員／障がい学生支援コーディネーター／非常勤講師
yokoyama@okinawa-u.ac.jp

Abstract

This paper attempts to reveal the history and prospects of support systems for the deaf or hard of hearing students in Okinawa University.

The history of support systems in Okinawa University can be classified into three historical periods.

I. In 1980s: There were approximately 10 deaf or hard of hearing students by congenital rubella syndrome.

II. In 2000s: The organizational support activities began.

III. In 2010s: The support systems were established and developed.

Most of the deaf or hard of hearing students decide to enroll in the Okinawa University for the enrichment of informational guarantee.

Looking from setting up legislation about people with disabilities and the increasing number of deaf or hard of hearing students, they will continue to enroll.

The life-history interview and the questionnaire survey showed that informational guarantee and the relationships with their friends in university life give the deaf or hard of hearing students their self affirmation. Furthermore, it was also found out that the experiences in university days affect their life after graduation.

However, they still have problems in communication with the non-handicapped in their private life. These problems became clear after the process of enrichment of informational guarantee was evolved through the public space of university lectures.

For future prospects, it is hoped that a support organization and a place where they belong is prepared in Okinawa University. There are a lot of functions to be performed, such as putting human and information resources together, and showing new communication models, enlightening activities, enrichment of informational guarantee, building network systems, empowerment of the deaf or hard of hearing students.

It is just the beginning of a new action program about support systems for the deaf or hard of hearing students in Okinawa University.

1. はじめに

沖縄大学の聴覚障がい学生支援は、2002年に始まり2004年からは組織的に取り組まれ、10年以上が経過した。この間に在籍した聴覚障がい学生は合計13名、毎年平均して3～4名在籍し、支援学生は毎年約50名が登録している。障がい学生支援コーディネーター²（以下、コーディネーター）は2004年に雇用が始まり、2015年には3名体制となるなど大学に聴覚障がい学生支援が定着した。

全国的にみると、高等教育機関に在籍する聴覚障がい学生数は2005年の1,158名から2014年は1,654名となり聴覚障がい学生の増加がみられる³「日本学生支援機構（2006）（2015）」。沖縄県内の高等教育機関でも同様の傾向がみられ、2007年に10名であった聴覚障がい学生は2014年には14名となっている「横山（2015）」。

白澤（2013）より、聴覚障がい学生支援に関わる法制度に目を向けると、2011年8月に「障害者基本法」に「合理的配慮⁴」の文言が明記され、2012年12月文部科学省「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」報告にて正課教育の他、正課外活動も含め「合理的配慮」

を行うことが記された。そして、2013年6月に「障害者差別解消法」（2016年4月施行）が成立し、2014年1月には「障害者権利条約」が批准された。こうして、高等教育機関における聴覚障がい学生支援は「合理的配慮」として法的な根拠を持つものとなる。

地方自治体で制定され始めている「手話言語条例⁵」や沖縄県等で制定されている「障害者条例⁶」も聴覚障がい学生支援の支えとなる。

さらに、沖縄大学、沖縄県、全国の聴覚障がい学生数の状況、そして法制度の整備を考えると今後も聴覚障がい学生の在籍が予想される。沖縄大学の聴覚障がい学生支援は、過去の取り組みをまとめ今後の展望を見出す時期にあると考える。

1.2 用語の定義

本稿における「聴覚障がい学生」の定義は、日本学生支援機構（2015）の「障害学生」の定義⁷に加え、身体障害者手帳（聴覚言語障害）を保持しておらずとも講義で第三者の支援を受けている学生も含んでいる。また、聴覚障がいには、「ろう」「難聴」「中途失聴」などがあるが、「聴覚障がい学生」と統一した。

「情報保障」とは、身体的なハンディにより情報収集に困難がある者に対し、代替手段で情報を伝えることである。本稿では第三者がノートテイク⁸、手話通訳等を用いて音声情報を視覚情報に変換し聴覚障がい者へ伝えることをいう。「聴覚障がい学生支援」とは情報保障に加え、個別相談、理解啓発等も含めた聴覚障がい学生への支援活動のことである。

沖縄大学の用語に倣い本稿では「障がい」の表記を使うが、法令や引用の際はこの限りではない。また、本稿で「現在」と使う場合は2015年5月のことである。

1.3 研究方法とデータ収集

アンケート調査とライフヒストリーインタビューを基に考察した。データ収集期間は2014年9月～12月である。アンケート調査は対面での受け渡しとメールで行い、ライフヒストリーインタビューは、対面及びスカイプ（インターネットを利用したテレビ電話）で行った。インタビュー方法は半構造化面接、1回1時間から2時間であった。

ライフヒストリーインタビューでは大学時代を中心に、聴覚障がいに関わる人生経験を尋ねた。個人の経験からいかにして社会的なものを取り出すかの試みであり、個人的な経験に留まらない語りを中心に掲載し、適宜筆者が注釈を加えた。また、これまでの活動記録や対象者とのメールも対象者の許可を得た上で引用した。

1.4 対象者との関係

筆者は2005年から現在まで学部生、大学院生、特色ある大学教育支援プログラム（以下、特色GP⁹）担当職員、非常勤職員、嘱託職員、非常勤教員として沖縄大学に関わっている。特に2005～2006年度は支援学生として、2007～2009年度は特色GP担当として、2013年度～

現在まで障がい学生支援コーディネーターとして聴覚障がい学生支援に深く関わっている。これらの活動の中で対象者と信頼関係を築き、ライフヒストリーインタビューを行った。

1.5 倫理的配慮

研究目的と内容、公表方法を明らかにしアンケート及びインタビューを行った。アンケートは内容や目的、個人が特定されない形で公表する旨を示し同意を得た後に依頼した。

インタビューは、内容、おおよその拘束時間、匿名での公表、録音、自由な参加と中断について伝え、同意を得られた者に行った。長くなる場合は1時間半で休憩を入れた。インタビュー後は逐語記録を作成し、対象者に確認してもらい修正や加筆を行った。後日、対象者へ「研究参加への同意書」を渡し、署名にて意思を確認した。

沖縄大学の障がい学生支援に関するデータは掲載内容を書面にて学生支援課に提示し、学生部、総務課など学内手続きを経たのちに掲載した。

1.6 先行研究

日本の高等教育機関における聴覚障がい学生支援の歴史について、浦部・岩田（2011）から見る。

1973年、文部省は「昭和49年度大学入学者選抜実施要項」で初めて身体障がい者の受験時に配慮するよう記した。1980年代になると聴覚障がい学生の在籍が増え、「友人のノートを見る」という勉強方法とともに、手話通訳やノートテイクが支援方法として始まる。しかし、学生団体や親しい友人によるサポートが中心であった。

その後、聴覚障がい学生や、学生団体の働きかけにより、1997年には、聴覚障がい学生が在籍する77大学のうち半数以上で何らかのサポートが行われるようになる。

日本学生支援機構による全国的な調査は2005年より行われ、高等教育機関に在籍する障がい学生の状況が明らかになった。聴覚障がい学生支援の全国状況について白澤（2005）は、約30%（237校）の大学・短期大学に聴覚障がい学生が在籍し、その半数でノートテイクによるサポートが行われ、ノートテイクを行っている大学・短期大学の約55%で職員のコーディネーターやノートテイクの養成が行われていることを明らかにした。

全国的には、1980年代に聴覚障がい学生支援の動きが始まり、1990年代後半から2000年代にかけて急速に普及したことが分かる。

沖縄大学の聴覚障がい学生支援については、横山（2007, 2013, 2015）、沖縄大学特色GP（2010）がある。

1980年代の風疹による聴覚障がい学生の在籍が前史として位置づけられるが、情報保障はなされなかった。開始期はコーディネーターの雇用や支援学生の育成など組織的な聴覚障がい学生支援が始まった2004年度と考える。

横山（2007）は、沖縄大学に在籍する聴覚障がい学生のライフヒストリーから沖縄大学の聴

覚障がい学生支援を考察した。そこで明らかになったことは、大学入学以前の教育機関における困難、大学で情報保障を受け人間関係を構築していること、そして卒業後への不安であった。

しかし、聴覚障がい学生の学生生活については様々な課題が指摘されている。杉中・土井・畠山（2010）は、支援体制が整備されたとしても支援学生との関係や技術に葛藤があり、聴覚障がい学生が自己葛藤しながら学生生活を送っていることを指摘する。そして、支援学生の共感的理解が重要であるという。しかし、支援学生との関係性においても課題があり、座主・打浪（2009）は関係の非対称を指摘し、両者に過重な負担がかかっている現実を明らかにする。

また、東野（2009）は、聴覚障がい者の困難は講義などの公的な空間よりもプライベート場面でのコミュニケーションであると言う。これは、聴覚障がい学生支援を講義のみならず学生生活全般を視野に入れることの重要性を指摘している。

先行研究の指摘をふまえ、本稿では沖縄大学の聴覚障がい学生支援の歴史を概観する。そして、聴覚障がい学生の学生生活を入学前、卒業後も含めたライフヒストリーインタビューを中心に考察し、今後の聴覚障がい学生支援の展望を見出すことを目的とする。

2. 聴覚障がい学生支援の歩み

2.1 1980年代

1964、65年に沖縄で流行した風疹¹⁰による聴覚障がい学生が、少なくとも1984年度に5名、85年度に4名入学した「横山（2013）」。1980年代に約10名もの聴覚障がい学生を受け入れたことは画期的なことであった。しかし、幾つかの大学で行われていたノートテイクや手話通訳「浦部・岩田（2011）」は、地理的、時代的な制約があり沖縄大学で取り組むことは出来なかった。

当時は障がい学生自身の努力を前提とした入学であり、板書の活用、ゆっくり話す等の配慮に留まっていた。長年風疹による聴覚障がい児の教育に関わった方がボランティアの相談役を担ったが、コーディネートの役割はなかった。情報保障がない中で大学生活を送ることは容易ではなく、休学や退学をする者もいた「横山（2007, 2013）」。

2.2 2000年代

約20年後、2002年度に聴覚障がい学生が入学し、後期から地域の要約筆記者による情報保障が一部の講義で始まる。しかし、組織的な取り組みには至らなかった。

2004年度に新たに聴覚障がい学生が入学し、委員会の創設、後期からコーディネーターの雇用（前期は学生のコーディネート）等、組織的な取り組みが始まる。沖縄県内大学とも連携し、2005年度には県内5大学による聴覚障がい学生支援をテーマとしたシンポジウム¹¹が開催される。

学内外で活動が活発になり、2007年度には聴覚障がい学生支援を中心とした教育プログラムが特色GPに選定される。この間も聴覚障がい学生が継続的に入学し、盲ろう障がい学生¹²の支援活動など、その時々状況に合わせて取り組まれた。

2.3 2010年代

2011年度からは肢体不自由学生への代筆支援¹³も始まり、2012年度には全盲の視覚障がい学生が入学するなど、支援対象が広がりコーディネーターも複数人体制となる。2014年度には聴覚障がい者がコーディネーターになり障がい者が支援を運営する役割を担う。

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan、以下PEPNet）¹⁴の拠点校加入、同シンポジウムでの受賞、PEPNetと協力し県内大学ネットワーク構築など、県内外との連携も始まった。一方で支援学生の不足、支援学生と障がい学生のコミュニケーション、支援技術の問題など、課題も抱えながらの支援活動であった。

2.4 まとめ

沖縄大学の聴覚障がい学生支援を振り返ると、①1980年代の風疹による聴覚障がい学生の在籍期、②2000年代の組織的な支援体制構築期、③2010年代の支援体制の定着と発展期、の3期に分けられる。

①においては、聴覚障がい学生個人の努力の限界、②においては、情報保障と組織的な取り組みの必要性、③においては、聴覚障がい者が支援の中心に関わることと他大学との連携の重要性が明らかになった。

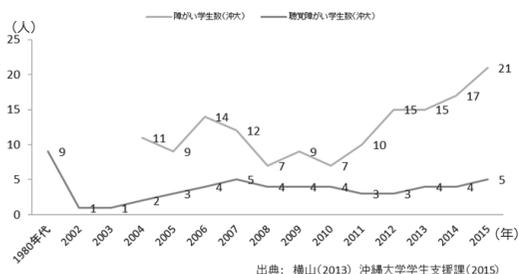
全国の状況と同様に沖縄大学の障がい学生数は増加傾向にあり、2005年度と2015年度の比較で障がい学生数は2.3倍、聴覚障がい学生数は1.7倍である（表1）。

表1 沖縄大学の障がい学生支援数と主な取り組み、全国の高等教育機関の障がい学生数

年度	沖縄大学				全国		主な出来事、取り組み
	障がい学生数	うち聴覚障がい学生数	コーディネーター数	支援学生数(登録者数、実働と異なる)	障がい学生数	聴覚障がい学生	
1980年代		9					風疹による聴覚障がい学生の在籍
2002		1			3		
2003		1			7		短期の支援者養成講座を開始
2004	11	2	1	42			コーディネーターの雇用(前期は学生が担う) 障がい学生支援委員会の創設(後に学生生活支援委員会統合)
2005	9	3	1	49	5,474	1,158	支援者養成講座をカリキュラム化(2005年度～2010年度開講)
2006	14	4	1	44	4,937	1,200	県内5大学のシンポジウム開催、ノートテイカー21名に学長特別賞
2007	12	5	1	34	5,404	1,355	特色ある大学教育支援プログラムに選定、聴覚障がい卒業生に人文学部長賞
2008	7	4	1	50	6,235	1,435	
2009	9	4	2	50	7,103	1,487	盲ろう障がい卒業生に嘉数昇記念賞
2010	7	4	1	54	8,810	1,537	
2011	10	3	1	31	10,236	1,556	肢体不自由学生への代筆サポート開始
2012	15	3	2	40	11,768	1,488	視覚障がい学生(全盲)の入学、コーディネーター2人体制
2013	15	4	2	62	13,449	1,609	聴覚障がい卒業生に嘉数昇記念賞
2014	17	4	2	52	14,127	1,654	聴覚障がい者がコーディネーター、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク拠点校に加入、同シンポジウムにて「新人賞」
2015	21	5	3	60			コーディネーター3人体制 県内大学ネットワーク事業に取り組む

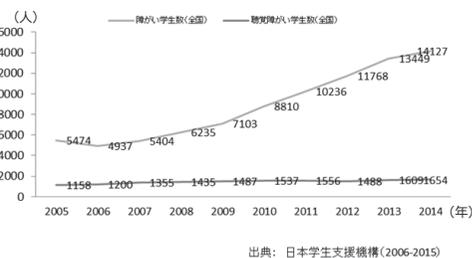
出典：日本学生支援機構(2006-2015) 沖縄大学特色GP(2010) 横山(2007)(2013) 沖縄大学学生支援課(2015)

図1 沖縄大学における障がい学生数聴覚障がい学生数の推移



出典：横山(2013) 沖縄大学学生支援課(2015)

図2 全国の高等教育機関における障がい学生数と聴覚障がい学生数の推移



出典：日本学生支援機構(2006-2015)

3. アンケート

3.1 アンケート概要

2002年から2014年までに沖縄大学に在籍した聴覚障がい学生12名のうち10名に聴覚障がい学生支援に関するアンケート調査を行った。実施期間は2014年9～11月、回答者は10代4名、20代5名、30代1名、男性5名、女性5名である。

3.2 アンケート結果(選択式) 巻末資料を参照

障害等級は2級が8名であるが、3級1名、障害者手帳を保持していない軽度難聴者も1

名おり、自己認識については「ろう者」「難聴者」「どちらともいえない」と多様である。出身高校は地域の学校からの進学が8名と多く、ろう学校出身者は1名であった。

コミュニケーション方法は口話、手話、筆談と様々なコミュニケーション方法を活用しており自己認識と同様に多様である。しかし、大学での情報保障については10名がノートテイクであり、手話通訳を利用した者は3名であった。地域の小中高校の授業における情報保障経験者は2名であった。

卒業生6名のうち就業者は3名、求職中、家事労働、その他が3名であった。就業率は50%であり、「身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査」(厚生労働省(2008))における20～35歳の身体障がい者の就業率53.7%と近い値であった¹⁵。就業者のうち正規雇用は1名であった。

3.3 アンケート結果 (記述式)

記述式の質問項目では、「沖縄大学への進学理由」、「沖縄大学の聴覚障がい学生支援の良いところ」、「沖縄大学の聴覚障がい学生支援の課題」を尋ね、回答を分類した。

沖縄大学への進学理由は「情報保障、支援活動の充実」が最も多く、2006年以降の入学者は全員が理由に挙げていた。そして、「学科、専攻、資格」など勉学に関する理由が続く。

沖縄大学の聴覚障がい学生支援の良いところは、「情報保障、支援」、「人間関係」が多く、大学の取り組みや自身の成長等も挙げられている。その他、「コーディネーターがいること」、「支援学生が不安定であるが組織自体は崩れなかった」など大学の組織的な取り組みが評価された。「もし支援がなかったら大学を辞めていたり、引きこもり孤独な私になっていた」と、聴覚障がい学生支援が日常生活に影響していることが伺える意見もあった。

一方、課題として情報保障範囲の拡充や情報公開など「大学の取り組み」が挙げられた。その他、「支援学生数の不足」、「コーディネーター」についての言及もあった。また、「高校まで情報保障を受けたことが無かったため、ルール等全く知らなかった」と支援を受けることへの戸惑いもみられた。

更に、「小中高校、専門学校、短期大学などに入学してくる聴覚障がい学生の為に聴覚障がい学生支援を作っていくことが課題」と他大学、教育機関への広がりを展望する意見もあった。

表2 沖縄大学への進学理由 (自由記述を分類)

情報保障、支援活動の充実	6
勉学面の魅力(学科、専攻、資格)	4
取り組みたいことがあった	3
沖縄の魅力	2
大学の姿勢	1
立地	1
他大学に落ちた	1

(人)

「沖縄大学への進学理由」についての自由記述（一部）

- ・県内で一番障がい学生支援が充実している。つながりや情報を広めていきたかった。

表 3 沖縄大学の聴覚障がい学生支援の良いところ
（自由記述を分類）

情報保障、支援	5
人間関係	5
大学の取り組み（委員会、組織、講座）	4
コーディネーター	3
勉強会、定例会等の企画	3
周囲の配慮、理解	2
自身の成長	2
学生活動	1
教員	1

（人）

「沖縄大学の聴覚障がい学生支援の良いところ」についての自由記述（一部）

- ・コーディネーターを置いて放置ではなく教職員の支援委員会が定期的にあった。コーディネーターだけでは難しい問題もあるため、大学としての体制があったこと。ときどき障害学生、テイカーも委員会に加われた。
- ・定例会、手話勉強会、ノートテイク勉強会などをしっかり行っている。意見交換が出来る。人とつながる。

表 4 沖縄大学の聴覚障がい学生支援の課題
（自由記述を分類）

大学の取り組み（委員会、組織、設備）	5
自身の働きかけ、課題	4
支援学生の不足	2
マンネリ化	2
支援学生の技術や意識	2
コーディネーター	2
周囲の配慮、理解	1
聴覚障がい学生同士	1
支援学生との関係	1

（人）

「沖縄大学の聴覚障がい学生支援の課題」についての自由記述（一部）

- ・支援学生の人数が安定しない。1人テイクの時、情報量が足りなかった。
- ・コーディネーターに距離を感じることは支援を受ける上で問題がある。信頼関係を作ることが支援の前提である。

4. ライフヒストリーインタビュー

4.1 対象者の概要

4名の聴覚障がい学生のライフヒストリーインタビューを行った。いずれも在学中に聴覚障がい学生支援の中心的な役割を担った人物である。

対象者は女性2名、男性2名。障害等級は全員2級、聴覚障がい者としての自己認識は「ろう者」2名、「どちらともいえない」2名であった。学校歴は地域校が多いが、ろう学校在籍経験者も2名いる。4名とも多様なコミュニケーション方法を使う。掲載順序は在学時期にあわせた。

表5 ライフヒストリーインタビューの対象者概要

	Aさん (男性)	Bさん (男性)	Cさん (女性)	Dさん (女性)
在学時期	2000年代前半～中頃	2000年代中頃～後半	2010年代前半～中頃	在学中
障害等級	2級	2級	2級	2級
自己認識 (ろう者、難聴者、どちらともいえない)	どちらともいえない	ろう者	どちらともいえない	ろう者
学校歴 (小学校) (中学校) (高校)	地域校 地域校 地域校	地域校 地域校 地域校	地域校 地域校 ろう学校	地域校 地域校・ろう学校 地域校
主なコミュニケーション方法 (使用頻度順)	口話、筆談、通訳	口話、手話、メールSNS	口話、手話、メールSNS	手話、口話、筆談

4.2 Aさん

沖縄県外で生まれ、現在20代後半。主なコミュニケーション方法は、口話、筆談、通訳。聴覚障がい者としての自己認識は「ろう者とも難聴者ともいえない」である。

大学卒業後、当事者団体での5年間の仕事を経て、現在はプロボクサーになるため修行中である。

Aさんは髄膜炎のため1歳半で完全失聴。ろう学校幼稚部の教員や言語聴覚士から言語訓練を受け、口話を身に付ける。作文や朗読等の母親との言語訓練は小学校時代まで行われた。

地域の小学校では、担任がキョードスピーチや筆談等を使いAさんとしっかりコミュニケーションを取ってくれた。担任の影響でクラスメイトもAさんと積極的にコミュニケーションを取ってくれ、楽しい小学校生活だった。

「学校だったら先生、友達やグループの中ならリーダーが僕とのコミュニケーションを大事にしてくれるかどうか。それだけでグループの中に僕が入れるかが決まる」 「障がい原論 (2010) pp5」

しかし、少し離れた私立中学に進学したため、今までの人間関係がなくなった。クラスメイトに話しかけるが、Aさんの発音に慣れていないため距離が出来てしまう。先生の話も全く分からず友達もできなかった。

大学生や地域の要約筆記者、そしてクラスメイトによるノートテイクや要点メモによるサポートが始まったが、Aさんは情報よりも人間関係を求めている。中学校での孤立は解決しなかった。

「自己主張が照れくさいという壁だけでなく言葉が通じないという壁、みんなとの壁がすごく高くて、主張できないまま卒業しました。もうその時は学校コンプレックスだった」「同掲書pp6」

私立高校に進学するも、コミュニケーションと人間関係の壁は高くAさんは中退する。

その後、障がい者（主に車椅子使用者）がバリアフリーを訴えて旅をする企画に参加したことが転機になる。旅をしながら寝食を共にし、毎晩の議論のなかでAさんも刺激され、これまで考えていたことを話すことが出来た。そして皆が聴いてくれたのである。

「こういうコミュニケーションの関係が今までに無かった。すごくうれしくて。（略）障害者が遠慮せず堂々と真剣に考えて発言する、という姿は衝撃だった」「前掲書pp6」

旅を終えたあと、親の勧めで大学進学を目指す。進学先は親から離れられることとボクシング文化が盛んなことを理由に沖縄を選んだ。Aさんはボクシング好きでボクサーになりたいという夢も持っていた。差別を受ける黒人の中から生まれたスポーツであることも惹かれるところだった。

大学の面接では入学後のサポートについて尋ねられる。Aさんはノートテイク支援が必要であることを伝えた。大学もサポート体制整備に前向きであり、入学後に学科会議や講義で自己紹介や支援学生募集の機会を作ってくれた。Aさんは大学生活に馴染んでいく。

後期からは障がい学生支援コーディネーターの雇用も決まり、「ノートテイク講座」¹⁷も開講された。

「中学校と高校の失敗があったから、大学に行くときにノートテイクをしっかりと受けようって気持ちを持っていましたが、友達をつくることとか、そんなことはあんまり期待していませんでした。でも結局ノートテイクをしっかりと受けて、ノートテイク関係の人に限られたけど、友達が出来たのは予想外のことだったと思います」

学内体制がつくられ、講義におけるサポートはほぼすべての講義で行われた。支援者養成

講座、当事者団体の活動、さらには聴覚障がい以外の活動にも関わり、仲間にも恵まれ少しずつ自己主張ができるようになった。

「僕が考えたことじゃないけど、こういうふうに進めていこうってやってくれました。最初から結構しっかりやっていけたなと思っています。ありがたいことです。 (略) 自信が持てないまま大学に入りましたが、僕の話に凄く聴いてくれる。僕の居場所ができて、その種を思いきり伸ばすことができました」

しかし、講義時間以外のプライベート空間でのコミュニケーションは難しかった。

「休み時間にみんなと話すことはできない。その時はノートテイクがないから。どうしたらいいんだろうってずっと思っていました。ずっと引っかかっていることでした。

でも、大学がやることは授業の情報保障をしっかりやる。それは分かるけど休み時間をどうしたらいいのかわからない、それは僕の問題だから (略) 気になったり、考えたりしていました。結局答えは出ませんでした」

ある時、学生の保護者が話しかけてきた。Aさんは筆談をお願いしたが断られ、ノートテイクに通訳するように言われた。

「その時僕はショックを受けました。『自分で伝える努力をしないのか』って。でも今は分かります。書くことが苦手な人、難しい人っているって、このときのやり取りが教えてくれたなって思いました。 (略) プライベートな時に通訳を使うのもひとつの方法だなんて、思うようになったきっかけでした」

しかし、社会福祉士の現場実習はノートテイクを利用しないで行った。情報保障を受けながら仕事をするイメージが持てなかったのである。

「先生から『ノートテイクを使って実習を行うか』って提案を受けました。でも僕は断りました。どうしてかっていうと、働くときノートテイクをつけるなんて考えられなかったからです。 (聴こえる人と) 全く同じ条件で実習を受けようって思ったので、実習に通訳なしで行きました。でも結果は全然うまくいかなくて、朝の朝礼から分かんなくて、 (略) その時の失敗が今も心に残っています」

卒業後、通訳制度を改善し聴覚障がい者の自立をサポートする団体の立ち上げに誘われ、職員として参加することにする。

Aさんは大学での経験から情報保障の必要性和通訳制度の課題を感じていた。この団体はプライベートな場面でも通訳を利用出来るようにし、聴覚障がい者の社会参加を目指していた。

「家族で大事な話があっても後回しにされ（略）飲み会に行ってもみんなと話することができないからトイレに行って時間を潰してくるとか、食べることに集中するとか、そういう問題をよく聴いています。

みんなそう言っているので、みんな困っているということです。そのための通訳が使えるように」

コミュニケーションの問題は聴覚障がい者のみならず聴者の問題でもあるが、Aさんは聴覚障がい者の困りごとを中心とした活動と考えている。

「大人数の中で聴覚障がい者が僕ひとりで参加している時に、僕に伝わらなかったから困ったという聴こえる人はほとんどいません。（略）実際問題として困っているのは僕たち当事者です。通訳を使う人は僕たちが主体だと思っています」

聴覚障がい者の深いニーズに応えた取り組みであるが、プライベート空間に第三者が入ることのためらいや費用負担¹⁸が少なくないことから利用頻度はそれほど高くなかった。行政の反応も芳しくなく活動は必ずしも順調ではなかった。

「通訳を使ってコミュニケーションをとるって考え方をみんなに伝えるのがとても難しく、（略）すぐに受け入れられにくいなって思いました」

Aさん自身も大学生の頃はプライベート空間における通訳利用は考えたこともなかった。

「大学にいた時の僕は、授業での情報保障が必要って考えていましたけど、それ以上のことは考えていなかったんです。考えてなかったっていうか、どうしたらいいか分からなかったです。プライベートの時に通訳を使う発想がまだなかったです。（プライベート空間でも）保障が必要だと考えていたら、大学の時からそういう活動をやっていたと思います」

現在Aさんは、夢であったプロボクサーになるため海外で修行を積んでいる。日本のボクシング界には聴覚障がい者の欠格条項があるためである¹⁹。

日本からボランティアの通訳者とともに修行に励んだが、通訳者がいないとコミュニケーションが難しくボクシングに身が入らなかった。

「日本人が固まっているのを見たりすると、結構動揺しました。(略)それでコミュニケーションが取れないってことで、そういうことで参ってしまいました」

2か国目では、日本人宿に宿泊しながら通訳を使わず修行に励んでいる。ここでもコミュニケーションの課題があるという。

「家族の食事も日本人宿での食事も僕にとっては同じなんです。家族は僕のことを家族だと思っているといます。宿の日本人も仲間だと思っているといます。そう思ってくれている気持ちは分かるけど、伝わっているんだけど、でもやっぱりなんか話すことができていない。みんなとの会話を共有することができていないから、本当のところ心は遠いなって思っています」

家族であっても旅人同士のコミュニティであってもAさんの孤独感は深い。私たちはこの現実にどのように向き合えばいいのか。Aさんは、「困っているのは聴こえない人であり、聴こえない人の課題である」と言うが、聴こえる人の問題として捉えられるようにならないとコミュニケーションの問題の本質がみえてこない。「通訳制度の充実」がAさんの出した答えである。

4.3 Bさん

沖縄県出身、現在20代半ば。主なコミュニケーション方法は、口話、手話、メールSNS。聴覚障がい者としての自己認識は「ろう者」である。

大学卒業後、求職期間を経て聴覚障がい者等への遠隔情報保障の企業で働いている。現在2年目、主な業務内容は文字通訳のサポートや社内での手話講師である。

Bさんは先天性の聴覚障がい。ろう学校幼稚部の教員や言語聴覚士から言語訓練を受け口話や文章力を身に付ける。外で遊ぶことが好きで腕白な子どもだった。

ろう学校の幼稚部を経て地域の小学校に進学するが、具体的なサポートはなく一番前の席に座るくらいであった。友達関係も容易ではなかった。

「もうとにかく遊びまわっていた。勉強よりも遊びが好きで体動かすことが好きな少年。それ故によく人とぶつかることもあったけど。(略)喧嘩したときは『どうして』って言われたけど、上手くどう話していいか分からず話せなかったこともあり、よく分かんなかった」

学校ではトラブルが重なり落ち込むことが多くなった。母親の勧めで難聴言語学級のある小学校へ転校する。環境が変わり落ち着いて学校生活が送れるようになった。

そのまま地域の中学校へ進学したが、情報保障はなく勉強の困難は変わらなかった。

「教室の一番前の席に座って、先生の口の見える位置に座らせてもらって板書も見えるように書いてもらう。それくらいのサポート。(略)一番困ったのは国語の教科書の朗読。あれが一番困った。(略)今どこですかって確認して。どこ読んでいるか分からないから、自分で先に全部読んで、当てられたときに『今ここだよ』って先生や、友人に教えて貰って、高校に上がっても変わらんけどそういうスタイルで」

高校は憧れの聴こえない先輩が卒業した学校へ進学する。しかし、高校も満足な学校生活ではなかった。

「難しいね、勉強も難しくなるし、人とのコミュニケーションもかなり色々な人が入るから難しく感じたけど、まあなんとか。自分的にはあまり積極的にやるようなことは出来なかったかな。(略)自分の世界に入って楽しめる本ばかり読んでいた。(略)全く今の生活と逆で。本が友達みたいな」

高校卒業後は大学進学を考えていた。沖縄大学に聴覚障がい学生のサポートがあると聞き、受験し合格する。その後、Bさんの高校に沖縄大学の「ノートテイク講座」の講師が会いに来る。Bさんは筆談の必要性を感じなかったが、その方は筆談を使いながら会話を進めた。

「『いやいや、いいですよ、私は口元を見て話すことができるからこんなことはしなくていいよ』って言ったけど、そのまま書き続けていて。

ノートテイクはこういう活動をしているって、具体的に分かってきて、入ってみたいっていう気持ちがより強くなったことを覚えています」

そしてBさんの大学生活は始まる。

聴覚障がいの先輩に会い手話を覚え、当事者団体にも関わるようになり人間関係が広がった。

「毎日が面白いし、青春してるなーってすごい毎日毎日が充実していて、そのきっかけになったのが聴こえない先輩。もうすごい人だったから、カリスマ性もあって、サークルもまとめていて、この人についていけば面白だろう、色々学べるって、ついて行っていましたね」

初めて受けたノートテイクも衝撃的だった。授業のイメージが大きく変わる経験だった。

「もう、180度変わりましたね。世界観、価値観が。もう、これまで受けていた授業ってイメージが、もう100%変わって、先生ってこういう話していたのか、と。授業だけの話じゃなくて、

何ていうの、雑談。先生が余談を取り入れたりとか、あと今こういう音が聞こえる鳴っているよとか。

こんなにも情報があるのって。ノートを取るのがいっぱいいっぱいで。気がついたら、一つの授業で5ページくらい使っていたりとか。それくらい手が痛くなるくらいの、もう毎日が授業が楽しかった。

初めてみんなと一緒に参加しているんだって、実感がすごく大きく感じて、すごく楽しい日々ではありましたよ。今まで受けたことのない世界で」

支援学生との付き合い方も、聴覚障がい先輩のやり方を見て覚えた。他大学の聴覚障がいの先輩からも「やってもらうばかりではなく、自分も何ができるか考えなさい。テイカーはモノじゃないよ」とアドバイスもらった。

3年生の時には国内交換留学制度を使って内地の大学で学んだ。聴覚障がい学生の団体に関わり様々な聴覚障がい者と出会い、視野が広がった。

「自分の意見をしっかり言えるし。意識もしっかり持っていて、とにかく行動も積極的で、(略)すごいなーって考え方が変わった。

手話も勉強して盗んで貪欲に日本手話も学びたいって思うようになったし、ASL (American sign language アメリカの手話) って言葉も初めて知ってすごく手話って世界が深いなって思ったり、すごい濃い一年間だった」

沖縄に戻り、聴覚障がいの先輩からろう学校の教員になるようにアドバイスがあった。そこで、1年間科目等履修生として残り教員免許取得を目指した。教育実習はろう学校も勧められたが自分の力でどこまでできるか試したかったため地域の中学校で行った。手話通訳もついたが容易な経験ではなかった。

「先生になるのは不可能ではないってことがわかった。ただ一番の問題がコミュニケーションっていう大きな壁があって。教える分には問題はないんだけど、質疑応答が一番苦しかった。手話通訳もそのときに付いていたけれども、厳しかった。(略)大きな経験、大変だった。今の自分ではやりたくないと思う。でも、今はこれでいいかなって」

教員免許を取得し、卒業したが仕事のイメージが掴めなかった。何をやったらいいのか、どんな仕事がやりたいのか分からなかった。ハローワークの対応も悪く足が遠のいてしまった。そして家に籠ることが多くなった。

「ゲームして、ドライブして、家で過ごしての繰り返しで半分ひきこもり。何かを大きな

ことをしたいと思うほど働きたい気持ちもあったけど、どうしていいのかわからなくて、ハローワークももう行きたくなかったし」

半年ほど厳しい状況が続いたが、ある日ふとハローワークに行く。するとタイミング良く聴覚障がい者等への遠隔情報保障の企業の求人があり、すんなりと採用された。

現在の仕事は文字通訳のサポートと社内手話講座の講師である。社内の風通しも良く、聴覚障がい者も働いており働きやすい環境である。

大学で聴覚障がい学生支援に関わっていなければ現在の仕事に巡り合っていなかったという。

「とにかく充実した大学生生活が為になったし、友達もいい先輩に恵まれたし、今のつながりも大学の頃のが多いし。もう青春。高校ではできなかった青春が大学でできた。そういう大学での経験がきっかけで今の会社に入れたから」

大学1年生の頃Bさんはテレビの取材で「ノートテイクってあなたにとってどういったものですか」と質問を受けている。その時は「耳の代わりになる鉛筆です」と答えた。現在のBさんにとって情報保障は更に大きな意味があるという。

『耳の代わりになる鉛筆』って見たままに言っていたけど、時代によっては変わるね。今は『人生にとって大事なサポート』かな。情報保障が無ければ分からないことがもちろん多いわけだし。字幕とかテレビに出ているのも情報保障だし、人生のライフスタイルに入っているわけですよ。『人生にとってのかけがえのない存在』、今いいこと言ったなあ」

大学時代の支援経験のみならず人間関係が、その後の人生に影響を与えているものである。情報保障も単なる通訳ではなく日常に欠かせないものとしてBさんの人生の一部になっている。

4.4 Cさん

沖縄県出身、現在20代前半。主なコミュニケーション方法は、口話、手話、メールSNS。聴覚障がい者としての自己認識は「ろう者とも難聴者ともいえない」である。

Cさんは大学卒業後、大学の障がい学生支援コーディネーターとして働き、1年目である。

Cさんは1～2歳の頃に聴覚障がいがかかる。家族で離島から沖縄本島に移住し、ろう学校の教員や言語聴覚士から言語訓練を受ける。家庭でも母親による言語訓練が行われた。屋外で遊ぶことが好きで、障がいの認識はなかったが箱型の補聴器を使っていたため、友達との違いを何となく感じていた。友達の話が分からなくて困ったこともあったという。

「ちょっと困ったことがあって、内緒話、分からない。『分からないから口見せてー』って言ったら、『口見せるのー』って言われて難儀だったのはあります」

この頃よりFMマイク²⁰の使用を始める。地域の小学校に進学し、難聴言語学級にも通う。授業が分からない時もあったがなんとなくやり過ごしていた。

「音読の時間が嫌でした。順番が分からないから。マイクの音は先生の声だけで、周りの音が入らないんですよ。だから（同級生の）質問が分からなかったです。（略）分からないままです。良くないですね。でも、分からんのは分からん、で終わっていました。

『もう一回教えて』って言うこともできなかつたし、言おうとも思わなかつたし。内容によっては自分で調べたら分かるからいいや、みたいな」

難聴学級は少人数で人間関係に限られ、居心地は良くなかった。同級生と同じように授業が受けられず違いも意識した。

「みんなと同じように授業を受けられない。その時間だけ抜けるので自分だけ違うんだっていうのはこの頃にははっきりしました。嫌だった。サボったことがあります。何回か。知らんふりして。難聴学級から帰ってきた時が嫌でした。みんなは勉強が進んでいるし、ああ自分は取り残され感があるーって」

地域の中学に進学し、小学校と同様にFMマイクを使いながら学んだ。勉強も難しくなり音声は入るが意味を完全に理解することはできず、勉強も苦手になっていた。更に友達とのコミュニケーションは授業以上に難しかった。

「3名から4名以上のグループで話し合ってた時には大変でした。誰が何を話しているのかつかめないし、周りがガヤガヤしているので。

決まったことだけ教えてもらえればそれでいいやって感じになっていました。流れはいいやって。（略）信頼できる友達とか話の内容を教えてくれる友達がいるならそこに行く、みたいな感じです」

高校はろう学校に進学する。聴こえの配慮がある環境を望んでのことだった。しかし、期待通りの高校生活ではなかった。ろう学校の雰囲気にも馴染めなかった。

「学校に行ったら『おはようございます』、帰るときは『お疲れ様、さようなら』ってあると思うんですけどそれがなくて。これ（手をあげて）で終わり。先生も挨拶をしなくて、生

徒たちがなあなあにされてるんです。なあなあで済まされている雰囲気は嫌でしたね。それに浸っていく自分も嫌でしたね」

Cさんは音声を主なコミュニケーション方法としていたため、手話やろう文化にも馴染めず衝突することもあった。

Cさんは、ろう学校という聴こえない世界では、「聴こえる世界に近い存在」として過ごし、聴こえる世界の自宅では、「聴こえない世界に近い存在」として過ごし、聴こえる世界と聴こえない世界のどちらにも所属感が持てなかった。

「自分は聴こえなくても補聴器をつけて音に頼るって生活を結構してきたわけだから、声使わないっていうのは本当に何ていうんだろう。(略) だからろう学校にいるのが苦痛でした。で、家に帰ると自分は何なんだろうなって考えて」

人間関係もうまくいかず悩みも多かった。また、大学進学を目指していたため、他の生徒と異なるカリキュラムが組まれたことも同級生との距離を生んでいた。Cさんは学校の期待に応えて大学進学をしなくては、とプレッシャーを感じていた。しかし、県外の大学に落ちてしまい聴覚障がい学生支援が充実している沖縄大学に進学する。

ノートテイクを受けるのは初めてだったが、文字情報による情報保障は安心できた。

「目で情報を確認できるので、今まで『こう言っているのかな』っていう不安が確信に変わるので、確信が安心につながってホッとしました。内容も分かるようになったし、すごい助かりました」

しかし、支援を受けることに慣れておらず、支援学生との距離の取り方や付き合い方に戸惑いがあった。先輩の聴覚障がい学生との付き合いもほとんどなかった。

「緊張しました。両隣に人がいて見られるじゃないですか、何か変なプレッシャーも感じていました。(略) 支援学生に支援技術のことを教えたかったけど、自分も初めて情報保障を受けるので伝えられなかったですね。だからそんなに多くは語らずにみたいな関係で終わり。(略) 中学生の時みたいな感覚を取り戻すのに時間がかかりました」

ある支援学生がCさんの支援に入ることが多かったのだが、次第に疎遠になり離れてしまった。友達関係と支援関係を両立することは容易ではなかった。

この頃は講義と家の往復だったため、大学生活に物足りなさがあったが、2年生の時に「聴覚障害学生エンパワメント研修会²¹」に参加したことが転機となった。全国の聴覚障がい学

生や先輩と出会ったのである。

「(似たような経験をしている聴覚障がい学生が) いましたいました、いっぱいいました。普通の学校にいて授業がわからなくて苦労したとか。そういう経験はインテグレーション経験者はあるんですよね。分かる分かるってお話が出来ましたし、研修での話し合いも自然にできたんですよ。それが良かった」

研修から戻り、CさんはFMマイクの配慮願い資料を作成し教員に配布する。教員のみならず支援学生の反応も好評だった。そして、3年生になり沖縄大学に在籍する障がい学生の交流を目的とした集まりを作る。

「集団でやる楽しさを知りました。一緒に何かをするっていうのは本当に楽しいですよ。一緒にドライブに行って、ご飯食べて、海眺めてって。本当に楽しかったです。楽しいことばかりではなかったですが」

後に聴覚障がい学生支援のサークルと合併し、障がい学生の交流を目的としたサークルとなる。グループでの会話が盛り上がった時に付いていけないことはあるが、要望を言えるようになった。

「『ごめん分からなかったから教えて』って少しは言えるようになりました。みんな自然と配慮し合うので、聴こえない学生がいたらゆっくりしゃべろう、車椅子学生がいたらお店を考えようとか考えるので」

しかし、グループでのコミュニケーションは親しい関係のサークルでも課題だった。

「心苦しいかもしれないけど盛り上がりそうになったら『ストップ、(FM) マイク』って。自分がその場の流れを作るしかないのかな。この人が発言しそうだからマイクって」

それでも難しい場合は後で教えてもらうことも一つの方法と考えている。

「そうするしか選択がないと思います。聴こえない人にとっては、そこはやっぱり障がいのために悔しいことですけれども。悔しいけど仕方ないんです。だからそこで割り切るしかない。後で教えてもらうって決めるしかない。(略)何かいい方法があればいいんですけどね」

試行錯誤しながらコミュニケーション方法をサークル内に広めた。そして、卒業論文では、

聴覚障がいの活動を始めるきっかけとなった「エンパワメント²²」をテーマに執筆した。それは大学生生活でエンパワメントされた自身の経験を振り返ることであった。

「4年間本当に楽しかった。色々なことを学びましたね。本当にいい時間を過ごせたなって思います。良かったです本当に」

Cさんの活躍は多くの人に認められ、卒業時に嘉数昇記念賞²³に選ばれた。そして、障がい学生支援コーディネーターとして働くことになる。障がい当事者がコーディネーターになることは、沖縄大学として初めてのことであった。

「(コーディネーターの)話をもらった時は本当にびっくりしました。こんな、いいのって。それと同時に責任というかプレッシャーを感じました。

初めて沖大で聴こえない人がコーディネーターやるわけだし、すごい考えすぎなんですけど、自分がしっかり仕事ができるんだってことを聴こえる人たちにアピールしないと、『ああ障がいだからできないんだ』とか『障がいだから』っていう理由をつけたくなかったんですよね。聴こえる人たちに」

講義のサポートに入れないために葛藤もある。学生との距離の取り方など難しさもある。日々試行錯誤しながら仕事に心を込めて取り組んでいる。

「心苦しいっていうか、サポートが足りない時に実際の現場には入れない。それがすごい自分の中で悔しい。本当に申し訳なくて、申し訳ないって思うならほかのところで還元できないかなってすごい考えるんですよね。だから手話勉強会とかをしっかりとって」

しかし、職場のコミュニケーションにおいて、会議は情報保障があるため付いていけるが、日常場面は容易でない。

「休憩の時とか3人くらいまでならまだ大丈夫なんです。けど、一気に6人とかになると、あの時は本当にもうついていけないっていうのが分かっているの、新聞を読んでしまうんですよね。ギリ3人だなんて。自分を入れて。3人で話ができるかどうか。課題ではあります職場でのコミュニケーション。(略)普段はそんなに意識しないんですが、あの時は自分の障がいを意識してしまいます」

Cさんは高校時代、居場所のなさを感じていたという。聴こえる世界と聴こえない世界、どちらにも所属しきれなかったため、居場所を見つけることがテーマであった。

大学時代にサークルを作り、中心的な役割を担い共に活動していく中でCさんのコミュニケーション方法を広め、人間関係を構築した。しかし、新たな人間関係では、また新たな取り組みが必要になる。

3.5 Dさん

沖縄県出身、現在10代後半。主なコミュニケーション方法は、手話、口話、筆談。聴覚障がい者としての自己認識は「ろう者」であり、沖縄大学に在学中である。

Dさんは離島で生まれ、その後沖縄本島に移住し、ろう学校や病院で言語聴覚士から言語訓練を受ける。ろう学校は友達も多く楽しかったが言葉の訓練は嫌だったという。家庭では母親と絵日記等を使い日本語の使い方を覚えた。

地域の小学校へ進学し、難聴言語学級に通級しながら通常学級で学んだ。友達の簡単なサポート以外のサポートは特になく、先生が何を言っているか分からなかったが、黒板を見ながら学んだ。

水泳の時に友達と話すため指文字を教えたことからクラスに指文字が広がり、他のクラスにも広がった。日常会話でも指文字が広まり、朝礼や講演会の時は隣で教員が筆談をした。

「水泳中は話も聴こえないから、『指文字を覚えてー』って言ったの。スイミングの時に教えて授業中も指文字で話していた。みんなが見て何それって言われて。みんなが興味を持ってクラスに広まって、隣のクラスにも広まって。同級生ほぼ全員覚えた。今も覚えている。だから、小学校は恵まれていた」

そのまま地域の中学校に進学する。クラス編成の際の希望調査や、難聴学級の隣に通常学級を置くなど学校も配慮した。Dさんは指文字が上手な同級生と同じクラスになった。

しかし、中学校では指文字は広まらなかった。先生の話も分からず成績は急降下する。成績の異変に難聴学級の担任も驚き、地域の要約筆記者による要約筆記のサポートが始まる。しかしDさんは馴染めなかった。

「普通クラスでは国語だけ要約筆記の人に来てもらって、やっていたけど(略)本当に嫌だったな。まったく知らない人だから。(同級生の)視線を感じたし。要約筆記が来る科目だけ一番うしろの席に移動して。気まずい。みんなと一緒に普通に受けたいのに、この頃は言えなかった。言うのが恥ずかしかった」

中学校では女子グループの付き合いの難しさから友達関係も上手くいかなかった。この頃には部活も辞め学校にも行かなくなっていた。目で分かる世界があるろう学校へ行きたかった。

「グループが決まっていて、グループに入ったらダメとかあったし、(略) だから中学校の時は男の子に生まれたかった、障がいでもいいから。障がいでもいいから男の子に生まれたかった。(略) 何にも(情報が)入ってこない上に、そういう苦しみ嫌だったからろう学校を選んだ。ろう学校は見て分かる。だからいいなって思って。毎日笑ってられるし、心から笑えるのはこっちじゃないかなって」

体験入学を経て中学校生活の途中からろう学校へ転校することになる。情報が分かる環境に安心できた。

「今も覚えているんだけど、中学校の始業式、最初の日はドキドキしていたよ。(略) その頃は手話がわからなかった。指文字しか分からなくて、だからめっちゃ苦勞した。思うように手話が読み取れなくて苦勞したけど、面白かったな。何だろう。よく笑っていたよ」

生徒同士の喧嘩もあったが、話していることが分かった上での喧嘩なので対等なものだった。

「ろう学校で中学校と違ったのは、言葉の、日本語力に差があったから。『あの人は威張っているよな』っていうのがあった。全員ではなかったけど、すぐには言えなかったけど、手話を使って自分の気持ちを伝えられるようになってからは、(略) 喧嘩、トラブルになった」

Dさんは地域の学校で過ごし文章に触れる機会が多かったため文章力が身についていた。他の生徒と文章力や学力に差があった。Dさんは文章力の必要性を訴えたが周囲の生徒に理解されなかった。

卒業後、ろう学校高等部に進学するか地域の高校に進学するか悩んだが、地域の高校への進学を決める。

「中学校の時みたいに嫌なことがあるんじゃないかって思ったわけ。だったら普通高校じゃなくてろう学校にしよう、でもやっぱり普通高校がいいって、行ったり来たり悩んで最終的に決めたのが、どっちみち社会に出たらやっぱり自分から行かないといけないから今のうちに変えよう、自立していこうって、普通高校を選んだ」

しかし、授業が分からなかった。参考書や塾で勉強していたため成績に問題はなかったが、精神的には限界だった。Dさんを取り上げた新聞記事を見た教員が筆談を使いながら授業を行ったこともあったが学校全体には広がらなかった。

「やっぱり精神的にも限界だったわけ、1年の終わり頃は。でも先生達は私の気持ちも分

からなかったと思うわけ。言わなかったし。(略)自分で勉強したから分かるけど、そうでなかったら分からない。そういうことを伝えられなくて、悩んで悩んでそれから先生に相談したわけ。(略)『学校行きたくない』みたいな。中学校に戻ったみたいな感じで自分が悔しくて」

そんな時にある教員がiPhoneとiPadを活用した遠隔情報支援を行う企業²⁴があることを見つけ、Dさんはモデルケースとして費用負担なしでサービス提供を受けることになる。初めての本格的な情報保障にDさんは驚いた。

「初めて先生の話が95%以上理解できて、こういう話をしているんだって、一気に視野が広がった感じ。先生は教科書通りに話しているんだろう、つまらないんだろうと思っていた。最初は、だけど、教科書だけでなく世間話とか雑談も通訳として入っていたから、先生はこういうこと言っていたんだ。こういう出来事があったんだ。だからみんな笑っていたんだとか、自分も一緒に笑うことができ嬉しかったよ」

1科目から始まり、最終的には4科目で情報保障が行われ、数学の場合は事前に数式を教員から会社へ送る等の調整をしていた。

その後、Dさんは講演会でも情報保障を希望するようになり手話通訳も実現した。少しずつ自身のニーズを伝えるようになってきたのである。

「今までの人生、小学校、中学校があって、また嫌なことがあるかもしれないって覚悟して普通高校を受験して、やっぱりいろんな人に出会ってから、気持ちを言うことが大切なんだって分かった。

これにはすぐに気づくことが出来なかった。長い時間がかかったわけ。9年くらいかかった。9年、10年。自分の経験を通して自分が変わることができるんじゃないかって。相談できる先生がいたからかな」

同級生との関係も作ることができた。Dさんが無意識に手話を使っていたことから手話や指文字を覚える友達も多かった。グループでの会話は難しかったが「分からない」と伝えられた。そして、Dさんは聴覚障がい者にとって情報保障は無くてはならないものであることを実感したという。

「(グループでの会話は)難しかった。こういう時は『またかよー』って思った。苦しいこともあったよ。あったけど、一回きいてみようと思って、『ねえねえ何の話?』って言ったわけ。そこから『ああこういう話、へー』みたいに。そうなんだって。1回やると2回目、

3回目もできるようになるから。だから1回目は大きな勇気が必要。1回やれば、2回3回目は慣れてくる。そのなかでやっぱり聴覚障がい者は情報保障が本当に大切だなんて思うようになった。高校の時」

卒業後、県外への進学も考えたが、県内で情報保障が充実していると聴いた沖縄大学に進学する。情報保障は高校で受けていたため戸惑いはなかったが、隣に支援学生が座ることに慣れなかった。

しかし、支援学生と一緒に大学生活を楽しみたい。そして支援学生不足などの沖縄大学の課題や県内の聴覚障がい学生支援のために活動したいと考え、県内の聴覚障がい学生団体の代表としても活躍している。

「もっともっと支援だけで終わるんじゃなくて、一緒に大学生活を楽しみたい。沖縄だからできると思うわけ。沖縄は狭い島だからこしかなないし、友達の友達でそっからつながりができる。大学に入学して、経験してから沖縄の良いところがあるなって気づいた」

そして、聴覚障がい学生支援は教員を含め、多くの協力が必要だという。

「支援学生だけでなく大学の全体で、大学の支援のことを理解するわけ。やっぱり高校の時も似たような感じに、支援に協力してくれる先生が1人2人ではうまくいかない。

やっぱり全体の人が納得できるように、見てもらえるように、意識してもらうためにどうするのかっていうのが今の課題じゃないかな。こんなにすごい情報保障があっても、優しい先生、ちゃんとやってくれる学生がいても、一つにまとまらないと上手くいかない。(略)情報保障も大学だけではなくて、高校や中学校にも少しずつ広めていきたい。障がい者だけでなく健常者もちゃんと現状を理解した上で、お互いが助け合う社会にしたい。(略)だから障がいだけにこだわらなくて、もっと幅広く見て聴いて学んでそれで成長していきたいなって」

しかし、大学でもコミュニケーションの課題があるという。聴覚障がい学生支援について考える集まりの際もグループの会話に取り残されることがあった。サークル活動でもグループの会話が難しいことがある。課題もやりがいの感じながら大学生活を送っている。

そして、Dさんは、将来聴覚障がい者と聴者が共に暮らしやすい社会をつくる仕事に就きたいという。これからの聴覚障がい学生支援を担う世代である。

5. 結果、考察、課題

5.1 考察

沖縄大学が聴覚障がい学生支援に取り組み約10年、継続的に聴覚障がい学生が入学するようになった。この間の取り組みで情報保障の必要性がはっきりした。情報保障が整う中で聴覚障がい学生は安心して学び、豊かな人間関係を構築することができるのである。情報保障が始まった2002年から聴覚障がい学生の退学者がいないことは特筆すべきであろう。

そして、コーディネーターの重要性も明らかになった。杉中・土井・畠山（2010）が言うように聴覚障がい学生は葛藤しながら学生生活を送ることが多く、座主・打浪（2009）が指摘するように、聴覚障がい学生と支援学生の関係性は非対称である。関係の非対称や葛藤を調整する役割としてコーディネーターの存在がある。コーディネーターなしに聴覚障がい学生支援の継続的かつ良好な運営は難しい。

そして、横山（2007）では見られなかったことだが、高校でも情報保障が始まったことを確認した。Bさんが大学で初めて支援を受けた時の感想と、Dさんが高校で支援を受けた時の感想がほぼ同じであることが印象的である。大学での取り組みが始まり10年、情報保障が高校以下へと広まりつつあることを確認した。

また、インタビューをした卒業生3名は全員聴覚障がいに関わる仕事に従事していた。いずれも聴覚障がい者の大学進学や社会進出に伴い必要とされるようになった仕事である。学生時代の経験を活かし、聴覚障がい者の新たな仕事を作り出したといえよう。就職率は同年代の身体障がい者とはほぼ同率であったが、自身の障がいに関わる仕事をしていることは注目するところであり、聴覚障がいの当事者としての問題意識の高さを確認した。

5.2 課題

聴覚障がい学生支援が定着し、その在籍数の増加に伴い支援学生の不足がみられるようになった。一定数の支援学生は支援活動の安定維持になくてはならないものである。また、支援方法として手話通訳がないことも課題である。

そして、就業者3名のうち正規雇用者は1名であり、多くの聴覚障がい者が不安定な雇用形態で働いていることも課題である。職場における情報保障も手探りでやっている状況であり、十分な情報保障が整っていないことも確認した。就職活動においても就職後においても壁は依然として厚い。

高校までの教育環境について、Dさんは高校で情報保障を受けることが出来たが、制度的な保障ではなく個人の働きかけによるものであった。多くの聴覚障がい学生は情報保障の無い環境で学ぶか、難聴学級またはろう学校で学ぶかの二択であった。

何らかの支援があった場合でもAさんCさんへの支援が結果的に同級生から引き離すことになったように、本人の望むものと一致しない支援であった。彼ら彼女らが求めていたことは、情報保障とともに皆と共に学べる環境である。この二つをいかに両立し実現するかが問

われている。

そして、Aさんを初めとして多くの聴覚障がい学生が、私的空間におけるコミュニケーションの困難を語っていた。情報保障がある程度整いつつある大学時代においても、日常生活でのコミュニケーションの難しさ、孤立感は依然として解消されていない。講義など公的な空間での情報保障については意識が共有されつつある中、次は私的な空間でのコミュニケーションの課題への取り組みが求められる。

5.3 展望

Aさんの指摘や東野(2009)が言うように、ようやく聴覚障がい学生の私的空間でのコミュニケーションの課題に光が当たりつつある。しかし、具体的な議論はあまりなされておらず、議論を深めるとともに新たな取り組みが必要である。

具体的な案として場所と組織の創設が挙げられ、人や情報の集約、コミュニケーションモデルの提示、理解啓発、情報保障の充実、学内・学外との連携等の機能が求められる。この場所にはコーディネーターが常駐し、手話や筆談が当たり前のようになされる。つまり空間全体が情報保障されているのである。ここでのコミュニケーション方法をモデルとして、私的空間でのコミュニケーション方法の拡大を試みるのである。

クラスの固定しない大学生活では、ある程度固定した人間関係と多様なコミュニケーション方法のある空間の提供は、学生生活に落ち着きをもたらすであろう。そして、ノートテイクや手話の勉強会や聴覚障がいを含めた大学内のマイノリティについて理解啓発するプログラムも行う。情報保障の技術の向上と意識を全学的に広げる試みである。

更には大学間連携や地域連携の機能も備え、他大学のノウハウや地域の手話通訳、要約筆記との連携を図り、地域の力も借りた形で情報保障を充実させるのである。特に手話通訳は地域の力が必要となる。大学での取り組みを小中高校等の教育機関や仕事の分野に提供することもできる。

このような環境で聴覚障がい学生はエンパワメントされ自身のニーズを周囲に伝え、仲間と共にコミュニケーションの課題に取り組むことが出来る。そして、ゆくゆくはコーディネーターのみならず教員として活躍する人材も期待される。

聴覚障がい学生、一般学生、教職員、地域が聴覚障がい学生支援に複合的に取り組み、公的空間のみならず私的空間でも安心して過ごせる大学をつくるのである。沖縄大学の聴覚障がい学生支援の新たな幕開けである。

5.4 本稿の課題

聴覚障がい学生支援は聴覚障がい学生と支援学生が中心の活動であるが、本稿に支援学生の視点は盛り込まなかった。しかし、支援学生の不足や聴覚障がい学生と支援学生の関係性やコミュニケーションの課題については、支援学生の視点にも重要な示唆があると考えられる。

また、私的空間でのコミュニケーションの課題は本質的なテーマである。さらに考察を深めたい。

6. 謝辞

快くアンケートに応じてくださった皆さん、そして長時間のインタビューに付き合ってくくださったAさん、Bさん、Cさん、Dさんに感謝申し上げます。ありがとうございました。

引用文献 参考文献

- 浦部奈津美 岩田吉生 2011年 「日本の高等教育機関における聴覚障害学生の受け入れ状況の現状と課題」『障害者教育・福祉学研究』 第7巻 pp17-24
- 大杉豊 2010年 「エンパワメント指導」『一歩進んだ聴覚障害学生支援』 pp170-180
- 白澤麻弓 2005年 「一般大学における聴覚障害学生支援の現状と課題～全国調査の結果から～」『第2回「障害学生の高等教育国際会議」予稿集』 pp9-10
- 白澤麻弓 2013年 「聴覚障害学生支援の現状と展望④」『週刊教育資料』 2013年5月27日号 pp28-29
- 沖縄大学障がい原論 2010年 『2009年度「障がい原論」田中息吹さん（2009年12月21日）講義録』
- 沖縄大学特色GP 2010年 『学生とともに歩む障がい学生支援 2007年度採択特色GPノートテイクから広がる大学づくり活動報告書』
- 厚生労働省 2008年 「身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査」
- 小林多寿子 2010年 『ライフストーリーガイドブック ひとがひとに会うために』 嵯峨野書院
- 座主果林 打浪(古賀) 文子 2009年 「聴覚障害学生とノートテイカーの関係の変化—高等教育における情報保障の現状と課題—」『奈良女子大学社会学論集』 第16号 pp165-180
- 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク 2010年 『一歩進んだ聴覚障害学生支援』 生活書院
- 日本学生支援機構 2006～2015年 『障害のある学生の修学支援に関する実態調査 平成17～26年度』
- 早川竜也 2001年 「SOUL BOX あるボクサーの彷徨」『Number』 104号 pp93-101
- 東野充倫 2009年 「聴覚障害者の非公式なコミュニケーションへの対処戦略 —当事者のライフストーリーの分析から—」『社会問題研究』 第58巻 pp103-115
- 松崎丈 2004年 「聴覚障害学生の高等教育におけるエンパワメント」『聴覚障害学生サポートネットワークの構築をめざして—第1回アメリカ視察報告書—』 pp31-38
- 横山正見 2007年 「沖縄における聴覚障がい学生支援の現状と課題」『2006年度沖縄大学福祉文化学科卒業論文』

横山正見 2013年 「風疹による聴覚障がい学生の追跡調査 ～沖縄大学での学生生活を中心に～」 『沖縄大学地域研究所 地域研究』 No11 pp43-51

横山正見 2015年 「沖縄県内高等教育機関における障がい学生支援の現状と課題 ～聴覚障がい学生支援を中心として～」 『沖縄大学地域研究所 地域研究』 No16 (投稿中)

参考資料

沖縄タイムス 2009年4月21日

全日本ろうあ連盟 ホームページ <http://www.jfd.or.jp/>

沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例 ホームページ

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/keikaku/kyosei-shakai/jorei.html>

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク ホームページ <http://www.tsukuba-tech.ac.jp/ce/xoops/>

聴覚障害者自立生活センター LIC ホームページ <http://www.npo-lic.com/>

株式会社アイセックジャパン ホームページ <http://www.isceej.co.jp/index.html>

資料 沖縄大学の聴覚障がい学生支援に関するアンケート結果

1. 選択回答集計

沖縄大学の聴覚障がい学生支援に関するアンケート結果

性別 (人)

男性	女性	その他
5	5	

年齢 (人)

～19歳	20～24歳	25～29歳	30歳～
4	2	3	1

障害等級 (人)

手帳なし	5級	4級	3級	2級
1			1	8

2. 記述回答結果 (一部)

沖縄大学への進学理由

- ・面接で入学後に必要な支援は何かと先生から質問してくれた。ノートテイクが必要だと伝えて、先生がしっかりと聞いてくれた。

沖縄大学の聴覚障がい学生支援の良いところ

- ・今まで情報保障を受けていなくて、聴こえないことに不満（不自由）があったが、情報保障を受けて聴こえない分をカバーできてうれしい。
- ・障がいのことを理解出来た人が増えてきた。
- ・コーディネーターが障害者ともテイカーとも話せる関係だった。話しやすい関係は支援現場の問題を把握しやすくなる。
- ・「ノートテイク講座」を通して聴覚障害への理解、聴覚障害者と関わる機会があった。講座を通してテイカーへのアドバイスの幅が広がった。
- ・手話の見方が変わり学ぼうと意欲的になれました。他の大学との交流もあり価値観が変わりました。人生における「一番輝ける青春時代」でした。
- ・どんな時もノートテイクか筆談か、FMマイクを使用するか等、周囲が自然と気にかけてくれた。お願いした場合も快く対応してくれた。
- ・毎年、支援学生の数が増減と不安定ではあるが、組織自体崩れることはなかった。
- ・感謝しきれないほど皆さんに支援してもらい、良かったと思っています。もし支援がなかったら、大学をやめていたりひきこもりで孤独になっていたと思います。
- ・利用学生のニーズに合わせて臨機応変をしてくれたこと。これが一番です。本当にありがとうございました。

沖縄大学の聴覚障がい学生支援の課題

- ・支援委員会に加わらない限り情報がなかった。公開の問題はあると思うが障害学生、テイカーも知った方がいい。
- ・聴覚障がいの先輩、後輩で集まる場が少なかった。
- ・情報保障の範囲が講義のみと限られていた。
- ・ゼミのノートテイクが追いつかず意見が言えない。参加した感が得られなかった。
- ・高校まで情報保障を受けたことが無かったため、ルール等全く知らなかった。
- ・コーディネーターが短期契約であること。また障がいやコミュニケーション方法など説明しなければならぬのか、と面倒さがあった。
- ・聴こえの状況を支援学生に伝え、どのようにノートテイクしてほしいかをうまく言えなかった。
- ・テイカーさんの責任感が薄くなってきたと感じたこともあった。技術面だったり体調管理だったり。
- ・当事者よりも先に立ってたくさん動くべきでは無いかなと思いました。
- ・沖縄大学の聴覚障がい学生支援は無くしてはならない支援だと思っています。小中高校、専門学校、短期大学などに入学してくる聴覚障がい学生がいると思います。彼らの為に聴覚障がい学生支援を作っていくことが課題だと思っています。
- ・聴覚障がい学生が自分の声（口話、手話、筆談）で先生やクラスの友達に聴覚障害のことを伝えることから始めると良い。そこから課題が次々と生まれてくるだろう。

注

- 1 ライフステージに沿って質問し人生経験やその時の考えを聴いた。信頼関係を基にしたライフストーリーインタビューは語り手と聴き手の共同作業であり、時に双方の「物語り」や「歴史」が再構築されていくものである。
- 2 障がい学生支援を持続的、安定的に運営する役割を担う。支援者となることもあるが支援者とは異なる。具体的な業務は支援学生の募集・育成・配置、教職員・関係部署との連絡調整、障がい学生の相談対応、理解啓発など障がい学生支援における個別、全体の調整を担う。コミュニケーション能力や障がい理解が求められる。
- 3 全国の高等教育機関に在籍する障がい学生は、2005年の5,474名から2014年は14,127名となり、2005年以降で最多となった「日本学生支援機構（2006）（2015）」。増加の主な要因は発達障がいカウントされるようになったこと、支援体制が整い始め障がい学生が進学しやすくなったこと、相談体制の整備により学生が支援を受けやすくなったこと、等が考えられる。
- 4 障がい者の社会参加を妨げるバリアを取り除き、社会が障がい者の参加を受け入れるための具体的な条件を整えること。高等教育機関における聴覚障がい学生支援の場合、情報・コミュニケーションのバリアを解消し、情報保障を提供する体制を組織的に整えることが求められる「日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（2010）」。
- 5 現在18の地方自治体で施行されている。全国で最初に成立した「鳥取県手話言語条例」は、手話が言語であることを定め、手話の普及や手話通訳制度の充実等に取り組み、ろう者とろう者以外共生社会の実現を目指している「全日本ろうあ連盟」。
- 6 「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」は、「全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく社会の対等な構成員として安心して暮らすことができる共生社会の実現」「沖縄県ホームページ」を目指し2014年4月1日に施行された。条例には「必要かつ合理的な配慮を提供する義務」が明記されている。
- 7 「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生」「日本学生支援機構（2015）」
- 8 本稿で「ノートテイク」と使う場合は手書きノートテイク、パソコンノートテイクを含むものである。
- 9 特色GPとは文部科学省の「特色ある大学教育推進プログラム」であり、各大学が取り組む特色ある教育活動に財政支援を行うものである。沖縄大学は、聴覚障がい学生支援をきっかけに障がい学生支援、学生支援の充実を目指すプログラム「ノートテイクから広がる大学づくり～新たなゆいまーの創造を目指して～」が選定され、2007年度～2009年度に取り組みされる。
- 10 1964、65年に沖縄で1,376名が風疹に罹患し、約400名の聴覚障がい児が確認された「横山（2013）」。
- 11 第407回沖縄大学土曜教養講座「支えあいから生まれる絆～聴こえない学生のコミュニケーションを考える～」2005年10月29日開催104名参加。沖縄大学、沖縄国際大学、琉球大学、名桜大学、沖縄キリスト教短期大学の5大学の学生、教職員が聴覚障がい学生支援の現状と課題を議論し

- た。
- 12 進行性の障がいであったため、状況に応じて独自の支援方法を試行錯誤した。盲ろう学生の大学卒業は国内で3人目「沖縄タイムス（2009）」。
 - 13 ノート等への記入が困難な学生への支援方法。障がい学生の指示により支援学生（1名）が板書や要点、感想カード等を代理で記入する。対象学生や状況に応じて筆記用具の準備やページをめくり等も行う。現在、肢体不自由学生4名、視覚障がい学生1名が利用する。
 - 14 聴覚障がい学生支援の発展と普及を目的としたネットワーク組織。2004年に設立され事務局は筑波技術大学にある。シンポジウム開催、教材開発、情報発信、研修会等を行う。現在23の大学・機関が拠点校として加入している。
 - 15 年代別の就業者割合は20～24歳50%、25～29歳52.5%、30～34歳58.7%である。この調査は、15～64歳で身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳等所有者を対象に無作為抽出で就業実態を調べたものである。聴覚障がい者のみの統計が見当たらず身体障がい者の割合を引用した。
 - 16 話しことばを視覚化するツール。顔近くで手の形を使い子音を表し、口の動きで母音を表す。唇の動きでは同じように見える単語を視覚的に識別することができる。読唇技術から推測作業を取り除く。
 - 17 2003、2004年度は短期講座、2005～2010年度はカリキュラムとして開講。
 - 18 この団体では、パソコンテイク通訳者や手話通訳者を募集育成し、プライベートな場面にも通訳者を派遣している。派遣費用は聴覚障がい者の自己負担であり、通訳者1人1時間につき1,000円と交通費である。
 - 19 早川（2001）によると、JBC（日本ボクシングコミッション）の内規では、①ゴングが聴こえないためラウンド終了後も攻撃を加える危険性、②緊急時、医療者や関係者との意思疎通が困難で取り返しのつかない事態に陥る恐れ、を欠格条項の理由に挙げている。2014年にAさんは東京、西宮でアマチュアボクシング登録申請をしたが登録できなかった。「医事ハンドブック」に「ゴングが聞こえないもの、聾の人は認めない」と記載されていたという。
 - 20 FMマイクとFM受信機のセットで用いる。講師など話し手がFMマイクを持ち、音声をFM電波に乗せて流す。聴覚障がい学生はFM電波対応の補聴器で音声を受信する。補聴器に周囲の雑音が入らないため鮮明な音声を聴くことができる。
 - 21 2011年9月に筑波技術大学で開催され59名（聴覚障がい学生18名）が参加。PEPNetが主催。聴覚障がい学生のエンパワメントを目的に、支援の活用、就職への備え、交流、キャリアデザインテーマで講演会やワークショップが開催される。
 - 22 大杉（2010）は、社会的弱者が本来持っている能力を引き出し、社会的な権限を与えることであると定義し、松崎（2004）は、「当事者は専門家の援助を前提条件とするのではなく、自ら問題を解決し、自分たちに影響を及ぼす事柄を自分自身でコントロールし、実践していくこと」と聴覚障がい学生支援におけるエンパワメントを定義する。

- 23 沖縄大学の創設者の名前を冠した記念賞。学業、課外活動において優れた活躍のあった卒業生に贈られる。
- 24 沖縄県うるま市にある株式会社。インターネットを活用した文字通訳事業等を行う。話し手が携帯電話等で音声情報をアイセックジャパンに送信する。文字通訳者が文字に変換し利用者に送信する。利用者はスマートフォン等で確認する。

地下ダムの源流と島嶼圏での展開

黒 沼 善 博*

The Origin of Underground Dam and Construction Examples in Islands.

KURONUMA Yoshihiro

要 旨

地下水の貯水技術である地下ダムの歴史は古い。その源流は、アフリカや中近東における灌漑排水のための古来の貯水技術に遡る。さらに地下ダムの近代技術は、沖縄を中心としたわが国の島嶼圏において発展してきた。それは農業用水など、水資源の安定的な確保を望む地域に適用すべく、技術改良が行われてきた進化の歴史でもあった。

キーワード：地下ダム、地下水、止水壁、島嶼建設技術、灌漑排水

Keywords : underground dam, groundwater, cut-off wall, construction technology for islands, irrigation drainage.

1 地下ダムとは何か

「地下ダム」という言葉を聞いて、どのようなダムをイメージするだろうか。

最近では、沖縄の島嶼圏を中心として、地下ダムの建設事例が増えてきているため、その構造や効果について知る人々が多くなっているかもしれない。地上にあるダムはすぐイメージできるのだが、地下にあるダムとはどのようなダムなのか、地下ダムの実際の施工にあたった筆者は、これまでによく質問を受けることがあったのである。

地下ダムを一言で表現すると、「地下水の流れを堰き止める壁及びその附帯施設」ということになる。地下ダムの止水壁(図1)は、地中に建設される構造体であり施工後は埋め戻されるため、完成形として視認できず一般的にはイメージされにくい。

緑資源機構(2004)第2章では、水資源開発において施工される貯留施設の形状・設置方法を次のように規定している。

* 沖縄大学地域研究所特別研究員、株式会社大林組 kuronuma@m4.kcn.ne.jp

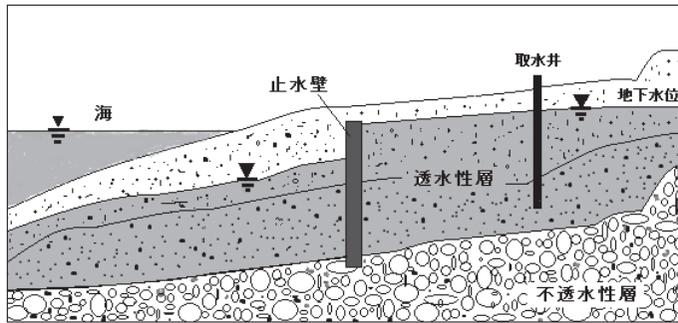


図1 地下ダム構造

地上ダム：河川（谷）の両脇にある斜面を活かし、「堤体」を設けて谷を締め切る。締め切り断面積と貯留量との関係を勘案し、より効率的な場所に設置される。

遊水地：河川敷または河川からそう遠くない周囲の地盤を掘りこんで造る。河川の流れを遮る構造物はない。設置場所は沖積平野など緩傾斜地に限られる。

地下ダム：地下に堤体を設けて、地下谷（透水性の低い地質の上に空隙の多い地質が覆う構造の所で、その水理基盤が谷状を呈している部分のこと）を締め切る。

筆者が宮古島の砂川地下ダム、沖縄本島の米須地下ダムの建設実務に従事した1990年代頃には、地下ダムはまだ一般に認知されているとは言い難かった。しかし、島嶼圏での地下ダム建設が増え、灌漑排水事業での効果をはっきり現れるようになった今では、地下水の貯水技術として定着した感がある。宮古島市には地下ダム資料館が建設され、海外からの視察も増えた。今後も農業用水などの水資源の確保に悩む国々、地域での技術展開が期待される。また、プラント技術との複合によって、大規模な飲料水の供給の可能性についても検討されている。地下ダム本体となる止水壁は、地中連続壁という単純構造であるが、他の建設技術との複合によって地下水資源の活用は多様化し、その持続可能性は広がりをもせることになる。水資源の安定的な確保は、生命の維持と経済活動に必要な不可欠な要素である。そのため地下ダムは、水資源の永続性に技術面で大きな役割を果たしてきたといえよう。

現代の地下ダム施工には、先進した重機が用いられるが、古来の止水技術ではそのような重機が使用できなかったわけではない。また、海外での地下ダム施工、例えばアフリカなど乾燥地帯での止水壁の施工は、現代においても、必ずしも大型の建設重機が用いられるわけではない。建設地の共同体によって、人海で施工にあたることが多いのである。

地下水の流れを堰き止める技術は、施工対象となる構造物の規模の違いはあるが、水源の安定確保という施工目的の本質は同じである。その地下ダムの源流を国内外に探し求めるとき、地下水の止水壁・遮水壁の歴史は古い。国内では、1805（文化2）年に岡山県和気町で、また1934（昭和9）年には愛知県春日井市で、地下水の流れを堰き止める堰堤の工事が行われている。それらの堰堤は農業用水を畑地へ供給するための土木工事である。海外では、中近東のカナートは紀元前にまで遡り、アフリカの地下水の止水壁には古代土木技術で作られ

た例がある¹⁾。

筆者はこれまでに経済学分野において、島嶼圏での経済二主体である農業と家計へ、地下ダム建設がもたらす効用分析を行ってきた²⁾。その一方で、諸外国にも灌漑排水や生活用水のために地下水を止水・遮水する技術が、様々なかたちで展開されていることに触れてきた。古来の地下ダムには、地下水に生活や農業の水源を求めた人々の叡智が、活かされているのである。

本研究ノートでは、近年、島嶼建設技術として数多く展開されている「地下ダム」の源流について述べる。また、沖縄島嶼圏を中心とした地下ダムの歴史的な流れと建設事例を取り上げる。

2. 地下ダムの定義

地下ダムの概念・定義については本節で詳しくみていくこととするが、そもそも地下ダムが建設される地域にはどのような環境的・歴史的背景があるのか。

地下ダムはこれまでに、国内では沖縄の島嶼圏を中心に、海外では乾燥地帯に数多くの建設が行われてきた。それらの地域に共通しているのは、地上に水源が乏しく、生活用水や農業用水の確保を目的として、地下水や涸れ川の伏流水を汲み上げるための止水壁が構築されてきたということである。

沖縄県宮古島では、河川や湖沼がなく、比較的降雨量が多いにもかかわらず、農業用水の確保に悩まされてきた。これまでの大干ばつで基幹農作物であるサトウキビの生産量が激減し、農業は壊滅的な被害を経験している。このため、地下水資源開発への本格的な取り組みに向けた調査が行われ、実験地下ダムの施工を経て、今日複数の地下ダムが建設されるに至った。

宮古島の地層は上層から、大野越粘土層、琉球石灰岩層、島尻層の三層から成り立っている。雨水は、表層部である大野越粘土層から浸透して、透水性の高い琉球石灰岩層を伝い、不透水性層の島尻層に到達すると地下水となる。地下谷を潤沢に流れる地下水は海洋へと流出してしまう。海洋へ流出する前に地下水の流れを堰き止めて、止水壁の川上側に貯留する。貯留した地下水は、取水施設によって汲み上げられ、一旦、ファームポンドとよばれる貯水タンクに蓄えられ、さらに畑地へと給水される(図2)。地下ダムは、地下谷の形状を利用して地下水を貯留するため、本来自然に失われる地下水を、有効に活用する循環機能をもつこ

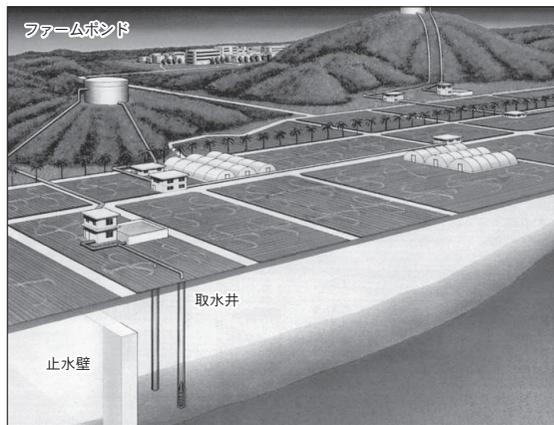


図2 地下ダム灌漑排水システム
内閣府沖縄総合事務局ホームページ (2007年8月)

とになるのである。

地下ダムの貯水は地中になるため、蒸発量は地上ダムに比べて非常に少なく、日射に伴う有効貯水量の自然減は生じない。また、地上ダムは環境によっては、寄生虫や病原菌の発生など衛生面での懸念があるが、地中に貯水する地下ダムは水質が良好であるという利点を持つのである。

「地下ダム」を呼称するとき、その定義は専門家・研究者によって諸説あるようであるが、日本国内においては、「地下水の流れを堰き止める目的で、地下に構築された堤体及び堰き止めた地下水を利用、管理するための施設の総称」（農林水産省構造改善局計画部資源課（1993）「地下ダム計画・設計技術指針（第3次案）」とするのが妥当なようである。地中の止水壁本体のみを指して「地下ダム」とよぶ専門家もいるが、灌漑排水事業においては、止水壁から畑地へ供給する散水設備³⁾までのシステム全体を一体的に「地下ダム」とよぶことが一般的になっている。

筆者も、地下ダム建設に従事したときに、事業者・施工者など関係者の間では、止水壁本体のみならず、取水設備、エアチェンバ、ファームポンド、導水管、スプリンクラーなど地下貯水から農用地への散水に至る施設・設備を総称して「地下ダム」とよんでいた。地上の貯水池だけで、地中の止水壁を伴わない場合も地下ダムに含めるようなことがあるが、地下水を堰き止めるための止水壁を有する施設だけを地下ダムに定義することが妥当であろう⁴⁾。

さて、「地下ダム」ということばは、英語表記ではどのように扱われているのだろうか。

海外の地下ダムに関する諸論文には、「地下ダム」を表すことばに、underground dam、subsurface dam、groundwater damなど複数の単語が存在し、学術的に統一されていないというのが現状のようである。

インタープレス対訳センター編（1998）の「地下ダム」の項目では、underground damとなっている。このunderground damの「地下」部を表す‘underground’について、Stevenson and Lindberg（2010）によると、beneath the surface of the groundとある。一方、比較的多くの文献・論文で用いられているsubsurface damの、‘subsurface’の項目について、同書では、the stratum or strata below the earth’s surfaceとある。つまり、undergroundは「地表面の下」、subsurfaceは「地上の表面下にある地層または層」ということになる。

わが国で「地下ダム」の技術的構想を最初に示した可知貫一博士（京都帝国大学教授）は、その著書『農業水文学』⁵⁾のなかで、「準地表水（Subsurface water）の状にある地下水は土壌孔隙内で支持されながら空気と混在し、徐ろに移動し、或は準備の状にあるから、これを特に吊支水（Suspended water）と称しているものがある。又空気が孔隙中に水と混土する関係から、之を気泡地下水圏（Zone of aeration）ともいう。この気泡地下水圏の下部、地下水面に達する中間で僅の厚ではあるが毛管誘導水の占める位置のことを地下水文学の方面ではこの部が完全に毛管水で飽和している関係から、毛管飽和圏（Zone of Complete Capillary Saturation）と名づける部分があり、其の下部が地下水面（Zone of

Saturation) である。(中略) 不透水層が一定の厚みがあつて相当広い面積を地下で占めてみると、其の上層には前に述べた準地表水から續いてゐる地下水の飽和層のあることは勿論であるが、不透水層の下面にも地下水で飽和してゐる層があつて不透水層のために上部の地下水とは隔絶せられ、特別の内圧作用を受けてゐる状態の場合が多い制壓下局限された状態にあるから、被壓地下水 (Confined ground water) とでも唱へるがよいかと思ふ。之に對して上部の制限を受けない地下水を自由な地下水 (Free ground water) ととなへて區別することがある。」としている。可知博士のこの定義にしたがえば、要するに地下水の範囲は、地表面に近い地下水をsubsurface water、地表面からさらに深層部の地下水全般をground waterと扱うことになる。浅層部の地下水と深層部の広い地下水全般との区別に、subsurface waterとground waterがニュアンス的に相違して用いられている。

「地下ダム」を題材に取り扱っている海外の文献をみてみよう。

Hansen and Nilsson (1986) やNilsson (1988) では、地下ダムをground-water damとしている。さらに、ground-water damを細分化して、subsurface damとsand storage damとして取り扱っている。この区分は、Prinz (2002) やNishigaki, et al. (2004), Onder and Yilmiz (2005) においても同様に引用されている。

また、Zarkesh, et al. (2012) では、地下ダムをunderground damとし、underground damを、subsurface damとsand damに細分化して取り扱っている。

ここで、sand storage damやsand damとは、アフリカのワジ (涸れ川) などで施工され、止水壁によって流砂を堆積させて砂中に水を蓄えるダムのことである (図3)。

海外での文献・論文で一般的に取り扱われている「地下ダム」の単語の内容をまとめると、underground damやgroundwater damは、地下に止水壁が構築される広義の地下ダムを指し、subsurface damとsand storage damもしくはsand damを総括した一般的な地下ダムを呼称するとき用いられている。

そして、地中の止水壁について、地下水の流れを堰き止めるために止水壁を構築して地下水を川上側に滞留させ汲み上げるタイプはsubsurface dam、不透水の川床が露出した河川に堰を構築して流砂を留め上げ、砂中に滞留した水を汲み上げるタイプはsand storage dam、sand damとして取り扱われている。

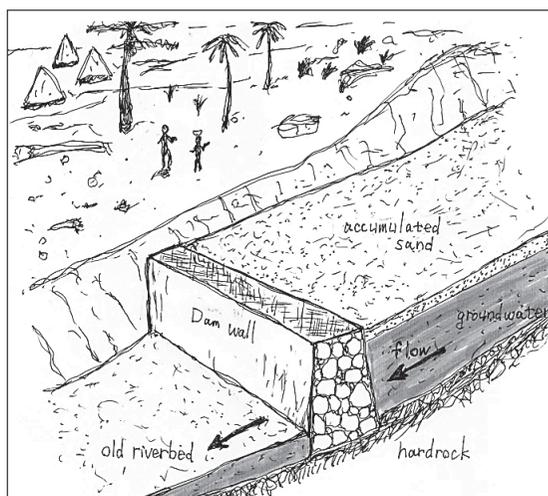


図3 サンドダムの構造

地中の止水壁を伴う地下ダムは、ほぼこれら二つのタイプに規定される。

さらに、地中の止水壁を構築する技術という観点からは、「その他の地下ダム」core wall technology of other underground waterとして、河川の土堆積部をオープンカットしてアースダム式の堤体を構築する、アフリカ・ブルキナファソ国の止水壁の事例などが挙げられる（環境省・海外環境協力センター（2004））。

以上より、「地下ダム」のタイプは、次のとおり種別することができる。

広義の地下ダム …… underground dam, groundwater dam

狭義の地下ダム ……

サブサーフェイスダム (subsurface dam)

サンドダム (sand dam, sand storage dam)

その他の地下ダム

アフリカなどにおける簡易な貯水技術として、Nissen（2006）では、サブサーフェイスダムやサンドダムと同様に、Charco dam, Hillside dam, Valley damが紹介されている。

Charco damは、タンザニアの半乾燥地帯にみられる貯水技術で、地上に比較的浅い貯水池を開削し、勾配を利用して表流水を貯水池に自然集水させる土壌のダムである。貯水池の周囲には土の盛土が設けられ、散水を防ぐ。

Hillside damは、丘の中腹や傾斜地に比較的浅い円形の貯水池を開削して、池の最背面に止水部分となる盛土が設けられた土壌のダムである。満水状態になった水を流すため、両脇には石積みで余水路が設けられている。

Valley damは、Charco damやHillside damよりさらに簡易に造られるダムで、谷の形状を利用して、水深10m程度の貯水池を設けるダムである。渓谷の流水を堰き止める止水壁は粘土質土壌で構築される。

これらの簡易なダムは、いずれも地中の止水壁を伴っていないため、地下ダムの形状からは除外される。

3. 海外における地下ダムの源流

乾燥地帯・半乾燥地帯では、大規模な灌漑農業を行うための経済力がある国は少ない。そのため貯水技術の財源に乏しい国・地域では、これまでより安価に排水事業を行うかが大きな課題とされてきた。伝来した伝統技術を継承して、いかに効率的に雨水を集めるかが重要であった。地中に止水壁を構築し貯水するのも一つの手法であったのである。

北アフリカ・チュニジアでみられるジェスール（Jessour）は、ワジにおいて堰が配置されたテラスに、果樹などを植える灌漑排水施設である（図4）。

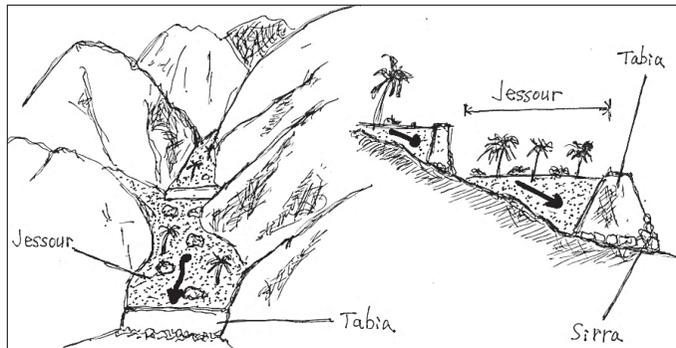


図4 ジェスールの構造

ジェスールには、'sirra'という石垣によって補強された'tabia'（土防壁）が設けられており、より詳細に言えば、ジェスールは農園となるフィールド部分を指す。斜面を利用して土中に水流を蓄え、表面のテラスに開拓された農園を潤す構造となっている。その構造から判断して、ジェスールに設けられたtabiaは、サンドダム同様に川下側は壁面が露出した状態であるが、川上側は土中にある止水壁とみることができる。したがって、地下ダムとなる古代の止水技術であるとみなして差支えない。世界の地下ダムの建設事例として、古代文明の技術が展開されたものが北アフリカに散在するといわれる⁶⁾が、このジェスールがそれに該当することになる。

ジェスール同様に、北アフリカに伝播した古代ローマ帝国時代の灌漑排水技術として、メスカート（Meskat）がある。メスカートの排水システムは、500m²ほどの'meskat'とよばれるインプルヴィウム（長方形の池）と、250m²ほどの作付エリア、'mankaa'で成り立っている。meskatとmankaaの面積の比率は、ほぼ2:1である。すべて20cm程度の高さのある縁によって囲われ、meskatに蓄えられた水が、斜面を利用して地表の筋を伝いながらmankaaへ流れ込む仕組みになっている（Prinz（1996））。

メスカートはスース地域（Sousse, チュニア北部）でみられ、ジェスールはマトマタ地域（Matmata, チュニア南部の都市）でみられる。

ジェスールもメスカートも古来の灌漑排水システムであるが、ジェスールは地中に止水壁が構築されるのに対し、メスカートは地上面での構造体であり、地中に構築物がないため、地下ダムの形状からは除外される。

海外には、また地下空間を利用した様々な貯水技術が存在する。北アフリカのフォガラ、イランなど中近東のカナート、アフガニスタンや中国・新疆ウイグル自治区のカレーズは地下水路であり、古くからの貯水・送水技術である。

イランのメイメイ（Meymeh）市に所在するヴァズヴァンカナート（Vazvan Qanat）は、カナートの地下水路のなかに止水壁が設けられた、地下ダムの古代技術といえる存在である（Ghorbani（2007））。

このカナートは、Tar-e-karという乾燥ゾーンとKhesk-e-karという温水ゾーンに分けられ、その間に止水壁が築造されている。止水壁には縦列に穴が開けられており、農業用水が必要でない冬季にはカナート内に水が貯留され、水が必要となる春季にダムが開かれる仕組みになっている。止水壁には7つの開口部があり、最上部の穴は4月20日に、以降10日ごとに開かれ、7つ目の開口部は6月20日に開かれるという。



図5 イラン・メイメイ市

Ghorbani (2007) によれば、ヴァズヴァンカナートは建造後3,000年以上経過しているものと伝えられ、毎年11月20日から翌4月20日までの間に貯水され、現在も灌漑排水設備として活用されているという。

ヴァズヴァンカナートの概要は、次のとおりである。

表1 ヴァズヴァンカナートの概要

長さ	1,800m	灌漑面積	300ha
井戸の数	72	排水容量	300ℓ/秒
井戸間の距離	25m	頂上からの深度	7m
地下ダム位置	井戸No.40に出現	主な井戸の深さ	12.5m

*出典：Ghorbani (2007)。

ヴァズヴァンカナートは、地下ダムの源流を知る上で現存する、貴重な古代施設である。

4. 地下ダム建設技術

前節では海外の古来の貯水技術をみてきたが、本節では国内における現代の地下水の止水壁構築技術をみていくこととしよう。

地下ダム本体となる止水壁の建設には、様々な工法がある。堤体の設計には、ダムサイトの地質条件や規模に応じて、堤高、壁厚、透水係数などが設定される。さらに、施工深度、地下水位、地盤の土質、施工条件や経済性などが勘案され、堤体の工法が選定されることになる(岸・森(1998))。

地下ダムの堤体の近代的な建設工法は、主に次の4つに大別される。

① 開削工法

北アフリカのワジなどにおいて、砂礫層を不透水層の基盤までオープンカットし、粘

土などの不透水性材を用いて堤体を構築して埋め戻す工法である。ダムサイトは、地層の空隙率が高く、伏流水が存在する地点が選定される。ブルキナファソ・ナレ村に、日本の建設企業によって建設された地下ダムは、この工法を採用している。乾燥・半乾燥地帯において、比較的小規模の地下ダムの堤体を施工するのに用いられる。

② 地盤改良工法

施工対象となる地盤の空隙に、グラウトやセメントスラリーを注入して凝固させ、遮水性を確保する工法である。国内では、長崎県の樺島地下ダム、沖縄県宮古島の皆福実験地下ダムで用いられた。

③ 既成遮水材建込工法

遮水材となる既成の鋼矢板など不透水性工材を連続的に地中に打ち込む工法である。鋼矢板などの工材継ぎ目箇所の漏水対策が別途必要となる場合がある。沖縄県伊是名島の千原地下ダムでは、地下貯留部の施工に用いられた。

④ 地中連続壁工法

掘削重機を用いて地盤を開削し、セメントミルクを注入して固化させ、地中に連続壁を築造する工法である。もともと都市土木で地下の構造体を施工するのに用いられてきた工法であり、止水技術の向上とともに発展してきた。島嶼系地下ダムの施工を中心に、近年では最も多く用いられる工法である。石灰岩層の島嶼では、破碎した石灰岩とセメントを原位置で攪拌混合して止水壁を施工する。これは柱列式原位置攪拌工法（SMW（Soil Mixing Wall）工法）とよばれるもので、地中連続壁の築造に多く採用される。沖縄本島の与勝地下ダム、宮古島の砂川地下ダム、福里地下ダムなど数多くの建設事例がある。

これらの地下ダムの堤体工法には、すべて建設重機が伴う。地下貯水の大量確保を目的とした止水壁の築造を効率的に行うための、日本で発展してきた近代的な建設技術である。こうした建設重機を用いる施工方法とは対照的に、アフリカなどでは財政の制限もあって大規模な地下ダム建設はほとんど行われておらず、渇水対策など貯水の緊急を要する地域で、サンドダムなど簡易的な施工方法が採られてきた。

サンドダムの施工は、住民参加型の施工であり、基本的には大型の建設重機を使用することなく、経験則に基づいて改良を施しながら建設される。経済性を勘案した場合に簡易に実施できるサンドダムは、生命の維持と生計の安定に関わる地域の問題を解消できる、合理的な方法であるといえるのである。

一方、国内で建設重機が用いられた初めての地下ダム施工は、長崎県の樺島地下ダムである。樺島は長崎半島の南端、天草灘に位置し、現在は半島と樺島大橋で結ばれている。樺島大橋が開通したのは1986（昭和61）年であるため、地下ダムが完成した1974（昭和49）年は、未だ離島環境にあった。

樺島は面積が約2.3km²、周囲約8 kmの小島であるが、高低差が大きく傾斜が急な地形となっ

ている。降雨による表流水はほとんどなく、生活用水は取水制限のかかる数少ない井戸から賄われていたため、この頃居た約400戸、1,600人余りの島民は、日常の水源に悩まされていたという⁷⁾。

樺島が属していた野母崎町⁸⁾では、当時、京都大学教授であった松尾新一郎博士が提唱していた地下ダム構想を知り、博士の指導を受ける形で地下ダムの建設を前提とした調査を実施することとなった。

樺島地下ダムで用いられたグラウト工法とは、岩盤の空隙にベントナイトなどの薬剤を注入して固化させることで、地中の水流を止める工法である。表2に建設概要を示す。

表2 樺島地下ダムの建設概要

所在地	長崎市野母崎樺島町地内	総貯水量	20,000m ³
事業主体	建設省、野母崎町	給水対象	水道用水
施工形式	地盤改良(グラウト工法)	日取水量	300m ³
堤高	24.8m	建設期間	1972～1974年
堤長	59m	改良工事	1979～1980年

*石崎(1979)、棚橋他(1996)、岸・森(1998)を参考に作成した。

樺島地下ダムでは、グラウトの注入工法が用いられているが、当初の施工においてグラウト壁が不均一であったために、後に追加工事が実施された。また、止水壁の範囲をさらに拡張するために、1979(昭和54)年7月から翌1980(昭和55)年2月にかけて、グラウト壁の改良が施された。

そして、改良工事实施後にその建設効果が解析されている。解析は、地下ダムが建設された場合とされなかった場合のシミュレートにより、被圧地下水位の変動が分析対象となった。棚橋他(1996)・棚橋他(1997)によれば、分析の結果、地下ダム有のグラウト壁付近には有効に地下水が貯留されたのに対し、地下ダム無の箇所にはほとんど貯留されていないことが判明し、地下ダムの建設効果が認められている。

樺島地下ダムに続いて、沖縄の島嶼圏を中心とした地下ダムが本格的に建設することになったのは、宮古島での皆福実験地下ダムでの成功を受けてのことである。皆福実験地下ダムについては、次節で詳述する。

樺島・皆福に続いて同時期に施工された地下ダムは、1984(昭和59)年に福井県三方町に竣工した常神地下ダム⁹⁾である。樺島・皆福の両地下ダムがグラウト工法を採用したのに対し、常神地下ダムは地中連続壁工法を採用した最初の事例である¹⁰⁾。これら3つの地下ダムが、1974(昭和49)年から1984(昭和59)年の10年の間に完成したことにより、地下ダムは「構想の時代から実用化の時代へ」入っていったといわれる¹¹⁾。

海岸沿いの地下水位が低くなる箇所では、海水が帯水層へ浸入してくるのを防ぐ塩水阻止型の地下ダムがある(岸・森(1998))。上記の常神地下ダムや、沖縄本島の米須地下ダムな

能性を示唆する重要な内容であったとされる。

1972（昭和47）年の本土復帰以前から実施されていた予備調査をもとに、地質構造の分析がなされ、地下ダムによる地下水資源開発の提案が行われた。この時期以降の宮古島の地下ダム開発について、富田他（1985）では、以下の6期に区分している。地下ダム黎明期ともいえる宮古島での地下ダム事業の推移である。

- 第1期（1972～1973年度） 地下ダムによる地下水資源開発構想の提案
- 第2期（1974～1976年度） 実験地下ダムのダムサイトを皆福に選定、ダム諸元確定
- 第3期（1977～1978年度） 皆福実験地下ダム施工
- 第4期（1979～1980年度） 皆福実験地下ダムの取水実験実施
- 第5期（1981～1983年度） 島内5か所（皆福含む）の地下ダム計画策定
- 第6期（1984年度以降） 新たな4地下ダムの実施設計開始

島の基幹産業である農業の基盤を整備すべく着工したのが、皆福実験地下ダムである。地下ダムの施工は沖縄県外において、これまでに数例試行されているが、農用地の緊急保全対策事業としての本格的な取り組みは、皆福実験地下ダムが最初であった。皆福実験地下ダムはわが国最初の本格的な地下ダムということで、関係者の高い関心が寄せられたといわれる。

皆福実験地下ダムでは、琉球石灰岩における地下ダム止水壁の工法として、グラウト工法が採用され、試験的な施工に城辺町皆福地点がダムサイトに選ばれた。この皆福実験地下ダムの成功を受けて、砂川・福里・保良・仲原の各地下ダムが後に建設されることになるのである。

皆福実験地下ダムの建設概要は、表3のとおりである。

表3 皆福実験地下ダムの建設概要

所在地	宮古島市城辺地内	堤長	500m
事業主体	沖縄総合事務局	堤幅	5m
施工形式	地盤改良（グラウト工法）	総貯水量	700,000m ³
天端堤高	16.5m	有効貯水量	510,000m ³
天端標高	33m	建設期間	1977～1979年

*工藤他（1984）、今泉他（1988）、岸・森（1998）など参考に作成した。

止水壁となる堤体の築造には、断続的に掘削したボーリング孔から地盤内にモルタルを注入していく。地中のモルタルの注入には凝固時間の採り方や、隣接する注入孔でのボーリングに注意が払われており、また遮水性能の判定は、特に関係者の関心が集中したところであった。

地下ダムの止水壁を築造する際、地下水が満杯状態となったときに、天端を越流させるべく、地表面から一定の深さで天端を完成させなければならない。これは、異常降雨などによって急激に水位が上昇し地表面に洪水がもたらされるのを防ぐためである。皆福実験地下ダムは、天端堤高が16.5mである。つまり、止水壁の基礎地盤から16.5mの高さで地下水位が満水となるよう止水壁の天端がとられている。地表面からみれば、最低限8m深度のところに

位置するように止水壁の天端が設けられた（工藤他（1984））。

こうして、皆福実験地下ダムは1979（昭和54）年に完成して、当初の想定以上の貯水効果を発揮（相場他（1983））し、地下ダム基礎技術の確立に大きく貢献することとなったのである。

宮古島では、皆福実験地下ダムの成功を受けて、さらなる農業用水の安定供給を目指し、砂川地下ダム・福里地下ダムの施工が行われる¹⁴⁾（表4）。

表4 砂川地下ダム・福里地下ダム建設概要

	砂川地下ダム	福里地下ダム
所在地	宮古島市城辺地内	宮古島市城辺地内
事業主体	農用地整備公団	農用地整備公団
施工形式	地中連続壁工法	地中連続壁工法
天端堤高	50m	27m
堤長	1,677m	1,790m
有効貯水量	7,259,000m ³	8,000,000m ³
建設期間	1988～1994年	1994～1998年

*出典：黒沼（2013a）。

砂川・福里の両地下ダムでは、地中連続壁工法が採られた。両地下ダムとも、柱列式原位置攪拌工法であり、近接する皆福実験地下ダムよりも貯水量の規模が大きいため、福井県の常神地下ダムなどの地中連続壁工法を、さらに経験実証的に発展させたものである。

柱列式原位置攪拌工法の施工を概略すると、以下のとおりとなる。

まず、ダムサイトの作業ヤードとなる範囲の表土を剥ぎ取り、プラント・作業床・ガイドウォールを造成する。掘削重機により、ケーシング内に挿入されたオーガーによって、深さ20m程度まで、孔間は90cm程度の間隔で掘削排土する。先行削孔とよばれる次工程では深さ20m以深を、不透水性地盤まで固化性のない注入液を用い掘削する（図7①）。

その後、ケーシング削孔の孔間に残った地山を20m深度まで切り崩し、越流部を開削する（図7②）。止水壁の主工程となる三軸削孔では、三軸オーガーで未掘削部分を掘削しながら、オーガー先端部から固化性の注入液を吐出し、破碎した琉球石灰岩と攪拌混合する（図7③）。最終的に止水

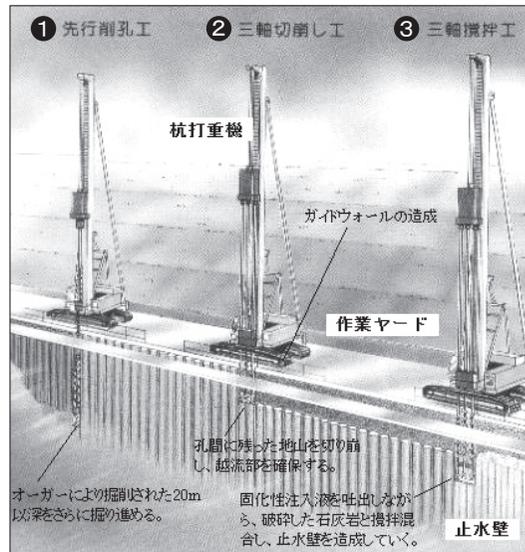


図7 原位置攪拌工法施工概念図
うるま市与那城饒辺青年会ホームページ
（2015年5月）をもとに加筆した。

壁の不連続部分の調整杭を打設して調整を行い、止水壁の延伸を行っていく¹⁵⁾。

砂川地下ダム施工(図8)では、止水壁の施工箇所は民有地を避け、公道の地下部となるように選定された。止水壁の延長はおよそ1.7kmに及び、施工深度は地下谷の形状によって止水壁を締め切る高さが異なる。

また、琉球石灰岩には大規模な空洞が存在することがあるため、福里地下ダムでは施工途中、止水壁の締め切り部に鍾乳洞の存在が明らかとなり、空洞処理工として掘削した排土を空洞部に投入したことが報告されている¹⁶⁾。

地下ダムは、地上の構築とは異なり目に見えないところでの施工となるために、このように予期せぬ偶発的な障害が生じることがある。したがって、施工精度を高めるため、過去の障害に際した経験・対応に基づいた判断も重要となるのである。

砂川・福里地下ダムが完成した宮古島では、これまでに農業生産はサトウキビに依存していたものが、マンゴーなど果樹や野菜といった採算品目へとシフトしていった¹⁷⁾。これは、天候により左右されてきた農業用水が、地下ダムの貯水によって安定的に供給できたことによる成果ともいえよう。また、地下ダムで貯留された地下水は、宮古島の周辺に位置する池間島・来間島へも、架橋に添加される送水管で供給されるようになった。

宮古島の北西部には、さらに、伊良部島・下地島が位置する。伊良部島と下地島は隣接しており往来には支障がないが、宮古島と伊良部島・下地島は約4km離れているため、これまで生活の往来は船舶に拠り離島の不便を強いられてきた。しかしながら、2015(平成27)年1月に伊良部大橋が架橋されることで、モビリティの障害は解消したのである。また、灌漑排水事業では、現在宮古島で追加施工中の保良・仲原地下ダムで貯留される地下水が、伊良部島へ供給されることとなった。

保良・仲原の両地下ダムは、砂川・仲原地下ダム同様に地中連続壁工法を採っている(表5)。

伊良部島には、一定数の農業人口があるものの、そもそも自島内に地下ダムを建設できないのは、その地質事情によるためである。

伊良部島は宮古島とは異なり、海洋沿岸部では海面水位が地下水位面よりも高位にあるため、海水が石灰岩層へと浸入してくる。そのため、石灰岩層内では、海水によって淡水である地下水が押し上げられた状態となる。その形状はレンズ状になるため、伊良部島の「淡水レンズ」とよばれる。淡水レンズ状の地下水を一度に大量に取水すると、下層部にある塩水



図8 砂川地下ダム施工現場

出典：大林組ホームページ(2015年5月)

表5 保良地下ダム・仲原地下ダム建設概要

	保良地下ダム	仲原地下ダム
所在地	宮古島市城辺地内	宮古島市城辺地内
事業主体	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局
施工形式	地中連続壁工法	地中連続壁工法
天端堤高	26m	55m
堤長	2,600m	2,350m
有効貯水量	1,600,000m ³	9,200,000m ³
事業期間	2009～2020年	

*出典：黒沼 (2013a)。

を引き込んでしまうアップコーニングの問題が生じる (図9)。

したがって、伊良部大橋の施工を機に、送水管を伊良部大橋に添架して、宮古島で増設される保良地下ダム、仲原地下ダムから地下水を送水することが計画されたのである。国営灌漑排水事業として実施される「宮古伊良部地区」では、地下ダム・送水管とともに副貯水池、ファームポンドなどが追加増設・整備されることになる¹⁸⁾。

これによって、宮古島の周辺の島々は、地下ダムで貯留される地下水が行渡ることになり、農業の水源は安定化に向かうことになるだろう。

宮古列島には、伊良部島と同じく淡水レンズの構造を持つ島に、多良間島がある。多良間島は宮古島周辺の島々のように、地下水の送水連携ができる島がない孤絶環境のため、地下水の大量の利用にあたっては、島単体で適用可能な地下ダムの建設技術を検討しなければならない。

近年、研究が進められている「フローティング型地下ダム」は、淡水レンズの両端部に止水壁を構築して、淡水レンズの厚みを増す技術である¹⁹⁾ (図10)。

多良間島は地下水量が豊富にあるために、これまでに飲料水が大きく枯渇するようなことはなかった。しかしながら、島民の生活も農業もすべて地下水に依存する孤絶環境において、今後、長期の干ばつに備えた水資源の安

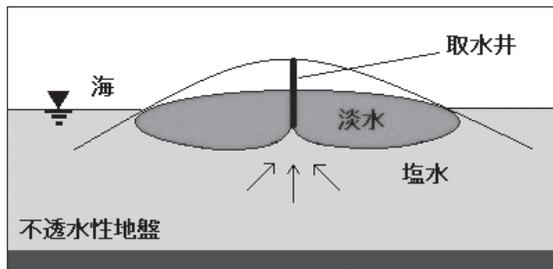


図9 淡水レンズのアップコーニング

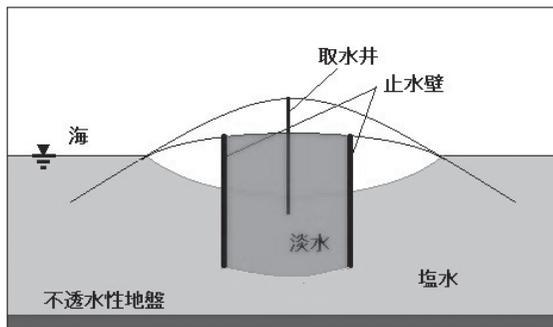


図10 フローティング型地下ダム概念図

定的な確保のために、地下ダム技術は適用に向け改良していかなければならない。

6. 島嶼技術としての地下ダム — 沖縄の島嶼での展開 —

海洋沿岸部でのダムサイトの位置によっては、地下水の貯留とともに、塩水浸入の阻止を図る目的の地下ダムが導入されている。沖縄本島で施工された米須地下ダムは、その一例である²⁰⁾。

米須地下ダムでは、施工前の既存地下水にある程度の塩水が浸入・分布しているため、堤体の施工にあたっては、塩水排除ができるように施工区間を分けて、施工順序を決定した。堤体施工後の残留塩水については、除去用井戸からの揚水によって、塩水が排除された。事業主体は沖縄総合事務局で、施工形式は地中連続壁工法が採られている。堤高69.4m、堤長2,345m、有効貯水量1,810,000m³である。

1992（平成4）年度から2005（平成17）年度までに、米須地下ダムとともに沖縄本島南部地区での灌漑排水事業として、慶座地下ダムが施工されている。事業主体、施工形式ともに同じで、堤高53m、堤長970m、有効貯水量210,000m³である²¹⁾。

このほか、沖縄県ではこれまでに複数の地下ダムが施工されている（図11）。

沖縄本島中部のうるま市は与勝半島に位置し、サトウキビを基幹作物とする畑作地帯である。与勝地区は地表水が乏しく、農業用水の恒常的な確保が困難な地形であるため、これまでに干ばつの被害に見舞われてきた。一方で、勝連城跡の南側の地形は、急傾斜に囲まれた台地上の形状を有し、透水性の高い琉球石灰岩層の下にある地盤は島尻泥岩層となっているため、地下ダムの施工に適した地質形状であることが判明した。

与勝地下ダムは、沖縄県・うるま市を事業主体に、1997（平成9）年から2007（平成19）

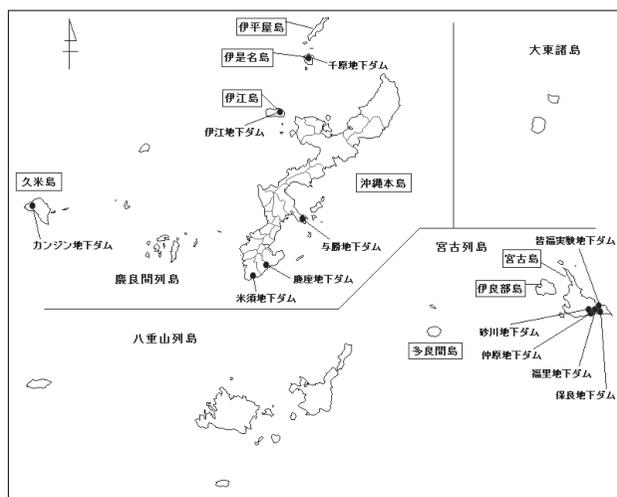


図11 沖縄県の地下ダム分布図

内閣府沖縄総合事務局ホームページ（2015年5月a）などを参考に作成した。

年まで建設された。施工形式は地中連続壁工法であり、柱列式原位置攪拌工法が採用されている。堤高67.6m、堤長721.8m、総貯水量3,963,000m³、有効貯水量1,382,000m³である。供給対象は農業用水であり、宮古島同様に建設完了後の灌漑排水整備では、これまでのサトウキビを中心とした作物から、野菜や花きなど採算品目への転換が期待されている²²⁾。

宮古列島以外の島嶼圏では、伊是名島に千原地下ダム、伊江島に伊江地下ダム、久米島にカンジン地下ダムが建設されている。

伊是名島の千原地下ダムは、地表部の貯水池と地下部の地下ダムが複合となった水源整備である。地上部と地下部の有効貯水量はそれぞれ、513,000m³、240,000m³となっており、およそ2：1の割合である。事業主体は沖縄総合事務局、建設期間は1999（平成11）年度から2008（平成20）年度、供給対象は農業用水である。地下ダムの止水壁は、堤高14m、堤長479mとなる鋼矢板の打ち込みにより施工されている。この灌漑排水整備によって、他地区同様に、サトウキビの単収向上に加え、生産品目の多様化に期待が寄せられているようだ²³⁾。

伊江島の伊江地下ダム、久米島のカンジン地下ダムはともに地中連続壁工法に、柱列式原位置攪拌工法を採用している。

伊江地下ダムは、事業主体が沖縄総合事務局、建設期間が2004（平成16）年度から2015（平成27）年度、供給対象が農業用水である。堤高55.9m、堤長2,612m、有効貯水量は754,000m³となっている。柱列式原位置攪拌工法においては、地盤の状況や止水壁の深度が深くなる箇所では、孔曲がりが生じ、調整杭の打設本数が増える可能性がある。伊江地下ダムの施工では、杭の基盤岩への根入れが不十分な箇所や、基底部層中に杭が高止まりした箇所には、グラウト注入によって遮水性を確保する工夫が採られた²⁴⁾。

カンジン地下ダムも千原地下ダム同様、地上部の貯水池と地下ダムの複合によって、灌漑排水を行うシステムである。事業主体は沖縄県、建設期間は水源工事の対象となる地下ダム施工（1期工事）で1995（平成7）年度から2005（平成17）年度、供給対象が農業用水である。止水壁の堤高は57.6m、堤長は1,070mである。有効貯水量は、地上部が1,370,000m³で、地下部140,000m³のほぼ10倍の規模である²⁵⁾。カンジン貯水池の特徴は、自然にできた凸状の池の下流側を地下の連続止水壁で締め切り、上流側に滞留させて地上の貯水池から水資源を汲み上げることにある。これは、地上の貯水池が地下水を浸透できる浸透池であるために、実現可能な灌漑排水システムであるといえよう。いわば、地下ダムと地上の貯水池を融合させた相乗効果の創出といっても過言ではなからう。

7. むすびにかえて

1929（昭和4）年から1943（昭和18）年まで、栃木県北東部の那須野ヶ原での水源ダムの計画にあたって、栃木県は当時京都帝国大学の教授であった可知貫一博士に、現地の技術判定を依頼している。可知博士は那須野ヶ原全体を巨大なダムに見立てて、地下水路を通じ、地下水の涵養を行うことを提案した。これが、『可知構想』とよばれるわが国最初の地下ダ

ムの技術的構想である。

この地下ダム構想は結局、実現することはなかった。もともと豊富な表流水が存在したために地上ダムの建設によって水源が確保できたこと、当時、「地下ダム」という奇抜な発想に具体的な技術展開としては馴染まなかったことが、実現に至らなかった大きな理由であるといわれる。

続いて、地下ダム施工の技術指針を明確に示したのは、樺島地下ダムが建設されるきっかけとなった松尾新一郎博士の地下ダム構想である。事業主体である野母崎町が松尾博士に現地調査を依頼したのは、博士らが1964（昭和39）年に技術論を発表²⁶⁾してからずいぶんと歳月が流れてからのことである。

今では沖縄の島嶼圏を中心として、数多くの建設が行われているが、かつては壮大な空想のごとく映った地下ダムの構想が実現するには、環境がもたらす水源確保の緊急性に後押しされてのことであった。策を通すように地下水が海洋に流出する地質事情ゆえに、水資源に悩んでいた島嶼圏では、皮肉なことにその透水性の高い地質を利用した建設技術によって水源が確保されることになったのである。

地下ダム技術の萌芽に、可知博士や松尾博士が果たした役割は大きい。両博士の地下ダム構想と現在の地下ダムとの関わりについては、別稿を期したい。

注

- 1) Hansen and Nilsson (1986) 参照。
- 2) 黒沼 (2008)、(2013a)、(2013b)、(2015) を参照。
- 3) 地下ダムの散水設備など附帯設備については、鈴木他 (2002) を参照されたい。
- 4) 石崎 (1979) 参照。
- 5) 可知 (1948) 第8章。
- 6) Hansen and Nilsson (1986)、緑資源機構 (2004) 第1章など。
- 7) 石崎 (1979) 参照。
- 8) 野母崎町は、もともと長崎県西彼杵郡にあり、2005（平成17）年1月の合併によって長崎市に編入され、長崎市野母崎樺島町に改めた。
- 9) 止水壁の堤長202m、堤高18.5m、堤幅50cm、総貯水量73,000m³、施工形式は地中連続壁工法。事業主体は三方町・福井県・水産庁、給水対象は水道用水である。ロッド式クラムシェル掘削機が用いられた。止水壁が海岸線から30mの位置にあり、塩水の浸入を阻止するための地下ダムである（大林組 (1997)）。
- 10) 工藤他 (1984) 参照。
- 11) 富田他 (1985) 参照。
- 12) 宮古島の水分地質と地下水流の関係については、今泉他 (1988) が詳しい。
- 13) 宮古島のサトウキビ生産と灌漑排水事業の歴史的推移は、廣瀬他 (2010) を参照。

- 14) 筆者は、1991（平成3）年から工事完成までの1994（平成6）年まで、砂川地下ダム建設工事の施工を担当したわけであるが、砂川地下ダムの施工詳細や当時の施工風景については、黒沼（2014）を参照されたい。
- 15) 詳細は、緑資源機構（2004）第6章を参照されたい。
- 16) 緑資源機構（2004）第6章。
- 17) 宮古島市企画政策部・宮古島市水道局（2009）pp.19-20参照。
- 18) 内閣府沖縄総合事務局（2015）参照。
- 19) フローティング型地下ダムについては、白旗・喜多（2007）、増岡他（2010）、増岡他（2012）、増岡他（2013）など、島嶼単体での地下水強化に向けた技術開発が進められている。
- 20) 緑資源機構（2004）第6章参照。
- 21) 以上、内閣府沖縄総合事務局ホームページ（2015年5月b）参照。
- 22) 沖縄県農林水産部中部土木事務所・うるま市与勝地下ダム土地改良区（2005）参照。
- 23) 内閣府沖縄総合事務局ホームページ（2015年5月c）参照。
- 24) 細川（2014）参照。
- 25) 島袋・大城（2005）参照。
- 26) 松尾・河野（1964）参照。

参考文献

- Ghorbani,B. (2007). "A glance at historical Qanats in Iran with an emphasis on Vazvan Qanat in Isfahan." *IRNCID-ICID*, pp165-172.
- Hanson,G. and Nilsson,A. (1986). "Ground-Water Dams for Rural-Water Supplies in Developing Countries." *Ground Water*, Vol.24 No.4, pp.497-506.
- Nilsson,A. (1988). "Groundwater Dams for Small-scale Water Supply." *Intermediate Technology Publications*.
- Nishigaki,M., Kankam-Y,K. and Komatsu, M. (2004). "Underground dam technology in some parts of the world." 『地下水学会誌』第46巻第2号、pp.113-130.
- Nissen-P.,E. (2006). "Water from Small Dams." Danish International Development Assistance (Danida).
- Onder,H and Yilmaz,M. (2005). "Underground Dams *A Tool of Sustainable Development and Management of Groundwater Resources*." EWRA *European Water* 11/12, pp.35-45.
- Prinz.D. (1996). "Water Harvesting : Past and Future." Pereira, L.S. (ed.), *Sustainability of Irrigated Agriculture*, pp.135-144.
- Prinz,D. (2002). "The Role of Water Harvesting in Alleviating Water Scarcity in Arid Areas," In Keynote Lecture, Proceeding, International Conference on Water Resources Management in Arid Regions, *Kuwait Institute for Scientific Research*, Vol.Ⅲ, pp107-122.

- Stevenson,A and Lindberg,C,A. (2010). 'New *Oxford American Dictionary* THIRD EDITION'.
OXFORD UNIVERSITY PRESS.
- Zarkesh,M.M.K., Ata,D. and Jamshidi,A. (2012). "Performance of Underground Dams for Sustainable Management of Drought." *Journal of Biourbanism* II, pp.35-45.
- 相場瑞夫・黒川陸生・永田聡・細谷裕士・吉川満 (1983). 「宮古島における地下ダムの水文挙動」『土木技術資料』第21巻第3号、17-23頁。
- 廣瀬孝・野田崇広・前門晃 (2010). 「地下ダム事業による農業用水の安定供給と宮古島サトウキビ生産」『沖縄地理』第10号、19-24頁。
- 細川悟 (2014). 「完成迫る「伊江地下ダム」」『土地改良』284号、64-65頁。
- 今泉真之・前川統一郎・長田実也・富田友幸 (1988). 「宮古島地下ダム計画の水力計算シミュレーションについて」『地下水学会誌』第30巻第1号、11-23頁。
- インタープレス対訳センター編 (1998). 『インタープレス版学術用語・JIS用語に基づく英和・和英建築・土木5万語中辞典』、アルファベータブックス。
- 石崎勝義 (1979). 『地下水ハンドブック』第14章、建設産業調査会。
- 可知貫一 (1948). 『農業水利学』第8章、第一出版。
- 環境省・社団法人海外環境協力センター (2004). 「平成15年度環境省委託事業 砂漠化防止対策モデル事業地下ダム技術報告書」。
- 岸智・森一司 (1998). 『改訂地下水ハンドブック』第13章、建設物価調査会。
- 工藤浩・籾倉克幹・四方哲雄 (1984). 「グラウチングの基礎知識 (その11) -グラウチングの実施例 (II)-」『農業土木学会誌』第53巻第2号、159-167頁。
- 黒沼善博 (2008). 「建設技術が及ぼす有限資源の配分様式 -地下ダム建設効果と地下水資源の持続可能性-」『大阪経大論集』第58巻第6号、229-244頁。
- 黒沼善博 (2013a). 「建設技術の複合による島嶼の総効用について -沖縄県宮古島圏域の地下ダム建設効果を例に-」『島嶼研究』第13号、7-22頁。
- 黒沼善博 (2013b). 「島嶼の有限資源と建設技術の応用 -沖縄県多良間島の地下ダム建設の検討にあたって-」『島嶼研究』第14号、1-19頁。
- 黒沼善博 (2014). 「島の地下水と建設技術 -沖縄県宮古諸島から-」『地域総合研究』第41巻第2号、115-138頁。
- 黒沼善博 (2015). 「島嶼圏の全体最適と建設技術 -沖縄県伊良部島の架橋効果-」『島嶼研究』第16号、1-23頁。
- 増岡健太郎・山本肇・青木智幸 (2010). 「浮き型地下ダムにおける効率的淡水取水方法と塩淡水境界挙動に関する研究」『大成建設技術センター報』第43号、56-1-56-8頁。
- 増岡健太郎・山本肇・今村聡 (2012). 「フローティング型地下ダムの課題とその対策方法について」『地下水技術』第54巻第2号、1-11頁。
- 増岡健太郎・山本肇・青木智幸 (2013). 「フローティング型地下ダムにおける淡水貯蓄シミュレーション

- ン』『大成建設技術センター報』第46号、52-1-52-8頁。
- 松尾新一郎・河野伊一郎（1964）。「地中ダム化による地下水規制」『土木学会関西支部年次学術講演会講演概要集第6回』、105-106頁。
- 緑資源機構（2004）。「地下水有効開発技術マニュアル」。
- 宮古島市企画政策部・宮古島市水道局（2009）。「平成19年度宮古島地下水水質保全調査報告書」。
- 内閣府沖縄総合事務局（2015）。「地下水を活かした豊かな美ぎ島ー地下ダムで潤う宮古島農業ー」平成27年2月版。
- 農林水産省構造改善局計画部資源課（1993）。「地下ダム計画・設計技術指針（第3次案）」。
- 大林組（1997）。「広報パンフレット『地下の水資源の有効利用 地下ダム』」。
- 小川竹一（1990）。「地下水保全思想と宮古島地下水保護管理条例」『沖大法学』（10）、143-200頁。
- 沖縄県農林水産部中部農林土木事務所・うるま市与勝地下ダム土地改良区（2005）。「県営灌漑排水事業 与勝地区の概要ー未来を開く地下ダムの水「黄金水」ー」。
- 島袋進・大城厚司（2005）。「カンジン地下ダムの概要について」『農業土木学会誌』Vol.73（2005）No.11、1021-1022頁。
- 白旗克志・喜多正人（2007）。「地下ダム技術の最先端、淡水レンズを強化利用する水源開発」『しまたてい』No.43、20-23頁。
- 鈴木光春・山本好克・川井康・柴田康男（2002）。「地下ダムの取水ポンプ設備（宮古島・喜界島）」『エバラ時報』No.194、30-35頁。
- 棚橋由彦・濱崎正一・西垣誠（1996）。「長崎県野母崎町樺島地下ダムの地下水変動および効果判定解析」『長崎大学工学部研究報告』第26巻第47号、295-300頁。
- 棚橋由彦・濱崎正一・西垣誠（1997）。「長崎県樺島地下ダム改修工事の準三次元地下水変動解析による効果判定」『地下水技術』第39巻第6号、17-22頁。
- 富田友幸・今泉真之・細谷裕士・永田聡・黒川睦生（1985）。「沖縄県宮古島における地下ダム開発計画」『応用地質』第26巻第4号、24-30頁。

ホームページ・イラスト

内閣府沖縄総合事務局ホームページ

(http://ogb.go.jp/nousui/kannai-link/honto_nanbu/index.html) 2007年8月

(<http://ogb.go.jp/nousui/nns/c2/page1-2.htm>) 2015年5月a

(<http://ogb.go.jp/nousui/nns/totikairyuu/p4-5.htm#s1>) 2015年5月b

(<http://ogb.go.jp/nousui/nns/totikairyuu/p4-6.htm#s1>) 2015年5月c

うるま市与那城饒辺青年会ホームページ

(<http://www.nohen.sakura.ne.jp/tikadamu-4.htm>) 2015年5月

大林組ホームページ

(<http://www.obayashi.co.jp/chronicle/100yrs/t3c5s99.html>) 2015年5月

イラストは注釈無き限り、すべて筆者が作成した。

沖縄県における児童ポルノ規制

高 良 幸 哉*

The Regulation of the Child Pornography in Okinawa

TAKARA Kouya

要 旨

本稿は沖縄県における児童ポルノ事案について具体的な裁判例を素材として検討を行い、さらに児童ポルノの刑事規制について、沖縄県における児童ポルノ対策に言及しつつ検討を加える。また、現代的問題であるセクスティングと児童ポルノの関係性についても若干の考察を加えるものである。

キーワード：児童ポルノ 児童ポルノ法 セクスティング 沖縄県 那覇地裁

目次

- 一. はじめに
- 二. 沖縄県における児童ポルノ規制
 1. 児童ポルノをめぐる動向
 2. 那覇地判平成16年10月15日公刊物未登載
 3. 沖縄県における児童ポルノ事案と対策
- 三. 児童ポルノとセクスティング
- 四. おわりに

一. はじめに

1989年に採択された「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に、日本が批准したのは1994年のことである。現在、児童の権利を保護する国際的な試みがなされており、日本においても児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下児童ポルノ法）が1999年に成立した。同法は2004年にはインターネットへの対

* 沖縄大学地域研究所特別研究員・中央大学通信教育部インストラクター kouyatakara@gmail.com

応を規定するように改正がなされ、さらに児童ポルノ規制の国際的要請の下で、2014年6月25日に同法の改正がなされ、同法2条に定める児童ポルノを頒布等の意思なく所持する行為である単純所持が刑事規制の対象となった。児童ポルノをめぐるのは、国家的な取り組みに加え、各地方自治体においても種々の取り組みがなされている。本稿は、沖縄県における児童ポルノ事案である那覇地判平成16年10月15日、福岡高那覇支判平成17年3月1日を素材として、児童ポルノをめぐる問題について示唆を与えることを目的とする。さらに児童自身が児童ポルノの発信源になりうるセク스팅の問題についても若干の検討を加えるものである。

二. 沖縄県における児童ポルノ規制

1. 児童ポルノをめぐる動向

児童ポルノをめぐるのは、国際的な規制の要請がなされている。たとえば、国連の「児童の権利に関する条約」34条においては次のように規定されている。「締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。(a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。(b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。(c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。」との定めの下、児童に対する性的搾取を防止するよう、条約締結国は要請されているのである。

また、アメリカ合衆国においては、合衆国法典第18編第1部第110章において「児童の性的搾取及びその他の虐待」について規定されており、EUにおいては2004年に「児童の性的搾取と児童ポルノに対抗する枠組み決定」¹、2011年には「児童の性的搾取・児童ポルノ等の対策強化指令」²が採択され、これらを受けて例えばドイツにおいては、14歳未満を扱った児童ポルノに関するドイツ刑法184b条の罰則強化や、14歳以上18歳未満を扱った青少年ポルノに関する規定である184c条の新設等がなされている。その他、アジア各国においては、韓国の「児童・青少年の性保護に関する法律 (아동·청소년의 성보호에 관한 법률)」において児童ポルノ規制が定められており、台湾においては「児童及び少年の性交防制条例 (児童及少年性交防制條例)」において児童ポルノ規制が定められている。

日本においては、児童ポルノ法により、児童ポルノに関連する各種行為が規制されている。1999年当初は児童ポルノの製造・販売・公然陳列等が規制対象であり、2004年改正では販売より広い概念である提供罪が規定されたほか、インターネットを介した提供等の規制が明文で規定され、処罰範囲の拡大がなされている。2014年改正により、単純所持が規制されることとなり³、インターネット事業者に対する児童ポルノ防止のための努力義務の制定等がなされている。

さらに、各地方自治体においては、条例等により個別の規制がなされており、2014年児童

ポルノ法改正以前においても、「栃木県子どもを犯罪の被害から守る条例」「子どもを犯罪の被害から守る条例」「京都府児童ポルノの規制等に関する条例」などでは、児童ポルノ法に先だって児童ポルノの単純所持に関する規定が置かれていたのである。また、2010年「東京都青少年の健全な育成に関する条例」においては、非実在青少年に関する規定を定めた改正案が話題となった⁴。以上のように、自治体レベルにおいても児童ポルノ規制は児童保護の主要な課題のひとつとされている。

沖縄県において児童の保護は「沖縄県青少年保護育成条例」などによって規定されている。また、沖縄県においても児童ポルノをめぐる事件における検挙件数は増加傾向にあるとされる⁵。なお、現在まで沖縄県における児童ポルノ事案のうち公刊物掲載の事案は見受けられないが、インターネットデータベース掲載事案のうち那覇地判平成16年10月15日については、判文中で児童ポルノ事案についての種々の論点が検討されており参考になると思われる。以下では当該裁判例について検討を加えると共に、沖縄県における児童ポルノ対策について紹介する。

2. 那覇地判平成16年10月15日公刊物未登載⁶

1) 事案の概要

本件は、被告人がインターネット上で入手した児童ポルノ画像をコピーしたCD-R合計6枚を販売したという、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反、わいせつ図画販売の事案において、CD-Rが記録媒体に他ならず、児童ポルノを内容とする電磁的記録にかかる記録媒体は平成16年法律第106号による改正前の同法2条3項にいう児童ポルノに当たることが明らかであるなどとして、被告人を懲役1年6月に処し、4年間その刑の執行を猶予したものである。

控訴審である福岡高那覇支判平成17年3月1日公刊物未登載⁷において、弁護人は原審における主張に加え、沖縄県青少年保護育成条例が婚姻による成年擬制の特例を定めているのに対し、児童ポルノ法にはこれが無いことが憲法21条に反する、また、受領行為が規定されていないことに対する憲法14条違反がある、児童ポルノ法が児童の年齢や成熟度に応じた取り扱いをしていない点に対する「児童の権利に関する条約」12条違反がある、また児童ポルノ法違反とわいせつ図画頒布罪は法条競合である、との主張を行ったのである。これに対し福岡高裁那覇支部は以上主張を退け、本件控訴を棄却したものである。

2) 検討

①那覇地判平成16年10月15日の検討

本件は、児童ポルノの内容を描写するデータをCD-Rに記録し、当該CD-Rを販売した事案である。本件における弁護人の主張は以下の2点である。i 2004年改正により販売罪が廃止され提供罪となったため、本件販売行為は免訴されるべきであり、ii 本件は2004年改正以前の事案であるため、電磁的記録であるCD-Rは電磁的記録には当たらない、と主張したのである。以下では、この2点について検討を加える。

i. 提供の概念と免訴の可否

わが国の刑事司法上、公訴権が消滅した場合、免訴として刑事司法が打ち切られる。免訴事由に当たる場合としては、確定判決を経たとき（刑訴法337条1項）、犯罪後の法令により刑が廃止されたとき（同2項）、大赦があったとき（同3項）、時効が完成したとき（同4項）があり、本件においては児童ポルノ法の規定が販売罪から提供罪に改正されたことが刑訴法337条2項にいう、「法令により刑が廃止された」場合に当たるか、すなわち、販売罪が提供罪へと改正された際に販売罪が廃止されたのが問題となる。

この点、本件裁判所は「児童ポルノ法改正の経緯やその趣旨に照らせば、改正後の児童ポルノ法7条にいう「提供」が「販売」を含むものであることは明らか」であるとする。すなわち、販売罪は廃止されたのではなく、より広い概念である提供罪に吸収されたとみるのである。そもそも提供行為とは不特定多数への提供行為（頒布）とそれ以外の提供行為をも含む広範な概念であり、さらに「提供」という語には有償・無償の別は含まれない。また、2004年改正はインターネットによる電磁的記録の提供など、1999年制定の児童ポルノに比べ処罰範囲を拡大するものであり、この改正により販売行為が処罰範囲から除外されたと見ることは出来ない。この点、改正後の国会答弁等においても提供行為として販売行為を想定していることが見受けられる⁸。よって本件裁判所のいうように提供罪は販売罪を含むのであり、販売罪が廃止されたとみることが妥当ではない⁹。

ii. 電磁的記録

児童ポルノ法7条や刑法175条においては、提供や頒布の客体として電磁的記録が規定されている。伝統的には、刑法175条の客体としては、わいせつ「物」というまさに有体物が想定されていた。しかし、技術の進歩に伴い、図画や書籍のように特別な機材や技術を用いなくても直ちにこれを閲覧できるものだけではなく、ビデオテープのような再生機材を用いなければ閲覧できないような記録媒体¹⁰にも175条の客体性が認められてきた経緯がある。また、パーソナルコンピュータ（以下PC）やインターネットの普及により、頒布・公然陳列といった175条の各行為の客体については、情報の受け手に対しネットワークを通じて容易に閲覧可能となる場合に、データが記憶されたハードディスクを客体とした公然陳列罪の整理を認めた最高裁判例や¹¹、メール添付のデータの頒布罪を認める下級審判例が登場するなど¹²、状況は変化してきたのである。電磁的記録の提供・送信等罪は、かかる状況下で立法化に至ったものである。電磁的記録は単なるデータではなく、媒体に記憶された再生可能なデータを意味する¹³。本件CD-Rはあくまで記録媒体なのであり、電磁的記録とは当該媒体に記憶された児童ポルノ的内容を含むデータを意味する。本件CD-Rそのものを電磁的記録であるとはみることができない。

②福岡高那覇支判平成17年3月1日の検討

本件弁護人は、i 沖縄県青少年保護育成条例には婚姻擬制により、18歳未満の婚姻した女性性は青少年から除外されるが、児童ポルノ法には当該規定が無く、児童ポルノ法における規

制は、憲法21条が保障する表現の自由に対する過度に広範な規制であるとする。また、ii 児童ポルノ販売罪は、買主との必要的共犯・対向犯であって、買主の買い受け行為の法益侵害、違法性は可罰的、当罰的であるにもかかわらず、売主のみを処罰するのは、法の下での平等に違反する、と主張した。さらにiii 児童ポルノへの出演・販売等は、児童から見れば、表現行為・意見表明であるが、同法は児童の年齢や成熟度に応じた取扱をしていないから、同法は児童の権利に関する条約12条に違反するもので無効である、と主張している。加えて、iv 児童ポルノ販売罪とわいせつ図画販売罪は法条競合であり、前者のみが成立すると主張したのである。以下ではこれら4点について検討を加える。なお、本件では原審で主張された2つの論点についても検討がなされているが、①の検討と重複するためここでは省略する。

i. 児童ポルノ法の保護対象と表現の自由

本件裁判所は、「ポルノへの出演・販売等という表現行為・意見表明をするに足りる成熟度に達していない者がポルノに出演するなどして性的に搾取されることのないように、児童の保護を図るものであるところ、ポルノへの出演・販売等という表現行為・意見表明をするとか、対価を得ての性行為に及ぶことを判断するに足りる精神能力は、単純に性行為等に及ぶことそのものを判断するに足りる精神能力より高いものであると解される」として、児童ポルノ法が憲法21条に反するとする主張を退けている。

児童ポルノ法は、その目的を「児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性に鑑み」て、「心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護すること」とし¹⁴、沖縄県青少年保護育成条例は「青少年の健全な育成を図るため、これを阻害するおそれのある行為を防止し、青少年のための環境を整備することを目的」とする¹⁵。両者は18歳未満の児童¹⁶の保護という点では共通の目的を有するが、児童に対する「性的搾取」の防止という点で異なる目的を有する。児童ポルノ法における規制に関しては、沖縄県青少年保護育成条例によって婚姻による青少年からの除外がなされた場合であっても及ぶのであり、その規制の対象としている範囲は重なり合う部分はあるものの同一ではない。そのため、沖縄県青少年保護育成条例に婚姻による除外規定があることをもって、児童ポルノ法の規定が過度に広範な規制であるとすることは妥当ではない¹⁷。

ii. 受領行為の可罰性

本件弁護人は、「児童ポルノ販売罪は、買主との必要的共犯・対向犯であって、買主の買い受け行為の法益侵害、違法性は可罰的、当罰的であるにもかかわらず、売主のみを処罰するのは、法の下での平等に違反する」と主張したものであるが、この点本件裁判所は、「買い受け行為にも法益侵害、違法性があるとはいえるが、売主の販売行為の違法性、法益侵害性が強度の可罰性、当罰性を有するのと比較して、前者の法益侵害、違法性の可罰性、当罰性は微弱であるから、販売行為のみを処罰の対象とし、買い受け行為を処罰の対象としないことが憲法14条に定める法の下での平等に反しない」としている。

児童ポルノの受領行為の可罰性については、かねてより議論があり、2014年刑法改正においても受領行為それ自体の違法化はなされなかった。この点、性的搾取・濫用から児童を保護する正義の要請が働くとして、児童ポルノの受領行為を可罰的であると見る見解¹⁸、被写体となっている児童以外の者の不処罰性を基礎づけることはできないとする見解のように¹⁹、児童ポルノの受領行為の可罰性を認める見解も存する。確かに、受領行為の存在は、販売・提供といった行為の相手方として必須の存在であり、その当罰性がそれ自体が微弱であるとするのは必ずしも妥当とはいえない。しかしながら、児童への性的搾取の行われる市場、すなわち児童ポルノマーケットへの関与の度合いとしては、当該児童ポルノを作成し市場に供給し、かつ、当該児童ポルノを不特定多数の者に販売・提供する者については、当該児童ポルノを受領する者に比べ児童ポルノを拡散させる危険性が高い。というのも、当該児童ポルノを受領し所持する者が「受領後の提供・公然陳列等目的」を有していない場合、拡散の危険性は低いからである。とすれば、実際の児童ポルノマーケットへの寄与度としては、提供者の側の方が高く、販売・提供行為のみを規定していた旧規定には合理性があり、法の下での平等に反しないと思われる。

なお、2014年改正により、児童ポルノの単純所持が規制の対象となったことから、現在においては、受領者についても、当該児童ポルノの単純所持によって処罰することが可能となった²⁰。単純所持規制については、7条1項で、「自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る）」が対象であり、また、3条の2で「みだりに」児童ポルノの所持や児童ポルノにかかる電磁的記録の保管することを禁ずる旨規定され、さらに、その適用にあっては、3条で「学術研究、文化芸術活動、報道等に関する国民の権利及び自由を不当に侵害しないように留意」するよう規定されている。しかしながら、単純所持の可罰性を判断する「自己の性的好奇心を満たす目的」は内心判断であり、客観的基準が不明確である。そのため、客観的基準としては、児童ポルノマーケットへの影響の有無・軽重を基準とし、実質的には受領行為のような所持の前段階の行為の違法性の判断を行うといった基準の設定が必要であろう²¹。

iii. 児童の自己決定権

児童の権利に関する条約12条は「自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする」として、児童の自己決定権の尊重を規定する。この点、児童ポルノ法には、「児童の年齢及び成熟度に従った取り扱いをしていないことが児童の権利に関する条約に反する」とする。

通常、条約は国内の法律に優先すると解される。しかし、本件裁判所が述べるように、児童ポルノ法は、「ポルノへの出演・販売等という表現行為・意見表明をするに足りる成熟度に達していない者がポルノへ出演することなどにより性的に搾取されることがないように、

その保護を図ろうとするものである」のに対して、児童の権利に関する条約12条は「児童の側からの意見表明の権利の確保を目指すものであり、その規制の方向を異にする」のである。さらに、児童ポルノの提供等は、第一には描写される児童への侵害が問題となるが、これが、児童ポルノマーケットに供給されれば、提供と受領を通じて、受領者の性的志向を提供者に伝え、新たな児童ポルノの製造に寄与することで、二次的には将来の児童に対する権利侵害の危険を有するものである²²。加えて、成熟度による判断規定を設けた場合、当該判断は訴訟時点において、被害当時の成熟度を判断することになる。児童ポルノ規制の保護目的は、児童の性的自己決定権の獲得を含む総合的成長であり、これが害された場合、児童に対する被害は甚大である。そのため、「児童の権利の保護」という観点においては、一度被害が生じれば法的規制は遅きに失することになるのである。よって、本件裁判所が述べるように「ポルノへの出演・販売等という表現行為・意見表明をするに足る精神能力の有無を年齢によって一律に決することには合理的な理由」があるといえよう。

iv. 児童ポルノとわいせつ図画の関係

本件弁護人は「児童ポルノ罪の保護法益は被害児童の個人的法益と善良な性風俗という社会的法益の双方であり、児童ポルノ販売罪と善良な性風俗という社会的法益を保護法益とするわいせつ図画販売罪は法条競合、特別関係にある」として、原審が児童ポルノ販売罪とわいせつ物頒布罪の2罪を成立され両者を観念的競合とした点に法令適用の誤りがあるとする。

確かに、児童ポルノが一般人に対し「徒に性欲を喚起する」ようなものである場合があり、児童ポルノ規制により社会的法益が保全されることが否定できない。しかし、児童ポルノ法の規制目的は、1条に示される通り「性的搾取」「性的虐待」から児童を保護するという個人的法益の保護に軸足を置いている。そのため、2条3項1号「児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態」を描写したもののように、描写児童に対する侵害性が甚大なものについては、「性欲を興奮させ又は刺激」するものである必要がないように、わいせつ図画とは規制範囲を異にしている。両者を同一の法益に対する罪であるとすることはできず、1つの行為が2つの構成要件に該当するものとして2罪の成立を認め、両者の関係は観念的競合となるとした本件判断は妥当である²³。

以上、沖縄県における裁判例を素材として、児童ポルノをめぐる諸論点について検討を加えた。当該事案のほかに、判例データベース未掲載の事案もあり、それらの事案に対して沖縄県においてもいくつかの対策がなされている。以下では、沖縄県警による児童ポルノ検挙事案と県の児童ポルノ対策について紹介する。

3. 沖縄県における児童ポルノ事案と対策

沖縄県警によれば、沖縄県内の児童ポルノ事案の検挙件数は、2005年には2件であったが、2009年には12件となり増加傾向にある。県警の具体的事案としては、インターネットを利用して児童ポルノDVDを販売した那覇市居住の男性を2009年6月に検挙したもの、インター

ネットの出会い系サイトで知り合った児童と児童買春をした上、性行為の場面などを撮影した浦添市居住の男性を2009年10月に検挙したもの、インターネットで知り合った児童に裸の写真を撮らせて、携帯電話のメールで写真データを送信させた南風原町居住の男性を2009年10月に検挙したもの、児童ポルノDVDを販売した本島中部のビデオ販売店の経営者、本島中部の古物営業店の経営者及び従業員を2009年8月に検挙したもの等がある²⁴。また、高校生が児童ポルノを販売した事案²⁵もあり、その他、販売のためのポルノ入手方法としては、インターネットやWinnyなどの動画共有ソフトを用いて入手したものがみられる。

これに対しなされている具体的対策²⁶としては、児童買春・児童ポルノ法や青少年保護育成条例に基づき、児童の心身に有害な影響を与える犯罪への積極的取締りをおこなうことや、ファイル共有ソフト事案の取り締まり、被害児童の身体的・心理的ダメージの回復を図るためのカウンセリング等の支援活動、児童生徒の携帯電話にフィルタリングを普及させるための取り組み、インターネット等新たなメディアにおけるわいせつ情報等の違法情報の取締りが県の事業内容として計画されている。2013年度には各種事案への取締りのほか、児童生徒の携帯電話にフィルタリングを普及させる取り組みとして、携帯電話事業者への要請や、保護者等への啓発活動がなされている²⁷。

現在、PCやスマートフォン等が普及し、児童でも容易に有害サイトへのアクセスが可能な状況であり、児童を児童ポルノ犯罪の被害から守るためには、事業者による有害サイトのブロッキングやフィルタリングの強化、有害サイトの削除といった法的規制の枠外での対策や、児童や保護者への啓発活動が不可欠である。加えて、児童自身が児童ポルノ情報の発信源となる場合も問題となる。この点で現在問題となるのがセクスティングの問題である。たとえば、上述の県警の検挙事例のうち、インターネットで知り合った児童に裸の写真を撮らせて、携帯電話のメールで写真データを送信させた事案における、児童の撮影行為と送信行為がこれにあたる。以下では、セクスティングと児童ポルノの関係性について若干の検討を加えたいと思う。

三. 児童ポルノとセクスティング

セクスティング (Sexting) とは、SexとTextingを合わせた造語である。Textingは携帯電話のSMS (ショートメールサービス) を意味し、自身で撮影した性的 (Sex) な画像をSMSで交際相手に送信することが語源である。現在では、SNS (ソーシャルネットワークサービス) のメッセージ機能を通じて送信するなど、電子メールのみならず、送信方法が多様化し、かつ容易なものとなっている。

セクスティングは20代以下の若年層で特に問題となっている。高校生・大学生のみならず、小学生・中学生においても携帯電話やスマートフォンの普及は進んでおり、小学生の33%が携帯電話を所有し、そのうち約1割がスマートフォン利用者であるとのデータもある²⁸。スマートフォン利用においては、種々のアプリケーションにより、SNSの利用やメッセージ送

信が可能であるほか、メッセージ機能を搭載した「出会い系」アプリケーションも存する。以前に比べ、セク스팅に児童が関与しうるツールは増加しているものであり、当該ツールにアクセスできないようにする通信業者の対策や、行政による啓発活動がまずもって重要である。というのも、前述の判例の検討においても言及した通り、児童ポルノ犯罪は児童が性的自己決定権を行使する能力を獲得するといった児童の成長を阻害するものであり、一度被害が生じれば保護は遅きに失するからである。

児童にセク스팅を行わせる行為は、現行法上は児童ポルノ製造罪あるいはその教唆によって処罰の対象となりうる²⁹。ただし、セク스팅を行った児童に関しての処罰の可否については争いがある。判例には、原則としてセク스팅を行った児童も被害者であるとの見解に立ち、児童の正犯性を否定したものがあるが³⁰、文献では児童が自身を描写する児童ポルノを作成する場合でも児童ポルノの製造罪を構成するとの見解がある³¹。また、提供行為に関してではあるが、現行の児童ポルノ法の立法過程において、児童が自身の描写された児童ポルノをアップロードする場合であっても、児童ポルノ犯罪に当る可能性があるとの国会答弁もある³²。

児童ポルノ法は児童の権利を保護することを目的としており、先の裁判例の言うとおり、セク스팅により侵害されるのは第一にはセク스팅を行った児童本人である。SNS等にアップロードし、不特定または多数の者に閲覧、ダウンロードされる場合は別であるが、メッセージの送信行為それ自体は一对一の関係における提供であり、児童ポルノ法の提供罪が不特定多数への提供を前提とことに鑑みれば、送信行為それ自体は提供罪を構成しない³³。ここで問題となるのは、被害児童の権利保護を理由に当該製造罪の成立が常に否定されるべきかという問題である³⁴。

児童ポルノ犯罪は、第一には被害児童の保護である。しかしながら、児童ポルノが児童ポルノマーケットに供給された場合、当該マーケットへの寄与による法益侵害性が考慮されるべきである。とすれば、セク스팅を行った児童は自身の権利への侵害という点においては確かに被害者であるが、一方児童ポルノマーケットへの寄与という点では製造罪の行為者と見ることも可能であると考ええる。そのため「自撮り行為」自体は製造罪の構成要件に該当し、児童ポルノ作成の故意の問題、刑事未成年としての責任能力の問題として処理すべきである。この点、本来保護されるべきものが正犯者となる点について疑問も呈されようが、セク스팅により作成された児童ポルノが伝播することで児童が侵害されることを防ぐ目的で被害児童自身の行為を規制するという、パターンリスティックな考慮としても許容されるのではないかと。薬物事犯においても、公衆衛生という社会的法益とともに、薬物使用者自身の身体の保護が保護法益として衡量されていることに鑑みれば、このような考慮にはさほど違和感はないように思われる³⁵。

セク스팅について刑事規制の観点からは以上のような考慮がなされると考えられるが、セク스팅については児童が自ら回避可能な危険に接近している事案が見受けられ

る。この点、児童自身への規制を強化することで、一定の予防効果も考慮できるが、上述のように児童自身を児童ポルノ犯罪の正犯とすることに消極的な裁判例もあり、やはり一次的には児童が危険に接近しないようにするための児童や保護者への啓発活動に重きがおかれる事になろう。現在、県内の新聞報道においてセクスティングの問題が重点的に取り上げられたものは見受けられない。行政レベルでも、上述の有害情報へのフィルタリングの啓蒙に加え、セクスティングの危険性に関する啓発活動を積極的に行うことが必要であろう。

四. おわりに

以上、児童ポルノに関する問題について、沖縄における児童ポルノの事案を中心に検討した。児童ポルノをめぐっては、男子児童を描写した男児ポルノへの規制の問題や非実在の児童を描写する創作物への規制の問題など未解決の問題は多い。これらの検討は後の論稿に譲りたい。なお、セクスティングの問題のように、児童や保護者への啓発活動といった刑事規制の枠外における対応も重要な役割をもつ。2014年7月1日に沖縄大学において「社会変化と刑法」をテーマにゲストレクチャー講義を行う機会を得たが、その際セクスティングの問題についても言及した。そこで感じたことは、大学生においてでさえ当該問題の認知度が低いということである。現在は小中学生にまでインターネットが普及している。セクスティングや、インターネット上のヘイトスピーチ、著作権違反行為など、児童のインターネットリテラシーが問われる場面は増えており、沖縄県の行政においても児童や保護者、学校などに対する啓発活動の強化が望まれるところである。

注

- 1 2004/68/JHA.
- 2 2011/92/EU.
- 3 この点に関しては、拙稿「児童ポルノ単純所持規制に関する考察」比較法雑誌48巻3号277頁以下参照。
- 4 なお、当該改正案については否決されている。
- 5 沖縄県警ウェブサイト<http://www.police.pref.okinawa.jp/bunya/jidouporuno/>（2015年5月25日）参照。
- 6 LEX/DB判例番号25451743.
- 7 LEX/DB判例番号25451744.
- 8 第163回国会青少年問題に関する特別委員会第4号平成17年12月16日（山口泰明、竹花豊）など。
- 9 この点、本件控訴審である福岡高那覇支判平成17年3月1日もまた、「新法7条1項、2項、4項及び5項の「提供」とは、特定かつ少数の者に対する当該児童ポルノ等を相手方に利用しうべき状態に置く一切の行為をいい、有償・無償を問わず、必ずしも相手方が現に受領することまでは必要がないものであり、一方、旧法7条1項の「販売」とは、不特定又は多数の者に

- 対する有償の譲渡をいうから、旧法の「販売」は、新法7条4項の「不特定若しくは多数の者に提供」したことに含まれる」としている。
- 10 最決昭和54年11月19日刑集33巻7号754頁。なお本稿においては、ビデオテープ、CD-Rなどの媒体を記録媒体、ハードディスクなどの媒体を記憶媒体と記述する。厳密には両者の用語的区分には争いがあるが、現在は区別なく用いられる場合が多い。
 - 11 最三決平成13年7月18日刑集55巻5号317頁。
 - 12 横浜地川崎支判平成12年7月6日公刊物未登載、横浜地川崎支判平成12年11月24日公刊物未登載。園田寿教授ホームページ「電腦世界の刑事法学」<http://sonoda.e-jurist.net/>（2015年5月25日）を参照した。
 - 13 データには、視覚・聴覚情報のようなものも含まれる。児童ポルノ犯罪やわいせつ物犯罪の客体となるデータと、公然わいせつ罪の対象となる記憶性データを区別する必要がある。
 - 14 児童ポルノ法1条。
 - 15 沖縄県青少年保護育成条例1条。
 - 16 児童ポルノ法にいう児童は18歳未満の者を意味し、沖縄県青少年保護育成条例にいう青少年もまた18歳未満の者を意味する。
 - 17 なお、本件の後に、最決平成21年7月7日刑集63巻6号507頁は、「児童買春法は、ポルノへの出演・販売等という表現行為・意見表明をするに足りる成熟度に達していない者がポルノに出演するなどして性的に搾取されることのないように、児童の保護を図るものであるところ、ポルノへの出演・販売等という表現行為・意見表明をするとか、対価を得ての性行為に及ぶことを判断するに足りる精神能力は、単純に性行為等に及ぶことそのものを判断するに足りる精神能力より高いものであると解されるから、児童買春法に、青少年保護育成条例と異なり、婚姻による成年擬制が働く場合についての除外規定がないことは、憲法21条との関係でも何ら問題になることはない」として、本件と同様の文言で児童ポルノ法が、憲法21条に反するとの主張を退けている。
 - 18 曲田統「わいせつ物を購入する行為の可罰性について」現代刑事法6巻2号96頁以下。
 - 19 渡邊卓也『電腦空間における刑事的規制』216頁以下など。
 - 20 単純所持（児童ポルノ法7条1項）については、2015年7月15日より処罰の対象となる。
 - 21 拙稿・前掲注3）286頁以下参照のこと。なお、受領行為判断を行う根拠としては、3条の2の「みだりに」の文言の解釈によるものとする。
 - 22 拙稿・前掲注3）286頁以下。
 - 23 最決平成21年7月7日も同様の判断を行っている。なお、観点的競合をめぐっては、行為の個性を自然的観察・社会的見解上判断する見解（最判昭和49年5月29日刑集28巻4号151頁）と、それを前提としつつ法的・規範的評価を加える見解がある。本件はそのどちらによってもひとつの行為と見られる事案である。最決平成21年7月7日においてはさらに、児童ポルノ提供罪と同提供目的所持罪の罪数関係が中心的なテーマになっている。これについては只木誠「判批」

論究ジュリスト3号225頁に詳しい。

- 24 前掲注5) 参照。
- 25 『沖縄タイムス』2001年9月14日朝刊31頁参照。
- 26 第4次沖縄県男女共同参画計画の具体的事業の状況http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/heiwadanjo/danjo/documents/04_h26gutaitekijigyou.pdf (2015年5月25日) 参照。
- 27 前掲注26) 参照。犯罪の取締りとして、児童福祉法、青少年保護育成条例、児童買春・児童ポルノ違反の取り締まり82件(2013年中)、ファイル共有ソフト利用事犯の取締3件(2013年中)、インターネット等利用事案の取締り件9件(2013年中)。フィルタリング普及事業として、携帯事業者に対する要請活動194件、保護者等に対する啓発活動:723件(2013年中)。
- 28 ICT総研ウェブサイト<http://www.ictr.co.jp/report/20150130000073.html> (2015年5月25日) 参照。
- 29 裁判例の中には、児童にセク스팅を行わせた行為を児童ポルノ製造罪(児童ポルノ法7条1項)の単独正犯としたものがある。大阪高判平成21年12月3日公刊物未登載、東京高判平成22年8月2日公刊物未登載。<http://bylines.news.yahoo.co.jp/okumuratoru/20120924-00021804/> (2015年5月25日) 参照。
- 30 前掲注29) の2つの裁判例がこれにあたる。
- 31 島戸純「『児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律』について」警察学論集57巻8号71頁以下、森山野田『よくわかる改正児童買春ポルノ法』(ぎょうせい、2005)190頁。
- 32 186回国会参議院法務委員会24号平成26年6月17日(谷垣禎一)。
- 33 ただし、セク스팅の受信者その後の提供行為、公然陳列行為について共犯関係、共同正犯の関係にある場合は別の考慮が必要である。
- 34 なお、米国においてはセク스팅を行った児童本人も処罰対象である。
- 35 セク스팅の態様としては、いわゆる出会い系サイトやSNSにより知り合ったものに依頼され自身の性的な画像等を送信する場合のほか、交際関係にあるものに依頼されセク스팅を行う場合が多数存する。交際関係にある場合、送信相手への信頼からセク스팅を行い、交際関係終了後にリベンジポルノとして用いられる場合も問題となる。児童ポルノとリベンジポルノの両方の性質を有するポルノを描写児童から受領し、不特定多数の者にこれを提供した場合には、児童ポルノ法違反と私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ防止法)の双方に違反することになる。この点、両者の法益は描写児童の個人的法益を第一の利益とするものであるが、児童ポルノが児童の総合的成長などであるのに対し、後者は個人の名誉及び私生活の平穏が保護法益となっている。両者の保護法益は同一ではなく、法条競合の関係にあるとはいえ、児童ポルノとわいせつ物にあたる物の提供事案と同様、両罪が成立することになろう。なお、リベンジポルノ防止法には製造罪はなく、セク스팅を行った児童自身が同法の違反に問われることはないと考えられる。リベンジポルノに関

しては、拙稿「沖縄県におけるDV対策と現行法による対応」地域研究15号53頁以下参照。

認可地縁団体が所有する不動産の登記の特例の制度の創設について

岡 本 常 雄*

Make an exception of a rule about NINKA-CHIENDANTAI (A Group of people living in the same area which was authorized by mayor) register it's own immovables

OKAMOTO Tsuneo

要 旨

認可地縁団体が所有する不動産に係る不動産登記法の特例制度を新設する地方自治法の改正法（平成26年法律第42号）が2014年（平成26年）5月30日に公布され、翌2015年（平成27年）4月1日に施行された。

本稿では、その制度の新設の経緯、趣旨、概要を紹介するとともに、その制度及びその制度に関連する問題点を指摘し、検討するものである。

キーワード：認可地縁団体、入会集団、自治会・町内会

はじめに

2014年（平成26年）5月30日、地方自治法（以下「法」という。）が改正・公布（平成26年法律第42号）され、翌2015年（平成27年）4月1日に施行された。この改正によって、指定都市制度の見直等が行われたが、本稿は、そのうち、「認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例に関する規定」（法第260条の38及び同条の39）について検討する。

認可地縁団体が所有する不動産の保存登記又は移転の登記は、登記権利者及び登記義務者の全員が申請人となって共同で登記申請するのが原則であるが、登記名義人が多数で、相続登記がなされていないなどの理由で、登記名義人やその相続人の所在が分からない場合には、当該認可地縁団体は、所有権保存登記や移転登記をするができないという不都合が生じる。そこで、そのような不都合をなくすため、今般の法改正で認可地縁団体が所有する不動産の登記の特例制度に関する規定（法第260条の38及び同条の39）が新設された。そして、その

* 沖縄大学地域研究所特別研究員 cabcp601@hcn.zaq.ne.jp

法改正に関連する手続規定の整備等を図るため、2015年（平成27年）1月30日に地方自治法施行規則（以下「規則」という。）が改正・公布（平成27年総務省令第13号）され、改正法と同日の2015年（平成27年）4月1日に施行された。

今般の法改正により、認可地縁団体が所有する不動産のうち一定の要件を満たすものについて、市町村長が公告手続を経て証明書を発行することにより、認可地縁団体が単独で当該認可地縁団体を名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記の申請をすることを可能とする特例制度（以下「本特例制度」という。）が創設された。

ところで、本特例制度を利用しうる主体は、本文で述べるとおり、「認可地縁団体」に限られる。沖縄県内においては、2008年（平成20年）4月1日現在、自治会、町内会等の地縁団体は1,071、そのうち、認可地縁団体は224を数える*¹。県内においても、本特例制度を利用する地縁団体が予想される。

しかし、本特例制度に関しては、本文で指摘するような法律上の諸問題が存在している。

そこで、本稿では、本特例制度の制定経過、趣旨及び概要を紹介したうえで、本特例制度に内在する問題点及びそれに関連する問題点を指摘する。

本稿が、「認可地縁団体制度」や「本特例制度」の理解や認識を深めていただく契機になれば幸いである。なお、本文中、引用文をのぞき、意見または見解にかかわる部分はすべて筆者個人のものであることを付言する。

第1 本特例制度の制定経過

2013年（平成25年）8月28日、筆者は、大津市で開催された中日本入会林野研究会に参加した。その研究会で青嶋敏教授（愛知教育大学）による「再び入会集団の『認可地縁団体化について』—三重県の質問への回答—」と題する講演が行われ、その際、同教授から、総務省行政評価局の「地縁団体名義への所有権移転登記手続の改善促進（回答）」*²という参考資料の配布を受けた。筆者は、その参考資料を一読して、いくつかの疑問とともに危惧を抱いた。

今回の法改正に関し、その立法担当者は、「今般の地方自治法改正に盛り込まれている、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例は、そうした検討を経て、あっせんの提言内容を制度化したものである」*³と説明している。立法担当者がいう「そうした検討」とは、上記の参考資料にもとづき行われた下記の一連の検討をさす。

そこで、まず、その参考資料の内容を紹介したうえで、その後、筆者が疑問や危惧を抱いた理由を述べることにする。

1. 総務省行政評価局の「地縁団体名義への所有権移転登記手続の改善促進（回答）」

総務省行政評価局の「地縁団体名義への所有権移転登記手続の改善促進（回答）」の内容は、二県から寄せられた行政相談に対し、行政苦情救済推進会議の諮問・答申をふまえ、総務省行政評価局が総務省及び法務省に対してあっせんした要旨と両省の回答要

旨が記載されたものである。以下、その内容を紹介する。

【行政相談の要旨】

- ① 私達の自治会は、平成17年に認可地縁団体となり、戦前から保有する山林について団体名義への所有権の移転登記をしようと考えたが、登記簿に表示登記された所有者（107人：昭和11年当時）の多くが既に死亡しているため、その相続人の確定に膨大な手間や費用がかかり、移転登記が困難な状況となっている。何か良い解決方法はないか（高知）。
- ② 地縁団体が保有する共同墓地の一部を、道路拡幅のため買収する必要が生じ用地提供を申し入れたが、関係する登記名義人は明治生まれで既に死亡しているため、相続人の把握や同意を得ることができず、やむなく事業計画を変更するしかなかった。当該公共事業に従事した市役所職員の申出を受けた行政相談委員から、何らかの登記制度の改正が必要ではないかとの委員意見があった（群馬）。

【あっせん要旨】

地縁団体によって戦前から継続的に所有され、管理されている土地については、一定の期間を限り、一定の手続（※）を経て作成される市町村長の証明書をもって関係相続人全員の戸籍謄本等の書類に代えるなど簡便な登記手続を認めるという新たな制度を設けることが望まれる。

については、総務省（自治行政局）及び法務省（民事局）は、市町村が一定の手続（異議催告手続）に関与して作成する証明書の内容について協議の上、所有権の移転登記手続が進むよう所要の対応措置を検討する必要がある。

※ 認可地縁団体の所有地として名義変更することに異議があるのかないのか、その権利関係について異議のある者は申し出るよう催告する手続。

【回答要旨】

総務省及び法務省では、あっせんの実現に向けて、次のとおり中間回答。

〔総務省〕

市町村長の証明書をもって単独申請の途を開くこととなるので、当該証明書の内容等に関する法務省民事局の検討を踏まえつつ、異議催告手続に関し実際に市町村において事務処理が可能かなどの点について検討を行うこととしており、同局との間で、今後の検討のために必要な調査の内容等について協議をしている。

〔法務省〕

総務省自治行政局における検討を踏まえつつ、当該市町村長の証明書をもって必要となる登記の手続を行うことができるよう、所要の措置の検討を行うこととしており、同局との間で、今後の検討のために必要となる同局が実施予定の調査の内容等について協議をしている。

2. 筆者が疑問や危惧を抱いた理由

筆者が上記の「地縁団体名義への所有権移転登記手続の改善促進（回答）」に対して疑問や危惧を抱いた点とその理由を以下に述べる。

(1) 「地縁による団体」と「認可地縁団体」との間の法人格の同一性について

本特例制度は、「地縁による団体」と「認可地縁団体」との間に法人格の同一性が認められることが前提になっていると思われる。したがって、仮に、両者間に法人格の同一性が認められない場合、認可地縁団体は、「地縁団体によって戦前から継続的に所有され、管理されている土地」に対しては何らの権利を有せず、したがって、本特例制度は利用できないのではないか、との疑問である。そこで両者の法人格の同一性が問題となる。

(2) 【行政相談の要旨】①について

これは、自治会からの行政相談であるが、そこには、「登記簿に表示登記された所有者（107人：昭和11年当時）」となっている。この点について、この自治会が戦前の昭和11年当時から存在していた町内会・部落会にあたるのであれば、それは、戦後、政令15号^{*4}によって、廃止され、1947年（昭和22年）7月3日をもって、部落会・町内会に帰属する財産は存在し得ないこととなった^{*5}はずであるから、その財産は、自治会の所有であるといえないのではないかと、また、その山林は、入会集団が管理してきた入会財産ではないかと、との疑問である。というのは、政令15号による町内会・部落会等の廃止は、あくまでも公の機関としての組織を否定したものであり、住民が自らの意思によって自治的相互扶助組織を結成することは構わないと解されたことから^{*6}、公の機関ではなく、住民の自治的組織である「入会集団」は廃止の対象とならず^{*7}、したがって、「入会集団」の組織及びその財産は、全くその影響を受けずに今日に至っているからである。

そして、仮に、この山林が入会財産にあたるのであれば、後述のとおり認可地縁団体は、そもそも入会財産を保有することができないはずであり^{*8}、そうであれば、その山林の所有権はそのままでは認可地縁団体に帰属できないのではないかと、との疑問である。

(3) 【行政相談の要旨】②について

これは、道路拡幅のため、地縁団体が保有する共同墓地の一部買収にあたり、関係する登記名義人の相続人の把握や同意を得ることができなかったとの相談である。この相談内容から、共同墓地は、共有名義になっていたと考えられるが、墓地が共有の場合、「本来は村落有（総有）でありながら、村落名の登記ができないため、代表者として個人の名前で登記をしたり、権利者またはその一部の者の名で登記がなされたケースもある。村落型共同墓地については、むしろこの方が一般的であると考えられている」^{*9}との指摘のとおり、当該共同墓地は、実体的に村落有（総有）にあたるの

ではないか、そうであれば、その墓地は入会財産にあたり、したがって、その所有権はそのままでは認可地縁団体に帰属できないのではないか、という疑問である。

(4) 【あっせん要旨】

【あっせん要旨】の「市町村長の証明書をもって関係相続人全員の戸籍謄本等の書類に代えるなど簡便な登記手続を認める」ことになれば、以上指摘したような法律問題が無視され、権利の実体に背く事務処理が行われ、ひいては、所有者の権利が損なわれることになるのではないかという危惧である。

今般の地方自治法の改正に含まれている本特例制度は、上記の「地縁団体名義への所有権移転登記手続の改善促進（回答）」の検討を経て、あっせんの提言内容を制度化したものであることから、筆者が抱いた疑問や危惧に対し、どのように対処しているか、強い関心をもった。

ところで、筆者が抱いた上記の疑問や危惧は、「地縁による団体と認可地縁団体の関係」及び「地縁による団体と入会集団の関係」にかかわる問題である。

そこで、本稿では、「地縁による団体と入会集団の関係」及び「地縁による団体と認可地縁団体の関係」についても言及することとする。

第2 本特例制度の趣旨・概要

本特例制度の趣旨・概要は次のとおりである。

1. 本特例制度の趣旨

本特例制度は、前述したとおり、認可地縁団体が所有する不動産のうち一定の要件を満たすものについて、市町村長が公告手続を経て証明書を発行することにより、認可地縁団体が単独で当該認可地縁団体を名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記の申請をすることを可能にするものである。

一般に、所有権の登記がなされていない不動産については、登記簿の表題部に所有者と記載された者が死亡し、その相続人が複数いる場合には、その相続人全員が申請人となって、所有権保存登記を行うのが原則である。その場合、登記簿には、相続人全員の住所、氏名及び持分を記載することになる。

また、所有権の移転登記は、所有権の登記名義人が死亡し、その相続人が複数いる場合、その共同相続人全員が申請人となって行うのが原則である。その場合にも登記簿には、相続人全員の住所、氏名及び持分を記載することになる。

そして、所有権保存登記又は所有権移転登記によって所有権の登記名義人となった者がその登記名義を第三者に移転しようとするときは、自らを登記義務者、また、その不動産の登記名義を取得しようとする者を登記権利者として、両者が共同で移転登記を申請するのが原則（権利に関する登記の申請＝登記権利者と登記義務者の共同申請（不動産登記法第60条）など）である。

ところが、認可地縁団体が所有する不動産で、①保存登記がなされておらず、表題部所有者の所在が知れない場合、又は②保存登記がなされていても、登記名義人が多数で相続登記がなされておらず、登記名義人の所在が知れない場合には、上記の登記手続の原則にしたがえば、認可地縁団体は、自ら所有する不動産の登記手続きを行うことは事実上困難である。

そこで、今般、認可地縁団体は、一定の要件を満たすものについて、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人の承諾を得ることなく、自ら単独で登記の申請を行うことができるという特例制度を設けた。これが、「本特例制度」である。

2. 本特例制度の概要

本特例制度の概要は次のとおりである。

(1) 市町村長の公告を求める申請

認可地縁団体は、①認可地縁団体が所有する不動産で、②10年以上所有の意思を持って平穩かつ公然と占有しており、③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であり、④当該不動産の「登記関係者」（表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人をいう。）全部又は一部の所在が知れないものについて、以上①から④までを疎明するに足りる資料を添えて、市町村長宛てに公告を求める申請を行うことができる（法第260条の38第1項）。

(2) 市町村長による公告

申請を受けた市町村長は、当該申請を相当と認めるときは、申請を行った認可地縁団体が不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の「登記関係者」又は「当該不動産の所有権を有することを疎明する者」（以上、両者併せて以下「登記関係者等」という。）は当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告する。公告期間は、3月を下ってはならない（法第260条の38第2項）。

なお、公告期間内に登記関係者等が異議を述べなかつたときは、認可地縁団体が不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、登記関係者の承諾があつたものとみなされる（法第260条の38第3項）。

(3) 公告を行ったこと等の証明情報の提供

公告を行った市町村長は、公告をしたこと及び登記関係者等が公告期間内に異議を述べなかつたときは、その旨を証する情報を、申請を行った認可地縁団体に提供する（法第260条の38第4項）。

(4) 登記の申請

認可地縁団体は、登記の申請に必要な情報とあわせて、上記(3)の情報を登記所に提出することで、当該認可地縁団体が当該証明書に係る不動産の所有権の保存又は移転

の登記の申請をすることができる（法第260条の39）。

第3 本特例制度の問題点とその検討

本特例制度の問題点を以下、指摘し、検討する。

1. 本特例制度を利用しうるとき

認可地縁団体が、当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときである（法第260条の38第1項）。法律上、その時期を制限する規定は存しないから、本制度の利用には、格別、時期に制限はないと考えられる。ただし、次の点に注意を要する。

① 特例制度は、「認可地縁団体が所有する不動産」について、「当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするとき」に「当該認可地縁団体は、（略）当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる」ものであるから、認可地縁団体は、市町村長に申請する時点で申請対象の不動産を所有していなくてはならない。認可地縁団体が申請時点で所有していない不動産については、本特例制度は利用できない^{*10}。なお、市町村長への公告申請の際に、認可地縁団体が当該不動産を所有していることを疎明する資料の添付が必要とされている（法第260条の38第1項第1号）。

② 「当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合」（法第260条の38第1項）でなければならないから、不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとする時点で、登記関係者の全部又は一部の所在が知れない場合でなければ本特例制度を利用することができない。

なお、市町村長への公告申請の際に、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人の全部又は一部の所在が知れないことを疎明する資料の添付が必要とされている（法第260条の38第1項4号）。

では、当該不動産の登記関係者の全部又は一部の「所在が知れない」（法第260条の38第1項4号）とは、いかなる意味か。

この点について、立法担当者は、「当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないときに限って、不動産登記の特例を認めるのは、財産権を徒に侵害しないため、登記義務者と登記権利者が共同で申請することが不動産登記法の原則であることから、登記義務者を探し出すことが可能な場合は、不動産登記法の原則通り、共同申請することが適当であるためである」^{*11}、また、「所有権を争う相手が特定できる場合については、当該相手を被告として所有権確認訴訟を提起することができる。この訴訟手続により、裁判において所有権の確定を行うことができ、当該確定判決をもって登記の申請を行うことが可能となる〈略〉。ただし、今回問題

とされている事例（登記簿に過去の自治会の構成員の氏名が列挙されており、その相続人の所在が知れない）のように所有権を争う相手の特定が困難な場合には、訴訟手続により認可地縁団体が事項を援用して所有権を確定させ、登記の申請を行うことは実務的に困難と考えられる^{*12}と説明する。

これらの説明によれば、「所在が知れない」とは、登記義務者の特定が困難であり、かつ、その所在が知れない場合を意味するであろう。

なお、「所在が知れない」というためには、社会通念上相当な注意義務を尽くして調査したが、それでも、登記義務者の特定が困難であり、かつ、その所在が知れないことを要すると解されよう。

2. 本特例制度の主体

本特例制度を利用できるのは、「認可地縁団体」に限られる（法第260条の38第1項）。

「認可地縁団体」とは、1991年（平成3年）の地方自治法の改正（平成3年法律第24号）により創設された制度で、いわゆる「地縁による団体」のうち、市町村長の認可を得て、法人格を取得したものをいう（法第260条の2第1項）。

では、「地縁による団体」とは何か。同条同項は、「地縁による団体」の定義規定を設けており、それによると、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」である。

さらに、ここでいう「地縁による団体」は、具体的にいかなるものをさすか。この点について、立法担当者は、「今回法律上権利能力を付与する対象としているのは、いわゆる自治会、町内会等の地域的な共同活動を行っている団体である。…〈略〉…こうした自治会、町内会等を、法第260条の2においては、『町又は字の区域その他市町村の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体』（第1項）と位置づけ、これを『地縁による団体』としている^{*13}と説明する。

以上のとおり、「地縁による団体」は、「町内会・自治会等」をさし、認可地縁団体は、自治会・町内会等の「地縁による団体」のうち、市町村長の認可を受けて法人格を取得したものをいうことになる。

なお、本特例制度を利用できるのは、「認可地縁団体」に限られるから、未だ、市町村長の認可を受けていない自治会・町内会等は、そのままでは本特例制度を利用することができず、この制度を利用しようとするは、先ず、市町村長の認可を受け、「認可地縁団体」にならなければならない^{*14}。

ところで、入会集団（と解しうる団体）が認可地縁団体化した事例が散見される^{*15}。

しかし、後述するとおり、入会集団は、認可地縁団体となる要件を欠くから、そのままでは、認可地縁団体となること、及び本特例制度を利用することはできない。

3. 本特例制度の客体

本特例制度の客体は、「認可地縁団体が所有する不動産」（法第260条の38第1項）で

ある。地方自治法は、「認可地縁団体が所有する不動産」に該当するための要件を二つ挙げている。

その要件一は、「当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること」（法第260条の38第1項）である。

この規定の意味について、立法担当者は、「民法第162条第2項の規定〈略〉により、取得時効が成立する場合であれば、実質的に他者の利益を害さないと考えられたためである」^{*16}と説明する。すなわち、民法第162条第2項の取得時効の成立要件を具備することを意味するであろう。これは、真の権利者の静的安全に配慮したものと考えられる。

しかし、本特例制度は、取得時効の成立要件について、「証明」に至らない程度である「疎明」するに足りる資料の添付が要求されているにとどまっており（法第260条の38第1項）、また、その資料をもって疎明があったと判断するのは、司法判断の専門家でない市町村長である。市町村長は、はたして、民法第162条第2項の取得時効の成立要件の疎明があったかどうか的確に判断できるであろうか、疑問の余地なしとしない。

また、時効取得の要件に関しては、占有主体の認定が問題になりうる。「当該認可地縁団体」の構成員が占有している場合、その占有主体は、「当該認可地縁団体」か「構成員」のいずれであるか、その区別をどのようにして判断するのか。

さらに、立法担当者は、「地縁による団体は、市町村長の認可を受けて認可地縁団体となるが、市町村長の認可により団体の同一性が失われるものではないと解されており、認可を受ける前の地縁による団体であった期間を含めて、この要件を満たしているかを検討することも可能と考えられる」^{*17}と説明する。要するに、「地縁による団体」と「認可地縁団体」は、法人格の同一性が認められることを前提に、時効期間の計算にあたっては、認可地縁団体は、それ以前の「地縁による団体」の間の期間も合算することができるという趣旨であろう。しかし、後述するように、「地縁による団体」と「認可地縁団体」の間に、法人格の同一性が認められるかどうかについては議論があり、したがって、時効期間の計算にあたり、認可地縁団体は、当然には、それ以前の「地縁による団体」の間の期間を合算することはできないと考えられる。

その要件二は、「表題部所有者（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第10号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であるもの」（法第260条の38第1項第3号）である。

これを要件としてあげたのは、「地縁による団体」は、権利能力・登記能力を有しないため、その構成員名義を借用している場合には、形式的には、表題部所有者または所有権の登記名義人に所有権が帰属するが、実質的には「地縁による団体」に所有権が帰属すると解しているためであろう。しかし、「表題部所有者」または「所有権の登記名義人」の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であっ

たとしても、名義人から、それは個人的権利であるとの主張がなされる可能性があるから、要件二をもって、不動産が「認可地縁団体」に帰属することを疎明するものであるとは当然にはいえないのではなかろうか。

ところで、立法担当者は、この規定について、「本特例規定は、代表者名義等で登記されたものの、認可地縁団体が所有し続けている不動産を適用対象として想定しており、地縁団体の構成員ではない第三者が登記簿に記録されているようなものについては、その対象外となる」*18、と説明する。

立法担当者は、「認可地縁団体が所有している」ではなく、「認可地縁団体が所有し続けている」と説明している。立法担当者のこの説明の意図は必ずしも明確ではないが、認可地縁団体が申請時点で所有しているだけでなく、その以前から申請時点に至る迄、一貫して、認可地縁団体の構成員だけが表題部所有者又は所有権の登記名義人となっているものに限られるとの趣旨であろうか。仮に、そうであれば、当初から現在に至る迄の間、一人でも構成員以外の第三者が介在していれば、認可地縁団体が当該不動産を単独で所有し続けていたといえないから、この要件二に該当せず、本特例制度を利用することはできないことになろう。しかし、過去に構成員以外の第三者が介在していても、その第三者の名義は抹消され、申請時点で、認可地縁団体の構成員だけが登記名義人になっているのであれば、本特例制度の利用を否定する理由は格別みあたらないのではなかろうか。

4. 公告手続

(1) 公告申請

認可地縁団体は、自ら所有する不動産について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（登記関係者）の全部又は一部の所在が知れない場合に、市町村長に対し、一定の事項を疎明するに足りる資料を添付して、公告を申請することができる。

本特例制度は、本来、保存登記や移転登記の際に、本来必要となる登記関係者（表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人）の承諾なくして、認可地縁団体が単独でこれらの登記を申請できる点である。すなわち、本特例制度は、登記関係者の承諾に代えて、市町村長が行う公告に対する異議の不存在の事実を登記関係者の承諾とみなすことにした（法第260条の38第3項）点が特徴である。

公告請求の申請手続について、規則第22条の2第1項は、次のとおり規定する。

「地方自治法第260条の38第1項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が地方自治法施行規則（平成27年総務省令第13号）第22条の2第2項所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対して行う。

- 一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書

二 第18条の規定により提出した保有資産目録又は保有予定資産目録。ただし、当該書類に申請不動産の記載がないときは、申請不動産の所有に係る事項について総会で議決したことを証する書類

三 申請者が代表者であることを証する書類

四 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

なお、認可地縁団体は、本特例制度を利用しようとするときは、市町村長に対し、法260条の38第1項第1号乃至第4号所定の事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

立法担当者は、その疎明するに足りる資料として、「本特例を申請する場合は、上述の各要件（法第260条の38第1項各号に掲げる事項をさす＝筆者注記）について疎明する資料（登記簿、当該不動産に係る固定資産税の納税証明書、公共料金の支払書など）を市町村長に提出することになる」^{*19}と説明する。また、各要件の疎明資料については、別途、より詳細な説明がなされている^{*20}。

ところで、「当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと」（法第260条の38第1項第4号）について、多数いる登記関係者のうち1人だけが所在不明であるが、他の登記関係者全員の所在が判明している場合は、「一部の所在が知れない」にあたるか、問題となる。この点に関し、立法担当者は、「登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこととは、全部の所在が知れていること以外は全て含まれると解されていることから、認可地縁団体は、登記関係者のうち少なくとも一人についてこれらの資料等を添付できればよいと考えられる。ただし、特例制度の申請に当たっては、所在が判明している登記関係者において、認可地縁団体がこの特例により不動産登記を申請することに対し異議のある場合が考えられることから、公告期間中に異議が述べられ、手続が中止されることのないよう、所在が判明している登記関係者から当該申請についての同意を得ておくことが望ましいと考えられる」^{*21}と説明する。以上から、この場合は、「一部の所在が知れない」にあたるから、本特例制度を利用することができる。

そして、この立法担当者の説明は、所在不明者が多数いる場合でも、そのうち、一人についてこれらの資料等を添付できればよく、その他の所在不明者及び所在判明者の資料は添付する必要がないという意味であろう。

(2) 市町村長による申請の審査

上記(1)の申請書の提出を受けたときは、市町村長は、認可地縁団体が提出した申請書及び添付書類をもとに、当該申請が法第260条の38第1項各号に掲げる4つの事項を満たすものかどうかを審査し、申請が相当か否かを判断する。

では、市町村長は、申請が「相当と認めるとき」かどうかを具体的にどのような方法で判断するのであろうか。

本特例制度においては、「証明」に至らない程度の「疎明」するに足りる資料の添付が要求されているにとどまっている（法第260条の38第1項）から、市町村長は、申請者から提出された疎明資料をもとに相当か否かを判断することになる。

ところで、「疎明とは、証拠などによる裏づけが証明の程度に至らないで、一応確からしいとの推測を裁判官が行ってよい状態、またはそのような状態に達するように証拠を提出する当事者の行為をいう」*²²とされる。

したがって、市町村長は、証拠などによる裏づけが証明の程度に至らないでも、一応確からしいとの推測を行ってよい状態に達した場合には、当該申請を「相当と認める」ことになろう。しかし、司法判断の専門家でない市町村長がそれらの資料をもって、「疎明」がなされたと判断しうるか、疑問の余地なしとしない。

(3) 市町村長による公告

市町村長は、申請の審査の結果、当該申請を相当と認めるときは、公告を行う（法第260条の38第2項）。

市町村長が行う公告の事項は、次のとおりである（規則第22条の3第1項1号乃至4号）。

- 一 地方自治法第260条の38第1項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- 二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項
- 三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨
- 四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

なお、「市町村長が公告を行うにあたっては、各市町村の掲示場に掲示する等の方法とともに、異議を述べることができる登記関係者等が当会市町村の区域内のみならず全国に存在しうると考えられるため、官報、インターネットの利用その他の適切な方法により、全国的に公告することが望ましいと考えられている」*²³。

なお、公告期間は、3月以上でなければならない（法第260条の38第2項）。

(4) 登記関係者等による異議の申述（規則第22条の3第2項）

市町村長の上記(3)の公告に対し、「一定の者」に限り異議を述べることができる。異議を述べることができる「一定の者」とは、登記関係者（当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人）のほか、当該不動産の所有権を有することを疎明する者（以上併せて、以下「登記関係者等」という。）である。

登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書（規則第22条の3第3項）に、申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しそ

の他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする（規則第22条の3第2項）。

(5) 公告の効果

市町村長が定めた公告期間内に、一定の者より異議の申し出がなかったときは、当該認可地縁団体が自ら所有する不動産の所有権の保存登記又は移転登記をすることについて、登記関係者（当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人）の承諾があったものとみなされる（法第260条の38第3項）。

なお、「みなす」とは、同一のものでないということについての反証を許さないという意味である。したがって、登記関係者が承諾しなかったとして後日反証を挙げたとしても、認可地縁団体が行った保存登記や移転登記に対して承諾があったという法律効果を覆すことができないことになる。

公告期間内に異議を述べたときは、市町村長は、異議を申述した者が提出した申出書及び添付書類をもとに、その者が公告に対する異議申出の資格を有するかどうかを判断する。そして、異議を申述した者がその資格を認められた場合、その旨及びその内容を、申請を行った認可地縁団体に通知するものとし（法第260条の38第5項。）、これにより、本特例手続は中止される。

5. 証する情報の提供

上記(5)により、登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合、市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が上記(3)の公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を、申請を行った認可地縁団体に提供する。

市町村長は、「地方自治法第260条の38第4項に規定する証する情報の提供は、前条第1項第2号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行う」（規則第22条の4第1項）ものとし、その書式は、規則第22条の4第2項の定めるところとする。

6. 登記申請

上記5の証する情報の提供を受けた認可地縁団体は、不動産登記法第74条第1項の規定にかかわらず、申請情報（同法第18条に規定する申請情報をいう）と併せて上記5の証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

また、上記5の証する情報の提供を受けた認可地縁団体は、不動産登記法第60条の規定にかかわらず、申請情報（同法第18条に規定する申請情報をいう）と併せて上記5の証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る不動産の所有権の移転登記を申請することができる。

7. 本特例制度の効果

本特例制度の効果は、「不動産の所有権の保存の登記を申請することができる」（法第

260条の39第1項) または「不動産の所有権の移転の登記を申請することができる」(法第260条の39第1項) ことである。

ところで、これらの登記を行えるのは、実体的な権利が認可地縁団体に帰属することが法的に認められたことが前提になっている、と考えられる余地があろう。しかし、立法担当者は、「本特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみの申請により可能とするものにすぎないものであるが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではない^{*24}」と説明する。

本特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみの申請により可能とするものにすぎないこと、上記5の証する情報は、登記することに対する承諾があったものとみなすにとどまっていること、登記には公信力がなく、事実上の推定力しかない^{*25}こと、以上から、実体的な所有権の有無を確定するものではないのは当然であろう。

第4 本特例制度に関連する問題点

本特例制度に関連して、「自治会・町内会等と認可地縁団体の関係」及び「入会集団の認可地縁団体化の問題」がある。以下、この2点についてそれぞれ問題点を検討する。

1. 自治会・町内会等と認可地縁団体の関係についての問題点

前述したとおり、認可地縁団体は、自治会・町内会等の法人化の制度である(法第260条の2第1項)。そして、立法担当者は、「地縁による団体は、市町村長の認可を受けて認可地縁団体となるが、市町村長の認可により団体の同一性が失われるものではない」と説明する。つまり、「地縁による団体」が市町村長の認可を受けて「認可地縁団体」になっても、両者間の法人格は同一である、というのである。

これに対し、次のような反対論がある。

「全国各地に今ある自治会・町内会等のほとんどすべては、そのままでは認可地縁団体になり得ない。現存する自治会・町内会等と認可申請を行い得る『地縁による団体』は別物と断言することもあながち極論とはいいきれない。」^{*26}との指摘がそれである。

この反対論は、既存の自治会・町内会の組織単位は「世帯」であり、したがって、総会の意思決定の表決権も「世帯」を単位としているが、認可地縁団体の組織単位は、「個人」であり、したがって、総会の意思決定の表決権も「個人」を単位とする。このように、両者の組織原理の根本の相違を理由に、団体の同一性は認められないと主張するのである。

そこで、両者の法人格の同一性について、検討する。法第260条の2第2項第3号は、認可地縁団体の認可申請の要件として、「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること」と

規定している。そして、認可申請の際、「その相当数が現に構成員になっていること」は、「構成員の住所が記載された構成員の名簿により確認する」*²⁷ことになっている。そのため、規則第18条の認可申請書に添付する構成員の名簿は、「構成員全員の氏名、住所を記載したもの」*²⁸でなければならない。

このように、「認可を受ける地縁による団体の構成員は、当該団体の区域内に住所を有する個人に限られている」*²⁹。したがって、法人、組合等はその構成員になることはできないし、「構成員を「世帯」とすることも認められない」*³⁰。従来、自治会・町内会等の構成員は「世帯単位」であったところ、現代における個人主義を基調とする法思想をふまえ、「個人単位」に改めたものと解される。

ただし、法人等については、団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、団体に対し、様々な支援等を行う関係から、「区域内に住所を有する法人・組合等の団体が賛助会員になることを妨げるものではない」*³¹と解されている。

また、構成員の住所は、法10条1項に規定する「住所」である*³²。「区域内に居所があっても、区域外に住所を有する個人は構成員となることができない」*³³。

これに対し、自治会・町内会等、すなわち、「地縁による団体」は、構成員は、世帯単位であり、法人や組合等も含まれ、また、その「住所」は、法10条1項に規定する「住所」にかかわらず、居所でもよい、というのが一般である。

そのため、自治会・町内会等の「地縁による団体」が認可申請するためには、改めて個人単位の名簿を作成しなければならず、その名簿作成の際には、世帯単位となっているものを世帯員全員に改めるとともに、すでに構成員となっている者のうち、地区外に住所を有する個人や住所の有無を問わず法人・組合等の事業所は会員名簿から除外しなくてはならない。その結果、会員の範囲に変更が生じ、組織としての同一性が欠ける場合があり得る。

このような場合、「地縁による団体」と「認可地縁団体」は、組織構成原理を異にするといわざるを得ない。

次に、会員資格にかかわる問題として、認可地縁団体が総会等によって意思を決定する場合の総会における表決権者の範囲の問題がある。

認可地縁団体の構成員は、自然人たる住民個人であり、性別や年齢を問わないから、未成年者もその構成員として表決権を行使しうるはずである（この場合、民法5条により、その法定代理人の同意を要するものと解される）。そうであれば、表決権者の範囲も変更され、その結果、その組織の統治原理も異にすることになる。

ところで、表決権について、「認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。」（法第260条の18第1項）と定められている。この点について、立法担当者は、「原則として構成員の表決権は平等である。ただし、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められ

る事項に限っては、構成員の表決権を世帯単位に平等なものとして『所属する世帯の構成員数分の1票』とする旨を規約に定めることは可能と解される」と、表決権に関しては、例外的に世帯単位とすることを容認する。

確かに、法第260条の18第1項は、「認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。」、これをうけて、同条第3項は、「前二項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。」とそれぞれ規定しており、同条第3項を根拠とする「別段の定め」により、世帯単位の表決権を認めることは可能かもしれない。しかし、各構成員の表決権の平等は、個人主義を基調とする認可地縁団体制度の基本原則であり、この原則を排除し、世帯単位で表決権を認める例外的場合を具体的にいかなる要件の下で、いかなる場合に認められるのか、明確にする必要がある。また、立法担当者という「合理的であると認められる事項」とはいかなるものをさすかが問題となるが、しかし、この点について、具体的な基準は示されていない。

また、仮に、法人化以前の自治会等が世帯単位であった場合がその例外的場合に当たるとするのであれば、全ての自治会等は世帯単位で表決権を認めうることになる。

しかし、このような理解は、個人主義を基調とする認可地縁団体の制度の趣旨に反すると云わざるを得ない。結局、世帯単位の表決権を認める例外的場合を想定することは困難であるといわざるを得ないであろう。

以上から、そもそも世帯単位で表決権を認めるのであれば、その構成員も世帯単位とすると規定すればよかつたのではないか、という疑問が残る。

なお、法人格の同一性の判断基準について、大阪高裁は、「権利主体としての同一性が認められるためには、その構成員の資格、権利・義務に関する組織原理が一致しているとか、区域の同一性、当該団体を規律する慣習的規範、管理機構に共通性が存在することが必要であると解される」^{*34}と判示している。

以上から、自治会・町内会等の「地縁による団体」と「認可地縁団体」の間には、構成員資格に関する組織原理や統治原理に共通性が認められず、したがって、当然には、両者間に法人格の同一性を認めることはできないと考えられる。

本特例制度は、①当該不動産の所有権が実質的に「地縁による団体」に帰属していること、②その「地縁による団体」と「認可地縁団体」の間に、法人格の同一性を認めること、③「地縁による団体」が「認可地縁団体」になることにより、「地縁による団体」に帰属していた当該不動産の所有権が「認可地縁団体」に移転する、という論理構造が前提になっていると考えられる。

しかし、上述したとおり、「地縁による団体」と「認可地縁団体」の間に法人格の同一性が認められない場合は、認可地縁団体は、認可申請の時点で「地縁による団体」に帰属する不動産を所有しているといえないから、本特例制度を利用することはできないことになろう。

2. 入会集団は認可地縁団体になることができるか

前述したとおり、入会集団（と解しうる団体）が認可地縁団体になった事例が散見される。そこで、入会集団は、自治会・町内会等の「地縁による団体」と同様、「認可地縁団体」になることができるか、そして、本特例制度を利用することができるか問題となる。以下、この点について検討する。

入会集団とは、入会権（民法263条、294条）を有する者の集団をいう。入会権とは、一定の地域内の住民が、慣習により集団を組織し、その団体的統制の下、一定の共同目的のために、一定の財産を総会的に支配する権利をいう。

入会集団には、自治会・町内会等のような「地縁による団体」と同様、一定の地域に居住する者等で組織される場合がある。入会集団（と解しうる団体）が「地縁による団体」と同視され、「認可地縁団体」になった事例が散見されるのは、そのためであろう。

ところで、入会集団が認可地縁団体になることができるかの問題は、言い換えると、入会集団は、法第260条の2第1項が規定する「地縁による団体」に該当するかどうか、換言すれば、法第260条の2第2項の「認可要件」を具備するかという問題である。法第260条の2第2項が定める認可要件は、目的（1号）、区域（2号）、構成員資格（3号）及び規約（4号）である。

(1) 目的

地縁による団体は、「その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている」と認められること（2項1号）

「認可地縁団体」は、自治会・町内会等と同様、「その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし」、特定の組織的活動目標がなく、包括的・多目的、総合的な目的の下、「現にその活動を行っている」と認められるものでなければならない。

また、地縁による団体は、一定の区域に住所を有するという『つながり』に基づいて組織されたものである。したがって、スポーツ同好会のように特定目的の活動を行う団体、老人会や婦人会のように構成員に年齢・性別等の特定の属性を必要とする団体は、ここでいう地縁による団体ではない^{*35}。すなわち、特定目的の活動を行う団体や特定の属性を必要とする団体は認められない。

これに対し、「入会集団」は、一定の共同目的の下、構成員が一定の土地や財産を共同所有（共有入会権。民法263条）、または、第三者の所有する土地を共同で管理、使用し、毛上物等を支配する（地役入会権。民法第294条）という特定の目的を有する。

以上から、入会集団は、地方自治法260条の2第2項が定める認可要件の目的（1号）に適合しない。

また、市町村長の認可は、「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する

権利等を保有するためのものと規定されている。…〈略〉…したがって、不動産などを現在保有しておらず、かつ、保有する目的がない地縁による団体にまで法人格の取得を認めるものではないことから、このような認可の目的を明記することとしたものである^{*36}と解されている。そして、ここでいう「不動産又は不動産に関する権利等」とは、不動産登記法（明治32年法律第24号）第1条各号に掲げる土地及び建物に関する権利、立木ニ関スル法律（明治42年法律第22号）第1条各号に規定する「立木」の所有権、抵当権及び登録を要する金融資産を指し、「温泉権」「湯口権」「入会権」といった慣習法上の物権はこれに含まれないとされている^{*37}。したがって、入会権の対象となっている不動産をそのまま保有する目的で「認可地縁団体」になることはできない。

(2) 区域

法第260条の2第2項が定める認可要件は、区域（2号）である。「その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」（2項2号）が必要である。

地縁による団体は文字どおり地域を構成要素とするものなので、区域が画され、しかもそれが、「当該地縁による団体の構成員のみならず当該市町村内のその他の住民にとっても容易にその区域が認識できる区域であることを要する」、「例えば、河川、道路等により区域が画されていることなどをいう」^{*38}。

また、その「区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない」（法260条の2第4項）。

自治会等の地縁による団体の区域は、多くの場合、「大字」、「字」や「町」の一带をその範囲としているから、認可要件としての「区域」は、認可申請の際も、原則的には従前の区域と同一の範囲となろう。なぜなら、従前の区域と異なる場合、「相当の期間にわたって存続している区域の現況」とはいえないからである。

これに対し、入会権の主体である「入会集団」は、一定の地域集団であるが、その地域の範囲は慣習によって決まり、「必ずしも常に幕藩時代のムラ（旧村＝筆者）と完全に一致するわけではなく、（略）数箇の村の連合体である場合もあり（いわゆる数村入会）、またムラ（旧村＝筆者）の中の一部の集落である場合もある」^{*39}。このように、「入会集団」は、必ずしも1つの町や村を単位とするものではなく、面積の広い村においては、その下部単位ともいふべき、郷や組などが一個の「入会集団」を形づくっているところもある^{*40}。また、一定の地域内に競合して「入会集団」が併存する場合がある。

以上から、入会集団は、法260条の2第2項が定める認可要件の区域の要件（2号）に適合しない。

(3) 構成員資格

前述のとおり、認可地縁団体においては、その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができる（その構成員になるには、一定の区域に住所を有すること以外には年齢、性別、国籍等の条件は存在しない）から、未成年者や制限能力者も構成員となることができる^{*41}。これに対し、構成員になるために、年齢や性別などの条件が必要な団体は認可地縁団体にはなれない^{*42}。

また、「地縁による団体の構成員は、当該団体の区域内に住所を有する個人に限られている」^{*43}。したがって、法人、組合等はその構成員になることはできないし、世帯を構成員とすることも認められない^{*44}。

なお、ここでいう住所は、法第10条第1項に規定する「住所」である^{*45}。したがって、「区域内に居所があっても、区域外に住所を有する個人は構成員となることができない」^{*46}。

さらに、その区域に住所を有するすべての個人のうち、「相当数の者が現に構成員となっていること」を要する。一般的には、当該区域の住民の過半数が構成員となっていることを要すると解されている。また、「正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない」（7項）。

これに対し、「入会集団」は、一般に、明治初期の近代的土地所有権制度が確立した際、入会財産を現実的かつ具体的に支配していた事実に基づいて入会権の帰属主体と認められた団体であり、その構成員になるには、単に一定の地域に居住する事実だけでなく一定の資格を必要とする。すなわち、入会集団の構成員たる資格の得喪は、専ら入会集団の慣習的規範によって決まり（民法263条294条）、一般には、加入に際し、一定の手續と一定の要件を必要とし、特に、共同財産を維持するために要求されるさまざまな義務を尽くすことが入会権者の資格要件として絶対的に要請され、集落内の居住者の中で入会権者か否かは、この義務の負担者か否かによって決定される場合が多い^{*47}。このように「入会集団」の構成員は、一定の地域に居住する住民全体ではなく、特に「入会集団」の構成員としての資格を有する者に限られる。

以上のとおり、入会権は、決して居住地のいかんによって権利の得喪を来すような公法的な権利ではない^{*48}。だからこそ、居住者であっても、「入会集団」の構成員でない者が存在しうる。

以上から、入会集団は、地方自治法第260条の2第2項が定める認可要件である構成員の要件（3号）に適合しない。

(4) 規約

法260条の2第2項が定める認可要件は、「規約を定めていること」（2項4号）である。

地縁による団体が認可を申請するには、「規約を定めていること」（2項4号）が要件となっており、それには、「目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の

資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項及び資産に関する事項を定めていなければならない」（3項）。このように、地縁による団体は、法定の事項を規定する規約の存在が要件である。

しかし、「入会集団」については、規約は成立要件ではない。なお、「入会集団」は多数人の集合組織であるため、その規律を保持するため、明文か不文かにかかわらず、何らかの規範を有するものが少なくない。そこで、民法は、「入会権については、各地方の慣習に従う」（民法263条、294条）と規定している。これらの規定は、慣習が法律と同一の効力を有することを法律の規定により認められたもの（法の適用に関する通則法第3条）に該当する。このように、「入会集団」には、何らかの規範があるが、その内容については、格別規制されていない。

以上から、入会集団は、法260条の2第2項が定める規約の要件（4号）に適合しない。

以上のとおり、入会集団は、法260条の2第2項各号が定めるいずれの認可要件にも適合しないから、そのままでは、認可地縁団体になることができないと解される。

なお、認可地縁団体制度の創設の際に、自治省と農林水産省との間で、入会集団はそのままでは「認可地縁団体」になれないとする覚書を交わしていた事実があるので、ここで紹介する。

「認可地縁団体制度の創設に当たって、所管官庁である自治省（当時）は、〈略〉登記能力の欠如という類似の問題を抱えていた『入会集団』が、認可地縁団体制度を流用ないし活用して『法人化』し、登記能力を取得することを危惧したようである。そこで、自治省は、農林水産省との間で覚書を交わして、『改正後の地方自治法』第260条の2第2項第1号の『良好な地域社会の維持及び形成に資する活動』には、営利を目的とした活動、農林水産業に関する活動及び森林の経営・管理・保全又は入会林野もしくは旧慣使用林野の管理・利用に関する活動は含まれないものであること」を確認した。これは、地方自治法の認可地縁団体制度の規定は「入会集団」の『法人化』＝登記能力の取得のためには適用しないという趣旨を含意している^{*49}、と指摘されている。現に、林野庁経営課の岡野八州男氏は、「地方自治法第260条の2の地縁団体への移行は、農業や林業を目的とする活動に対しては適用できない、という覚書を自治省との間でかわしています。ですから、入会林野等をそのまま移行することはできません。」と述べている^{*50}。

第5 結 語

以上、本特例制度に関し、その制定経過、趣旨・概要を紹介し、その中で、本特例制度に内在する問題点及びそれに関連する問題点を指摘した。

本特例制度には、本稿で述べたように、数々の問題点があることが明らかになった。

特に、「地縁による団体」と「認可地縁団体」の間に法人格の同一性が認められない場合、

認可地縁団体は、認可申請の時点で「地縁による団体」に帰属する不動産を所有しているといえないから本特例制度は利用できないという問題があることを明らかにした。

また、本特例制度は、認可地縁団体が提出するのは、証明資料ではなく疎明資料に過ぎないこと、そして、その疎明資料と市町村長の公告・証する情報によって、認可地縁団体は、登記関係者の承諾なくして、単独で、所定の登記を行うことができるという効果をもたらすものであり、はたして、疎明資料と公告によって、そのような効果をもたらすことは法理論的に問題がないだろうか。

しかも、本特例制度は、疎明資料でもって、公告の要件である「相当性」を判断することを司法的判断の専門家でない市町村長に託している点についても、疑問が残る。

さらに、本特例制度は、市町村長の証明書をもって関係相続人全員の戸籍謄本等の書類に代えるなど簡便な登記手続を認めるものであり、これにより、各事案に潜むさまざまな法律問題が無視され、権利の実体に背く事務処理が行われ、ひいては、実体的な所有者の権利が損なわれることになるのではないかという疑問は残る。

なお、上述したとおり、入会集団はそのままでは「認可地縁団体」になることができず、したがって、本特例制度を利用することもできない点について付言する。

青嶋敏教授（愛知教育大学）は、「既存の入会集団が、認可地縁団体制度をどうしても「活用」したいのであれば、入会権を明示的に消滅させて、入会地でなくした上で（すなわち民法上の共有関係にした上で）、町内会・自治会等に移転して名実ともに町内会・自治会等の財産であると位置づけて認可地縁団体制度の本来の趣旨に沿った財産として管理すべきである。」^{*51}と指摘する。

すなわち、「入会集団」は、その客体たる不動産について、入会権者の全員の同意を得て、入会権を消滅させ、通常の共有財産（民法第249条以下）にしたうえで、「認可地縁団体」に移転させる手続が必要である。

その際、注意すべきは、入会権を消滅させて「認可地縁団体」の保有する財産となった場合、入会権に関する従来慣習、及び、従前、入会権者が有していた入会財産に対する権利は消滅し、法人である「認可地縁団体」の単独所有となり、地方自治法及び「認可地縁団体」規約によって規律されることになる点である。

そして、後日、「認可地縁団体」が解散した場合、解散した「認可地縁団体」の財産は、一次的には、規約で指定した者に帰属し（法第260条の31第1項）、二次的には、規約で権利の帰属すべき者を指定せず、または、そのまま指定する方法を定めなかったときは、代表者は、総会の決議を経たうえで、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のためにその財産を処分することができ（法第260条の31第2項）、三次的には、市町村に帰属（法第260条の31第3項）することになる。

以上のとおり、入会財産を通常の共有財産としたうえで、「認可地縁団体」の保有財産としたときは、原則的には、入会集団の構成員が総有する財産として復活する可能性はほぼな

いと考えられる。ただし、例外的に、260条の31第1項に基づき、入会集団の構成員全員を「規約で指定したした者」とすることで、解散した「認可地縁団体」の財産を入会集団の構成員に分配することは可能であると解されている。しかし、その場合であっても、当然には、入会権が復活するわけではない。また、「認可地縁団体」の財産として、その構成員によって管理利用されてきた財産を「入会集団」の構成員だった者だけに分配することは妥当かどうか、疑問の余地がある。

「入会集団」からその法人化が求められ、その方法として、「認可地縁団体」を選択する事例があるが、上述したとおり、それは、法律的には無理がある。

最近、各種法人法が新設・改正されており、各法人の利害得失を比較するなどして、総合的に研究したうえで、各「入会集団」の意向をふまえ、各種法人のうち、いずれの法人がその「入会集団」にとって、最もふさわしいかを決したうえで、選択する必要があるだろう。

県内において、本特例制度の利用を考慮しておられる認可地縁団体や本特例制度に関心を有する方々にとって、本稿が少しでも参考になれば幸いである。

注

- * 1 『日経グローバル』No.122 (2009.4.20) 46頁以下。
- * 2 http://www.soumu.go.jp/main_content/000231843.pdf なお、同参考資料は、中日本入会林野研究会発行『入会林野研究 (34号)』(2014年発行) 37頁に掲載されている。
- * 3 浦上哲郎外「地方自治法の一部を改正する法律について (下)」『地方自治』802号 (平成26年9月号) 98頁。
- * 4 昭和22年 (1947年) 5月3日付政令15号「町内会、部落会又はその連合会等に関する解散、就業禁止その他の行為の制限に関する件」
- * 5 政令15号には、「この政令が施行の際現に町内会部落会又はその連合会に属する財産は、…〈略〉…遅滞なくこれを処分しなければならない。(但書略)」(2条1項)、「前項に規定する財産でこの政令施行後2箇月以内に前項の規定により処分されないものは、その期間満了の日において当該町内会部落会又はその連合会の区域に属する市区町村に帰属するものとする。」(2条2項)との規定が設けられ、その期間満了の日である昭和22年 (1947年) 7月3日をもって、町内会・部落会に帰属する財産は存在し得ないこととなった。
- * 6 宮崎伸光「自治会・町内会等」の存立構造と政治機能」、『法学新法』98巻第11・12号、(1993年) 178頁。
- * 7 名古屋高裁平成8年10月30日判決 (平成8年 (㊟) 539号) は、ポツダム政令15号における部落会とは、「昭和18年町村制の一部改正により設けられた部落会 (町村制72条の4) を指すものであって、被控訴人のような住民集団 (「入会集団」を意味する＝筆者注記) である部落を意味するものでないものと解される」と判示した。
- * 8 寺田達史「自治会、町内会等の地縁による団体の権利義務について (改正地方自治法260条

の2の解説)』『地方自治』523号(平成3年6月号)64頁。

- *9 茨城県弁護士会編『墓地の法律と実務』(平成13年、ぎょうせい)52頁
- *10 田中深図穂「認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について」『地方自治』No.811(平成27年6月号)64頁。本文と同旨。
- *11 浦上外・前掲注3・98頁。
- *12 浦上外・前掲注3・97～98頁。
- *13 寺田・前掲注8・62頁。
- *14 浦上外・前掲注3・98頁。
- *15 中尾英俊編『戦後入会判決集 第3巻』〔名古屋地裁平成8年6月18日判決〕241頁、〔津地裁上野支部平成8年11月8日判決〕245頁。
- *16 浦上外・前掲注3・98頁。
- *17 田中・前掲注10・31頁。
- *18 浦上外・前掲注3・98頁。
- *19 浦上外・前掲注3・98頁。
- *20 田中・前掲注10・31～33頁。
- *21 田中・前掲注10・33頁。
- *22 新堂幸司著『新民事訴訟法〔第二版〕』(平成15年、弘文堂)458～459頁。
- *23 田中・前掲注10・34頁。
- *24 田中・前掲注10・36頁。
- *25 幾代通著『不動産登記法〔新版〕』(昭和47年、有斐閣)385頁。
- *26 宮崎伸光「認可地縁団体制度の問題点—改正地方自治法と市町村および自治会・町内会の困惑—」、『都市問題』第83巻第1号(1992年1月号)15頁。
- *27 寺田・前掲注8・73頁。
- *28 寺田・前掲注8・65頁。
- *29 寺田・前掲注8・73頁。
- *30 寺田・前掲注8・73頁。
- *31 寺田・前掲注8・73頁。
- *32 寺田・前掲注8・63頁。
- *33 村上順著『逐条地方自治法V』。2000年。624頁。
- *34 中尾英俊編『戦後入会判決集 第3巻』〔大阪高裁平成9年12月8日判決〕238頁
- *35 寺田・前掲注8, 62頁
- *36 寺田・前掲注8, 63頁
- *37 平成3年4月2日自治行第38号自治省行政局行政管理課長通知
- *38 前掲注・37
- *39 川島武宜編・(旧)『注釈民法(7)物権(2)』(執筆・川島武宜)511頁。

- *40 川島ほか編・(新)『注釈民法(7)物権(2)』(執筆・中尾英俊)504頁。
- *41 地方自治制度研究会編著『地方自治法質疑応答集』。3155の7頁。
- *42 地方自治制度研究会・前掲注41, 3232頁。
- *43 前掲注・37
- *44 寺田・前掲注8, 73頁
- *45 前掲注・37
- *46 村上・前掲注33, 624頁。
- *47 川島・前掲注39(執筆・渡辺洋三)557~558頁。
- *48 川島ほか・前掲注40(執筆・中尾英俊)512頁。
- *49 青嶋敏「「入会集団」の『認可地縁団体化』について—山下報告へのコメント—」, 中日本入会林野研究会編『中日本入会林野研究会会報(28号)』(2008年)14頁。
- *50 中日本入会林野研究会編『中日本入会林野研究会会報(第22号)』(岡野八州男(林野庁経営課)発言)(2002年)32頁。
- *51 青嶋敏「再び入会集団の『認可地縁団体化』について—三重県への回答—」中日本入会林野研究会編『入会林野研究(34号)』(2014)32~33頁。

経営破綻下における事業譲渡についての一考察 —旧琉球バスの営業譲渡を契機として—

仲宗根 京 子*

An Analysis on the Business Transfer under Bankruptcy with an Opportunity of Case Study on Business Transfer of Ryukyu-bus

NAKASONE Kyoko

要 旨

本稿は、沖縄県内最大手のバス会社として沖縄本島に多くの路線を持っていた旧琉球バス株式会社が、経営破綻から10年あまりの歳月をかけて再建を目指したが上手くいかず、最終的に事業譲渡にこぎつけた事例を題材とした拙稿「琉球バスと営業譲渡」（後掲参考文献10）について、当時の破産法制の背景を含めて、再検証するものである。

キーワード：事業再生、事業譲渡、会社法22条1項、商号統用責任

Business transfer, the Company Act § 22-1

1. はじめに

2002年は、1991年のバブル経済崩壊後、デフレを伴う構造不況と銀行の不良債権処理などによって、戦後最悪の水準の企業倒産が続いていた。2002年は全国の企業倒産件数は19,458件でバブル崩壊後では前年を抜いて最悪の水準となり、1984年の20,841件に次ぐ戦後2番目の件数を記録した。翌2003年は16,624件、2004年には13,837件、と2年連続で減少し全国的には沈静化したが、本土における倒産の影響が数年遅れて現れるとされている沖縄の状況に照らすと、旧琉球バスの一連の倒産劇は、正に、不況まっただ中に起ったといえるであろう。

その内訳は、破産が5,053件（前年比6.1%減）で依然として最も多い。民事再生は661件（前年比22.5%減）と大幅に減少しており、3年連続して前年を下回っている。特別清算は276件で前年から5.7%増加した。これに対して、任意整理は7,808件で前年比22.5%減、減少が

* 沖縄大学地域研究所特別研究員、沖縄大学法経学部非常勤講師、
中央大学大学院法学研究科 博士課程後期課程在籍

目立っている（帝国データバンク「2004年報全国企業倒産」より）^(注1)。

2. 旧琉球バスの営業譲渡の事実の概要

経営破綻から10年あまりの歳月をかけて再建を目指したが上手くいかず、最終的に事業譲渡にこぎつけた事例である。

① 旧琉球バス株式会社^(注2)は、沖縄県内最大手のバス会社として沖縄本島に多くの路線を持っていたが、道路事情の悪さによる遅延やマイカーの普及で利用者が遠のき、不採算路線の増加で慢性的な赤字体質（累積赤字110億～115億円）に陥っていた。

従業員986人は、沖縄県の総人口の約0.7%にあたるため、雇用の継続や賃金支払い確保、及び退職金支払い確保は、県民経済に大きく関わった。

そのような中、旧琉球バスは、法的会社整理^(注3)を申請した（1994年2月23日付、琉球新報）。

② 裁判所による整理決定がなされた（1995年2月22日付、琉球新報）。それに伴い、経営陣側が再建計画案を出したが、全債権者の同意（とりわけ従業員や退職者の合意）を得ることは極めて困難であった。

③ 那覇地裁が民事再生法（1999年制定）適用申請を正式に受理した（2005年5月19日付、琉球新報）。

④ 再建途上の2000年には1976年から請け負っていた米軍スクールバスの運行業務を失い、業績がさらに悪化する。このため北部支線を中心とした不採算路線の廃止を行ったが、焼け石に水の状態であった。

⑤ 再び経営破綻し、2005年5月に民事再生法の適用を申請した。その後、2006年4月に起きた元従業員による退職金問題で自主再建を断念、営業譲渡を決定した。

⑥ 譲渡先としては、当初、県内の大手タクシー会社である「沖東交通グループ」や、県内バス会社「沖縄バス」、すでに那覇バスを子会社としていた第一交通産業が名乗りを上げていた。営業譲渡先をめぐり、労組を交えた水面下で交渉を続けたが実らなかった。最終的には、譲渡代金等の関係により「第一交通産業」に決まった。

⑦ 元従業員による退職金回収を目的としたバスの差押えが起こり（2006年5月2日）、その後の競売が営業譲渡へ与える影響が懸念された^(注4)。

⑧ 会社による従業員への説明会が行われ、従業員全員解雇後に希望者を再雇用すること、及び未払い賃金などについては、独立行政法人労働者健康福祉機構の未払い賃金立替払制度を利用することが提示された（2006年5月30日付、琉球新報）。

⑨ 那覇地裁は、民事再生手続において、第一交通産業の100%子会社であり、商号を「琉球バス交通株式会社」とする琉球バス交通への営業譲渡を許可した（2006年5月25日付、琉球新報、決定は22日）。

⑩ 乗合と貸し切り事業の営業譲渡に関する正式契約を締結（2006年7月6日付、琉球新報）。

同社の最大労組も、譲渡を受け入れた上で労働条件面の協議を続ける方針を決定した。

- ⑪ 琉球バス交通株式会社（新会社）は、譲り受けた営業を開始した（2006年9月1日付、琉球新報）。
- ⑫ 那覇地裁が民事再生手続の廃止を決定し、同時に、琉球バスは、会社清算手続きの1つである破産手続を開始した（2006年9月7日付、琉球新報）。

3. 企業再編法制と倒産法制の立法・改正^(注5)

政府は、不良債権処理のため、産業再編・早期の事業再生を図る施策として、90年代後期以降、次々と企業再編法制と倒産法制の立法・改正を実施してきた。いわば、倒産法制を産業再生のための「道具」とする戦略（民事再生法の活用や会社更生法の改正など倒産法制の改正）を強力に推進してきた。

(1) 会社更生法の改正

会社更生法は、企業倒産事件を迅速かつ円滑に処理することを目的として全面改正され、改正法が2003年4月から施行された。事業継続を内容とする更生計画案が作成、可決、認可される見込みがないとの棄却事由がない限り、原則として手続が開始される。労働組合の関与についても大幅に拡充され、旧法では更生計画案の意見聴取しか規定されていなかったが、改正法では手続の各段階で意見聴取や通知がなされるようになった。一方、労働債権の取り扱いについては、社内預金は旧法においては全額共益債権と解されていたが、改正法では更生手続開始前6ヶ月間の給与の総額に相当する額又はその預かり金の額の3分の1に相当する額のいずれか多い額を共益債権とする旨規定された。

「企業」自体の「更生（存続型）」だけでなく、切り売りによる「事業」（の一部）の生き残りを図る「更生（再編型）」も想定強化されている。民事再生法においては、再生計画認可前の営業譲渡が制度化されていたが（同法42条・43条）^(注6)、改正会社更生法も、更生計画認可前の営業譲渡を制度化し（改正法46条2項～9項）、民事再生法と同様の仕組みとされたことになる。すなわち、本来は再建計画に基づいて行われるべき営業譲渡が、手続開始後に再建計画によらずに、裁判所の許可のみで可能となったのである。その理由として、営業価値の劣化を避け迅速に営業譲渡を実施する必要性があるとされている。会社更生や民事再生など法的な再建手続開始前の段階でスポンサー（企業もあれば、再生ファンドもある）が選定され、債務者とそのスポンサーとの間で取り決めに基づき、手続開始後速やかに営業譲渡がなされる事例が多い。

(2) 破産法の大改正

破産手続の全般的な迅速化・簡素化、個人破産・免責手続の見直し等大改正がなされた。労働者・労働組合に影響のある改正事項としては、従来、租税債権が全面的に優先されていた点が一部修正され、①破産手続開始前3ヶ月間の給料、②破産手続の終了前に退職した者の退職手当の請求権のうち3ヶ月間の給料に相当する額について、財団債権に格上げされた

(149条)。これに対し、租税債権は優先範囲が縮小され、破産手続開始時点で納期限が到来していないか又は納期限から1年を経過していないものに限定して財団債権とされる(148条)^(注7)。

また、配当を受けるまでには時間がかかるので、住宅ローンの支払い等による困窮に対応するため、優先的破産債権である賃金、退職金について、届出をした労働者がその弁済を受けなければ生活の維持を図るのに困難を生ずるおそれがあるときは、裁判所が随時弁済を許可する制度(弁済許可制度)が設けられた(101条)。

改正法では、旧法ではなかった労働組合の破産手続きへの関与と意見聴取が規定された。すなわち、破産手続開始決定の労働組合への通知(32条3項4号)、営業譲渡についての労働組合の意見聴取(78条4項)、債権者集会期日の通知(136条3項)などである。また、破産管財人は「給料の請求権や退職手当の請求権を有する者」に対して情報提供努力義務があることが規定された(86条)。労働者と労働組合は、この規定を根拠にして破産管財人に破産情報の提供を求めることができる。

4. 旧琉球バスの事例の再検討

- (1) 営業譲渡(以降、平成17年制定会社法の規定に従い「事業譲渡」と称する)を、本件のような債務超過場面において行うメリットは何であろうか？

債務者側からすると、債務は承継させずに、財産的価値のある営業財産のみを、企業価値が目減りし費用もかさむ破産前に、より高額かつ機動的に換価できる点である。

またこのことは、実際に債権の引き当て財産が増すのであれば、債権者一般にとっても朗報といえるであろう。

しかしながら、平常時であれば、譲渡対価が消費されやすい金銭となり、更なる営業継続による価値は生まない点、あるいは譲渡対価が閉鎖的な譲受会社の非上場株式会社である場合には、実質上金銭に換えることは困難である点、などが問題となる。

- (2) 事業譲渡と吸収分割は、当事者間の合意により締結された契約(事業譲渡契約・吸収分割契約)に基づき、ある会社(譲渡会社・分割会社)から他の会社(譲受会社・承継会社)に対して、一定の事業その他の権利義務を移転させる行為である点では共通している。

そこで、もし、旧琉球バスの案件において、事業譲渡ではなく、会社分割の手法が選択されていたとすれば、どのような違いとなって顕れていたであろうか？

吸収分割は「事業に関して有する権利義務の全部又は一部」を承継させる行為である(会社法2条29号)ため、事業に関する権利義務であれば、移転させる権利義務の範囲に制約はないことになる。旧商法下では「営業」の移転が必要であると解されていたが、「営業」という判定困難な概念が行為の効力を左右することになりかねないし、及び当事者の合意を尊重すべきことから、改正法では「営業」概念は不要とされた^(注8)。なお、税制上の適格要件を満たすため、分割事業に係る資産・負債の移転が求められる場合がある。

他方、事業譲渡は、文字どおり「事業」を譲渡する行為である。旧商法下においては「営業」（会社法では「事業」に変わったが、その概念に差異はないといわれている）を構成する財産の概念として、「一定の営業目的のために組織化され、有機的・一体的として機能する財産」とされている。

ただ、「事業」を構成する財産という概念は、客観的・一義的に定まるものではなく、仮に移転させようとする権利義務だけでは「事業」を構成しない場合であっても、単に会社法上「事業譲渡」に関する規律として規定されている株主総会の決議や株式買取請求権に関する規制が適用されなくなるという効果が生じるにとどまり、当該権利義務の移転に関する合意の効力が否定されるわけでもない。結局、会社法上の「事業譲渡」とはいえない場合の株主総会の意義や株式買取請求権に応じた自己株式の取得の効力等が、両者の違いになってくる。もっとも、当事者の意図が事業譲渡制度を利用してある種の規制を潜脱しようとするような特殊な事情があれば、この限りではない。

以上から、譲渡会社・分割会社及び譲受会社・承継会社が一定の事業を移転させるために移転させる権利義務を合理的な範囲で合意することができるという点で、事業譲渡と会社分割との選択にかかわる実質的差異はないようである^(注9)。

更に、本件のように、裁判所関与の手続き下では、総会特別決議などに代わる許可があった場合には、会社分割と事業譲渡との差異が、この点においても縮小するといえる。

5. おわりに

折しも、旧琉球バスの営業譲渡後、2005年6月29日に成立した新「会社法」は、会社法制の現代化を図るという目的で会社法制全般にわたって広範かつ抜本的な大改正がなされており、会社組織再編行為にかかる規制の見直しも含まれ、会社実務と雇用関係に与える影響は極めて大きいものとなっている。

日本本土、とりわけ首都圏では、大企業を中心とした再生が進みつつあるようである。しかし、沖縄では、公共工事の減少、談合問題への規制により、建設業界はまだまだ厳しい状況下にあると聞く。観光は好調とはいえ、ホテル業などにおいては、設備投資や維持コストの高さ、外資参入などによる競争激化で、生き残りのための取捨選択が益々、必要とされてくるであろう。そのような沖縄企業の実態を考えると、現金を用いない事業再編や部門ごとの事業再編、業務提携を機動的に行う余地が広がった今回の改正会社法は、より有用なものとなるであろう、と感ずる。例えば、不採算部門とはいえ、初期投資等でかなりの施設設備が残っているのが通常なので、これらの資産を毀損せずにより高く売って対価を得たい場合には、事業譲渡や会社分割の方法が考えられる。そのうち、権利義務を個別に選定して移転させたいければ特定承継である営業譲渡の方法を、逆にそれでは個別に債権者の同意を得る手続などが煩わしい場合には、包括承継たる会社分割や合併の方法を選択することになる。

更に、他社との業務提携や合併で市場競争力を強化したり、開発費などのコストを抑えた

い場合には、合併や、会社分割などが考えられる。企業グループであれば、完全子会社を介して、自社株のみを用い、他社を傘下に収めるといった再編も可能となった。

今後も、企業活動の存続発展、よりよい終結において、企業再編に関する法規律は、重要であることは疑いない。

注

(注1) 棗一郎「最近の解雇・退職などをめぐる労働問題」『季刊・労働者の権利261号』pp.24-27, (日本労働弁護団, 2005年)

(注2) 第二次世界大戦後の沖縄本島のバス路線事業は1950年4月1日に会社を設立した沖縄バスに始まり、1950年-1951年には14社(沖縄バス、共同バス、首里バス、三共バス、沖縄交通(桜)、那覇交通(銀)、合同バス、昭和バス、あらかき平尾バス、協和バス、東陽バス、第一交通、青バス、那覇陸運)が乱立していた。うち8社の合併や買収などで誕生した昭和バス株式会社と青バス株式会社が合併し1964年7月に琉球バス交通の前身である琉球バス株式会社が発足した。

(注3) 会社整理とは、破産と違い清算ではなく再建を目指すもので、担保権の行使が禁止されるという強力な保護がある反面、全債権者の同意が必要である。また、会社更生法と違い管財人は立てず経営者(但し管理人に管理権が移ることもある)が再建にあたる、という特性を持っていた。

(注4) 後掲資料参照。

(注5) 前掲・棗(注1)に、全面的に依拠している。

(注6) 本稿の旧琉球バスの事例の営業譲渡も、まさしくこの手法による事例である。

(注7) 前掲・棗(注1) p.26

(注8) 神田秀樹『会社法 [第12版]』(弘文堂2011年) p.309によると、「個人商人は複数の営業を有し営業毎に複数の商号を有することができるが会社は全体として1つの商号しか有することができない」からとされる。

(注9) 武井一浩・郡谷大輔編著『会社法・金商法実務質疑応答』pp.57-82 (商事法務2010年)

参考文献

- 1 神田秀樹『会社法 [第12版]』(弘文堂2011年)
- 2 山下眞弘『営業譲渡・譲受の理論と実際』(信山出版, 2001年)
- 3 江頭憲治郎編『会社法コンメンタール1』220-227頁 [北村雅史] (商事法務, 2008年)
- 4 江頭憲治郎『会社法 (第4版)』(有斐閣, 2012年)
- 5 山下眞弘『会社営業譲渡の法理』(信山社, 1997年)
- 6 神作裕之「株式会社の営業譲渡等に係る規律の構造と展望」『落合誠一先生還暦記念・商事法への提言』125-172頁 (商事法務, 2004年)

- 7 後藤元「商法総則—商号・営業譲渡・商業使用人を中心に」（日本私法学会シンポジウム資料：商法改正）NBL935号，（2010年）22-23頁
- 8 宇田一明『営業譲渡法の研究』（中央経済社，1993年）
- 9 棗一郎「最近の解雇・退職などをめぐる労働問題」『季刊・労働者の権利261号』24-27頁（日本労働弁護団，2005年）
- 10 仲宗根「琉球バスと営業譲渡」、『法学：沖縄法律事情PART2』新城ほか編 202-215頁（琉球新報社，2008年）。

（資料1）退職従業員の試み

止まらぬ訴訟

琉球バスをめぐる訴訟では、退職した運転手が未払い分の退職金約2400万円の支払を求めた訴訟を起こし、那覇地裁は12日、会社側に支払を命じた。判決では仮執行宣言が付かず、さらに会社側も控訴するため、強制執行による会社側の財産差押えなどの事態は当面避けられた。会社側は「今後の審理で解決策を模索したい」との考えだ。

しかし、別の退職者らが新たな退職金請求訴訟の動きを勧めているほか、18日には第2、第3規模の県バス、琉球バスの両労組の組合員11人が未払い分賃金を求めて提訴した。

民事再生の申請による保全処分では、これら賃金や退職金の「労働債権」は優先的に弁済される。今後、退職者らの請求が認められる判決が確定した場合、強制執行がなされる可能性も十分にあり、会社側にとって不透明な情勢は続いている。

琉球新報 2006年4月18日

琉球バス（民事再生中）の退職者9人が17日同社管財人を相手に未払い退職金総計約9500万円の支払などを求める訴えを、那覇地裁に起こした。会社側との調停が13日に不成立となったことを受け、提訴に踏み切った。退職金をめぐる問題では、別の退職者が起こした同様の訴訟で、会社側の支払が最高裁決定で確定しており、新たな退職金請求訴訟でも同様の結果が予想される。

今回提訴したのは、1999年から2004年の間に退職した元従業員ら。

琉球新報 2007年1月27日

第1交通への営業譲渡後、破産手続の開始決定を受けた琉球バス（破産管財人・宮里猛弁護士）の第1回債権者集会が26日、那覇市の青年会館であった。同社側によると、未払い退職金などに充てる総原資が現時点で約11億円集まり、最終的には、約15億4千万円に上ることなどが説明された。最終的な配当率は未定という。

説明では(1)独立行政法人労働者健康福祉機構が3月をめどに優先債権である未払い給与の一部を立て替える (2)その優先債権の残金部分を年内に支払う (3)それ以外は、財産を全処分後に充てる、などが報告された。

琉球バスの未払い退職金などの負債総額は、譲渡で解雇された現従業員分も含めて、総額約40億円～42億円。支払い原資となる譲渡代金8億5千万円や財産処分後の計約15億4千万円から税金などを差し引いた後、支払い率は10%程度になる見通し。

琉球新報 2005年1月27日

会社再建中の琉球バスを2001年に定年退職した2人が、合意していた退職金が未払いだとして、会社を相手に合計で約2450万円の支払を求める訴訟の第1回口頭弁論が27日午前那覇地裁（窪木稔裁判官）であった。会社側はこの日の弁論までに2人に各10万円を支払い、和解による解決を希望した。訴状によると、二人は約35年間、同社に勤務。定年退職時に受け取るはずだった退職金と年休換金分に関する合意が守られていないと主張。額はそれぞれ約1200万円以上あるが、1人が40万円を受け取っただけで、残りは支払われていないという。

沖縄県内高等教育機関における障がい学生支援の現状と課題 —聴覚障がい学生支援を中心として—

横山正見*

The situation and issues about support systems for students with disabilities who enroll institutions of higher education in Okinawa prefecture.
—Focusing on support systems for deaf or hard of hearing students.—

YOKOYAMA Masami

要約

沖縄県内高等教育機関ⁱを訪問し、障がい学生支援の現状と課題を聴覚障がい学生支援を中心に調べた。現状として障がい学生、聴覚障がい学生の在籍は増加傾向にあり、障がい学生支援への意識は変わりつつあることが分かった。課題として、中小規模の大学が多いため一つの大学ですべての支援活動が出来ないこと、障がい学生の在籍が途切れると取り組みが終わってしまうこと、そして、取り組みにばらつきがあり障がい学生の在籍に偏りがあることが明らかになった。また、障がい学生支援コーディネーターⁱⁱの育成や待遇の課題も挙げられた。今後の展望として、各高等教育機関が大学の特色に合わせた支援体制を整備し、ネットワーク形成と相互交流の必要性が見出された。

キーワード：沖縄県内高等教育機関 障がい学生支援 聴覚障がい学生支援 ネットワーク形成

Abstract

This paper attempts to grasp the situation about support systems for students with disabilities, focusing on deaf or hard of hearing students by visiting institutions of higher education in Okinawa prefecture.

It is found out that the number of students with disabilities are increasing and the support systems for their students are changing.

It is also found out that there are some issues as follows:

1. They can't provide all kinds of support menus all the time because of their small or medium-sized institutional scale.
2. The support systems for students with disabilities will not last long and they are up to the enrollment of those students. Once the enrollments of the students with disabilities stop,

* 沖縄大学 地域研究所特別研究員／障がい学生支援コーディネーター／非常勤講師
yokoyama@okinawa-u.ac.jp

they stop those kinds of supporting efforts either.

3. The supporting efforts for the students with disabilities vary among respective institutions of higher education and the number of disabled students are concentrating in several institutions.

In addition, it is also pointed out that the labor condition and educational systems of students with disabilities services coordinator staff are also problems.

For future prospects, it is necessary to construct supporting systems according to their characters of those respective institutions and to build networking systems among those institutions in Okinawa prefecture.

1. はじめに

日本学生支援機構（2015）によると、2014年5月時点での全国の高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校）に在籍する障がい学生は、14,127名であり、調査を始めた2005年以降最多となった。

2016年4月施行予定の障害者差別解消法により、差別的取扱いの禁止はすべての高等教育機関において法的義務、合理的配慮の不提供の禁止は国公立は義務、私立は努力義務となるなど、障がい学生支援は各高等教育機関の自主的な取り組みから法的な位置づけを持つ取り組みとなるⁱⁱⁱ。

障がい学生の在籍推移、障害者差別解消法の施行を考えると、今後も障がい学生の在籍は増加することが予想され、各高等教育機関の障がい学生支援の取り組みは急務である。

沖縄県内の高等教育機関においても全国と同様の状況が予想され、高等教育機関同士のネットワークづくりが求められる。

したがって本稿では、沖縄県内の高等教育機関における障がい学生支援の取り組み状況を報告し、課題や展望を考察する。筆者が所属する沖縄大学が聴覚障がい学生支援を起点としていることや「日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）^{iv}」の連携校に加入したことから、聴覚障がい学生支援を中心に考察する。

2. 用語の定義

障がい学生の定義は、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生」「日本学生支援機構（2015）」に加え、上記手帳を有しておらずとも高等教育機関が当該学生の困難や障がいを把握しサポートしている場合も含む。

「情報保障」とは、身体的なハンディにより情報収集に困難がある者に対し、代替手段で情報を伝えることであるが、本稿では第三者がノートテイク^v、手話通訳等を用いて音声情報を視覚情報に変換し聴覚障がい者へ伝えることをいう。「聴覚障がい学生支援」とは情報保障に加え、個別相談、理解啓発等も含めた聴覚障がい学生に関わる支援活動のことである。本稿では沖縄大学での表記に倣い「障がい」の表記を使用するが、法令や引用の場合は「障

害」を使う。また、本稿で「現在」と使う場合は2015年3月のことであり、「県内」とは沖縄県内のことである。

3. 先行研究

沖縄県内の障がい学生支援を比較検討した先行研究として、嘉手納（2007）、横山（2007）、東恩納・田中（2007）、田中・田場（2008a）（2008b）等がある。

嘉手納（2007）、横山（2007）より前史を概観する。沖縄県内高等教育機関で最初の聴覚障がい学生支援は、1999年度後期に琉球大学にて手話通訳派遣（週2コマ）が行われたことである。次いで、2000年度後期からはこの年に琉球大学に入学した聴覚障がい学生へ週3コマの要約筆記派遣が行われる。翌年は週9コマへ拡充した。

2002年度後期には沖縄大学でも聴覚障がい学生支援が取り込まれるようになり、週1コマの要約筆記派遣が行われる。2003年度からは学生によるノートテイクが始まる。2004年度には大学の取り組みも進み、全学的な委員会の設置、障がい学生支援コーディネーター（以下、コーディネーター）の雇用が行われ、組織的な聴覚障がい学生支援が始まる。また、同年に沖縄国際大学では学生によるノートテイクが行われる。

2005年度には名桜大学、沖縄キリスト教短期大学で聴覚障がい学生支援が始まり、琉球大学、沖縄大学、沖縄国際大学、名桜大学、沖縄キリスト教短期大学の県内5大学のシンポジウムが開催されネットワークがつくられる。

学生の動きがつくられる一方で、大学の関わりについてはばらつきがある。嘉手納（2007）は、自身の沖縄国際大学での聴覚障がい学生支援活動の経験を踏まえ、学生がコーディネーターを行う限界と大学が責任を持って聴覚障がい学生支援に取り組むべきであることを指摘している。コーディネーターが支援活動におけるキーパーソンであることは東恩納・田中（2007）も指摘し、ネットワーク形成の可能性にも言及している。

また、大学が組織的に障がい学生支援に取り組む必要性について、田中・田場（2008b）は障がい学生へのインタビューを基に明らかにしている。専門委員会、専門部署、コーディネーターの雇用、話し合える場所の確保など具体的な提案がなされ、障がい学生、支援学生、教職員が一体となった支援体制の必要性を指摘するなど、障がい学生支援の展望を示している。

これらの先行研究より、2000年前後に琉球大学で地域の支援者や団体の協力を得て聴覚障がい学生支援活動が始まり、その後県内高等教育機関に広まり学生による支援活動が定着したことが分かる。

大学の関わりについては、コーディネーターの雇用や委員会の設置などにおいてばらつきがあり課題が散見される。しかし、高等教育機関同士の協力は取り組み開始時より自然な形でなされ、一つの大学での取り組みが次の大学へ活かされ発展していることが分かる。

先行研究を踏まえ、本稿は沖縄県内高等教育機関の障がい学生支援の現状や課題を、先行

研究に含まれない高等教育機関も含めて把握するものである。県内9つの高等教育機関の状況把握はこれまでなされていない。

表1 2007年1月における沖縄県内高等教育機関の障がい学生支援状況（琉球大学は2004年度）

	沖 縄 国 際 大 学	沖 縄 大 学	沖 縄 キ リ ス ト 教 学 院 大 学 ・ 短 期 大 学	名 桜 大 学	琉 球 大 学
種 別	私立	私立	私立	私立	国公立
聴覚障がい学生支援開始年	2005年度	2002年度	2005年度	2005年度	1999年度
聴覚障がい学生数	2名	4名	2名	2名	1名
支援学生数（登録）	約20名	約50名	約60名	約25名	地域の要約筆記者
障がい学生支援コーディネーター	1名(学生)	1名(専務)	1名(兼務)	1名(学生)	
報 酬		図書カード	図書カード	現金	通訳派遣費
支援に関わる全学委員会		あり			
支援の拠点となる場所					

出典 嘉手納（2007）横山（2007）

*表1における「聴覚障がい学生支援開始年」とは、講義における情報保障を開始した年である。大学が組織的な聴覚障がい学生支援を開始した時期とは異なる。

4. 調査方法

2015年2～3月に沖縄県内高等教育機関を訪問し、障がい学生支援の現状や課題について基本項目（障がい学生数、聴覚障がい学生数、支援学生数、障がい学生支援コーディネーター、組織、教職員向け研修会、課題など）を基に1～2時間の意見交換を行った。伺った内容を文章と表にまとめ、改めてEメールや電話にて確認、修正加筆を依頼し、本稿への掲載の了解を得た。沖縄大学に関わるデータは掲載内容を書面にて学生支援課に提示し、学生部、総務課など学内手続きを経たのちに掲載した。次頁の表2は2015年3月における沖縄県内高等教育機関の障がい学生支援状況一覧である。

表2 2015年3月における沖縄県内高等教育機関の障がい学生支援状況

	沖 縄 国 際 大 学	沖 縄 大 学	沖 縄 キ リ ス ト 教 学 院 大 学 ・ 短 期 大 学	名 桜 大 学	琉 球 大 学	沖 縄 女 子 短 期 大 学	沖 縄 工 業 高 等 専 門 学 校	沖 縄 県 立 芸 術 大 学	沖 縄 県 立 看 護 大 学
種 別	私立	私立	私立	国公立	国公立	私立	国公立	国公立	国公立
学 生 数	約5,800名	約2,000名	約900名	約2,100名	約8,500名	約500名	約900名	約550名	約400名
対 応 者	コーディ ネーター	コーディ ネーター	職員	教員、職員、 学生	教員、職員	職員	教員、学生	職員	職員
障がい学生数	約20名	約20名		2, 3名	約10名 (各学部が個 別対応で支 援が必要と 判断した学 生は20名弱)		約20名 (未診断も 含める)	3名	
聴覚障がい学生	5名	4名		1名	1名		3名		
支援学生数 (登録)	約40名	約50名		約15名			約20名		
障がい学生支援 コーディネーター	2名 (1名は視覚 障がい専門)	2名					1名 (教育福祉推 進室長がコー ディネーターも 担う)		
支援活動経験	あり	あり	あり	あり	あり		あり	あり	
支援に関わる 全学委員会	あり	あり		準備中	あり		あり		
支援の拠点 となる場所	あり				準備中		あり		

5. 結果

5-1 沖縄国際大学

状況

沖縄県中部に立地する学生数約5,800名の私立大学である。2004年度より聴覚障がい学生支援に取り組み始め、当初は学生サークルによる支援活動であった。2011年度よりコーディネーターの雇用が始まり、2009年度より教務部学務課の「福祉ボランティア支援室（以下、ボランティア室）」が活動の拠点となる。

ボランティア室は、元々、社会福祉士養成に関わる実習や相談援助、介護技術支援を担っていたが、障がい学生支援やボランティア活動支援も担うようになる。事務スペースと学生の交流スペースがあり、勉強会の開催、学生の居場所、コーディネーターと学生のコミュニケーションの場となっている。

視覚障がい学生支援は1994年より「対面朗読室」で取り組まれており、県内で最も視覚障がい学生支援の歴史が長く、取り組み実績がある。「対面朗読室」には視覚障がい学生支援機器が揃い、担当職員が配置されている。

聴覚障がい学生支援については、教員向けに支援マニュアルを配布し、配慮や協力を呼び

掛けているが教員向けの研修会は行っていない。

現在、障がい学生は聴覚障がい、肢体不自由、視覚障がい、その他の障がい合わせて約20名在籍しており、年々増加傾向にある。聴覚障がい学生は5名である。

支援内容は、聴覚障がい学生へのノートテイク(手書き、パソコン)、映像資料の文字起こし、式典におけるスクリーンテイク^{vi}。肢体不自由学生への代筆支援、日常生活サポート。視覚障がい学生への点訳、墨訳^{vii}、対面朗読、点字プリンター、代読、代筆等である。支援学生は約40名おり、支援活動の報酬は現金支給である。

支援学生の育成はコーディネーターによる支援体験会や勉強会、外部講師を招いての短期養成講座である。支援に興味のある学生への説明対応を先輩学生が担うなど、学生のつながりをつくることを心がけている。聴覚障がい学生が講師を務める手話勉強会も開催している。

課題

教員向けの障がい学生支援マニュアルを配布しているが教員の理解や配慮に個人差がある。障がい学生の増加に伴い支援学生も増えているが、すべてをカバーできる人数の確保が難しい。また、障がい学生、支援学生が増えたため全体ミーティングの開催が難しい状況がある。

修学支援は行っているが、キャリアや就職のサポートはまだ行き届かず、今後取り組む必要がある。また、支援活動の中心を担う障がい学生支援コーディネーターが非正規雇用で、3年で交代するため取り組みの継続が困難である。

5-2 沖縄大学

状況

沖縄県南部に立地する学生数約2,000名の私立大学である。2002年後期より地域の要約筆記者による支援活動が開始され、2004年にはコーディネーターの雇用、委員会の創設が行われ大学も関与した組織的な聴覚障がい学生支援活動を開始する。2007年度には障がい学生支援活動が文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム」に選定される。

学生部学生支援課に障がい学生支援コーディネーター2名が配置され、障がい学生支援を担っているが、学生支援課職員や他部署の職員がノートテイクやトイレ介助を行うこともある。教員へは講義における配慮事項の資料を配布し、具体的な配慮事項について情報提供を行っているが、教員向けの研修会は行っていない。

障がい学生は聴覚障がい、肢体不自由、視覚障がい、その他の障がい合わせて約20名在籍しており、沖縄国際大学と同様に障がい学生の在籍は増加傾向にある。聴覚障がい学生は4名である。

支援内容は、聴覚障がい学生へのノートテイク(手書き、パソコン)、映像資料の文字起こし、式典や学内行事におけるスクリーンテイク、必要に応じての簡単な手話通訳。肢体不自由学生への代筆支援、日常生活サポート。視覚障がい学生への代読、代筆、資料のテキストデー

タ化支援、等である。支援学生は約50名おり、支援活動の報酬は現金支給と図書カードである。

入学式や講義での告知を行い、コーディネーター主催の支援体験会や勉強会で支援学生を養成している。毎週の定例会や夏の合宿を開催し学生とコーディネーターのコミュニケーションの機会を作りながら支援活動を運営している。

2014年度日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）主催のシンポジウムの実践事例コンテストにて新人賞に選ばれ、2015年2月に同ネットワークの拠点校に加盟した。

県内大学との連携として、沖縄国際大学と年に2、3回の合同勉強会や交流会を開催している。

課題

障がい学生の増加に伴い支援学生が不足し始めており、支援の量と質の維持が課題となる。支援活動の拠点がないため、ミーティングやイベント以外での学生とのコミュニケーションが取りにくい。また、コーディネーターの雇用形態は非正規であり、取り組みの継続における課題となっている。その上、障がい学生支援に関わる専門組織がなく、コーディネーターの力量に左右される状況がある。

卒業後を見据えたキャリア支援活動を行われておらず、就職活動等キャリアに関わる取り組みは障がい学生個人によって行われ、組織的な支援はなされていない。

5-3 沖縄キリスト教学院大学・短期大学

状況

沖縄県中部に立地する学生数約900名の私立大学・短期大学である。2005年以降に2名の聴覚障がい学生が在籍し、ノートテイク活動に取り組んだ。当初は保健室が担当したが後に学生課が担当するようになり、障がい学生支援コーディネーターの雇用、支援学生養成講座の開講、サークルの発足、消耗品の準備、謝礼（図書カード）などを行った。

その後、肢体不自由学生、視覚障がい学生の在籍があり、スロープ設置や点字プリンターの購入など設備面での対応とサポート職員の雇用を行った。現在は障がい学生の在籍はない。ここ5年の障がい学生数に大きな変化はない。

障がい学生支援に関わる委員会の設置や規定はなく教職員向けの研修会は行っていないが、教員の会議へ障がい学生の情報を提供し連携を心がけていた。障がい学生向けの奨学金も整備している。

今後も障がい学生が数年おきに入学することが予想され、その際はこれまでの取り組みと県内他大学を参考に取り組みを行う。連携や協力ができるネットワークがあるといい。

学内に「学生会」という学内行事を企画運営する団体があり、学生活動の中心を担っている。障がい学生支援に再度取り組む際も協力が得られるであろう。

課題

小規模大学のため、定期的に障がい学生が在籍せず、また短大生が半数を占めるため、サークルを含めたノウハウの継続が難しい。職員も少人数であり、障がい学生支援コーディネーターも他の業務との兼務となる。

5-4 名桜大学

状況

沖縄県北部に立地する学生数約2,100名の公立大学（2009年度まで私立大学）である。2005年度に聴覚障がい学生支援に取り組み始め、大学はパソコンの準備をし、学生がコーディネートを行っていた。当時2名の聴覚障がい学生が在籍したがその後の在籍はなく2014年度に再び聴覚障がい学生が入学し、再度聴覚障がい学生支援に取り組んでいる。

学生部学生課が担当し、学生による支援活動と民間企業の遠隔情報保障サービスを活用した聴覚障がい学生支援を行っている。教職員向けの研修会は行っていない。

障がい学生の在籍は聴覚障がい、肢体不自由、その他の障がい、あわせて約2,3名である。ここ5年の障がい学生数に大きな変化はなく2,3名で推移している。聴覚障がい学生は1名在籍している。

支援内容は、聴覚障がい学生へのノートテイク（手書き、パソコン）、遠隔情報サービスである。支援学生は約15名おり、「ウェルナビ」という学内行事の企画運営を行っている団体に関わっている学生も多い。支援活動の報酬は現金支給である。支援学生の育成は外部講師を招いての短期要約筆記講座である。

国公立大学ということもあり、障害者差別解消法の施行を見据え障がい学生支援に関わる委員会や学内規定の整備を行っている。学生支援の観点からは、学生に関わる機能を集約した「名桜大学学生会館SAKURAUM」という6階建ての施設が完成し、学生活動を総合的にバックアップする動きがつけられている。

課題

沖縄県の北部に立地するため、障がい学生支援をコーディネートできる人材の確保が容易でない。かつて聴覚障がい学生支援に取り組んだが、その後聴覚障がい学生の在籍がなく、障がい学生が途切れた時の継続に課題がある。教員においても障がい学生の受け入れに慣れておらず理解に個人差がある。施設などハード面における整備は進んでいるので、ソフト面の整備は今後の課題となる。

5-5 琉球大学

状況

沖縄県中部に立地する学生数約8,500名の国立大学である。1999年度に手話通訳、2000年度に要約筆記によるサポートを行い、沖縄県内高等教育機関における聴覚障がい学生支援の

先駆けである。当時は地域の支援者によるものであった。学内調整は聴覚障がい学生と担当教員が行い、講義における細かい調整は聴覚障がい学生が直接教員に働きかけていた。支援者の調整は地域の福祉機関が行っていた「横山（2007）」。

現在、障がい学生支援の担当は学生部学生課であるが、実際の支援活動は学部と担当教員が担っている。聴覚障がい、肢体不自由、その他の障がい、約10名程度の障がい学生が在籍している（各学部が個別で支援が必要と判断する学生は20名弱）。過去5年間の障がい学生数の推移に大きな変化はないが、発達障がい学生支援についての意識が変化した。

聴覚障がい学生は短期留学の1名がおりチューター制度を活用しながら学生生活を送っている。

肢体不自由学生の環境整備を中心に取り組んでおり、トイレをはじめとした施設の改修等を行っている。

障害者差別解消法の施行を見据え、「障がい学生支援室」の準備、障がい学生支援ポリシー、委員会、規定の作成等の準備を行っている。教職員向けの研修会「おきなわ学生相談フォーラム」を開催し学内外へ学生相談や学生支援の理解啓発を行っている。

課題

7学部9研究科と組織が大きく障がい学生支援も学部中心の取り組みのため、支援内容、情報の収集や周知において学部間のばらつきがある。聴覚障がい学生支援については2000年代前半に取り組んだが、聴覚障がい学生の入学が途切れたため今後本格的に行う際は、新たな取り組みとなる。また、物理的な課題として、キャンパスが広大なため肢体不自由学生の教室間の移動が容易ではない。

5-6 沖縄女子短期大学

状況

沖縄県南部に立地する学生数約500名の私立短期大学である。障がい学生支援は学生支援課が担当であり保健室も連携することになる。教職員向けの研修会は行っていない。

坂の途中に校舎があることや、エレベーターの設置されていない校舎もあるため、肢体不自由学生にとっては厳しい環境である。しかし、2015年10月に与那原町の新キャンパスへ移転しバリアフリー対応の校舎となる。ハード面が整備されることで今後は障がい学生の入学も予想される。障がい学生支援に取り組んでいる他大学の取り組み事例を参考に、短期大学で出来ることに取り組む。

課題

学生数が約500名の短期大学で支援学生がどれほど集まるかは未知数である。多くの学生は講義とアルバイト等で忙しく課外活動に参加しづらい状況がある。また、児童教育学科の場合、実習、就職活動、就職について実習先や就職希望先と調整する必要がある。

学内体制は少ない職員で学生に関わる業務を分担しており、障がい学生支援の担当につい

ては検討課題である。

5-7 沖縄工業高等専門学校

状況

沖縄県北部に立地する学生数約900名の国立高等専門学校である。中学卒業後から入学することができ5年間の本科と2年間の専攻科がある。1, 2年生は校舎に隣接する寮で生活を送り、約500名が寮生活を送っている。

2014年度に学生支援に関わる組織、規定を見直し従来の「学生相談室」を「教育福祉推進室（以下、推進室）」に改組した。改組の目的は、学内関係者の連携を深め学外の社会資源とも連携を取りながら「学生の権利擁護」を実現することである。「教育」と「福祉」の連携をより一層深めるため、とも考えられる。

障がい学生支援も推進室が担い、学生支援に関わる場所「サポートルーム」も整備中である。教職員向けの研修会は必要に応じて行っている。

身体障がい、発達障がい、精神障がい、未診断も含め約20名の障がい学生が在籍しており、5年前に比べ大きく増えている。増加の理由は、学生が相談につながり易くなったこと、障がいの対象が広がったこと、小中学校で支援を受けた学生が高専に進学したこと等による。

聴覚障がい学生は中程度も含め3名である。聴覚障がい学生の聴こえの程度もありノートテイク等の通訳のサポートは行っておらず、ピアサポートを中心とした学生寮における生活支援と座席の配慮などを行っている。ピアサポーターは6名である。

支援活動の運営は、教育福祉推進室長が出席する計画会議・モニタリング会議、臨床心理士が同席するピアサポート会議を定期的に行き、支援学生のケアも含めて取り組んでいる。

課題

障がいのために出来ないことと本人の努力不足との混同があり、合理的配慮の理解について教職員の間で個人差がある。市街地から離れた場所に立地しているため周囲に施設がなく、また日中は寮に留まることは原則的に出来ないため学内に様々な居場所が求められる。

5-8 沖縄県立芸術大学

状況

沖縄県南部に立地する学生数約550名の芸術系公立総合大学である。職員は沖縄県の職員である。かつて視覚障がい学生が在籍したが卒業したため、現在身体障がい学生の在籍はない。

視覚障がい学生支援はサポート職員の雇用、点字プリンター、点字案内、横断歩道に音の出る信号機の設置などであった。支援学生を組織しての支援活動は行っておらず、サポート職員の支援と担当教員の配慮等によるものであった。聴覚障がい学生についてはこれまで在籍を確認していない。

過去に発達障がい学生について、受け入れ専攻の教職員、カウンセリングアドバイザー、保健室のサポートのもと、無事卒業を迎えた例がある。

障がい学生支援は、教務学生課が担い保健室やカウンセラーも関わる。障がいへの理解と障がい学生の対応について教員向けの研修会を開催している。

大学の特徴として実技科目の授業が多いため、身体障がい学生の場合、実技における配慮や支援方法について教員との調整が重要になる。

課題

常に障がい学生が在籍するわけではないため、障がい学生の入学とともに取り組みが始まり卒業とともに終わり、障がい学生の入学があった際に、再度一から取り組みを始めることになる。さらに職員は県職員であり3年で異動となるため、取り組みの積み重ねや継続がしにくい状況がある。取り組みを組織的に進めることも課題である。

6. 考察（現状、課題、展望）

6-1 障がい学生支援の取り組み状況

沖縄県内の高等教育機関は、学生数が約400名から約8,500名であり、小規模から中規模であるが、ほとんどの高等教育機関で現在もしくは過去に障がい学生支援に取り組んだことがある。

障がい学生数は沖縄国際大学、沖縄大学、沖縄工業高等専門学校、琉球大学に多く、聴覚障がい学生は、沖縄国際大学、沖縄大学、沖縄工業高等専門学校、名桜大学、琉球大学に在籍している。そのうちノートテイクを中心とした情報保障は沖縄国際大学、沖縄大学、名桜大学で行われ、一部の大学に集中している状況である。沖縄大学、沖縄国際大学では支援学生不足の声も聴かれた。

これは、情報保障を必要とする聴覚障がい学生が、進学の時点で支援体制が整っていることを基準に進学先に選ぶからと考えられる「横山（2015）」。大学の取り組み成果ともいえるが、聴覚障がい学生の進学の機会が限られていることの表れともいえる。

そして、県内全体の聴覚障がい学生数は2007年の10名から14名に増加しているが、手話通訳はほとんど行われていない。聴覚障がい学生数の増加に伴い、ろう学校出身者をはじめとして手話を母語とする聴覚障がい学生が増えることが予想される。今後、ノートテイクに加え手話通訳の必要性が大きくなると考えられる。

進学先の偏り、支援メニューの偏りから考えても、聴覚障がい学生の進学の機会は十分に保障されているとはいえない。

6-2 高等教育機関の状況

小規模校においては、継続的に障がい学生が在籍しないため、障がい学生支援の継続や支援学生の確保について課題が聴かれた。特に短期大学は、タイトなカリキュラムの影響から

多忙な学生が多く、支援学生不足の課題が聴かれた。また、職員数も限られるため、障がい学生支援担当職員の確保が難しく他の業務との兼務とならざるを得ない状況がある。

国公立大学においては、障害者差別解消法の施行にむけ学内体制の整備が意識されており、私立大学から国公立大学へ障がい学生支援が広がる可能性がある。

6-3 コーディネーター

2007年において障がい学生支援コーディネーターは2大学2名であったが、現在は3高等教育機関5名である。コーディネーターは支援活動において中心的な役割を担い、欠かすことのできない存在である。障がい学生の増加、障がい学生支援が法的根拠を持つ活動となることを考えると、今後より一層コーディネーターの役割は大きくなる。しかし、コーディネーターを担える人材の確保は容易ではなく、沖縄県北部ではその傾向が強く見られた。支援者育成とともにコーディネーターの育成も今後の課題である。

また、コーディネーターの確保や育成にあたっては身分保障の問題も考えなければならない。現在、職員職でのコーディネーターは全員非正規雇用であり、雇用期間に限りがある。一時的な仕事ではなく、腰を据えて取り組めるよう雇用期間や待遇を改善し、専門職として位置付けることが求められる。

6-4 専門組織による取り組み

障がい学生支援は広まりつつあるが、コーディネーターや問題意識を持つ教員や学生といった個人の力に依るところが大きい。支援活動を各高等教育機関に根付かせるためにも、組織に依る取り組みへ移行することが求められる。

例えば、「障がい学生支援室^Ⅲ」のような障がい学生支援に特化した専門部署を設置することや「ダイバーシティ推進室^Ⅳ」のような障がい学生も含め様々な文化や背景を有する構成員が安心して学べる環境整備を行う部署を設置することも今後必要となる。

2007年に比べ委員会、規定、報酬、支援学生養成、拠点となる場所等、障がい学生支援に関する学内体制整備の意識は進んでいる。各高等教育機関が自らの特徴と学生のニーズ、そして今後どのような形の障がい学生支援を目指すのかを考えた上での組織整備が求められる。

6-5 ネットワークおよびノウハウ

常時障がい学生が在籍しない高等教育機関においては継続に課題があり、障がい学生が在籍する高等教育機関においても障がい種別によっては支援経験がないこともある。しかし、沖縄県内全体でみると、どの年度も必ずいずれかの高等教育機関に障がい学生が在籍している。小規模、中規模の大学が多いことを活かし、ネットワークを作り、ノウハウや課題を共有することが出来れば、障がい学生支援の取り組みは一步進むのである。

かつて自然な形で聴覚障がい学生支援が大学間を伝って広まっていったように、県内高等

教育機関はつながる素地を持っている。そのつながりを強化するためには、合同の勉強会、交流会やメーリングリスト等を活用して情報交換を行うなど、情報交換をしていくことが求められる⁵。

ゆくゆくはこのネットワークにコーディネーターとして活躍した人や障がい学生支援に取り組んだ卒業生が登録し、新たに障がい学生支援に取り組む高等教育機関にコーディネーターとして赴任する等、人材バンクとしての役割を持たせれば、より実質的な機能を携えたものになる。

一つの大学で取り組むのではなく、お互いが協力し沖縄県全体で支援活動を作ること、これが沖縄の高等教育機関における支援体制の姿である。

7. 論文の課題

本稿は県内の障がい学生支援の状況把握を目的としたため、教職員中心に聞き取りを行った。そのため、障がい学生や支援学生の声を盛り込むことができなかつた。学生の声を盛り込むことができたならば異なる状況や切実な課題も見えただろう。学生が障がい学生支援をどのように考えているのか、次なる機会に取り組みたい。また、他の教育機関や手話通訳や要約筆記など地域機関との連携についても今後の課題である。

8. 謝辞

沖縄県内の高等教育機関で障がい学生支援を担当されている皆様におかれましては、年度末のご多忙の時に訪問の受け入れ及び意見交換、そして原稿のご確認に応じて頂き誠にありがとうございました。感謝申し上げます。

参考・引用文献（50音順）

- 嘉手納泉也 2007年 「沖縄国際大学における聴覚障がい学生支援の今後の方向性」『2006年度沖縄国際大学総合文化学部人間福祉学科社会福祉専攻卒業論文』
- 白澤麻弓 2013年 「聴覚障害学生支援の現状と展望①」『週刊教育資料』 2013年 5月27日号 pp28-29.
- 田中敦士、田場加恵 2008年a 「沖縄県内の大学で学ぶ障害のある大学生への聞き取り調査からみた入試や修学での支援体制の実態」『琉球大学教育学部障害児教育実践センター紀要』No.9 pp15-38.
- 田中敦士、田場加恵 2008年b 「沖縄県内の大学における障害のある大学生への修学支援の現状」『琉球大学生涯学習教育研究センター研究紀要』Vol.2 pp21-29.
- 中島亜紀子 萩原彩子 金澤貴之 大杉豊 白澤麻弓 蓮池通子 磯田恭子 石野麻衣子 2010年 「一般大学における聴覚障害学生支援体制の事例分析」『筑波技術大学テクノレポート』Vol.17 (2) pp149-154.

日本学生支援機構 2015年 「平成26年度（2014年度）障害のある学生の修学支援に関する実態調査」

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク 2010年 『一步進んだ聴覚障害学生支援』生活書院

東恩納愛香、田中敦士 2007年 「沖縄県内の大学における聴覚障がい学生への支援コーディネーターの活動実態」『琉球大学教育学部紀要』No.71 pp147-157.

横山正見 2007年 「沖縄における聴覚障がい学生支援の現状と課題」『2006年度沖縄大学福祉文化学科卒業論文』

資料

首都大学東京ダイバーシティ推進室ホームページ <http://www.fss.tmu.ac.jp/diversity.html>

立命館大学障害学生支援室ホームページ <http://www.ritsumei.ac.jp/drc>

注

- i 沖縄県内の高等教育機関は、私立大学として沖縄国際大学、沖縄大学、沖縄キリスト教学院大学・短期大学、沖縄女子短期大学、国公立大学として琉球大学、名桜大学、沖縄県立芸術大学、沖縄県立看護大学、国立高等専門学校として沖縄工業高等専門学校、大学院大学として沖縄科学技術大学院大学がある。沖縄科学技術大学院大学以外の高等教育機関を訪問した。
- ii 障がい学生支援を持続的、安定的に運営する役割を担う。支援者となることもあるが支援者とは異なる。具体的な業務は支援学生の募集・育成・配置、教職員・関係部署との連絡調整、障がい学生の相談対応、理解啓発など障がい学生支援における個別、全体の調整を担う。コミュニケーション能力や障がい理解が求められる。
- iii 白澤（2013）によると、2006年12月採択された国連「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」に、締約国は高等教育を受けようとする障がい者に対し、「合理的配慮」の提供を求めている。これを受け、2011年8月に「障害者基本法」を改正し「合理的配慮」の文言を追加し、2012年12月文部科学省「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」報告にて正課教育の他、正課外活動も含め合理的配慮を行うことを求めている。そして2013年6月に「障害者差別解消法」が成立し、2016年4月から施行されることとなった。これらの国内法制度等の整備を踏まえ2014年1月に「障害者権利条約」を批准した。
- iv 聴覚障がい学生支援の発展と普及を目的としたネットワーク組織。2004年に設立され事務局は筑波技術大学にある。シンポジウム開催、教材開発、情報発信、研修会の開催など聴覚障がい学生支援の発展と普及に取り組む。現在23の大学・機関が拠点校として加入している。
- v 本稿で「ノートテイク」と使う場合は手書きノートテイク、パソコンノートテイクを含むものである。

- vi プロジェクターとスクリーンを利用し、会場全体にノートテイクの内容を投影する方法。
- vii 晴眼者（非視覚障がい者）が点字の文章を読むため墨字化すること。「墨字」とは晴眼者の使うひらがな、カタカナ、漢字などの筆記文字の呼称。
- viii 例えば、「立命館大学障害学生支援室」は、障がい学生支援の総合窓口として専門の職員が常駐し、障がい学生、支援学生、障がい学生を担当する教職員の三者を支援する。支援技術や関連情報の拠点としても機能している。
- ix 例えば、「首都大学東京ダイバーシティ推進室」は「多様な人々が大学のあらゆる場における活動に同様に参加し、等しく尊重されるような大学のあり方を作ることが必要である」（首都大学東京ホームページ）と考え、男女共同参画推進、障がいがある構成員支援、文化的多様性を持つ構成員支援に取り組んでいる。
- x 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）では、聴覚障がい学生支援における各地域の高等教育機関のネットワーク形成のため、「地域ネットワーク形成支援事業」に取り組んでいる。2015年度は沖縄大学を主幹校として、沖縄地域の高等教育機関のネットワーク形成に取り組むこととなった。2015年8月11日の第1回ネットワーク会議には、沖縄大学、沖縄国際大学、琉球大学、名桜大学、沖縄科学技術大学院大学、筑波技術大学の関係者約20名が参加した。今後他の高等教育機関の参加も募り、情報交換会、研修会、講演会等を開催する予定である。

日本と中国の農地権利システムの変貌

小川 竹一*

Transformation of Farmer's Land Rights System in Japan and in China

OGAWA Takekazu

要 約

日本と中国は所有制度も、農業に関わる条件も異なるが、「耕作者主義」に基づく家族経営農業の変化と農地権利システムの転変という視点から、両者の比較検討は一定の意義を有する。両国においても原因条件は異なるが、耕作者主義に基づく権利システムは、大きな変化を迫られている。日本では、農業従事者の危機的減少により、農業生産法人による効率的な農業経営に適合的な法制度の修正や一般株式会社の農業参入の許容がなされた。中国でも、若年壮年層の都市への出稼ぎ（農民工）の恒常化で、専業農家と出稼農家の請負権の出資による農民専業合作社の設立が奨励されたり、農業関連企業（龍頭公司）によるリース経営が許容されている。

本稿では、「耕作者主義」の理念とは矛盾をはらむ、農民の土地出資による法人経営あるいは株式会社企業リース経営が、両国の農地権利システムに根底的な変化を生じされるものであるのかを検討する。

キーワード：耕作者主義、法人の農地取得、農民専業合作社、請負権の出資（入股）

1. 比較研究の意義

(1) 比較の視点

日本と中国の農地制度は、それぞれの自然的地理環境、耕地面積と人口動態、経済全体に占める割合、国家社会制度の点においてあまりに相違が大きい。

ただし、農民一人当たりの耕地面積の狭小性、伝統的な家族小農制の存在、市場経済下での農業の劣位性などでは、共通点も存在する。

本稿では、日本と中国の農地制度を比較して、相互の相違点を際立たせることによって、それぞれの制度の特質をより深く把握することを目的とする。

たとえば、農業への企業参入に対して、日本において、地域的な農民主体の農地制度を保

* 地域研究所特別研究員、愛媛大学法文学部教授

持するために、一般株式会社の農地権利取得に対する反対が強く、ようやく2009年農地法改正で、一般企業の農地賃借権取得が認められたほどであった。これに対して、中国においては、農業インテグレーションを目指す農業関連企業（龍頭企業）による農地利用権取得が奨励され、企業参入は大きな流れになっている。

中国の農政が大胆に農地取引の市場経済化を図り、企業参入に関して様々な事例が存在している。このことは、株式会社の農地権利取得問題の考察に一定の参考となる。中国の集団所有制は、急速な市場経済化により、農地の権利システムについて多様な要素が加わり、複雑化の程度がはなはだしい。日本の農地権利システムの理論的経験的な蓄積は、中国の農地権利システムを理論的に整序するのに寄与するであろう。たとえば、日本入会権論の「総有」論や、農業生産法人の制度化の経緯や、集落営農化などは、集団と構成員農家との関係の規範化に寄与するであろう。

また、日本においても中国においても農村社会は、それぞれの伝統的な共同体的関係に支えられてきたものであり、農地権利システムにそれぞれの共同性がどのように反映されているかを見ることは重要な法社会学的課題である（表1参照）。

表1 農地権利システムの構造比較

	日 本	中 国
所有制度	①私的所有権に対する農地法による制限 ②非耕作者、株式会社による農地所有の制限・禁止	①農民集団を所有主体とし、集団構成員が総有持分権を持つ ②村民委員会が管理主体となる ③所有権処分禁止
管理制度	農業委員会による管理（売買、賃借権設定の許可、転用許可への審査）	村民委員会による統制（請負地配分、回収）、転譲の同意
権利移転方法	売買、賃貸借、基盤強化法利用権	転包、出租、転譲、互換、入股
自 然 人 (権利取得資格)	権利取得資格…経営耕地保持者	構成員資格（戸籍取得）により戸を単位として耕地の配分を受ける。
法 人 (権利取得要件)	①所有権取得…農業生産法人のみ可（農事組合、持分会社、非公開株式会社） ②賃借肩取得…一般法人も可（但し、解除条件付に限る）	①利用権（出租、転譲）取得…法人形態に制限なし ②出資財産・農民專業合作社（土地股份合作社）…出資財産として経営権取得
権利移動 統 制	所有権売買、賃借権設定につき農業委員会許可制	①集団所有権移転は不可 ②農家による請負権の互換、転譲は集団の同意により可
農地保護、 転用規制	①農用地地区…転用禁止 ②転用許可基準設定（農地法） ③転用許可（知事許可）に対する農業委員会の意見進達	①基本農地面積設定（18億畝） ②基本農地の指定…転用禁止 ③公益性のある自己転用（県許可） ④営利性転用は、地方政府の収用によって可能

(2) 比較の基準

本稿では、日本の第2次大戦後の農地改革と、中国の改革開放以後の農村土地改革において、「耕作者主義」から出発したと理解し、現在までの農地権利システムの転変を、耕作者主義からの変化の度合として捉える。

耕作者主義とは、耕作者自らが、農地に関する権利を有すべきであるとする理念である。

70-80年代に農地立法に関わった関谷俊作（元農水省局長）は、「農地耕作者主義」を以下のように捉える。その核心は、「農地の所有権、賃借権等を取得しようとする者は、権利取得後の農地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うこと、個人の場合は必要な農作業に常時従事すること、法人の場合は農業生産法人の要件を満たすこと、農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことの基本的な三要件を満たさなければならないことにある」（関谷俊作「農地制度見直し論議を検証する」農村と都市をむすぶ、2003年1月号、21p）^{注1}。

本稿において、関谷の「耕作者主義」概念を参考にして、農業経営の責任主体が、①個人の場合に耕作の主要作業に常時従事し、②法人の場合には、役員の一部数が、耕作及び関連作業に従事していることとして捉える。経営耕地が自作地を適当する場合を、自作地＝耕作者主義、借地が望ましいとする場合は、借地＝耕作者主義、借地＝耕作者法人主義、とする。農業経営に耕作者の意思が反映されない場合は、借地＝経営者主義として位置づける^{注2}。

2. 日本の「農地権利システム」と「耕作者主義」

2.1 「耕作者主義」の展開

本稿では、両国の農地改革には、共通してこの理念に基づいていたと捉え、それがどのように実現されたり、転換がされたりしたのかに焦点をあてて、比較を行う。

また、耕作者主義が含意するのは、農地は農地として利用すべきであるという「公共の福祉」の理念によって、農地所有権は、一般の土地所有権とは異なる性格を有していることであり、商品所有権としての性格は、制限されている。これは、農地改革により、農地が配分されたものであるとい由来にも基づくものである（表2参照）。

2.2 農地改革と農地法制定

日本においては、農地改革（1947-51年）により、寄生地主制を廃止し、自作農体制に転換した。農地法（1952年）は、農地改革の成果を守るために制定され、第1条に耕作者主義の理念をうたっていた^{注3}。ここに想定されている「耕作者」は、自然人の農家であり、法人は強く排除されていた。

日本での耕作者主義の出発点は、「自作農体制」であり、全農家が、自己所有農地を耕作するのが、最も適しているものとして捉えるものであった。

農地改革に至るまで、日本の農民は、寄生地主制と零細で分散した耕地のための生産効率の悪さにより、貧しい状態におかれていた。農地改革は、戦前期には、耕地面積の45%程度

に及んでいた小作地を寄生地主から強制的に買い上げ、これを従前の小作人に配分して所有権移転した。

農地改革は、農民をほぼ自作農とする成果をあげ、1952年に農地法が耕作者主義を理念とし、自作農体制と農地転用を防止するために制定された。農地法は、農地を自ら耕作する自然人（農家）のみに農地の権利を取得する資格を認めた。これは、「農地耕作者主義」と表現される。ただし、耕作者の権利保障方式には、有益費償還請求権を含めた利用権強化方式もありえたことに注意すべきである^{注4}。

農地法は、以下のような規制構造である。

- ①農地所有取得者制限・・・耕作者（耕作面積30アール以上）のみが新規に権利取得できる。
- ②農業委員会による農地管理・・・農民から選出された委員を中心とした農業委員会を設置。
- ③賃借権保護・・・設定、解約も農業委員会許可が必要で、引渡しを対抗要件とし、法定更新、拒絶制度を設けた。
- ④転用統制・・・農地保護のために、農地1筆ごとに農業委員会が審査する。
- ⑤小作地所有制限・・・在村地主・不在村地主の農地所有を制限・禁止する。
- ⑥小作料上限制限・・・農業委員会による統制小作料の決定

農地法は、民法の所有権制度とは、異なる理念から、農地所有権について規定した。農地所有権は、農地を農業目的での利用に限定し、権利資格を耕作者に限定し、売買、転用を許可制にした。

これは、公共の福祉（憲法29条2項）にもとづく制限であり、国民の食糧生産ための手段であるという公共性と農地改革により与えられたものであるということを根拠にしている。

農地権利システムで重要な役割を果たすのが、「農業委員会」である。（「農業委員会法」1951年）

地域の農地秩序を管理するために、農業委員会制度が設けられた。農業委員会は、市町村単位に設置され、選出された農民のほか、学識経験者が加わり、市町村に事務局が設置される、特別行政委員会である。許可、審査を通じて、農地法の理念の実現を、地域農民の自主管理において担うものとして位置づけられた。

2.3 農地法の変貌過程

(1) 農業基本法による自作農主義の修正

日本農業は、人が多く面積が少ないという零細な耕作面積に加え、田畠がひどく分散しているものであり、農家の所得向上のためには、零細分散錯圃状態の改善が必要であった。

1961年には、農業基本法が制定され、農地改良や売買による個別農家の経営規模拡大を図る方針を打ち出した。

1960年代には都市化や工業化が進行したため、離作者が出たが、農地売買の増加にはつながらなかった。農業基本法は、農地売買を通じて専業農家に農地所有権を集積すべきだとす

る政策展開を行った。しかし、現実には、兼業農家が残存し、規模拡大は、借地によらざるをえなくなっていた。ただし、兼業農家からの貸借は、農業委員会の許可を受けない、非法的な賃貸借が、増加していった。

(2) 自作農＝耕作者主義の修正

農業基本法に基づく農業政策目標である、農地売買を通じて、経営規模拡大農家を誕生させることができなかつたので、1970年農地法改正では、農地法の賃貸借保護規定を緩和し、小作地所有制限の緩和、小作料統制を廃止した。また、一方では、農地売買を奨励する目的で農地保有合理化事業法人を設置して、公的機関が農地を買取り、希望農家に転売する事業が創設された。

これらは、農地の流動化を促進するための規制緩和であり、すべての農家を自作農として維持しようとした自作農体制の修正し、規模拡大農家（「自立経営農家」）の育成を目指すものであった。

1970年代は、地域開発がいたるところで行われ、開発用地として農地が狙われ、転用期待が生じ、農地価格が著しく上昇していった。このため、農地を資産（商品）として意識する農家が増加してきた。転用期待価格が生じ、農地売買による規模拡大はいつそう困難になった。このような状況で、農地転用許可制は限界が生じ、農地転用の波及を押さえるために、農業振興地域の整備に関する法律（1972年 以下、農振法）により、農業振興地域を指定し、その中で農用地区を、原則的に転用をみとめない地域とした。これにより農地法の転用規制は強化されたが、一般の農業振興地域は、転用許容地域と意識された。

(3) 借地農主義への転換

所有権移転による経営耕地の拡大は限界があつたので、併せて利用権設定による拡大を図ることとしたが、農地法賃貸借設定は土地所有者が嫌うため、農地法適用除外の短期利用権制度が創設された。1975年に農業振興地域整備法の改正で「短期利用権制度」条項が付け加えられ、1980年制定の「農用地利用増進法」によって、制度内容が拡充された^{注5}。

増進事業は、市町村が事業区域を定め、地域農民の合意を得て、所有権移転、利用権設定のほか、利用権の交換による面的集積などの推進を行う事業となり、利用権設定が、権利移動の中心となった。農地法の権利移動統制は、1筆ごとの許認可であつたのに対して、市町村設定の事業区域内での貸借を包括的に効力を与えるという管理方法となった。

農用地利用増進法の制定に併せて、農地法改正も行われた。

「耕作者主義」は、耕作者の耕作権保障を最優先にする制度とすべきとするものであるが、この「短期利用借権」は、耕作者の制度的な権利保障を弱くし、不耕作土地所有者の権利を保障した面がある。権利保障は、市町村が仲介者的役割を果たすことによって担保するという立法意図であつた。農地法体制も存続している複合的制度は、「借地農＝（弱い）耕作者主義」と位置づけることができる。

(4) 借地農・耕作者主義と法人経営者主義の併存

1992年には、貿易自由化の圧力、食糧自給率の低下という環境条件の中で、農政の基本方針となるべく「新しい食料・農業・農村政策の方向」が策定された。

新農業政策は、効率的な生産を行う農家の育成を選別的に行うこととし、農地法改正により、効率的な経営を行う、農家・法人を「認定農業者」とした。利用増進法を拡充した「農業生産基盤強化促進法」（1993年）を制定し、認定農業者に利用権を集積することとした。

93年農地法改正により、後述するように農地所有が許される農業生産法人の設立要件が抜本的に緩和され、株式譲渡制限のある非公開株式会社も含まれるとしたことが、その後の株式会社農業参入への道を開いた。2003年には、耕作放棄多発地区での、株式会社の権利取得を認めた「特定農地貸付け法」が制定された。」

1999年には、農業基本法にかわる基本法として、「食料・農業・農村基本法」が制定され、食料の確保、農業の多面的な機能の発揮、効率的で安定的な経営の育成、法人化の促進を政策目標に掲げた。

新法の政策の基調は、効率的で安定的な生産を担う経営主体として法人経営を主要な形態にしようとするものである。株式会社に農地権利取得を認めるべきかについては、「耕作者主義」の観点から、強い批判が続いてきた。地域の耕作者が持続的に維持してきた農地利用秩序について、効率性、利潤獲得の論理を行動規範とする株式会社が参入しても、景気の動向などにより、撤退し、農地放棄されるなどの不安が理由である。

法人には、農業生産法人、非公開株式会社、一般株式会社など多様な形態があり、地域の耕作者あるいは地域企業が関与するものと、地域とは無縁の大企業の支配するものまで存在している。

1993年農地法改正では、農業生産法人制度を拡充して、5法人形態について、農地所有権取得を認めた。農事組合法人、合名・合資・有限会社のほか、非公開株式会社（株式の譲渡制限がある）に所有権取得を認めた。

会社形態法人は、役員要件について農業常時従事者1名、役員のうち過半数が年間60日に農業従事の要件を満たさなければならない。

株式会社に農地所有を認めたのは、農地法理念と乖離するものであったか。「耕作者主義」の主体である、農家は、地域との共生関係の中で経営主体として存在することを前提にしている。法人経営であっても、農業生産法人が、役員要件と耕作従事要件とで、農家の経営主体性が確保されている場合には、なお耕作者主義の要素を有し、「法人耕作者主義」と捉えることができる。しかし、株式会社では、利潤獲得の行動様式が優先し、地域と共生することが困難になることがあろう。

2009年農地法改正では、一般株式会社、NPO法人でも、適切に農地を利用しない場合の解除条件がつく、農地賃借権を取得できるようになった。①業務執行役員要件、②地域調和要件、③解除条件要件が課せられているが、②、③要件は、実効性が弱い。①要件は、耕作

従事ではなく、管理業務でもよい^{注6}。

法政策の基調は、法人主義に決定的に転換した。改正法はまだ、一般法人の所有権取得が認められていないこと、農地利用を怠る場合につき、解除規定があること、地域調和を乱さないなどの要件があることから、「借地農・法人主義」と言えよう^{注7}。

2013年に「農地中間管理機構法」が制定され、各都道府県に「農地中間管理機構」がおかれ、公募等により農地の貸し手から農地を集積し、これを借り手に貸し付ける事業が開始された。

3. 中国における「耕作者主義」の展開

(1) 人民公社解体による集団土地所有体制の成立

中国革命による土地改革法により、地主の土地を貧農に配分し、孫文の提唱していた「耕者有其田」が実現し、農民が土地の権利を持つことができた。

しかし、時を経ずして、家族経営が根づかないうちに、初級合作社運動、高級合作社設立の高まりへと集団化政策が進み、農民が出資した土地の持分を失い、さらには統一労働、統一所有権、生産物統一取得という、人民公社体制に移行し、所有権を失ってしまった。

無謀な生産計画や農民の生産意欲の喪失により、1982-3年に人民公社体制は崩壊していった。

人民公社が解体して、人民公社三級所有制から、1983年には農民の集団所有制へと転換した。生産大隊と生産隊は、自治的行政組織である、村（村民委員会）、村民小組と、経済活動を担い集団土地所有権を管理する集団的経済組織とがおかれた^{注8}。

農村土地は、構成員が持分を有する集団所有制（総有）に転換して、農家は、持分権として、家族数などに応じて、耕地の配分をうけ、家庭請負権を得た^{注9}。

本稿では、この集団所有権と家庭請負権との成立をもって、「耕作者主義」の法政策が成立したと解する。ただし、配分権は保障されていたものの、集団による再配分が頻繁であったために、個別経営にとっては負荷となる場合もあり、当初は、農地流通も制限されていたので、制限的耕作者主義と捉えるべきである。「集団土地所有＝制限的耕作者主義」として把握する。

なお、建国以来の、都市＝農村戸籍の峻別に体現される都市－農村の2元構造が維持された中で、市場経済化が進められていくことになったため、現実には大きなゆがみが生じた。こののち、「三農問題」（衰退した農業、疲弊した農村、貧困苦の農民）として、その解決が国家の最重要政策の重要課題として取り上げられていく。

(2) 家庭請負権の固定化

家庭請負権の第1次配分（1983年）後、成員間の家族数の変化に応じた実質的衡平をはかするために再配分が比較的頻繁に行われたことに対して、集団幹部の恣意的配分であったり、安定した経営を阻害する、などの批判から、国务院は、「大安定、小調整」（大規模な割替え

は行わず、小規模な調整にとどめる)、請負権の固定化を図る「30年不変」を指示した。土地管理法改正(1998年)でも請負期間を30年とする規定がおかれた。(14条)この方針は、さらに農村土地請負法、物権法で確認、強化されている。

憲法は、土地の流通について禁じていたが、1988年に憲法が改正され、用途を改変しない農家間の農家請負権の流通が認められ、土地管理法改正でも明文化された。」

この方針は、農村土地請負法(2002年)、物権法(2007年)でも踏襲されている。

この時期の特色は、農地流通(転包、出租、転讓等)により経営規模を増やした耕作者の権利保障が増したことにある。「集団枠内借地農＝耕作者主義」として捉えることができる。

(3) 規模拡大、企業の農業参入の促進

政府は、農業生産技術、流通の高度化や、効率的な協同経営を推進するために、協同組織の結成を奨励し、2006年に「農民專業合作社法」が制定された。

專業合作社の事業は、産物流通、購買あるいは、農業生産にかかわるものなど目的は多様であるが、請負権を出資し、入股方式による協同生産を行うものは、「土地股份合作社」と呼ばれている^{註10}。

法制定後には、合作社の設立は、従前からの協同組織が法により法人格を取得するなどで増えている。

農村土地請負法では、請負権流通方式の一つとして「入股」方式も、規定された。土地請負法は、農民が「請負権」を出資し、協同生産組織を形成して、利益の配分を受ける「股権」を持つことは認めているが、企業に請負権を「数量化」して出資し、「股」の配当金を受けることは認めていない。

「入股」方式は、80年代後半から、沿海村で、村落主導のもとに行われていたものであり、集団の生産設備、財産、土地をすべて、金銭換算して、これを「股」として成員に分割して配分し、一方、集団は回収した土地を、企業等に賃貸したり、企業を設立したりして、利潤を「股」に応じて配当している^{註11}。合作社法制定後は、このような集団による「股分制」ではなく、個々の農民による請負権の出資による協同生産組織が、設立しやすくなった。

国の政策の大綱は、農業関連企業を統合者(「龍頭企業」とする農業産業化、土地股份合作社・大規模経営農家など、多様な担い手の育成、他方では農村離農者の都市への定着化を図るものである。

ただし、農業農民專業合作社法は、協同組合原則に基づくものであり、企業が参加する土地股份合作社の実態あるいはそれを規定する地方法規とは矛盾が生じている。

(4) 農地流通の実態

2013年の経営規模拡大の実績は、以下のように報道されている。(「全国农地流转面积已达四分之一」2014年01月14日 来源:经济2014年01月14日「经济参考报」<http://news.xinhuanet.com/fortune/2014-01/>)

・2013年末における農村請負経営権の流通は、耕地面積中26%を占めている。

・新型の農業経営主体が不断に拡大し、多様な合作社が98万社にのぼり、200畝以上に達する家庭農場が、87万箇所、50畝以上の耕作農家が98万戸に、大規模養殖戸は、287万戸、農民に提供するサービス組織は、115万で、内15万組織が公益性のもので、100万組織が営利性のものである。産業化した龍頭企業は、12万社である。（1畝は、0.68 a）

2013年の中共中央・國務院の1号文件（《关于加强发展现代农业进一步增强农村发展活力的若干意见》）では、「土地制度の創新」を掲げ、①所有権、請負権の分離をさらに進め、所有権、請負権、経営権の分離を進める、②家庭経営を基礎とし、連合と合作により、社会化サービスにより支えられた、立体的な複合的現代的農業経営を生み出す、としている。

請負権と経営権の分化を強調しているのは、大規模な面的な広がりを持った農地流通は、個別の転包、出租形態では困難で、地域の多数の農家が請負権を出資して統一的な経営が可能となる入股形態によらなければならないためである。構成員の「請負権」が「股権」に転じていけば、出租などのように、個別の地片の貸借ではなく、「股」は、入股された土地の抽象的な割合を示すだけである。これにより合作社等は「経営権」を取得し、統一的な耕作が可能となる。

集団にとっては、「股」権化した構成員の持分権は、今後の集団の土地管理や利益配分にどのように関わってくるのが問題となる。

確定的に離農離郷した「請負権」保持者の有する耕地が合作社や規模経営農家等に移転された後、期間満了後もさらに継続的に「経営権」を保障する方策を設ける試みである。請負権の「股権」化により、請負権は、具体的な地片の耕作権ではなく、抽象的な面積割合である「股権」化したとき、その権利はどのように継承されるのか。

構成員は、総有持分権＝構成員権の一つの権利形態として「請負権」を有するのであり、この「請負権」を譲渡、出資などしたとしても、成員権は、なお留保され、集団資産からの配当、収用補償の配分権が残る。問題はいつ成員権を失うかである。

現在の方式は、都市戸籍への転換と引き換えに構成員権を失うとするのが、基本方向である。ただし、過渡的状态における扱いは、複雑になるであろう。

4. 日本と中国の農地権利システムの展望

4.1 「借地農＝法人経営者主義」への移行への危惧

本稿で、「耕作者主義」に以下のような意味を持たせて理解する。農業が、具体的な土地の上で自然人によって耕作されるのを根本としていることから、「耕作者」は、抽象的な概念ではなく、その地域に根ざした特定の存在であり、また、農業は、水利など地域的協力関係の中で営まれるものであるから、地域的利害も重要な行為基準となるものである。これに対して、一般的な株式会社の農業経営は、利潤獲得を優先論理とし、撤退も自由に行うことができるなど「地域」紐帯関係からも自由である。このような企業は、経営体としての効率、生産性を第1義とするという意味で、「経営者（体）主義」と捉えることができる。

ただし、すべての法人経営が、地域に根ざしていないわけではなく、地域での持続的な農業経営を担う法人経営ももちろん存在するが、これは法政策の理念の典型化とは別の問題である。

農業は、地方の農村を支える産業であったが、産業としての役割が低下したとしても、農山村を支える役割は、ますます重要になってきている。

日本の東北地方での米作農業の展開で、集落単位での、中心的な耕作農家に集落範囲の農地の耕作をゆだね、貸手農家は、補助作業を行い、出荷を協同で行う組織が生まれ、それを法人化して農業と地域を活性化できるか、それとも、農業担い手の減少により、企業的農業の展開が不可欠になってくるのか、日本社会にとって重用な問題である。

4.2 中国の「農地権利システム」の展望

(1) 二元社会構造と「農地権利システム」の課題

どのような農地権利システムをとるのかは、中国にとって、日本以上に重要な課題である。

中国社会を規定する「都市－農村二元構造」は、都市－農村戸籍の峻別、都市部土地国有制－農村部土地集団所有制の区別とからなっている。

その中で「三農問題」、すなわち、農業の劣位、農村の疲弊、農民の困窮問題を解決する方向での、「農地権利システム」の形成が求められている。

農村過剰人口二億人を都市市民化すると同時に、その有していた「請負権」を、農業経営体（大規模農家、家庭農場、農民專業合作社等）に集積して、効率的で生産的な経営を生み出すことが目指している。

農民が都市戸籍を取得した場合には、集団が「農地請負権」を回収する方法があるが、現実的には、大量の戸籍転換は都市側の社会保障負担が増大するなど困難である。

中国は、日本と異なり、かなり以前から、農業産業化を目指し、食品企業によるインテグレーションのために、「龍頭企業」による農業参入が進められてきた。

企業が村の多数の農民から土地を借地して、農民を「雇農」として耕作させるような大規模リース農場は、耕作者主義からは離れたものとして、「借地農＝法人経営体主義」として捉えることができる。この形態は、村民の生産面における自立性が失われることによって、企業の影響力が大きくなりすぎるおそれがある。

(2) 「三権分離」の進行。

集団所有権と請負権との分離から、請負権と経営権との分離を加えて、「三権分離」を推し進める政策の方向性が、先に見た2013年中共中央＝國務院1号文件で示された。

これは、「双層経営体制」、つまり、集団に所有権が集中し、構成員が分散して使用収益する体制を基本的制度とすることからの転換を示している^{注12}。

農家は、「請負権」を入股、賃貸など多様な形式で、企業などの借り手に、農地の「使用収益権」を与える。農家は、配当あるいは賃料を、企業から受け取る。

これまで、集団所有土地の大規模なリースは、集団が、いったん農家から、請負権を回収し、農家には「株」(股)を与えて、集団が一括して、企業に、賃貸するという形式がとられてきた。1980年代に、沿海経済発達地区にある農村集団における例である。

「三権分離」政策は、個別農家が、集団の請負権の回収という過程を経ないで個別に賃貸することを進めるなど、請負権流通の自由化を図るものである。

そうであるとする、集団の農地管理は弱まり、集団土地所有農地の地域秩序を自治的に管理しうる機能を有する村民委員会などの役割は、どのようになるのであろうか。土地の管理力が縮小したことにより、大幅に地域での指導力が減少するおそれがある。

「三権分離」の進展により、集団所有権の内実も、大きく変わるであろう。村内で、農業生産に従事しているのは、「経営権」を設定された大規模生産農家、企業等であり、村民は、「股権」を保持して、都会で働いているという状態がより一層一般的になろう。

ただし、理論的には、請負権は「総有持分権」であるから、構成員は、請負権を出租、入股などしても、「持分権」そのものは保持している^{注13}。

「請負権」は、構成員資格とむすびついたものであり、集団所有権は、「総有」の性格を持つものであるから、「請負権」ないし「股権」は、「総有持分権」である。「股権」保持者の独立した村外での生活が長くなったり、家族間でのその継承をどのようにするかなど、「股権」が財産権として意識されてくることによる問題が生じてくるであろう。集団所有体制に混乱が生じないように、現実的で理論的な裏付けのある処理方策を建てる必要がある。

(3) 「農地権利システム」と地域性

日本の農地所有権は、民法に根拠をおき、民法の所有権規定は、法令の制限内における使用・収益・処分を定めるものである。農地所有権は、地域の耕作者の権利であるという具体的地域性を有する権利であった。農地改革によって、地域の小作人に配分され、権利移転は、農業委員会の許可(通作距離基準)のもと、近接地域耕作者しか取得できなかった。

一般株式会社の賃借権取得許容は、このような農地所有権が保持してきた地域性を失わせる恐れがある。是非は別として、地域性を核としてきた農地権利システムに深刻な動揺を与える可能性がある。

農地権利システムからの地域性の喪失は、耕作者が支えてきた地域社会において地域資源の核である農地の権利を外来者である株式会社が取得することにより、地域基盤が脆弱化する。

中国の請負権は、その地域集団構成員であるが故に、配分された権利であり、当該地域を離れ、集団からも離れた場合には、権利を失うべきものであった^{注14}。

請負権が「股」権＝株券化して、地域から離れても配当を受けることができることになれば、集団所有権は空洞化する。「股」権者が地域に残り、雇農として存在する場合にも、地域の自律性、集団所有権の独立性は極めて弱くなるのではなかろうか。

日本と中国においても、農地所有制の背景にあった「地域」の枠組みが動揺してきている。

企業の農地権利取得、請負権の「股」権化なども含めて、地域性を保持していくことが可能であろうか。日本の農地権利システムにおいては、一般企業の農地所有権取得を否定した上で、新規就農者に開かれた地域性を形成する必要がある。中国の農地権利システムでは、土地股份合作社を奨励した上で、実態に即した規範化を行う必要がある。一方では、村民委員会の土地管理機能を再構築して、地域の農地秩序を保持していくことも必要となる。中国の状況に対して、日本の農業委員会制度、農業生産法人制度は、参照すべき価値があろう。日本においては、企業の農業参入がより展開している中国の経験から問題点を探ることが必要であろう。

表2 農地法の変化

事 項	1951年農地法	2009年農地法
目的	農地は耕作者が農地を所有することがもってのもっとも適当とする	「農地を効率的に利用する耕作者による権利取得を促進する」
農地取得資格	30アール以上の耕作者（自然人）	耕作者（面積は各市町村で定める）、農業生産法人、一般法人（解除条件つき賃借権のみ）、農地中間管理機構
所有権移転 賃借権設定	農業委員会の許可	同（特区で市許可も可能）*
賃借権解約制限	農業委員会の許可・法定更新	同左及び法定更新の例外
存続期間	存続期間・民法規定（20年以下） 法定更新、解約制限・	存続期間・50年以下 法定更新。解約制限
転用制限 ①自己転用 ②他主転用	知事許可（2ha以上は大臣許可）	知事許可（4ha以上は大臣許可） 都市地域は届出
小作地所有制限	北海道2ヘクタール 以外、50アール	緩和
小作料統制	最高額制限、金納	なし

*国家戦略特区（養市）2013年

注

注1 2000年農地法改正による農業生産法人要件は以下の通り。

- ①法人形態要件（農事組合法人、合名・合資・有限会社、株式譲渡制限株式会社）
- ②会社事業要件（主事業が農業関連（関連事業、林業を含む）事業）
- ③業務執行役員要件（農業関連事業に常時従事する理事が過半を占める）
- ④議決権要件（常時従事役員の議決権が過半を占めること）

従前は、農作業従事であったものが緩和された。

注2 耕作者主義、経営者主義の定義は、一定の基準に基づく形式的な分類である。

1990年農地法改正では、耕作者主義を法人要件に反映させるために、役員要件として常時農作業従事要件を置いていた。2000年農地法改正で、農作業従事要件が農業従事要件に緩和され、2009年改正では、一般法人でも、農地賃借権を取得できることになり、権利システムにおける耕作者主義の理念は、後退している。

注3 1962年農地法改正で農業生産法人制度が設けられたが、農家の法人化に対処するためであった。

注4 耕作者主義の内容については、論争がある。高橋大輔「農地制度改革をめぐる近年の議論について」生源寺眞一編『改革時代の農業政策』参照。

注5 利用増進事業における「利用権」は、賃借権、使用借権、作業受託権である。農用地利用増進法については、原田純孝「戦後農地制度の改正経緯とその効果・影響」原田編『農業再生と農地制度』2000年）18頁以下参照）

注6 一般株式会社の農地賃借権取得要件は、以下のとおり。」

①法人にあっては、その業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事すると認められること。

②地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的な農業経営を行うと見込まれること。

③農地を適正に利用していない場合に貸借の解除をする旨の条件が契約に付されていること。

法人の農地賃借権取得者が、上記の要件を満たさなくなった場合等には、農業委員会は、勧告、許可の取消し等の措置を講じるものとする。賃貸人が解除を行わない場合には、農業委員会が許可取消しを行うことができる。

①要件は、業務執行役員の一人以上が「地域の調整役として責任を持って対応できる者が、農業（マーケティング等経営や企画に関するものも含む）に参画できる者」である。農作業従事は、必要ではなく、東京本社勤務でも可ということになる。

②要件は、集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画などが内容となる。

注7 一般法人に、農地所有権取得まで認めなかった。これを認めると、農地法の権利移転許可制度が意義が喪失してしまうおそれがあった。農水省の説明では、所有権取得には、解除条件をつけることができないため、所有権取得を認めなかったという。

注8 ただし、実態面では、集団経済組織が設立されなかったり、されても村民委員会との二枚看板に過ぎない事例が大半となった。

注9 農村集団土地所有制については、小川竹一「中国集団的土地所有制と総有論」（島大法学49巻4号、「中国農村土地所有関係と物権法制定」（島大法学50巻2号、「中国農村土地集団所

有関係の研究動向について（１）（２）」地域研究11号、12号）参照。

- 注10 「股份」とは、持分を差し、これを「股権」（株）として出資し、社員権、配当権の根拠となる。
- 注11 沿海の経済発達地域の村民委員会の主導で行われた。南海村など著名で、極めて裕福な村が存在する。
- 注12 中共中央弁公庁、国务院弁公庁《关于引导农村土地经营权有序流转发展农业适度规模经营的意见》（2014年11月30日発）は、農村土地政策の大綱を具体的に指示するものである。
新型農業经营主体、すなわち家庭農場、專業大規模經營、農民合作社、龍頭企業を育成する。
このため、農業補助金を与え、条件を備えた合作社に直接投資するプロジェクトを設ける。
- 注13 「股份」とは、持分をさし、「股権」は、これを、権利として表象化して、社員権、配当権の根拠とするものである。
- 注14 現在では、農業戸籍と成員権とは、一致しているので、都市戸籍を取得すると成員権すなわち請負権を喪失することになる。
直轄市など大都市では、お農民戸籍者が、一定期間定住し、定職を持ち、住宅を所有しているなどの条件を設けて、都市戸籍取得を認めている。
他方、都市での不安定な生活を営む「農民工」にとっては、「請負権」を保持していることが、帰村できる可能性があるという意味で社会保障的な機能を果たしている。
村から、出稼ではなく、都市で安定した生活基盤を持ち都市戸籍を取得したものは、離村失権の原則により、構成員身分を失う。
構成員資格は、相続されない。請負権は家族ごとに配分され、相続ではなく、子供が本村に農民戸籍を有していれば、それぞれの構成員資格に基づいて継承し、期間満了後に再配分を受ける。

国際連合と沖縄の関係―「人権」「先住民族」「自己決定権」の視点から

仲 地 清*

United Nations-Okinawa Relations: From viewpoints of Human Rights, Indigenous People and Self-Determination

NAKACHI Kiyoshi

要 旨

第二次大戦後、設立された国際連合の役割は平和維持、人権保障、民族自決権確立などで、それらは国連憲章、世界人権宣言の中に規定されている。戦後続いた米軍統治下の沖縄では人権、自治権は限られていた。沖縄の人々にとって国連憲章と国連決議が、人権、自治権拡大運動のより処であった。論文は戦後から現在まで、沖縄の人々はどのように国連を活用してきたかを、歴史的に概観し、特に、「植民地付与宣言」に基いた「2・1 立法院決議」、さらに最近の「人権」「自己決定権」の視点から「先住民族琉球民族」の実態を国連委員会に報告する運動を分析して、沖縄と国連の関係の特質を明らかにする。

キーワード：国際連合、人権、先住民族、自己決定権、2・1 立法院決議

Abstract

The task of the United Nations is to keep peace, protect human rights and expand autonomy. The Charter of the United Nations and the Universal Declaration of Human Rights are broadly recognized standards to achieve these goals.

Okinawa was under the US military government from 1945 to 1972. Even after the 1972 reversion of Okinawa, it was the location of a large presence of US military and Japanese Defense Forces. In such a social and political environment, human rights and autonomy were limited by the US and Japanese governments.

The purpose of the paper is to examine how Okinawans have applied the goals and functions of the United Nations to promote social and political movement from 1945 to today. Furthermore, the paper attempts, using the case of Okinawa, to redefine the role of the UN today, especially in light of the current perception of its decreased role and influence.

Keywords : United Nations, Human Rights, Indigenous People, Self-Determination, 2・1 Resolution of Okinawa Assembly

* 沖縄大学地域研究所客員研究員

はじめに

1945年に設立された国際連合の理念は「国際平和の確立、人権と自決権の基づく相互協力、基本的人権の普及拡大」等で、国連憲章の中に明言されている。1957年から国連事務局に就職し、1979年には国連事務次長など要職を務めた明石康は、自著「国際連合 奇跡と展望」^(注1)で、「国連は世界の鏡、窓であり、世界の良識がどの方向に向かっているか、また各国が従うべき行動基準がどこにあるかを知らせてくれる」とその役割を述べている。具体的には歴史の中で積み重ねてきた「国連憲章」(1945年)「世界人権宣言」(1948年)「植民地独立付与宣言」(1960年)「国際開発戦略」(1970年)「友好関係宣言」(1970年)「ミレニアム宣言」(2000年)などが、「世界の世論、規範、方向」である。これらの憲章、宣言、決議文は国連創立以来、加盟国が国連総会、理事会などで審議、国家間交渉等を経て、築き上げた国際的な財産であり、国際問題を解決する際の基準となっている。

また、事実、二度と世界戦争を起こさない目的で創立された国連は今日まで多種多様な問題に対峙して、解決してきた。いわゆる、明石はこれらの役割を国連有用論と呼んでいる。一方、特に冷戦時代において国連は、社会主義と資本主義圏に分かれ、2ブロックの筆頭であった米ソの強い影響力に左右されて、国連加盟国の期待が十分に果たせなかった事例もあり国連の働きは評価されなかった。すなわち無用論であった^(注2)。

太平洋戦争で日本が敗戦し、1945年から1972年の復帰まで米軍政府は沖縄を統治した。その間、沖縄県民は祖国への施政権返還、基本的人権の確立、自治権の拡大運動を展開してきた。その運動の展開の際、国際連合憲章、世界人権宣言、植民地独立付与宣言、国連総会の決議等は沖縄県民が運動を展開する際によりどころになった場合もあった。沖縄県民にとって、国連は明石がいうように、沖縄県民の政治、社会運動の基準であった。

論文は1945年から現在まで、沖縄県民が国連を活用した歴史上の事例を分析し、沖縄県民の国連に対する期待度を明らかにする。

1. 米の国連信託統治領案とサンフランシスコ講和条約第三条の制定

(1) 沖縄に対する国連信託統治領案と日本への返還論の対立

沖縄戦は1945年6月23日、沖縄の守備防衛にあっていた日本帝国陸軍第32軍司令官、牛島満中将の自害によって、日本軍と米国軍の組織戦は終結した。3月末に那覇市の西側沖合の慶良間諸島に上陸した米軍は、1945年4月1日、読谷に軍政府を設立して沖縄占領統治を開始した。日本本土では広島と長崎の原爆投下を経て、8月14日、天皇陛下が「ポツダム宣言」の無条件受託を宣言し、終戦となった。その後、ダグラス・マッカーサー極東軍司令官の占領政策が始まった。

終戦を迎えない前から、米国ではすでに対日戦争の結果、得る予定の日本の旧委任統治領の南洋群島、南西諸島などに関する所有、統治のあり方の検討がなされていた。アメリカの沖縄統治の歴史と政策を研究してきた我部論文によれば、旧委任統治領は米国が主権を持つ

ことで米政府内ではまとまっていたが、南西諸島については国防省統合参謀本部が信託統治領戦略区に指定して統治、国務省は日本への返還を検討し、方針は分かれていた。信託統治領戦略区とは「信託統治理事会の承認を得て、特定の地域を戦略区に指定して、そこに宗主国は軍隊を駐留させることができる」の内容で、1947年4月2日の国連安全保障理事会で、決定されていた^(注3)。米国の統合参謀本部はその決議条項を使って、南西諸島、小笠原諸島を米国の単独の施政権者とする国連信託統治領の戦略区として国連へ提案する方針を決めていた。

一方、国務省は琉球諸島に関しては「ポツダム宣言第8項『カイロ宣言』の中の『我等の決定する諸小島』に該当し、いずれ日本へ返還されるべき」との見解をとった。また、それを支える根拠として、我部論文は沖縄と日本の文化的、歴史的な関係、沖縄統治に要する財政的負担、そして政治的、外交的困難さをあげ、米国務省は「沖縄は日本領土で、返還すべき」と捉えていた^(注4)。この沖縄に対する国防省と国務省の対立、別の表現を使えば在沖琉球民政府と在日米大使館の沖縄統治に対するスタンスは沖縄が日本へ復帰した1972年まで続いた。

その頃、沖縄県内の有識者は沖縄の行く末に関心を寄せていた。それは、特に、政党結成時の政党綱領の中に表れた。1947年6月に結成された「沖縄民主同盟」は反共主義者の仲宗根源和が中心になって結成し、独立国「琉球共和国」の設立を提唱した。瀬長亀次郎、兼次佐一ら左翼的指導者が1947年7月に設立した沖縄人民党は「全勤労者を代表する民主政治」を定めていたが、沖縄の将来の帰属については、まだ触れてなかった。沖縄人民党は復帰後、日本共産党に合流した。

一方、1949年9月、沖縄県美里村で大宜味朝徳の下に沖縄社会党が、1949年10月、那覇市首里で兼島信榮の下に琉球社会党が誕生した。その二つの政党は1週間後、合同して「社会党」となった。その基本政策は「米国信託統治領案の支持、米琉関係の改善、防共強化策、民主政治の推進、琉球産業の機械化、外資導入関歓迎」などが含まれていた^(注5)。

1950年の琉球政府の知事選挙と議員選挙が実施され、立候補者の支持別に、政党の再編が行われた。平良辰雄候補を推すグループは沖縄社大党、松岡政保候補を推すグループは共和党を結成した。それぞれの政党は沖縄人民党が自主政府、沖縄社会大衆党は沖縄県自治州、沖縄民主同盟はアメリカの一州、共和党は独立国を政策に掲げた。沖縄民主同盟と社会党は共和党候補の松岡を支持した。

ところで、サンフランシスコ条約締結以前に、社会党の大宜味がなぜ、いち早く「アメリカを施政権とする国連信託統治案」を提示したのかに関しては、さらなる研究が必要である。大宜味は「国連設立の理念、国連信託統治政策の役割」について知識を持っていたかという研究課題が残る。その大宜味は、1897年（明治30年）5月18日、沖縄県美里村泡瀬に生まれ、県立農林学校を卒業した後、近衛隊に入隊し、除隊後、新聞記者を経て南洋群島へ移住した。南洋から帰郷し、1947年9月10日には、大宜味は沖縄社会党を創立した。アメリカを施政権

者とする国連信託統治領案を提案し、その後、独立するという構想だった。それから10年後の1958年、「琉球国民党」に名前を変えて、他の政党が日本への復帰を掲げる中で、アメリカのドル経済圏の中で米琉が協力して、その後、琉球は独立することを公約に掲げた。しかしながら、1977年、大宜味の死とともに政党の活動は終わった^(注6)。

サンフランシスコ講和条約第三条によって、沖縄は米国が「国連の信託統治領戦略区にすることを提案するまで、米国が単独で統治する」と規定された。これは沖縄と国連の関係のスタートであった。

サンフランシスコ講和条約第三条で示された「沖縄の国連信託統治領案」を米国は、沖縄が日本へ戻った1972年まで提案せず、未達成だった。1951年9月、アメリカのサンフランシスコに日本と連合国52国が集まって、サンフランシスコ講和会議が開かれた。サンフランシスコ平和条約締結は日本にとって次のような意味がある。一つは、極東軍による日本に対する占領政策が終わって、日本が独立したこと、二つは米国は沖縄を国連の信託統治領案を提案するまで、単独で統治することと潜在主権は日本にあることを認めたことにある。よって、講和条約終了後は、いつか沖縄は潜在主権を持つ日本へ返還されるべきという方向性が示された。その後、沖縄の各政党、沖縄の人々は沖縄の将来像に対する関心は低くなり、日本へ復帰する運動に変わっていった。

(2) 未提案だった沖縄に対する信託統治領案

1972年、米国は沖縄に対する施政権を日本へ返還した。結局、米国は沖縄を平和条約第三条の規定どおり、沖縄を国連の信託統治領案を提案しなかった。講和条約は、同日結ばれた日米安全保障条約と一対となっていた。沖縄側から、第三条を履行せよと要求する県民、政党の声もなかった。むしろ、第三条を撤廃し、早く日本へ復帰することを多くの県民は望んだ。すなわち、講和条約締結後、沖縄側は国連の信託統治領下に置かれることを望まず、日本への復帰を望んだ。また、明らかなことであるが、米国は沖縄を戦略上の目的で沖縄に駐留する目的であったので、沖縄占領開始から日本へ復帰した1972年まで、米国は国連へ提案する意図は全くなかったと、言える。国務省と国防省の意見は、結局、米国が国連へ提案するまで、沖縄を統治する形でまとまった。

2. 琉球立法院の国連活用

(1) 国連植民地付与宣言と 2・1 施政権返還要請決議

1962年2月1日の琉球立法院の「施政権返還決議案」は、1960年12月の第15回国連総会において、「あらゆる形の植民地主義をすみやかに、かつ無条件に終止させることの必要を厳かに宣言する」旨の「植民地諸国、諸人民に対する独立許容に関する宣言」を根拠とした内容であった。米国民政府下で唯一の立法機関であった琉球立法院は、1962年2月1日、第19回議會を開き「施政権返還要請に関する決議案」を与野党全会一致で採択した。決議案は翁長助静（沖縄自民党）、長浜清栄（沖縄社会大衆党）、古堅実吉（沖縄人民党）、知念朝功（無

所属)の保守、革新、無所属の4議員が起草委員会を設置して、決議案を調整した。2月1日の第9回立法院議会の冒頭、翁長議員が提案し、決議案は審議することなしに、立法院議員の全会一致で決まった。

その主なる内容の部分は「アメリカ合州国による沖縄統治は、領土の不拡大及び民族自決の方向に反し、国連憲章の信託統治の条件に該当せず、国連加盟国たる日本の主権平等を無視し、統治の実態もまた国連憲章の統治に関する原則に反するものである。われわれは、いかなる理由があるにせよ力によって民族が分離され他国の支配下に置かれることが、近代世界において許されるべきものでないことを強調する。1960年12月の第15回国連総会において『あらゆる形の植民地主義をすみやかに、かつ無条件に終止させることの必要を厳かに宣言する』旨の『植民地諸国、諸人民に対する独立許容に関する宣言』が採択された今日、日本領土内で住民の意思に反して不当な支配がなされていることに對し、国連加盟国が注意を喚起されることを要望し、沖縄に対する日本の主権がすみやかに回復されるよう尽力されんことを強く要望する」であった^(註7)。

この決議文は、国連加盟国に送られた。沖縄が直接、世界の世論に訴えたことは、日本の政界に大きな影響を与えた。当時の野党・日本社会党は「国連憲章違反」「植民地状態」の視点をいれた「沖縄復帰決議」を国会で成立させることを要望していたが、与党の自民党は「米軍による沖縄支配は、国連憲章違反でもなく、植民地独立付与宣言を主導したAA(アジア・アフリカ)グループ、インドネシア等の発議においても、沖縄が植民地に含まれていなかった」などを根拠に、植民地ではないと取り上げなかった^(註8)。

(2) 「沖縄の日本復帰に関する要請決議」をサンフランシスコ講和条約加盟国へ送付

1964年4月27日の立法院は「沖縄の日本復帰に関する要請決議」を採択した。その内容の重要な個所は「沖縄の統治は沖縄住民の総意に基づかなければならない。ところが祖国復帰という沖縄住民を含めた日本国民の総意が無視されて、沖縄は、平和条約第三条によって祖国日本から分断され米国の統治が続けられている。このことは近代民主政治の基本原則に反するものであるが更に、日本が国連加盟国に一員となった今日、なお、その領土の一部である沖縄に対して更に統治が継続されることは、主権尊重、民族自決の国連憲章の精神にもとるものであるといわなければならない。よって、本院は、貴国が国連加盟国の一員及び条約締結国として、本院の意思を尊重し沖縄を日本国の主権下に服せしめる措置を速やかに講じてもらうよう強く要請する」であった^(註9)。この決議文の主旨は、アメリカの沖縄統治が国連加盟国の日本領土の一部、沖縄を統治しているので、国連憲章違反であるとした点であった。同決議文は、与野党一致の超党派でまとめ、「サンフランシスコ条約調印国は改めて国連憲章、世界人権宣言などに照らして沖縄の帰属問題を処理する義務がある」と、提案理由を中村暁兆議員(沖縄自民党)は説明した^(註10)。そして、同決議文はサンフランシスコ条約締結国であり、国連加盟国の49か国に送られた。立法院が国連加盟国に沖縄の実情を訴えて、再審を促した事例である。

3. 国連人権規約、「先住民族の権利に関する国連決議」の運用と人権委員会での訴え

(1) 下地玄栄の国連人権委員会会議の参加と国連誘致運動

沖縄大学の下地玄栄教授（経済学）は1996年3月18日から4月26日までスイスのジュネーブで開かれた第52回国連人権委員会にインドのNGO団体INS（国際非同盟研究所）の招きで、ネパールやバングラデッシュの代表と一緒に、国連人権委員会に参加した。「民族の自決」分科会で、「米軍基地が密集しているので、多くの人権侵害が起こり経済の発展が阻害されている」と、沖縄の実態を報告した^(注11)。

下地の国連人権委員会参加は、その後、国連活動に理解を示した仲間と一緒に、国連研究会の設立に結びついていった。具体的には「沖縄に国連アジア本部」を誘致する運動の展開であった。その構想は、公明党沖縄県本部が関心を示し、選挙公約の一つに採択した時もあった。

沖縄国連研究会は1999年12月20日、稲嶺恵一沖縄県知事に「国連アジア本部の沖縄誘致に関する要望書」を提出し、2000年3月24日の沖縄県議会企画総務委員会と本会議で、この要望書は採択されて、調査費もつき目出しができたが、その後の活動は休眠状態になっている。

沖縄国連研究会は「ニューヨークに国連本部、ジュネーブに欧州本部があるので、アジアにアジア本部が必要で沖縄が適地である。アジア本部を沖縄に誘致して沖縄を平和の発信地にする」が国連アジア本部構想の意図であった^(注12)。

(2) 松島泰勝の活動と琉球民族独立総合研究学会

沖縄の歴史には独立志向の底流が以前からあった。それを、実際の国連活動、学会活動まで高めたのは龍谷大学経済学科の松島泰勝教授と沖縄国際大学経済学科の友知政樹教授らのリーダーシップによる。共同代表の一人、松島は沖縄県八重山の石垣市で生まれ育った。早稲田大学大学院で経済学を学び、グアム、パラオの日本領事館で専門調査員を勤めた。島での体験は島嶼経済学の関心をうみ、島の政治、経済、文化的な自立へ向けた理論と実践に取り組んでいる。

松島は、自分は「琉球民族である」という立場で研究活動に専念している。彼の国連との繋がりには、「NGO市民外交センター」の代表・上村英明のアドバイスを、国連の人権委員会で沖縄のことを訴えた時である。「市民外交センター（SCG）」は1982、恵泉女学園大学教授で人権と先住民族の権利を研究している上村英明教授が設立し、1999年、国連経済社会理事会から特別協議団体の資格の認証を受けたNGOである。

松島は「沖縄は、戦前は日本政府、戦後は日本政府と米政府の統治、または政策下にある。沖縄の植民地状態は過去にも現在にもある」と、捉える。松島はまた「国連人権規約」「先住民族権利宣言」などの国際法を根拠に「琉球民族は自己決定権の行使が今もなされていない」とする。具体的には、明治政府による琉球処分、日本政府は米国が沖縄の施政権を日本へ返還をする際、沖縄県民に将来の政体を決定する「自己決定権」の行使の機会を与えなかったことを指摘している。

松島は1996年の「国連人権委員会先住民作業部会」に参加した。その参加の理由は「日本の法律では認められない琉球人の基本的人権を国際人権法のもとづいて議論できる場所が国連の先住民作業部会であり、作業部会における運動を通じて安保条約、地位協定に対抗できる」が理由であった^(注13)。そして、「琉球人は日本国民である前に、国際法上に規定された『人民（民族）』である。国連憲章は、日本の憲法や法制度が琉球に適用される1972年より先に成立したものであり、人民の自己決定権にみられるように、国際法で琉球人の諸権利は保障されている」に、理論の根拠を求めた^(注14)。

松島は沖縄を植民地状態と捉え、これからの脱植民地主義運動へ向けた根拠となる国際法、国連決議として次のように例示している。① 国の権利及び義務に関する条約（モンテビデオ条約）（1934年効力発生）② 「国際連合憲章」（1945年採択）③ 「植民地諸国、諸人民に対する独立付与宣言（植民地独立付与宣言）」（1960年採択）④ 「国際連合憲章に従った友好関係と協力に関する国際法の諸原則についての宣言（友好関係宣言）」（1970年採択）⑤ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）（1966年採択）⑥ 「先住人民の権利に関する国際連合宣言」（2007年採択）などである。しかしながら、日本政府は、アイヌ民族は先住民族として認めているが、琉球民族を日本民族と異なる民族とは認めていない。日本政府は琉球処分や沖縄復帰は日本民族、日本領土への統合としてとらえている。「琉球民族」「自己決定権」の流れを繋げると、「沖縄・琉球の独立」に論理は帰結する。また、松島は2011年6月21日、グアム政府代表として、国連脱植民地化特別委員会で、沖縄を非自治地域リストに登録し、国連脱植民地化特別委員会で議論することを要望した。1960年に採択された植民地独立付与宣言に基づき、非自治地域のグアムの政治的地位の向上へ向けて報告した。世界では現在16の非自治地（植民地）があり、グアムは植民地のリストに入っているが、沖縄は入っていない。

松島は賛同者と一緒に2013年5月15日「琉球民族独立総合研究学会」を立ち上げた。学会設立の趣意書によると「琉球民族は本来、独自のネイション（nation, peoples, 民族、人民）であり、国際法で保障された「人民の自己決定権」を行使できる法的主体である。琉球の地位や将来を決めることができるのは琉球民族のみである。琉球民族は独自の土地権、資源権、環境権、発展権、民族自決権、内政権、外交権、教育権、言語権等の集団的人権を有する民族である」と、学会設立趣意書で記した^(注15)。また、パンフレットによると、学会の特徴は「① 琉球の島々に民族的ルーツを持つ琉球民族による琉球民族のための学会② 琉球の独立が可能か否かを逡巡するのではなく、琉球の独立を前提とし、琉球の独立に関する研究、討論、そして実践を行う学会③ 全ての軍事基地の撤去を目指す学会」と記す。国連の人種差別委員会は、琉球の人々を先住民族であるとし、琉球人の権利を保障するようヤマト政府に勧告した。

そして、琉球人と日本人の違いについては、パンフレットは数々の歴史的事例をあげている。パンフレットは、まず1609年の薩摩による琉球国侵略、1879年のヤマトによる琉球国武力併合（いわゆる「琉球処分」）、1879年に「沖縄県が強制的に置かれた」、1945年の「沖縄戦」

で、琉球は「本土防衛のための捨て石」にされ、1952年の「日本の主権主家回復」の際には、切り捨てられ、米軍政府統治下に投げ捨てられて、1972年のいわゆる「復帰」に際しては、「建白書」は完全に無視され、日米の密約（核兵器再持ち込みと米軍基地無期限自由使用容認）により騙された」と、史実と現在進行中の差別的事例をあげて、琉球人は日本人でないと切り切っている。

さらに、学会員を琉球民族（琉球人）に限定していることについて、琉球の地位や将来を決めることができるのは琉球民族のみと限定する。その根拠条文として、国際人権規約共通第1条「人民の自決の権利」、市民的及び政治的権利に関する国際規約18条「思想、良心および宗教の自由」、第19条「表現の自由」、第27条「少数民族の権利」を根拠とする^(注16)。ちなみに国際人権規約第27条は「少数民族の権利」は「…当該少数民族に属するものは固有の自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」と定められている^(注17)。

国際人権規約の「人民の自決の権利」は、「すべての人民が自決権を持ち、政治的地位を自ら決定することができる」とする。いわゆる「自己決定権」で、今まで琉球住民にこれを履行する機会を与えられなかった。独立学会の活動は、主にこの国際人権規約の内容をよりどころとしている。

(3) AIPRの活動

AIPR（琉球孤の先住民族会）は、沖縄に於ける先住民族運動の先駆者である。1996年と1997年に沖縄県出身者が個人で国連・先住民作業部会（WGIP）に参加したのが、設立のきっかけとなった。AIPRは、その規約の中で、同団体の参加資格を「1879年以前に琉球に住んでいた人々の子孫で、琉球人のアイデンティティを持ち、その目的に賛同し、その活動に賛同し、その活動を6か月以上に亘って積極的に活動した者」である。入会の基準は厳しい。

石垣論文はAIPRのこれまでの活動を次のように分類し評価する。第1の役割は、国連や国連人権法関連の諸会議・シンポジウムなどに参加して、沖縄のことを知らせた。WGIPや「先住民族問題に関する常設フォーラム」（PFII）、国連人権理事会（HRC）下の「先住民族の権利に関する専門機構」（EMRIP）「人権差別撤廃委員会」（CERD）などに派遣した。第2の役割は、個々の国際人権法が締結国で尊重されているかをチェックする条約監視機関の活用である。AIPRはSGI（創価学会International）などの団体と協力して、国際人権規約・B規約委員会（ICCPR）やCERDなどに、琉球・沖縄問題に対する報告書や要望書を提出してきた。2005年来日した翌年、来沖した国連人権委員会（CHR）の特別報告者ドゥ・ディエンは沖縄の実情に関する報告書を国連総会に提出した。その報告書は、「日本政府による沖縄の征服・併合」「差別的な政策」、「米軍基地の過剰な集中」「沖縄の人々のアイデンティティに対する文化的、歴史的差別」などの内容が盛り込まれた。2008年にはICCPRが、日本政府は「アイヌ民族・沖縄人」を同規約第27条に係る「先住民族」と認め、かれらの「文化的遺産や伝統的な生活を保護・促進」し、かれらの「土地に関する権利」を認め、「琉球・

沖縄の文化や歴史」を通常のカリキュラムで子供たちに教えるべきだ、との勧告を出している。

2014年9月22日、沖縄地区選出の参議院の糸数慶子議員は先住民族世界会議の分科会に琉装で参加、「①UNDRIP18条で定められた意思決定に参加する権利を沖縄にも与える②日本全土の面積の0.6%にすぎない琉球・沖縄に、在日米軍専用施設の74%が集中している現状は明らかな差別③琉球民族の多くが反対する基地建設強行は、意思決定に参加する先住民族の権利の明白な違反であり、国連宣言30条の違反であり、軍事活動の禁止にも反している―などと訴えた^(注18)。

結論

1945年から2014年までの沖縄と国連の関係を歴史的に見てきた。サンフランシスコ講和条約締結以前は、米国を施政権者とする国連の信託統治領下に帰属を求める声は小さいながらあった。一方、米国には沖縄を信託統治領戦略区に指定する案と日本へ返す案があった。沖縄側は、信託統治の目的を十分理解していたとはいえず、「アメリカ統治下で経済的な豊かさを得て、自立（独立）するという考えが見え隠れする。

1951年にサンフランシスコ講和条約が締結された後は、日本が沖縄の潜在主権を持つということを保証に、沖縄は日本本土から切り離され、第三条によって米国が国連に「信託統治領案」を提案するまで、単独で統治することがきめられた。米国は1945年から1972年まで沖縄の米軍基地を自由に使える最高の条件を得た。

米軍政府下で、立法院は国連の「植民地独立付与宣言」を根拠に、沖縄がまだ「植民地状態にある」として、国連加盟国に送付した。さらに、「沖縄にはサンフランシスコ講和条約の精神が活かされていない」として、「沖縄の日本復帰に関する要請決議」をサンフランシスコ条約締結国に送った。これらの運動は沖縄のことを世界に訴えた事例である。結局、1972年の復帰で、「沖縄の植民地状態」は解決したようになっていた。

けれども、1990年中ごろから、少数ながら沖縄の植民地状態は今でも続いていると認識する人々、グループが出てきた。そこには、沖縄が日本へ復帰した後も、沖縄の基地問題、人権問題の抜本的な解決されない事実が背景にあった。また、冷戦が終わり、米ソの超大国をトップとする世界秩序が崩れ、世界では先住民族の権利を主張する運動が世界各地で生まれた。先住民族は、国内での人権蹂躪の訴えばかりでなく、独立を模索する事例も生まれた。また、スコットランドのイギリスからの独立運動など、世界では少数民族、先住民族の運動が各地で展開している。

松島泰勝教授、琉球民族独立総合研究学会、AIPRは、「琉球人は先住民族」「自己決定権の未使用」「植民地状態からの脱皮」を柱に、「国連の人権委員会」などで報告するなど、独立を視野に入れて運動を展開している。琉球民族独立総合研究学会は学会員を「琉球人」に限ると限定しているが、グローバル時代、ナショナリズムが消えつつある時期に、民族を全

面に出して「脱植民地主義」を主張していいかの課題はまだ残っている。1972年の復帰前は、国連の信託統治領案に依存する形で、または日本への復帰する目的で国連を活用してきたが、現在沖縄で起こっている日本本土から分離しようとする政治、社会運動の潮流は「人権」「琉球民族の権利」「自己決定権」を獲得し、独立をめざすことを目標にむしろ国連を後楯にしようとしていると言える。

はじめにの章で、明石の表現を借りて、「国連は世界の世論」であるとする視点をとった。その結果、沖縄にとって、国連は現在、政治、社会運動を展開する際の「権利」の根拠となっている。国連は国家で構成されているにもかかわらず、世界人権宣言は人民に自己決定権を与えているので、国連と沖縄の関係に注目すべき新しい側面が現れてきたことは大きな研究課題となる。さる2014年9月の沖縄県知事選挙では「琉球人のアイデンティティ」を掲げた候補者が当選した。また、スコットランドがイギリスから独立しようとする動きなど、世界では民族を基盤とする独立、自立の動きもでてきている。これらも国連の役割を活用した運動の新しい側面である。

注

- (1) 明石康『国際連合 奇跡と展望』岩波書店、2006年、92-94頁
- (2) 川上洋一『国連を問う』日本放送協会、1993年、172-174頁
- (3) 我部政明『日米関係の中の沖縄』三一書房、1996年、50-53頁
- (4) 我部政明、前掲書、52頁
- (5) 比嘉幹郎『沖縄の政治と政党』中央公論社、1974年、98-100頁
- (6) 比嘉康文『「琉球独立の系譜」琉球国を夢見た6人』琉球新報社、2000年、168-191頁。「信託統治領案」を提示した大宜味は沖縄の行く末を、米国援助の後、沖縄の独立を夢見ていた。それは、日本への帰国でもない。そのせいで、大宜味グループは、独立派に組み込まれている。「沖縄は植民地状態」にあると松島は指摘し、沖縄の独立を掲げている。そうすると、「国連活用は独立」に結びつくのは必然的なことであるか、という課題が出てくる。また、米国参謀本部は「信託統治戦略地域」の後、「日本への復帰と独立」のうち、どの案を選択しようとしていたのか、は今後の研究テーマである。
- (7) 琉球政府立法院事務局編『立法院決議集』、立法院事務局、発効日不詳、91頁
- (8) 沖縄県議会史編さん委員会『沖縄県議会史、第3巻通史編3』沖縄県議会、2014年、105-108頁。
- (9) 前掲『立法院決議集』108頁
- (10) 前掲『沖縄県議会史、第3巻通史編3』、163頁
- (11) 沖縄タイムス、1996年5月2日（朝刊）
- (12) 沖縄タイムス、2000年9月7日（朝刊）
- (13) 松島泰勝『琉球独立への道』法律文化社、2012年、128頁
- (14) 琉球独立総合研究会設立趣意書

- (15) 琉球独立総合研究学会パンフレット
- (16) 小田滋、石本泰雄編、『解説条約集 第9巻』三省堂、2001年
- (17) 石垣直「先住民族運動を琉球・沖縄―歴史的経緯と様々な取り組み―」沖縄国際大学公開講座委員会編『世変わり後で復帰40年を考える』沖縄国際大学公開講座委員会、1013年、275-309頁 この章は国連と琉球民族の関係を詳細に説明している。
- (18) 沖縄タイムス、2014年9月23日（朝刊）
(大阪大学大学院「国際公共政策研究科」特任教授)

魚毒植物を中心とした池間島における植物利用の記録

盛口 満ⁱ・三輪 大介ⁱⁱ

Report of fish poison plants and other useful plants at Ikema

MORIGUCHI Mitsuru, MIWA Daisuke

要 旨

宮古諸島・池間島において、かつて子ども達の間で行われていたという潮だまりを利用した魚毒漁を中心に、さまざまな植物利用や、それと関わるかつての暮らしの様子を、島在住の年配者から聞き取り記録した。

キーワード：魚毒・池間島・里山

1. はじめに

琉球列島の里山は戦後、特に1963年の大旱魃を一つのきっかけとしつつ、大きく様変わりをしている（盛口 2011）。現在は一様にサトウキビ畑がひろがる耕作地は、畑だけでなく田んぼも存在し、またそれらの農作物を生産するための肥料や、農作物を加工するための燃料も里周辺からまかなわれていた。農耕地や集落を中心とした、それらの自然のセットとでもいうべきものは、石灰岩地であるかどうか、背後に山が存在するかどうかなど、里のおかれた自然環境によって多様な有様を見せていた。著者の一人、盛口は現在、面影をしのぶことも難しい、そうした琉球列島の多様な里山の様子を、年配者からの聞き取りによって復元できないか試みている。例えばソテツの緑肥への利用に着目すると、琉球列島の里におけるソテツ利用は大きく二分されることがわかった（盛口 2015a）。また、琉球列島の里の自然を見ていくときの視点として、魚毒植物に着目することも試みている（盛口 2015bほか）。魚毒漁は、植物に含まれる成分によって魚を弱らせ、捕獲するもので、世界各地で古くから知られている漁法の一つである。すでに琉球列島の魚毒植物にどのようなものが利用されているかについての報告はあるが（長沢 2006）、聞き取り調査からはまだ記録・公表されて

ⁱ 沖縄大学人文学部こども文化学科 kamage@okinawa-u.ac.jp

ⁱⁱ NPO法人いけま福祉支援センター sumadati.ikema@gmail.com

いない魚毒植物もあることが明らかになってきている。琉球列島の魚毒漁に関しては、集落全体で行うもの、グループでおこなうもの、個人でおこなうものといった参加者の違いや、大人の男性が行うもの、女性や老人が行うもの、子どもが行うものといった地域社会における属性による違い、さらに川で行うものと潮だまりでおこなうものという場所による違いがあり、里ごとにどのような組み合わせで魚毒漁がおこなわれているかに違いがある（盛口 投稿中）。

今回調査を行ったのは、宮古島と橋でつながっている池間島である。池間島はかつて鰹漁とその加工品である鰹節工場によって栄えた島であり、漁業が島の経済の大きな位置を占めていた。また、耕地面積は狭いものの、島では畑作も行われていた。全体的に平たく、森林と呼べるような一帯はごく限られているため、かつて燃料としては海岸近くに密生するアダンが利用されていた。また、島には現在は海からは遮断されてしまっているが、以前は海水が出入りする塩生湿地であったイーヌブーと呼ばれる湿地がある。聞き取り調査を行うまでは池間島では魚毒漁は行われていなかったのではないかと予測していた。まず川がないこと。さらに成人男子は漁業を生業としているため、魚毒漁などという効率の悪い漁法などに時間をさくことはないであろうということからだ。しかし、結果からいうと、池間島においても魚毒漁は行われていた。

聞き取りにあたっては、日常池間島において福祉支援、学習支援、島おこしなどの活動を行っている三輪の手引きで年輩者を訪ねた。聞き取りを行ったのは2015年2月22・23日である。

2. 聞き書きの記録

長嶺 巖さん（昭和25年生まれ）

盛口：池間では石まき漁という、深海の魚を狙った漁があると聞いたのですが。

長嶺：大正2年に沖縄本島の垣花の漁民が池間にきて、漁をしていて、たまたましけで入ったのかもしれないけれど、この人が石まき漁を伝えたということです。たくさん水揚げをするので、どうやって釣るんだ……？と。それに港で石を積んでいくんで、怪しいなという事になって、釣りの様子をみにいって、話を聞いたら、石まき漁だった。池間では伊良波捨市さんという人が始め。

盛口：アカマチ（和名：ハマダイ）とかを狙ったのですか？

長嶺：マーマチとかアオマチとかが獲物。アカマチを狙うほど水深は深くなくて、深くても水深150メートルぐらい。イラビシの沖の水深100メートルから120メートルのところをやっていた。そこはリーフからどーんと深みに落ち込んでいて、その落ち込みの上のほうで漁をしていたわけ。昔はこのぐらいの水深でもけっこう魚がいたんでしょう。

盛口：水深100メートルを超える深さの魚を釣るのに、その当時はどんな素材の釣糸を使っていたのですか？

長嶺：そのころは綿糸です。ナイロンになったのは戦後ですよ。

三輪：今はもっと深いところまで、石まきをする人がいる？

長嶺：アカマチを釣るようになって、水深350メートルまで糸を下ろしています。今は電動リールもあるけれど大きい獲物は石まきのほうが食いつきが早いといえます。大きい獲物を1匹狙って釣るのは石まきのほうがいいと。ただし、量をたくさん釣ろうと思ったら、電動のほうが早いです。

三輪：スクリュースって知っていますか？

長嶺：うちにもあります。昔は、漁師が各自、漁場調査のために、おもりに穴をあけて、底にグリースとかを塗って、海底に落として、おもりの底のグリースにひっついてくるものを調べていたんですよ。

三輪：スクリュースっていうから何のことかと思ったら、これは測量石のことだったんですよね。

長嶺：自分自身はやったことはないけれど、やっているのをみたことはあります。錦丸の玉寄勢さんがやっていた。夏はカツオ漁で冬場は一本釣り。その一本釣りをするとき、スクリュースを入れて、漁場を探していたわけです。シマあてをしていたんですよ。GPSを使うようになるまで、みな、シマあてをしていましたよ。

三輪：宮古本島の保良にはムロアジを対象とした独特の漁がありましたね。

長嶺：これも糸満が発祥といわれています。キンコとも言われる漁です。

三輪：一年の決まった時期に行われる漁ですね。

長嶺：ムロアジがよってくる季節があって、それは6月ぐらいです。見張り番がいて、群れが近寄ってくると網を入れるんです。独特の地形が漁と関係しています。外海からリーフの内側に群れが入ってきて、リーフ内の深みのところにしかけた網で獲ります。獲れすぎて、加工することになって、池間の人加工に関わるようになりました。焙燻して、ムロ節を作るんです。ムロ節は鰹節よりも安いので、農家の人がよく買ったということです。本土のサバ節みたいなものです。今はもうこの漁はしていませんが、まだ網は残っています。保良にはムロ組合があったんですが、網元制度ではなくて、例えば12名が組を作って、それぞれ網を持ち寄って、共同で漁をしました。獲物も共同分配です。なぜこうした制度でムロアジを獲っていたのかというのが、興味深いですね。

盛口：池間でもスク漁はしていましたか？ スク漁をする場合は、共同で漁をしませんでしたか？

長嶺：スク漁は昔はよくやっていたよ。ただし、個人でするものでした。ミジュンが網を持っている人がいて、その人が個人でやっていた。

三輪：網を使う人はアンツカイと言いましたか？

長嶺：アンツカイと言いました。アンツカイは僕のおじいさんが池間でははじめです。明治43年にサバニを4隻買ってきて、追い込み漁を始めたんです。夏はカツオ漁のための生餌を獲って、冬は追い込み漁。八重山までも漁に行きました。ヤンマトビと言っていました。多いときは30人ぐらいも追い込み漁に行ったとおじいちゃんと言っていました。池間の追い込み漁は、伊良部よりも先に始めたものです。

三輪：水中メガネをつけて、魚を脅す旗を持って網に追い込むという漁ですか？

長嶺：そうです。棒のさきに房がついたおどしは、スルカンと言います。

三輪：鰹節を作るときの薪はどこからもってきたのですか？

長嶺：薪は多良間島から買ってきましたよ。伊良部からの薪もありましたが、多かったのは多良間島から。薪に使われたのはヤラブ（和名：テリハボク）です。ヤラブは火もちがよかったから。

三輪：多良間の記録を調べると、ある年、モクマオウが大量に切られていて、これは池間に運ばれたのじゃないかと思っているのですが。

長嶺：薪に使われたのはヤラブだけじゃないと思います。なまり節は5時間から6時間いぶしますが、鰹節は1か月かけていぶして、それから削って、カビ付をします。

盛口：琉球列島の各島で魚毒について聞いているのですが、池間では潮だまりなどに毒のある植物を投げ込んで魚を獲ったりすることはありませんでしたか？

長嶺：小さいころはやっていました。花が黄色の草です。結構背が高くて、密集して生えていた草です。潮だまりはツボと言います。そのツボに草をいれると、そこにいる魚がみんな獲れました。これは子どもがやるものです。大人はこんなことをしても飯がくえませんから。そこいらに普通に生えている草を使いましたよ。野原にも生えていた草です。

三輪：いろいろとありがとうございます。ちょっと島を回って、その草を探してみようと思います。

山口 修さん（昭和31年生まれ）

三輪：魚毒に使った草を知りませんか？

山口：名前はわからないなあ。ズガマスナスフサ（小魚を殺す草の意味）とかかなあ。葉っぱが細かったような気がする。

三輪：花は黄色ですか？

山口：黄色い花だった。何年前に見たことがあるよ。つぶして液体をツボに入れた。すると魚がしびれてびくびくして。お腹を上にして……とか。ただ、入れる量が少ないと、さわると逃げるけど。それと、ナマコを獲ってきて、ツボでさばいていて、内臓をツボに入れたら、同じようになるよ。

盛口：黒いナマコですか？

山口：いや、アカツツと呼んでいる、クリイロナマコ。これは、偶然発見した。何十本もナマコを獲ってきて、ちいさいツボでさばいていたら、そうだった。それにしても、魚を酔わす草は、何十年前までは普通にあったけれど……。青酸カリを使うようになってから、少なくなったのかな。ダイナマイトを使うようになったら、そっちのほうが効果が高かったしね。

三輪：生えていたのは、野原とかですか？

山口：海岸で集めていたよ。直立したかんじの草だった。サヌツのころに使ったという記憶があるけれど。もし、見つけたら教えようねえ。

三輪：よろしくおねがいします。

*後日、山口さんから三輪へ、かつて魚毒漁に使っていたと言う黄色い花の植物が見つかったと連絡が入った。盛口がその植物を見ると、マメ科の帰化植物、シナガワハギであった。

仲原ソエ子さん（昭和7年生まれ）

三輪：ウムクズのことについて教えてください。

仲原：大きなたらいと皮を剥いたイモを用意して、今でいうとおろし金ですってね。それから布に入れて、水を少し入れたたらいの中で絞る。しぼりカスは干してからつついて、これも団子みたいにしたり食べたり、お米に混ぜて食べたり。捨てるところはないさね。でんぷんはカラカラに干して。昔はミルクもないから、おっぱいがないときは、これをやわらかくして砂糖を入れてこどもにあげて。うちの母はこんなしたと。

三輪：イモを細切りにして干したものはスウズンと言っていましたか？

仲原：スウズンはおイモの薄切りで、3センチぐらいのものを干したものだ。これは雨降りで畑に行かれない時に食べました。スウズンはデンプンを取るよりも簡単さね。

三輪：ウムクズの料理はどんなものがありましたか？

仲原：デンプンに砂糖を混ぜてとろとろにして食べたり、子どものおやつにしたり。おイモを混ぜててんぷらもやっていたよ。ハルンナ（カタツムリ）もヌイジュー（和名：イシクラゲ）も食べました。ヌイジューは雨が降ったら出てくるから。ヌイジューとハルンナは一緒に味噌汁にしました。昔はお腹が減っていたからね、何でも食べたよ。昔は子どももたくさんいたからね。少なくとも4、5名。産めよ増やせよの時代だったから。10名以上子どもを産むと国から表彰をされたし。私の兄妹は7名です。

三輪：畑で作っていたのはイモ？

仲原：昔はキビを作っていなかったから。あとはコーリャンや麦、アワ。麦も大麦と小麦。小麦は味噌を作りました。

三輪：潮だまりで草をつついて、魚を獲りましたか？

仲原：そんなのもあった。ツボに入れてね、小さい魚を獲って。子どものとき、泳ぎに行った時の楽しみだったよ。草の名前はなんていったかね。あんまり上には伸びない草で、紫の花が咲いているよ。

盛口：昔は、生活に必要な水は井戸を使っていましたか？

仲原：そう、井戸。朝、鳥の鳴くのを待って、井戸に水を汲みに行つてね。朝の3時ごろ。クバの葉で作られた釣瓶。

盛口：釣瓶の綱は何でできていましたか？

仲原：アダナス（アダンの気根から作った繊維）です。船をつなぐロープも、昔はみんな、アダナス。

三輪：井戸はどこ井戸を使っていたんですか？

仲原：タニガー、トゥビガー……と、あつて。トゥビガーが一番遠かったけど、一番甘い水だった。昔は車も自転車もリヤカーもないから、みんな頭の上に載せてね。小学生のころから水汲みをして。水汲みでは相当苦労したよ。

三輪：焼き物はアダンの葉っぱだったですか？

仲原：そう、アダン葉。灯台の付近に生えているアダンから取ってきて。これも女の仕事。水運びも女の仕事。男は海に行くだけ。

盛口：マーニ（和名：クロツグ）の幹の繊維は使いましたか？

仲原：アダナスが便利だったから、みんなアダナス。ただ、キビを縛るのには、ススキの葉を干してなったものを使ったりしていた。

三輪：頭にかけて背負うアウダもアダナスですか？

仲原：アウダもアダナス。イモをいれて、海にいつて、海でイモを洗っていたよ。

盛口：蓑は何で作ったのですか？

仲原：ダイズとか入っていたチョウチンガーブクロという袋を使ってね。雨具がない時代だったから。

盛口：畑の肥料には何を使ったのですか？

仲原：金肥の無い時代だったから。豚のエサの残りや、豚小屋の汁をとって、4、5日ぐらいおいてそれをあげました。あとは、木の葉っぱも肥料にして。

盛口：何の木の葉だったのですか？

仲原：ユナギ（和名：オオハマボウ）の葉。これも肥料。

三輪：藻は使いませんでしたか？

仲原：イーヌブーにムー（藻）がたくさん生えていたから、これを取って肥料にして。青くてまっすぐなムーだったよ。汁をおとして乾かしてから畑に入れて。葉っぱは細かなムーだった。水の中から取つてね。シオのニオイがしてね。これを入れると、おイモがよくできたよ。

三輪：ユナギもたくさんあったんですね。

仲原：畑の隅に、ユナギが垣根になっていて。これは台風除けで。ユナギの下に野菜をつくると、野菜がよくできるよ。ユナギの葉っぱが下に落ちるから。あと、カンツバイのあたりは砂地でユナギが多かったさ。

三輪：ソテツは食べましたか？

仲原：食べなかったよ。宮古本島ではアクを出さずに食べて、死んだ人がいるよ。池間でも食べた人はいるけれど、私は食べていない。

三輪：スウズンはどうやって保存していたんですか？

仲原：上等に乾燥させてから、甕に入れて保存してね。これは雨が降ったときのご飯。スウズンは甘いよ。水に戻してから炊いてね。そのほうが炊きが早いさ。薪の経済にもなるし。

三輪：スウズンは長持ちしたんですね。

仲原：長持ちだよ。こっちはお米を作らないから、三食おイモ。スウズンはおいしかったよ。スウズンとおイモを混ぜて食べてね。スウズンを作るのは、季節は関係なくて、おイモがあったらいつでも作れた。ウムクズは、八重山から配給で持ってきたことがあるよ。八重山はイモをたくさん作っていたから。

盛口：アダンには水アダンと石アダンという種類があると聞いたのですが。

仲原：アダンも昔、食べていたよ。アダンの実の中身、炊いて食べたらナンクみたいって。アダンの実でも、おいしい木もあるし、おいしくない木もある。薪を取りにいったとに食べたりね。

三輪：家の柱にアダンの幹を使ったりしたのを見たことがありますか？

仲原：アダンは物干しの代わりに庭に植えていたよ。アダンに竿を渡してね。網元のおじいたちは、アダンに竿を渡して、網を干していたよ。網元は三軒あったよ。

三輪：ソエ子さんは、鯉節を削る仕事もしていたのですね。

仲原：高校にはいかないで、工場でフダ削りして。鯉節を削る刀、まだ持っているよ。ほら。鯉節を削る刀には三種類あって、一つ目がツキ棒。刀の柄のおしりに小指を当てて使うんだよ。もうひとつはヒキ棒。これは平たいところを削る刀。三つ目がハラクリといって、腹を削る刀。この刀を入れる刀箱もあってね。一日に5、60本削らしていたよ。

三輪：クロマメ（ササゲの一種）はいつ、畑に植えるものですか？

仲原：旧正月と16日の間に植えるもの。6月マメといってね。8月マメというものもあるけれど、これは台風時期になるからあまり採れない。

盛口：クロマメはいつ食べたものですか？

仲原：お正月とか、行事のときに食べたもの。私は今も毎年、マメを作っているよ。マメがないと、祭りじゃないみたいだから。自分で種を取ってね。種は買わないよ。スイカもそう。今が植え時期で、ハーリーの頃に食べられるよ。トマトの種も買ったことがないよ。種は取ったら、日陰で干してね。今、クロマメは買うと高いけれど、私は自分で種を取って育てているから、フキャギというお菓子を作るときも、マメがいっぱいのもを作さ。マメが

いっぱいのおいしいよ。ただ、最近、ネズミが多くてどうにもならない。マメも食べてしまうよ。

三輪：炊いたイモをつぶす時に使う、イビラという道具を見せてもらえますか。

仲原：倉庫にしまってあるよ。

盛口：イビラは何の木で作られているのですか？

仲原：ユナギだよ。ユナギは軽いからね。

三輪：今日はどうも、いろいろな話をありがとうございました。

*この聞き取りのあと、仲原さんから魚毒として使った草の名前を思い出したという連絡があった。それによると、青い花の魚毒植物はミズカニウサという名という。『伊良部離島 先人たちの暮らしと島方言』によると、伊良部島ではルリハコベをミズウサと呼ぶ……とあるので、ミズカニウサもルリハコベを指していると考えられる。

長嶺信夫さん（昭和8年生まれ）

西里 勇さん（昭和8年生まれ）

本村正美さん（昭和17年生まれ）

本村：魚を獲るのに使っていたのは、この草（ルリハコベ）だよ。この草をつぶして、車2台ぐらいの大きさのツボでやったよ。獲った魚は食べていたよ。

三輪：黄色い花の草を使ったという話を聞いたのですが。

本村：黄色い花の草は使っていないね。

三輪：ルリハコベは池間では何と呼んでいたのですか？

本村：名前はわからない。昔は知っておったけど、忘れた。ズガマビューヤスフサ（小魚を酔わす草）とかかな。使っていたのは、この青い花の草で間違いがない。

長嶺：魚だけでなく、タコも酔っぱらうよ。子どもたちは草をすって使っていた。年を取った連中は草を白でつついて粉にして、袋に入れて、リーフまで持って行って、入れて使った。水が青くなるまで入れたら、効くよ。昔の年寄りも、そう、やっていたよ。

西里：今の時期に生えているものだね。子どもの頃、この目の前の海に、ハゼみたいなやつがいっぱいいてね。穴の中に入るから、穴の中に草をつぶしたものをいれると、出てくるから、そうして遊んだよ。

三輪：タカマ（和名：ミナミトビハゼ）のことですか？食べましたか？

西里：そう、タカマさ。食べないよ。遊びだよ。

長嶺：子どもの頃は、学校から帰ると、鞆を放り出して、裸になって、海で毎日遊んだよ。

三輪：網漁に行くときのスーニ（サバニ）には何人が乗ったものですか？

西里：10名は乗るよ。20尺とか25尺とかの船だから。

三輪：八重干瀬までは帆を上げていったのですか？

西里：櫂でこいで行くよ。風がいいときは帆をあげるけど、冬はダメさ。

長嶺：追い込み漁だから、人がたくさん必要だったんだよ。スーバイジャオとって、ネムの木とかの長い木で竿を作って、その竿の先に鉄のパイプの切れ端とかをはめ込んで。これで、つついて音を出して魚を追ってね。そのあと、ロープを使えるようになって、人がそれほどいらなくなった。ロープにところどころ、ススキの葉とかをさして、そのロープをひいて魚を追い込んでね。昔はロープがないから、人が並んで魚を追い込んだ。だから昔の人は潜り上手さ。僕らの年頃の人までは潜り上手。池間は昔、追い込み漁が盛んだった。それをやめて、一本釣りになった。魚を獲ってきたら、広場で魚を売って、そのお金を網元に持っていく。そうすると、年の順番に配当があって。年取った人は10円とかあっても、若い人は、漁に行つて、日が暮れるまで魚を売つても、1銭、2銭。半分以上は網元のもの。若い人がもらえるのは、せいぜいおやつ代ぐらいのものだった。カツオ船もあつたけれど、カツオ船は親戚の者とかを優先に載せるから、親戚とかの関係がないものは、櫂をもって、追い込み漁に行つたさ。

西里：カツオ漁の季節の夏には、狩俣や伊良部から人が何百もきて、池間はもう人間ばかり。当時は金になるところは池間だけだったから、池間にきてカツオ工場で働いて。

長嶺：旧の10月に夏みたいがいい天気が続くころがある。これを10月ドリとってて、そのころまでカツオ漁をした。

西里：カツオ漁が終わると、次の漁期に備えて、繫船ロープを作つたり。ロープはアダナスで作つてね。太さは一握りぐらいもあつて。

長嶺：ロープが売っていない時代だから、自分達で作つてね。各家庭でアダナスを編んで、広場に持ち寄つて太くして。これも網元が船員に作らせるもので。

三輪：いろいろとありがとうございます。また、教えてください。

長嶺：そうそう、そこに生えている草（シマアザミ）は、根っこがイモみたいにして、それは膀胱の薬とって、昔は食べたよ。こんな薬草、池間にはいっぱいあるみたい。

以下、2015年2月23日の聞き取り

前泊博美さん（昭和27年生まれ・NPO法人いけま福祉支援センター理事長）

前泊：願いをするとき、茶碗とかは使わなくて、シャコガイの殻とか、ベビーガッサ（和名：クワズイモ）を器にしていた。昔はものを包むときは、カッサヌハー（和名：イトバショウ）を使っていた。

三輪：サニン（和名：ゲットウ）の葉は？

前泊：サニンは昔はそんなに使っていない。サニンモチを作る風習もなかったの。

盛口：昔は井戸が大切でしたか？

前泊：水にはすごい苦労した島です。フガーは唯一大きな井戸で、ここは洗濯場。洗濯をするのは、子どもの仕事だったんだよ。洗濯が終わったら、洗いものはそのへんの木に干して、乾くまで遊んで。井戸に入って泳いでいたら、したたかに怒られてね。水が干上がることもあって、そのときは、井戸の周りの石垣を足場にして、下までおりて水を使ったよ。タヌイガーという井戸の水は、亡くなった人を沐浴させるときに使ったもの。亡くなったときは、必ずこれをやる。ムッドウマイガーの水は、産湯に使うもの。トゥビガーは唯一甘い水で、他の井戸の水はしょっぱいわけよ。トゥビガーはただし、浅い。その水をクバの葉で作ったちっちゃい容器で掬うわけ。私の時代になると、缶詰を使って、これは貴重なひしゃくだった。井戸の石垣に足をかけて底へ降りて行って、缶詰で水を掬ってね。これはくそおもしろくないし、時間がとられるから。早く遊びたいのに……。だから、腹がたってね。

三輪：フクギの木の下にクバで作った繊維を巻いて、雨水を甕に集めたと言うのは知りませんか？

前泊：私は知らない。甕はあったけれど、これは井戸から組んできた水を入れるもの。あと、樋から流して雨水を入れる甕もあった。その後、米軍のタンクを使うようになるわけ。それからセメントで風呂桶みたいなものを作って水をためるようになって。

盛口：イーヌブーの話を教えてください。

前泊：イーヌブーの前の浜は干潟になっていて、縦に潜る貝（タイラギの仲間）もいて、うっかり踏むと、足の裏を切ってしまった。ミナミコメツキガニもいて、子どもたちはあれと競争するわけさ。イーヌブーとの間を隔てる水門のところにはシヌカンというカニがいて、これは爪が小さいけれど甲羅が大きくて、おいしかった。イーヌブーには授業をさぼって、鳥の卵をとりに行ったわね。イーヌブーの周りには浮島みたいな畑があって、そこには濡れないといけなかった。雨季になると水かさが増して水面上に出ているところが小さくなって。

山城美枝さん（昭和13年生まれ）

山城：うちのお母さんの名前はカニメガ。一人で10名の子どもを育てたよ。お父さんは4歳の時に亡くなっているから。私は味噌を作るけれど、それはお母さんから教わったもの。お母さんは、「貧乏な家庭でも味噌だけあったら生活できる」って言っていたから。昔は鯉節工場があったから、鯉節を削った削り粉がもらえたりしたので、それと豚の脂とで、脂味噌を作ってね。豚の脂はカンカンに入れてしまっていたよ。髪も、お母さんは豚の脂をつけていたよ。天ぷらも、豚の脂。豚は自分の所で飼っていて、年に4匹出していたわけ。あるとき、トンコレラがはやって、うちの豚のうち2匹がふらふらしていたから、

死ぬ前に殺して、冷蔵庫があるわけじゃないから、肉は塩でつけておいて、その肉を味噌で炊いて、人にくれたりしよったよ。

三輪：豚肉の塩漬けは、何と呼んだのですか？

山城：マース漬けといていた。お母さんは料理も上手だったよ。うちの三女も味噌をつけるからね。

盛口：味噌はどのくらいで食べられるようになるのですか？

山城：半年ごろで食べられるよ。今、去年の11月ごろにつけたものを食べ始めたよ。お母さんはダイズも作っていたし、塩も炊いて自分で作っていたよ。自給自足だよ。

三輪：海に貝とかも採りに行きましたか？

山城：お母さんがウミンチュ。小2から私もついて行ってね。お母さんは櫓を漕いで八重干瀬まで行ったよ。女の人ばかり10名ぐらいで、歌を歌いながらね。私も小さい時からウミンチュさね。

三輪：タコも採りましたか？

山城：タコは買う人いない。自分で捕ったものをゆでてから、燻製にして、天井に干して、切って食べておったよ。八重干瀬にいったら、タコ、3匹も4匹も捕ったよ。夜はタコはリーフの上にキレイに座っているよ。暗い夜の日は、タコは捕りやすいよ。イラウツ（ブダイの仲間）だったら、切って塩漬けにして。アイゴだったら、乾かして燻製にして食べておったよ。

三輪：魚はどうやって捕ったのですか？

山城：魚は手づかみで捕るよ。アイゴはお尻から手を伸ばすと刺されるから、頭のほうから押さえるよ。アイゴは追いかけたら横になるから、そうしたら頭を押さえて捕るよ。イラウツは網を仕掛けて、泳いでいるところを見つけて、石をイラウツの後ろをめがけて投げる。そうすると、ぱーっと泳いで網にかかる。そうしたら、網の底を持ち上げて行って、一匹ずつつかんでいくわけ。ただ、イラウツはすべるから持つのが大変。たくさん捕れたら、金肥袋に入れて、水に浮かして、浜まで引っ張って帰ったよ。ユラという黒い魚も捕ったよ。海に行くのは楽しみだけど、今は海にいっしょに行く友だちがいないよ。昔は、一か月に2回潮が引くから、必ず行っていたよ。7月までしか海には行かんけど。3メートルぐらいも潜ったよ。サザエも何月にはどこにいると分かっていたよ。タコなら5、6月はツボに入るとか。今はサザエもいないさ。

三輪：メガネをつけて潜ったんですか？

山城：昔のメガネ、まだあるはずよ。私のメガネはお父さんが作ってくれたもの。お父さん、器用だったよ。

三輪：ほかの女の人も潜っていたんですか？

山城：みんな潜っていたよ。

三輪：女の人たちだけで、八重干瀬まで漕いで行っていたのは知りませんでした。どのくら

い時間がかかったものですか？

山城：サバニで1時間ちょっとぐらい。早いよ。

盛口：鯉節工場があったとき、鯉節にしなかった頭とかはどうしていたのでしょうか。

山城：頭はもらってきて、炊いて食べたり。でも、いっぱいだったから、もらう人もそう、いなくて、畑に積んだり、船に積んで、海に投げたりもしたよ。鯉節にするときに出る、要らないところは海に捨てていたから、浜はウジでいっぱい。浜でカゴを洗おうと思っても、浜に立っているとウジがのぼってくるから、海の中に泳いで行ってカゴを洗ったよ。ハエもすごかったけど、ナマリ節をつくるときは網をかぶせてハエはつかさなかったよ。

三輪：アズキは今も作っていますか？

山城：6月マメは今が植え時。去年は1升3合採れたよ。生で食べるのがおいしいけれど、乾かしたほうが長持ちだから。私のお母さんのときは、2斗も3斗も採っていたけれど。8月マメというのもあって、これは5、6月に植えて、こっちのマメのほうがおいしいけれど、台風来ると消えてしまうわけ。マメを植えるときは、一晩水につけておいて、マメ同士を1メートルぐらい離して植える。あまりひつつけたら、マメにならないよ。肥料はいらない。

三輪：いろいろとごちそうにもなってしまうて、ありがとうございます。又お話をきかせてください。

前泊 勉さん（大正15年生まれ）

前泊政子さん（大正13年生まれ）

三輪：クロマメは今植えるのですか？

前泊：クロマメは旧の2月に植える。クロマメは4月マメと8月マメがあるが。味噌を作るのはウツマメ。

三輪：勉さんは、牛や馬を飼っていたのですよね？

前泊：今は馬も牛もヤギもない。馬は何頭もやしなっておった。馬車をひかせてよ。裸馬にも乗ったよ。

三輪：馬や牛は何のために飼っていたのですか？

前泊：馬は畑に使うため。荷物を運んでくれるさ。牛は各家庭にいたはず。牛は鋤を引かせるさ。牛は馬よりゆっくり歩くから、馬よりいいという人もいた。

盛口：ヤギは、木の葉を食べますか？

前泊：だいたい、木の葉を食べる。クワの葉が一番好きさ。

盛口：玄関先に、カラムシの葉を落とした茎がおかれていたのですが、繊維を取るためですか？

前泊：これはブーといって、繊維を取る。昨日、庭の草を取ろうとしたら目に入ったから、取っ

ておいた方がいいかなと。皮をむいて繊維にするが。植えたものではなくて、自分で生えていたものだよ。

盛口：馬の手綱は何で作りましたか？

前泊：アダナスで。

三輪：フダミ（アダナスで作った草履）はだれが作るものでしたか？

前泊：おばあさんたちが作ったよ。八重干瀬へ行くときに。15、6名も船に乗って、その船の中でなっていたり。暇なときに作る人もあるし。

三輪：ツボで魚を捕る時に使う植物を知っていますか？

前泊：今から生える草を使う。草はどんな草でもいいよ。小さい草もあるし、大きい草もある。鎌で切ってきて、棒でたたいて、あれで弱らして捕ったよ。

三輪：それは子どもがやるものですか？

前泊：遊び。小さいツボの中に魚がいたら、石で草をつついたり、岩の上でといだりして、それを入れて、すると魚がよっぱらって出てくる。高い草はサンダキとって、自分の体についてもかゆくなるよ。

（路傍に生える、キケマンの仲間を見せよう）

前泊：これはウマノシオンベン……ヌーマヌスパイ……という草。臭いから。風邪ひきのとき、つついて飲む薬。これは酔わせる草ではない。ヤチフサ（和名：ヨモギ）と混ぜて飲む。

（ルリハコベを見せよう）

前泊：これはいっぱいとってきたら、魚を酔わせる。青い汁が出て。

政子：池間は薬草いっぱいだけど、今はないさあね。庭のハウセンカはつついたら、傷に上等の薬。ハウセンカはティンダクというよ。

盛口：イーヌブーでは魚を捕りましたか？

前泊：畑に行く途中でも、魚がいっぱいいたら、おっかけて行って、みんなで捕ったよ。魚の種類はいろいろ。棹でなぐって捕っていた。

盛口：オオウナギはいましたか？

前泊：たまにはよ。一尋ぐらいのよ。大きなのが頭を巣からだしているから、銚をもってきて、突いたこともあるよ。捕ったら、切って、味噌で炊いて食べたさ。

三輪：カニもいましたか？

前泊：カニもいっぱいさ。ガザミとか。夕方になったら外に出てくるから、夜、たいまつをもって行って、押さえる網をもって行って。前はいっぱいいたけれど、今は海から閉めてしまったから何もいないよ。

三輪：ガザミ以外にはどんなカニがいましたか？

前泊：どんなカニもいたよ。大きいのも小さいのも。パタラガマという小さいのがいた。朝早く起きて、学校に行かない前に捕りに行って、炊いて、学校にもっていくおかずにしたよ。ハイチャーというカニは雨の降る時に出てくる。これはメスばかり選んで捕って。メ

スは赤い脂しておいしい。オスはあまりおいしくない。ガザミは一人では食べきれないよ。割って食べたよ。ハイチャーは1個ずつゆでて、一人で2個も3個も食べたよ。今は何もいない……。

三輪：イーヌブーにツツ（ナマコ）はいましたか？

前泊：港ができる前、イーヌブーの前の海にはアマツツという小さいのがいて、20、30と捕ってきて、おかずにしていたよ。砂の中に眠っているから、腹の中に砂が入っているから、切って、洗って中を捨てて、食べていたよ。生のままで炊かずに。ここには、小さいタコも多かったよ。ンズブガマとって。頭が小さいタコだよ。

三輪：イーヌブーに貝はいましたか？

前泊：イーヌブーに貝はいない。

三輪：オカガニはいましたか？

前泊：旧の6月15日、アラガンという大きなカニが、西の浜に降りてくる。何百と降りるから、もう歩かれない。

盛口：食べましたか？

前泊：捕って食べたよ。もう、何百といたよ。去年見てみたら、卵をもっているのが3個しかいなかったよ。

盛口：ヤシガニは食べましたか？

前泊：ヤシガニも山にいっぱいさ。アダンの実に乗っていたから、それを捕ってきて。マクガンとって。夜じゃないと捕れない。今はアダンの木もないよ。昔はアダンの実を採って、割って、干して、薪に使っていたよ。子どもたちが組を作って薪を採っていたが、その組ごとに、実を割って干しておいておいた。何か月も干して、冬に使う。

政子：アダンの実にはおいしいのと、おいしくないのがあったね。

前泊：島だけで足りずに、お母さんたちが狩俣まで、船借りて、5～6名でアダン葉を取りに行くこともあった。

政子：今は薪ばかりあるさ。

三輪：ユナギの葉は畑に入れましたか？

前泊：わざわざ、ユナギを畑の隅に植えていて、肥料に使っていたよ。各家庭で植えていたさ。風よけにもなるし。

三輪：勉さんは鯉節工場でも働いていたということですが、鯉節の焙乾に使う薪はどこからもってきたのでしょうか。

前泊：八重山からも多良間からも、大きな船に積んできたよ。

三輪：どんな木だったですか？

前泊：どんな木でも。

三輪：積んできた木を薪にするのも大変だったのではないですか？

前泊：頼まれた人たちが割っていたよ。

政子：おじいは乾燥場に長くいたから。

前泊：もうきつくなったから、若い人に交代して。

三輪：火加減の調節が難しそうですね。

前泊：火が強かったら、カツオが火膨れするさ。そうすると、なんでそんなに強く燃やしたかと言われるさ。小屋の床の12か所ぐらいで薪を燃やしていて、見ていて、多かったら少ない方に移して。みんな燃やしたら、戸を閉めて、弱く燃やすようにして。どんなに燃やしても、しかられたが。

政子：私は鯉節を削る仕事。削る刀はまだあるよ。ツキノミという刀は、小さくて二つ割にしたものの骨を取るのに使う刀。

三輪：昔は粟を作っていましたか？

前泊：昔は2反ぶ、3反ぶと作っていたよ。粟を植えるのは10月。翌年の5、6月が収穫期。麦は9月にまいて、2、3月にとれる。

三輪：ハルンナ（カタツムリ）も食べましたか？

前泊：雨降る時は、みんな採りにいった。おいしいさ。採ってきて、カゴに入れて、海の水に入れて2、3回洗って、それで炊いて食べた。針で中の身をとって食べた。そのころはおかずのないころだから、うまいさ。今は畑に行っても見えないね。昔はどこの畑にもいたさ。

三輪：どうも長い時間ありがとうございました。また、いろいろと教えてください。

3. 結果と考察

予想とは裏腹に、池間島においても、かつては盛んに魚毒漁がおこなわれていたことが聞き取り調査から判明した。が、成人男子が漁業にいそむ池間島においては、魚毒漁は子どもたちの遊びに限定して存在していた。そのため、年配者にとって魚毒漁に使った植物の種類、名称についてのやりとりは子ども時代以来のことであったためか、容易に思い出せなくなっている人も少なくなかった。これまでほかの地域において魚毒漁に利用した植物の聞き取りで、これほど植物名の同定に手間がかかったことはなかったのだが、これは魚毒漁が子どもたちの遊びに限定されていた池間島ならではの現象であろう。

また、魚毒植物としてルリハコベを利用する例は、琉球列島の島々から広く報告がある一方、今回魚毒植物として名が挙げられたシナガワハギは、魚毒植物として初めて記録されるものである。シナガワハギは江戸末期にその名が初めて本草書に現れるユーラシア大陸原産の帰化植物である（清水 2003）。まず、そのような植物も魚毒植物として利用されていたことが興味深い。さらにシナガワハギは北海道から琉球列島にかけて広く分布している植物なのであるが、今のところ魚毒利用に関しては池間島のみが知られている。ほかの島の聞き取りにおいても、その島のみから知られる魚毒植物が存在しているのだが、池間島のシナガワハギの事例は、こうした「固有」の魚毒植物の存在をあらためて浮き彫りにした。この点に

関し、前泊さんの話が示唆に富んでいるように思える。前泊さんの話の中に、魚毒に使う植物は「どんなものでもよい」という一節が聞かれたのだが、これは様々な植物を魚毒に使えないか、あれこれ試行したということの意味しているのではないかと考えられる。そのような試行錯誤が、地域独立に、かつ継続的に行われてきたため、その地域固有の魚毒植物が見出されていったのではないかと考えられるのである。

今後も琉球列島の里の自然の多様性を明らかにするべく各地での聞き取りを行うとともに、池間島の植物利用についても、さらなる知見を積み上げていきたいと考えている。

引用文献

- 清水建美編 2003 『日本の帰化植物』 平凡社
- 長沢利明 2000 「毒流し漁と漁毒植物」『西郊民俗』196：pp.1-14
- 宮古島市老人クラブ連合会伊良部支部編 2012 『伊良部離島先人たちの暮らしと島方言』
- 盛口満 2011 「植物利用から見た琉球列島の里の自然」安溪遊地ほか編『奄美沖縄環境史資料集成』 南方新社 pp.335-362
- 盛口満 2015a 「琉球列島の里の自然とソテツ利用」安溪貴子ほか編『ソテツをみなおす奄美・沖縄の蘇鉄文化史』 ボーダーインク pp.111-119
- 盛口満 2015b 「魚毒植物を中心とした久米島における植物利用の記録」『こども文化学科紀要』2：pp.43-53

第二次馬毛島入会権確認訴訟判決の検討 —第一審判決と控訴審判決（判例集等未登載）について—

牧 洋一郎*

Examination of the second Mageshima Island common suit of confirmation judgment —About first trial judgment and appeal court judgment (casebooks non-registration) —

MAKI Yoichiro

要 旨

第二次馬毛島入会権確認訴訟の争点①当事者適格と②入会権の存否について、入会判決を踏まえて論述した。入会権の現代的意義すなわち環境保全の権利根拠としての入会研究の進展に繋がればという思いからである。そして本稿では、入会権の基本原則（全員一致の原則、離村失権の原則）の重要性に注視することにした。

キーワード：入会権の基本原則、馬毛島、浦持ちの土地、入会権の存否、環境保全

一. 事案の概要

鹿児島県種子島の西海上沖12キロメートルの海域に浮かぶ馬毛島（種子島の属島で面積約8.5平方キロメートルの小島）は、採石業者タストーン・エアポート（旧社名：馬毛島開発）株式会社が島の土地総面積の約99%を所有している現状である¹。そして、そこには2002年から現在に至る長期の係争事件が生起している。この係争事件とは、島の表玄関ともいえる葉山港周辺一帯の^{アマドマリ}一壺泊浦が共同所有する一漁業用地を巡る訴訟事件である。つまり、対岸の西之表市壺泊浦集落（戸数約200戸）中の開発反対派住民（入会権者）らが、漁業基地（浦持ちの土地）を確保して、トビウオ漁、イカ漁及びナガラメ（トコブシ）漁などの漁業を守るため、採石業者及び開発賛成派住民らを相手とした「共有の性質を有する入会権（以下「共有入会権」という）」の確認訴訟である。

* 沖縄大学地域研究所特別研究員 youi_maki@yahoo.co.jp

2014年2月、馬毛島の入会権確認訴訟について、3度目の鹿児島地裁判決が言い渡された。前訴及びその差戻審では、共に当事者適格の点で（一部当事者の訴訟不参加等を指摘され）却下判決であった。今回はその当事者適格の問題点をクリアして提訴に臨んだものであるが、結果は棄却判決であった。要するに、原告及び被告のいずれかに権利者全員が訴訟参加しているか否か、精査し直しての出直しの提訴であったが、手続法の点では「固有必要的共同訴訟の要件を満たしている」としてクリアしたものの、実体法の点で「本件入会権はすでに解体し通常の共有権に変化している」として原告の敗訴となった。

その後、原告（控訴人）らは控訴したが、2014年10月、控訴審では、控訴人らが逆転勝訴した。そして、2014年11月5日、被告（被控訴人）らは上告し現在に至っている²。

入会権者らが司法に権利救済を求めても、裁判官の入会権についての無理解・認識不足によって逆に入会権者らの権利が剥奪されることもありうる。そうあってはならない意味でも、第一審判決・控訴審判決の法解釈の誤り等を指摘しておきたい。そして、本件第一審判決の内容には法解釈・事実関係について誤りが多く、殊に第一審判決の問題点を重点的に言及したい。なお、控訴審判決で「総有権」とあるが、一総有とは通常、共同体的規制に制約された共同所有と解されるので一入会権と同義語として、本稿では論を進めることを付言しておきたい。

二. 訴訟の経緯

1. 第一次訴訟

2001年5月、壺泊浦持ちの土地の約3分の2の土地面積につき、所有権登記名義人4人（共に本集落住民）が本集落住民（権利者）30余名の同意を得て、採石業者へ売却譲渡した。そのことに対し、2002年9月、土地売却に反対の立場をとる集落住民ら（原告26名）は「権利者全員の同意によらない売却処分は無効である」と主張し、土地売買を有効と考える住民ら36名及び業者を相手（被告）に入会権確認の訴えを提起した。一方、被告業者や被告住民らは「土地の共有持分を第三者に譲渡することは個人の自由で、団体（旧来の浦共同体である壺泊小組合、以下「小組合」という）に制約されることはない」と主張した。つまり、原告らは馬毛島の土地が一入会権の基本原則である全員一致の原則に基づき一共有入会地であると主張していることに対し、被告らは通常の共有地であると反論した。第一審及び控訴審では、権利者全員が原告となって業者を相手（被告）にした裁判ではない³として、第一審判決却下・控訴審判決棄却となったので、原告（控訴人）らは上告した。2008年7月、上告審判決では、「入会権者は原・被告いずれかに全員参加しておればよい。それがなされているのか」という訴訟当事者の点で、原審（福岡高裁宮崎支部）判決が破棄され鹿児島地裁に差し戻された⁴。

その後、2011年6月に差戻審判決が言い渡されたが、入会権の存在を認めたもののやはり訴訟当事者が欠けているすなわち訴訟不参加者が3名おり訴訟要件を満たさないという点で

却下された。

2. 第二次訴訟⁵

2011年8月26日、馬毛島では開発目的が当初の採石事業からFCLP（在日米軍空母艦載機の陸上離着陸訓練）基地誘致へと変化する中⁶、再び裁判を起こすことになった。裁判を起こすにあたって、今までに「訴訟の入り口論で、10年もかけて裁判を行ってきたが、それが振り出しに戻った。また、僅かな馬毛島の財産（土地）を守らんがために再度訴訟を起こすのは如何なものであろうか。精神的にも経済的にも負担が大きい」という意見も原告住民らの中から出されたが、馬毛島の浦持ちの土地は先祖から与えられた貴重な財産であるとして、再び生活や島の自然環境を守るために入会権確認の訴えが提起された。

今回の訴訟では、前訴時の原告22名に新たに2名が原告に加わり、前訴時に原告であった4名が今回は被告にまわって、原告（控訴人・被上告人、以下「X」という）は24名になった。一方、被告（被控訴人・上告人）は、前訴時の被告住民33名に新たに5名そして前訴では原告で今回被告となった4名が加わり、住民42名（以下「Y2～Y43」という）と採石業者（以下「Y1」という）となった。なお、前訴で、係争中死亡した（被告であった）3名は訴訟承継人となる者が本集落に居住しておらず、したがってXらは入会権の基本原則（離村失権の原則）に基づき、彼らの承継人を今回の訴訟ではYから除外した。

Xらは字アマドマリ蟹泊小屋（本件土地1）・字八重石（本件土地2～3）そして字葉山（本件土地4）につき、「壱泊浦集落の住民を構成員とする入会集団の入会地であり、原告らと被告タストーン・エアポート株式会社を除く被告らとは、本件入会集団の構成員である」（第一審判決書1頁）と主張して、Yらに対し、Xら及びY2～Y43らが本件各土地につき共有会権を有することの確認を求めた。本件の争点は、①本件訴えの当事者適格すなわち固有の必要共同訴訟の要件を満たしているか否か、②本件各土地に共有入会権が存在するか否か、の2点である。

表1 馬毛島入会権確認請求事件一覧

	平成14年（ワ） 785号事件	平成20年（ワ） 897号事件（差戻審）	平成23年（ワ） 852号事件（第二次）
係争地	字葉山（雑種地1筆約2千平方メートル）、字蟹泊小屋（宅地1筆約2千平方メートル）及び字八重石（雑種地2筆約1万8千平方メートル）	同左	同左
原告	住民26名	同左	住民24名
被告	住民（登記名義人を含む）36名、馬毛島開発株式会社	同左	住民（登記名義人を含む）42名、タストーン・エアポート（旧馬毛島開発）株式会社

	平成14年（ワ） 785号事件	平成20年（ワ） 897号事件（差戻審）	平成23年（ワ） 852号事件（第二次）
第一審 判決	平成17年4月12日 ・却下	平成23年6月15日 ・却下	平成26年2月18日 ・棄却
控訴審 判決	平成18年6月30日 ・棄却		平成26年10月22日 ・破棄自判、一部却下
最高裁 判決	平成20年7月17日 ・破棄差戻		

三. 第一審における当事者の主張と鹿児島地裁の判断

1. Xらの主張

① 当事者適格

「本件各土地の入会権者の要件は、壺泊浦集落の永住の意思をもって一世帯を構える者（ただし、一世帯一人に限る。）で、かつ、漁業に関する家業を営み、小組合の作業に従事し小組合によって入会権者であると認められている者、又は、以前漁業を営み小組合から入会権者と認められていた者のうち、現在では漁業に従事していないものの引き続き入会権者として小組合から認められている者及びその妻子らのうち入会権の承継が組合から認められている者である。…

原告ら及び被告住民らは、上記要件を満たす者であり、かつ、原告ら及び被告住民ら以外に上記要件を満たす者はいないから、本件訴訟の当事者適格を持つ者は全て当事者となっている。」（判決書4頁）

② 本件各土地についての共有入会権の存否

「原告ら及び被告住民らは、昭和40年代まで、漁の際、本件土地1上の小屋に宿泊し、本件土地2及び3を薪材の採取地や採草地として利用するほか、昭和初期に漁業用地として埋め立てられた本件土地4を船着場として利用してきた。現在においても、本件土地4は船着場として利用されており、組合の議決によって管理されているのであって、平成元年以降にも本件入会集団により本件各土地の境界確定作業が行われるなど、集団規制に基づく管理行為が行われている…。

本件共有入会権は、土地の共同所有権であるから、消滅することはなく、その解体のためには、入会権者全員の総意により土地を分割し、分筆登記をするなどその境界を明確にすること及び分割後に個人所有財産として自由に処分できることなどが必要となる。

しかし、本件共有入会権については、入会権者全員の合意により、小組合員資格と分離して権利者を確定させ、共有入会権を解体して民法上の個別共有権にしたことはない。よって、本件各土地は現時点においても本件入会集団が管理する共有入会権である。」（判決書5～6頁）

2. Yらの主張

① 当事者適格

「昭和61年覚書は、小組合が本件各土地の権利者を明確にするために作成したものであり、作成時点の本件各土地の権利者は同覚書の別表1ないし3に記載されている71名である。

しかし、本件訴訟では、別紙3のとおり、死亡した者の承継人を含め、上記71名のうち10名が当事者となっていないから、本件は、固有必要的共同訴訟の要件を欠き、不適法な訴えとして却下されるべきである。

また、上記覚書は、既に転出していた者も権利者と扱っていたから、上記71名のうちその後転出した者も権利を失うことはない。」(判決書5頁)

② 本件各土地についての共有入会権の存否

「本件各土地は、小組合の組合員の一部が共同所有(通常の共有)していた。昭和30年以前は、壺泊浦集落の全世帯が小組合に加入していたため、共有財産である本件各土地の管理を小組合に任せてきたが、小組合の組合員と本件各土地の権利者とが一致していたわけではなかった。

昭和55年覚書が新たな組合加入者には本件各土地の持分権を与えないとしたことから、本件各土地の権利者が有するのは入会権ではなく共同所有権であることが明らかである。昭和61年覚書も、小組合の組合員資格を失った者に土地持分権利を認めており、組合員と本件各土地の権利者とが一致しないことを前提としている。

過去に本件共有入会権が存在していたとしても、遅くとも昭和61年頃までに消滅した。

すなわち、昭和30年代後半には、馬毛島沿岸に産卵のために集まるトビウオが急激に少なくなり、海流の変化により天草の収穫が激減するなどしたため、共同作業が成り立たなくなつて、漁業形態が共同漁業から個人漁業へと移行していった。・・＜中略＞・・小組合総会において、昭和55年、新規加入者には本件各土地に関する権利を認めないとする決議がなされていたこと及び昭和55年以前に組合員であつてその後昭和61年までに脱退した者が本件各土地の権利者として扱われていること(昭和61年覚書)からすれば、昭和55年には、小組合の組合員であることと本件各土地の権利者であることと一致しなくなつており、本件共有入会権は消滅していた。」(判決書6～7頁)

3. [判旨] 棄却

① 当事者適格

「本件訴えは、本件入会集団の構成員全員が訴訟当事者となっているから、適法である。なお、本件の訴訟当事者には、昭和61年覚書別表1ないし3に記載されていない者7名・・＜中略＞・・があり、これらの者が本件入会集団の構成員としての要件を満たすとは認められないが、このことは訴えの適法性には影響しない。」(判決書8頁)

② 本件各土地についての共有入会権の存否

「少なくとも昭和30年頃の時点では、壺泊浦集落の住民であつて小組合の組合員として漁

業を営んでいた者の全てが本件各土地を共有しており、その権利を個人財産として処分することは許されていなかったと解されるから、本件入会集団の構成員が、本件各土地について共有の性質を有する入会権（本件共有入会権）を有していたことが認められる。

本件各土地の使用実態の変化及び小組合と本件各土地の持分権者との関係の変化によれば、本件共有入会権の実質は遅くとも昭和61年時点で既に失われて、本件各土地の集団的管理は消滅したと認められるから、本件共有入会権は、遅くとも同61年までには解体し、通常の共有権に変化したと認められる。また、弁論の全趣旨によれば、少なくとも小組合においては、その後、本件各土地の持分（通常の共同所有権）は通常の相続によって承継されているものと認識されていると認められる。

昭和61年以降も、本件土地4に小屋を建てることや本件各土地の境界調査、葉山港の車等や『馬毛島被害調査委員』等について小組合が決議していること、馬毛島付近で漁をする小組合員の中には本件各土地を利用する者もあり、そうでない者も葉山港を利用することはあったこと、昭和61年覚書で権利を認めていない者も小組合員として本件各土地を使用できるとされていることなど、小組合が本件各土地の集団的管理を一定程度継続し、これに基づき壺泊浦集落の居住者らが本件各土地を利用していることは認められるが、上記のとおり、本件各土地の持分（通常の共同所有権）者は必ずしも壺泊浦集落の居住者でなくなっていることに鑑みれば、上記集団的管理及びこれに基づく利用は共有入会権に基づくものと解することはできず、上記持分権利者が設定した何らかの使用収益権に基づいて行われているか、事実上使用が黙認されているにすぎないと考えられる。」（判決書11～12頁）

4. 結論として

上記①の当事者適格すなわち固有の必要的共同訴訟の要件については、本件では入会集団構成員の要件を満たすとは認められない者が余分に7名いるが、このことは適法性に影響しないとして、本判決では訴訟要件を満たし適法であると判断している。そして、②の共有入会権が存在するか否かについて、Xは本件各土地に「共有入会権が存続している」という主張であり、それに対し、Yは「共有入会権は存在したことはなく、仮に存在しているとしても既に消滅している」⁷と反論している。それらについて、裁判所は「共有入会権は昭和61年までに解体し、通常の共同所有権に変化している。本件各土地の集団的管理は消滅したと認められる」という判断を下した。そこで、次章にて第一審判決（共有入会権の存否について）の問題点を検討する。

表2 共有入会権解体の判断基準についての共有入会権と共有権の比較

	共有の性質を有する入会権	一般法上（通常）の共有権
1 共有者の資格	一定の地域（集落）に居住する世帯主に限られる（例外的に地域外の者が共有持分権を持つこともある）。・・・離村失権の原則、一戸一権主義の原則	共有者と居住地とは関係がない。一世帯でも二人も三人も権利を持つ場合がある。
2 所有権登記名義（我が国の登記制度上、登記に公信力がない）	共有権者と登記名義人は必ずしも一致せず、むしろ一致しないことが多い。	共有権者と登記名義人は原則として同一である。
3 権利の性質	共有権の（自由な）売買はできない。持分権に抵当権その他の権利を設定することはできない。・・・全員一致の原則	共有持分権の売買、抵当権の設定などは原則として自由である。
4 権利の相続	共有持分は民法上の相続の対象にならず、世帯の後継者（新しい世帯主）だけが権利を承継する。	法律上の共同相続人全員もしくは複数の相続人が承継する。
5 公租公課（課税負担など）	集落もしくは集団として課税の負担をする。	各共有者が負担する（課税の都合上、代表者が支払うこともあるが、当然各個人の負担である）。
6 収益の使途	集団としての収益であって、通常集団の運営費や地域の公共事業のため使われる。各共有権者に配分請求権はないが、全員の合意により配分することもできる。	共有権者間で個人配分するのが原則である。

中尾英俊『入会権—その本質と現代的課題』（勁草書房、2009年278～279頁）、同『入会林野の法律問題・新版』（勁草書房、1984年345～347頁）を参照して作成。

四. 第一審判決の問題点

1. 事実関係等の誤り

判決文中に、「昭和30年代以降、小組合員による共同漁業が行われなくなった。また、高齢化や廃業等により小組合の構成員が減少し、壺泊浦集落に居住していても漁業を営まない者が増え、他方、他の地区から壺泊浦集落に転入してくる住民も増え、小組合への加入脱退も頻繁になった。」（判決書11頁）と判示してあるが、昭和30（1955）年代は沿岸漁業・近海漁業の全盛期で、共同漁業を行わないというのは、事実と反するものである。1962年には、漁業盛時に伴う漁業法の一部改正も行われ、また馬毛島を漁業基地とするトビウオ漁の全盛期である⁸。なお、ここで「共同漁業」とあるが、これは集落住民（小組合員）らが共同で営む漁撈行為を指すものであるが、漁業法第6条第5項に規定する（共同漁業権に基づく）漁撈行為と混同され誤解を招きかねない不適切な表現といえよう。現在、漁業法（熊共第2号）に基づく共同漁業は、漁民単独でも行われているのである。

本判決では、「遅くとも昭和61年までには解体し、通常の共有権に変化したことと認めら

れる。」(判決書12頁)と、入会権が解体したことを判示している。しかし、共有入会権の解体とは、入会権における慣習すなわち各権利者の持分の自由な譲渡・処分や分割請求が禁止もしくは制限されるという取り決めが効力を失う、あるいはなくなるということであるが、昭和61(1986)年までにそのような事実が見られるのであろうか。入会権がどのような経緯により解体され、どのような所有状況になっているのか明らかにさせねばならないはずであるが、それがなされていない。このようなあいまいな判断が許されるべきであらうか。この事実は、重要な事実認定をあえて避けている点であるといえよう。

そして、証人尋問⁹において、「昭和55年当時、葉山6番の土地や蛭泊小屋7番の土地というのは、漁業用地として使われていたんでしょうか」というX弁護人の質問に対し、Y2は、「いや、使われておりません。」と証言している。続けて「漁業用地として使われていないのに、なぜここに漁業用地として残しと記載されているんですか。」という質問に対し、「当時は、漁業用地として使われておりませんでしたけれども、将来使うことがあるかもしれないということで、このように記載したわけでございます。」と証言している。

上記Y2の証言は、昭和55(1980)年当時から本件各土地が将来、漁業用地として使用される可能性があったことを認めているものである。つまり、小組合は本件各土地についての集団的管理権を留保しており、入会権の解体ではなく存続を意味するものではなからうか。

2. 昭和55(1980)年、61(1986)年覚書の問題点

裁判所は小組合の総会決議につき、「昭和55年に、小組合総会において新規加入組合員に対しては、本件各土地の持分権を与えないと決議したことにより…<中略>…、小組合員であっても本件共有入会権を持たない者が生じることになった。また、昭和61年総会において、本件各土地を売却したときの売却代金を組合が本件各土地の権利者と認めた者に配分することが決議された際、蛭泊浦集落の住民という入会権者の要件を満たさない者(蛭泊浦集落に居住していない者及び組合員でない者)も配分を受けることとされた。そうすると、ここで認められた権利が入会権の性質を有すると解することは困難であって、本件各土地に対する持分権(通常共同所有権)と解さざるを得ない。」(判決書11~12頁)と判断している。

ここに「小組合員であっても本件共有入会権を持たない者が生じることになった」とあるが、これは小組合員全員が入会権者の要件を満たさないという意味ではなく、小組合員の中には入会権者の要件を満たす者もいるという意味である。そうであるから、入会集団の存在を前提としているものと解される。また、新規加入者が入会権者でないならば、本件各土地についての管理義務や経済的負担はないものといえるが、新規加入者が旧来の小組合員同様に管理義務や経済的負担を負っているのであれば、入会権者であるというべきである。

次に、分配金と入会権者の資格・要件との関係であるが、本集落に居住していない者及び組合員でない者に分配されることが入会権の不存在を意味するという裁判所の解釈によるものである。そのことについては、その理由を示すべきであるが全く示されていない。入会地

の処分等により収益があった場合、その収益金を転出者に対しては組合員であったことに対する報奨金、餞別として、地元在住の元組合員などは漁撈ができないため組合を脱退した者として慰労金などとして配分することがある¹⁰。なお、「通常の相続によって承継されているものと認識されていると認められる。」(判決書12頁)とあるが、通常の相続であれば、その分配金はすでに死亡している(元)権利者の世帯単位とは関係なく、相続法の規定に従いその相続人(全員)に配分したというのであろうか。小組合員以外の者すなわち離村者なども分配金を受け取ることが、入会持分権に基づくものでないという判示である。しかし、上記に述べた通り、分配金の有無と入会権の存否は関係なく、共有持分権の存在が入会権否定・不在の根拠ではないのである。本判決が重視する「新規加入組合員に対しては、本件各土地の持分権を与えない」という小組合の決議は、入会権の解体についての法的な意味を持ちえないのである¹¹。

なお、昭和61(1986)年覚書については、作成者の押印がなくても有効であると裁判所は判断したが、Y2～Y43から出されたその写し(乙5号証)には押印があり、Xから出された写し(甲14号証)には押印がなされていない。それから、この覚書は確実に権利者(いわゆる地権者)へ何らかの書面が届いたかどうか極めて疑わしく、裏付証拠となるものはなんら提出されていない。そして、覚書の規定通りに配分がなされていない(X談)。そうすると、総会決議に基づいてなされた有効な配分とはいえないのではなかろうか。

3. 法解釈の誤り

判決文中に、「昭和61年以降も、本件土地4に小屋を建てることや本件各土地の境界調査、葉山港の車等や馬毛島被害調査委員等について小組合が決議していること、馬毛島付近で漁をする小組合員の中には本件各土地を利用する者もあり、そうでない者も葉山港を利用することはあったこと、昭和61年覚書で権利を認めていない者も小組合員として本件各土地を使用できるとされていることなど」(判決書12頁)とある。

ここで、「権利を認めていない者」とは、新規加入の小組合員＝非入会権者という意味であろうが、浦持ちの土地の使用収益が入会集団すなわち小組合によって規制されているならば、入会集団が依然として管理権を握っていることになるから、入会権が解体しているとはいえない。もしも共有入会権が解体し通常の共有権に変質したというのであれば、権利者の持つ使用収益権すなわち持分権を自由に売買譲渡することができるかどうか、権利者であれば小組合とは無関係に使用収益することができるかどうか、その使用収益に対して入会集団の統制が及ばないかどうかなどを確認する必要がある。上記判決内容は、小組合の統制の下、本件各土地の管理や利用の事実を示すものであり、入会権の存続状態を意味するものと解される。

また、「小組合が本件各土地の集団的管理を一定程度継続し、これに基づき壱泊浦集落の居住者らが本件各土地を利用していることは認められるが、上記のとおり、本件各土地の持

分（通常の共同所有権）者は必ずしも壺泊浦集落の居住者でなくなっていることに鑑みれば、上記集団的管理及びこれに基づく利用は共有入会権に基づくものと解することはできず、上記持分権利者が設定した何らかの使用収益権に基づいて行われているか、事実上使用が黙認されているにすぎないと考えられる。」（判決書12頁）とある。このことは入会権の解体過程を意味するものではあるが、なおも集団管理（総有的支配）の事実を示しており集団管理の事実がある限り、入会権は解体しないのである。入会権の解体（通常の共有権への変質）と入会権の解体過程（共同体規制の弛緩）は異なるのである。

4. 第一審判決の評価

現在でも馬毛島周辺で漁をする際に、葉山港に漁船を着ける漁師がいることは争いのない事実である。使用態様として、建て網を入れるときは、葉山港に入って休息かたがた潮待ちをする。また、馬毛島の葉山に潮待用の小屋を建ててよいという記載（1988年2月18日旧正月小組合総会決議）が小組合の議事録にある。よって、集団管理の事実が議事録で確認でき、また現に管理の事実がある。そして、1989年1月3日の小組合総会議事録において、「馬毛島二町歩の境界調査を行う」と記載されている（甲20号証の13）。このことは、1989年当時において小組合による共同的管理が本件各土地に及んでいたことの証左である。本判決は、現在の入会地の利用状態や管理の事実を蔑ろにした事実認定をしているものといえよう。また、入会権は民法上の物権であるから、意思表示によって変動する（民法第176条）。入会権が解体し消滅したことを認めるならば、消滅させるという意思表示が必要である。そのような意思表示は、入会権者全員によってなされる必要がある。また、住民（入会権者）らが入会権の解体について十分にその意味を理解することが前提であろうが、入会権解体の法的意味を十分に認識していたものといえるであろうか¹²。そして、何らかの使用収益権と判示しているが、具体的に如何なる権利に基づく使用収益権であると言明すべきであり、有権解釈（司法解釈）者としては、まったく無責任な判断である。

共有入会権は土地の集団的共同所有権であるから、共有入会権の解体とは、各個人的な土地所有権に分割することである。そのためには、各入会権者全員の同意が必要であり、かつ各個別所有地となる箇所が特定されていることが必要である¹³。本判決では、入会権が解体した後、何名の共有地になったのか明示すべきであるが、裁判所はその点につき何ら判断していない。それから、本件係争地の共有入会権者すなわちXらは分割に同意したことは一度もないのである。少なくとも、入会権者の3分の1以上の者が同意していないのである。共有入会地の解体を主張するYらも土地のどの部分は何びとに配分されたか明らかにしていない（現実的に不可能であると推断せざるを得ない）。それ故に、本判決は共有者となった者の氏名、取得した個人有地を何ら示すことなく、かつ共有者の変更処分に関する民法の規定（第251条）にも違反した、杜撰な不当な判決であるといえよう。

五. 控訴審（福岡高裁宮崎支部）判決について

1. [判旨] 破棄自判

① 当事者適格

「当裁判所も、本件訴えは、本件入会集団の構成員全員が訴訟当事者となっているから、これらの当事者らとの関係においては適法であると判断する。」（判決書4頁）

② 本件各土地についての共有入会権の存否

「総有に属する土地について、構成員の総有権そのものを失わせてしまうような処分行為は、本来、構成員全員の特別な合意がなければならぬというべきである（最高裁昭和55年2月8日第二小法廷判決・集民129号173頁参照）。もっとも、共有の性質を有する入会権に関する各地方の慣習の効力は、入会権の処分についても及び、入会集団の構成員全員の同意を要件としないで同処分を認める慣習であっても、公序良俗に反するなどその効力を否定すべき特段の事情が認められない限り、有効というべきである（最高裁平成20年4月14日第一小法廷判決・民集62巻5号909頁参照）。

本件では、各構成員の全員が個別に署名又は押印した書面はないこと…<中略>…、昭和61年覚書別表1ないし3に記載された71名全員が共有と総有の具体的相違を認識した上でこれに賛成したかどうかは明らかでないというべきである。…

そして、本件入会集団において、その構成員全員の同意を要件としないで入会権の処分を認める慣習があったことを認めるに足る証拠はない。

以上に加えて、昭和61年以降、小組合総会において、本件土地4上に小屋を建てる旨、本件各土地の境界調査を行う旨、葉山港の車等について対応する旨、馬毛島被害調査委員を選挙によって選出する旨、小組合への加入及び脱退等を認める旨等の決議が随時なされてきていることも考慮すると、本件各土地の使用収益に対して集団の共同体的規制が全く失われたとまでは断じ難いというべきである。

以上のとおりで、本件共有入会権が解体又は消滅したと認めることはできない。」（判決書8～10頁）

2. 控訴審判決の評価

本控訴審判決では、「使用収益に対して集団の共同体的規制（入会的規制、団体的規制）が全く失われれば、入会権としては解体または消滅し、その使用収益者間の権利関係は、純然たる民法上の共有関係に転化する。」（判決書7頁）と判示しているが、集団的管理が存続する限り、入会権は解体・消滅しないという妥当な判断と解される。

しかしながら、本控訴審判決では、入会権について定義の不完全性も見受けられる。その不完全性とは、「入会権は、権利者である入会集団の構成員全員の総有に属し、個々の構成員は、共有におけるような持分権を有するものではない。総有は、所有権に含まれる管理権能と収益権能が全く分離し、最も団体的色彩の強い共同所有形態であり、入会権そのものの

管理処分権能については入会集団に属し、個々の構成員は、入会部落の一員として参与し得る資格を有するのみであり、他方、入会権の内容である使用収益を行う権能については、入会集団内で定められた規律に従わねばならないという拘束を受けるものの、構成員各自が単独で行使することができる。」(判決書7頁)と定義していることである。中尾教授は、入会権の管理処分権能の帰属につき、「漁業の場合においても、漁業権の管理機関である漁業協同組合が漁業を自営することがあり、法も一定の制約のもとにこれを認めている(水産業協同組合法17条)。したがって総有権者集団＝団体が自ら使用収益しない、という規定はもとより、事実も存しないのである。一方、集団構成員はその持分を自由に処分することはできないが、たとえば割地に植林をする場合、その産物の処分を自由にできる場合が少なくない。したがって構成員も一定の(持分の)範囲内で管理処分を有するのであり、その権利は単なる使用収益権能のみではない。」¹⁴と指摘する。この見解を支持したい。つまり、分割(割地)利用の場合は、利用者(構成員各自)が持分の範囲内で、使用収益のみならず管理処分をしなければならないのである。要するに、管理処分権能が入会集団に属するという説明は、成り立たない説明である。

それから、総有には共同体的規制を伴う持分が存在し、その権能が集団と構成員とに分属することはなく、共同体構成員が共同体的規制のもとに各持分を所有する。正確には、使用・収益・管理・処分の権能は、団体にも権利者個人にも帰属するもので、なお権利者個人が有する入会持分権の総和によって、入会集団権が成立すると解すべきである。また、本控訴審判決は入会権確認訴訟を固有必要的共同訴訟と捉える等(入会権確認訴訟において果して固有必要的共同訴訟が妥当といえるのか否か根拠は示されておらず)、多少認識不足が見られるが、本件各土地すなわち浦持ちの土地が入会集団のものとして判断したことは評価され得よう。

また、本控訴審判決では、昭和61(1986)年以降の小組合への新規加入者(Xの内1名、Yの内2名)、係争中死亡したY2の訴訟承継人2名、同じくY3の訴訟承継人4名そして比較的古くからの小組合離脱者(昭和61年覚書掲載の第4グループ者、Xの内2名、Yの内2名)に対して、無権利者の判断すなわち一部却下の判決をしているが、果してそうであるのか問題である。Xらは同覚書の内容について、小組合で決議されたものではないと主張しており、今後は権利者の組入りの承認・範囲を明確化することが必要である。

六. 結び

本件第一審判決は、裁判官が入会権の基本的な事項を理解した上での判断とは到底考えられない内容の判決である。民法に具体的な規定を持たない入会権について、判例・裁判例は重要な法源でそこから入会権に関する事件事実を知る(特に過去の)重要な手がかりを提供している¹⁵が、本件第一審判決はそのことを踏まえておらず欠落している。ただし、判決はX及びYが採用した入会判決の検討の上に成立させるべきであるが、第一審判決はそのことが全く窺われない内容のものである。それに対し、控訴審判決は全体的に見て概ね妥当な判

断をなしたものと評価され得るものである。

なお、本件は、入会権の存在が環境保全の砦になり得ることを我々に教えている事件でもある。つまり、本件各土地は権利者全員の共同所有財産であるから、その処分（売却や半永久的な貸付）には全員の同意が必要であり（全員一致の原則）、そして権利者が共同所有地を恒常的に管理することのできる位置に定住して管理する（離村失権の原則）からこそ、自然環境の保全に繋がるものといえる。したがって、入会権の基本原則¹⁶すなわち全員一致の原則及び離村失権の原則が環境保全に如何に重要な役割を演じているのか、入会権研究として、更に研究を進めていかねばならぬ問題を抱えている。

追記：2015年6月30日、最高裁は、Yらの上告を棄却するという決定を下した。よって、Xらの主張を認めた控訴審判決が確定した。

注

- 1 矢野達雄「入会権確認訴訟における最近の動向」『修道法学』第36巻1号（広島修道大学、2013年）53～60頁、牧洋一郎「開発と地域住民」『地域総合研究』第37巻第2号（鹿児島国際大学附置地域総合研究所、2010年）61～69頁、等参照。
- 2 平成26（2014）年（ネオ）第44号上告提起事件、平成27（2015）年（オ）第495号事件。
- 3 最判昭和41（1966）年11月25日民集20巻1921頁、野村泰弘「入会権の確認を求める訴えは固有の必要的共同訴訟であり、たとえ非同調者を被告として加えたとしても不適法な訴えであるとして却下された事例」『総合政策論叢』第10号（島根県立大学総合政策学会、2005年）91～107頁、等参照。
- 4 最判平成20（2008）年7月17日判時2019号22頁。
- 5 鹿児島地裁平成23（2011）年（ワ）第852号入会権確認請求事件、福岡高裁宮崎支部平成26（2014）年（ネ）第65号入会権確認請求控訴事件。
- 6 牧洋一郎「軍事基地問題に翻弄される馬毛島」『地域研究』第12号（沖縄大学地域研究所、2013年）81頁参照。
- 7 平成25（2013）年8月23日付Yら準備書面1頁参照。
- 8 馬毛島のトビウオ漁盛時の記録として、下野敏見「馬毛島のくらしと記録」『マゲの島から吹く風』（馬毛島を守る鹿児島会の会、2002年）26～33頁、坂中睦男「思い出の馬毛島」『壱泊浦を研究する会報1』（壱泊浦を研究する会、2011年）、等参照。
- 9 平成16（2004）年9月6日の証人尋問、乙第7号証・平成13（2001）年（ワ）1065号事件他。
- 10 広島高裁松江支部判決昭和52（1977）年1月26日下民集28巻1号953頁、中尾英俊『入会権—その本質と現代的課題』（勁草書房、2009年）81～85頁、等参照。
- 11 我が国の入会権は総有（あるいは準総有）であると一般に解されるが、総有には共同体的規制を伴う持分が存在する。中尾・前掲注10）36頁、川島武宜『川島他編・旧注釈民法（7）』（有斐閣、

1968年) 515～516頁、等参照。

- 12 福岡高裁那覇支部判決平成6 (1994) 年3月1日判例タイムズ第880号216頁参照。
- 13 仮に通常の共有権に変質していると解するならば、登記上、第三者に対して対抗できるのは、所有名義人たるY 1及びY 4～Y 7のみとなる。
- 14 中尾英俊「総有権一判決を通じての考察」『現代法社会学の諸問題(上)』(民事法研究会、1992年) 333頁参照。
- 15 北條教授は判例研究の重要性につき、「現在の入会研究の水準に従って、(イ) 入会判決のうち、明確に入会権の規定が示されている場合について検討し、判決がいかに入会権という権利を概念規定しているか、ということをはっきりとすること。(ロ) 入会判決に示された事実関係から入会についての規定を見つけ出す、という作業を行なうこと。そうして、入会判決の相互の比較検討を行なうとともに、入会研究の水準との比較検討を行なう必要がある。」と述べ、さらに「入会権についての通説—その代表例としての民法概説書があげられる—との比較検討も重要であろう」と続けている。北條浩『入会の法社会学・下』(御茶の水書房、2001年) 435頁参照。
- 16 中尾教授は、入会権の二大基本原則の重要性につき、次のように論考しているが、注視すべき問題である。「入会集団の管理権能があるかぎり入会権は存続する。また、決議といっても必ずしも会議体をとることを要しないが、入会地は入会集団構成員である入会権者全員の共同所有財産であるからその処分すなわち売却、貸付には全員の同意が必要である。…<中略>…入山時期の決定や立木の処分を除いて入会地の処分は『全員一致』が必要である。それ故に、この入会地に対する『全員一致』の原則こそが入会地—残された多くの山林原野—を濫開発から守る最後のよりどころとなっているといっても差支えないのである。」(全員一致の原則) 中尾英俊『日本社会と法』(日本評論社、1994年) 63～64頁、「共同所有地の共有持分権者がその土地を恒常的に管理することのできる位置(土地)に定住して、かつ管理の任を分担している—それが可能でない者は持分権者となることはできない—からこそその共同所有権者すなわち入会権者は、何人でもよいというのではなく、一定の要件を備えた者に限られるのである。そして、それらの者の不断の管理があればこそ山の緑が守られ、それによって清流も保たれているのである。」(離村失権の原則) 中尾・前掲注10) 352頁。

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿規程

1. 目的

沖縄大学地域研究所は、琉球弧およびアジア地域に関する国内外の研究水準の向上を目的として、沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』を原則として年2回発行する。

刊行・編集については、本研究所紀要編集委員会（以下、編集委員会とする）がその任にあたるものとする。

2. 投稿資格

本誌への投稿は、原則として沖縄大学地域研究所所員（学内所員および特別研究員）、および編集委員会が投稿を依頼した者とする。

3. 原稿

原稿は、原則として日本語または英語で書かれたものとし、琉球弧およびアジアを対象とする未発表のもので、以下のいずれかに相当するものとする。

- (1) 論文
- (2) 研究ノート
- (3) 判例研究
- (4) 調査報告（現地調査などによって得られた資料、データ、聴取記録など）
- (5) 実践研究報告
- (6) その他（書評、資料紹介、翻訳など）

4. 原稿の提出

原稿は、執筆要項にしたがってMS-Wordで作成し、(1)メールまたは(2)郵送で提出する。

- (1) メール：電子メールの添付ファイルとして原稿および投稿票を提出する。
- (2) 郵送：記録媒体（CD、USB等）および印刷された原稿1部に投稿票を添付して送付する（当日消印有効）。

5. 原稿の締め切り

毎年、5月末日及び11月末日を原稿提出の締め切りとする。

6. 原稿の種分けおよび採否

- (1) 原稿の種分けの最終的な決定は編集委員会が行う。
- (2) 原稿の採否については編集委員会が決定する。

7. 査読

原稿の採否について、特に3に示された種別のうち、論文については、査読者により判定される。査読者は、学内外における当該論文の内容にふさわしい研究者とし、編集委員会より委嘱される。査読の方法ならびにその取り扱いについては別途定める。

8. 掲載誌及び抜刷の贈呈

掲載誌2部、抜刷30部を執筆者に贈呈する。これらを超える部数については、執筆者の自己負担とする。

9. 著作権

- (1) 掲載された論文等の著作権は原則として本研究所に帰属する。
- (2) 掲載された論文等は、インターネット上で公開される。
- (3) 本誌掲載の原稿を転載する場合は、本誌に掲載された原稿である旨を転載先の原稿に記載した上で、出版物を1部本研究所に寄贈して下さい。

10. 原稿送付先

〒902-8521 沖縄県那覇市宇国場555 沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』編集委員会宛
(tel 098-832-5599 fax 098-832-3220 メール chicken@okinawa-u.ac.jp)

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』執筆要項

1. 使用する言語
原則的に日本語または英語とします。
2. 表題と著者名
和文原稿には英文表題と英文著者名をつけて下さい。英文原稿の場合は、和文表題と和文著者名をつけて下さい。
3. 要旨、要約、キーワード、原稿の種類と長さ
 - (1) 要旨
原稿の種類を問わず、執筆の意図を説明するものとして要旨（150字）を冒頭につけて下さい。地域研究という性格上、専門分野が多岐にわたるため、他分野の読者にも、原稿の狙いや扱っている問題の性格についての理解を促すためのものとして心がけて下さい。
 - (2) 要約
和文の論文には和文要約（600字程度）および原則として英文要約（600語以内）をつけて下さい。
英文の論文の場合には英文要約（200語程度）および和文要約（1,200～2,600字程度）をつけて下さい。
 - (3) キーワード
各要約の末尾には、それぞれの言語で3～5語のキーワードを明記して下さい。
 - (4) 原稿の種類と長さ（和文）
400字詰原稿用紙換算。図表、注、文献リストを含みます。要旨、要約は字数に含みません。
 - ・「論文」：40～70枚＋要旨（150字）＋要約（600字程度）＋キーワード（5つ程度）
 - ・「研究ノート」「判例研究」：20～50枚＋要旨（150字）＋キーワード（5つ程度）
 - ・「調査報告」「実践研究報告」：20～30枚＋要旨（150字）＋キーワード（5つ程度）
 - ・「書評」「資料紹介」「翻訳」など：10～20枚＋要旨（150字）
 - (5) 原稿の種類と長さ（英文）
 - ・「論文」：7,000語以内＋要旨（40語）＋要約（200語程度）＋和文要約（1,200～2,600字程度）＋キーワード（5つ程度）
 - ・「研究ノート」「判例研究」：5,000語以内＋要旨（40語）＋要約（150語程度）＋キーワード（5つ程度）
 - ・「調査報告」「実践研究報告」：3,000語以内＋要旨（40語）＋要約（100語程度）＋キーワード（5つ程度）
 - ・「書評」「資料紹介」「翻訳」など：2,000語以内＋要旨（40語）
4. 書式
原稿の書式は以下の原則に従って下さい。
 - (1) ワードプロソフトはMS-Wordに限定します。
 - ・用紙：A4（横書き）。各頁には、通し番号を明記して下さい。
 - ・余白：上下左右すべて20mm
 - ・行数×文字数：40×40（1,600字）
 - ・フォント：和文はMS明朝（10.5ポイント）、欧文はCentury（10.5ポイント）
 - (2) 論文は、表題、執筆者名、要旨、和文要約、英文要約（原則）、キーワード、本文、注、引用文献、図表の順序で構成して下さい。
 - (3) 研究ノート、判例研究、調査報告などは、表題、執筆者名、要旨、キーワード、本文、注、引用文献、図表の順序で構成して下さい。
 - (4) 注および図表の位置、特殊な指示などは、ペーパー原稿の上に朱書して下さい。

5. 表記法

- (1) 英数字は、原則として半角文字を用いて下さい。．。()＝などの記号類は、全角文字を用いて下さい。
- (2) 節、項には半角数字を用いて、それぞれ1.(1)のように記して下さい。
- (3) 外国人名や外国地名はよく知られたもののほかは、初出の箇所にその原綴りを、「フライブルク (Freiburg)」のように記して下さい。
- (4) 原則として西暦を用いて下さい。年号を使用する場合には、「昭和63年 (1988年)」のように記して下さい。

6. 図表、写真

- (1) 図表、写真はそのまま版下として使えるように、執筆者の責任で別紙に作成し、オリジナルおよび仕上がり寸法大のコピーを提出して下さい。
メールで提出する場合は、jpgのデータを添付して下さい。(図表用の版下作成の必要が生じた場合には、執筆者に版下作成の実費を負担いただきます。)
- (2) 図表の頭に、「図1 世界の人口 (1992年12月末現在)」のように題名を記し、データ類を他の文献から引用する場合には、下部に「(出典) 厚生省人口問題研究所『人口統計資料集1992』」のように、引用した文献を挙示して下さい。
- (3) 図表、写真の挿入位置を原稿中に明記して下さい。

7. 注、文献引用

- (1) 注は、本文該当箇所の右肩に通し番号(1)、(2)のように記し、本文の最後にまとめて記載して下さい。
- (2) 本文注とする場合は「Carson (1962)」のように「著者名 (発表年)」を記して下さい。
文献リストは、著者名 (五十音順もしくはアルファベット順)、発表年、論文名、書名、雑誌名、出版社名、巻号：所在ページの順で記載して下さい。和文文献は書名、雑誌名を『』で、論文名を「」でくくり、欧文文献は書名、雑誌名をイタリックで表記して下さい。

8. 校正

著者校正を1回行います。(万一校正段階の加筆、修正によって組換え等追加の費用が必要になった場合は、その費用を執筆者にご負担いただくことがあります。)

※原稿番号： _____

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿票

※受付日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
※は編集委員会記入

著者名（連名の場合は全著者について） ①日本語 ②英 語	
表 題 ①日本語 ②英 語	
キーワード（5語程度） ①日本語 ②英 語	
文字数（図表、注、文献リストを含みます。要旨、要約は字数に含みません。）	
原稿の種分け（著者希望） 1. 論 文 2. 研究ノート 3. 判例研究 4. 調査報告 5. 実践研究報告 6. その他（ _____ ）	著者連絡先 住所：〒 氏名： Tel: _____ Fax: _____ E-mail: _____
著者紹介（執筆者の①所属、②所属機関の住所、③E-mailを執筆文章の1ページ目に掲載します。連名の場合は全著者について掲載します。） 著者名： ① _____ ② 〒 _____ ③ _____ 著者名： ① _____ ② 〒 _____ ③ _____	

(注) 原稿は、執筆要項にしたがってMS-Wordで作成し、メールまたは郵送で提出する。
(1) メール：電子メールの添付ファイルとして原稿および投稿票を提出する。
(2) 郵 送：記録媒体（CD、USB等）および印刷された原稿1部に投稿票を添付して送付する（当日消印有効）。
送付先：〒902-8521 那覇市国場555 沖縄大学地域研究所 紀要編集委員会
Tel: 098-832-5599 Fax: 098-832-3220 E-mail: chicken@okinawa-u.ac.jp

編集後記

沖縄大学で1号館が完成したのは今から遡ること30年前の1985年で、私が本学本採用になった年でもある。同年、「男女雇用機会均等法」が可決・公布され、その年の入試の面接で受験生に読ませる新聞記事にも使用されたことを覚えている。しかし、この法律が国連で1979年に採択された「女子差別撤廃条約」が、やっとこの年、日本で批准されたことによるものであることを、私が理解したのは何年も後のことであった。30年前とはそんな時代であった。

今回、牧洋一郎先生と岡本常雄先生より御寄稿頂いた。お二人のお名前はもう30年も前から存知上げていたのだが、この間お会いする機会が無く、昨年縁あってお会いすることができた。牧先生は「第二次馬毛島入会権確認訴訟判決」についての判例研究を、岡本先生には「認可地縁団体が所有する不動産の登記の特例の制度の創設について」の研究ノートを、それぞれご投稿いただいた。両論考とも入会権に関連する貴重なご論考である。また元本学教員の小川竹一先生より「日本と中国の農地権利システムの変貌」に関する研究ノートをご投稿いただいた。古くから本地域研究所に関わる先生方からのご投稿はこうした歴史を振り返ると、意義深いものを感じる。

本紀要「地域研究」は元々、地域研究所創立17年目となる2005年に「事業報告」となる「年報」と区別し、学内所員及び特別研究員の「研究発表」のために創刊された、という経緯がある。本紀要「地域研究」をその研究成果発表の場として、今後も大いに活用していただきたい。

(田里 修)

『地域研究』 No.16

編集委員長
発行日
発行

田里 修 (沖縄大学・地域研究所所長)
2015年 9 月
沖縄大学地域研究所
〒902-8521 沖縄県那覇市字国場555
電 話 : (098) 832-5599
F A X : (098) 832-3220
E-mail : chicken@okinawa-u.ac.jp

印刷・製本

株式会社 国際印刷
〒901-0147 沖縄県那覇市宮城1-13-9
電 話 : (098) 857-3385
F A X : (098) 857-3892
E-mail : kokusai@herb.ocn.ne.jp

Regional Studies No.16

